

平成22年度

高知市包括外部監査  
結果報告書

委託料にかかる財務に関する  
事務の執行について

高知市包括外部監査人

武田裕忠

<b>第 1 外部監査の概要</b>	<b>1</b>
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 外部監査対象	1
(2) 外部監査対象機関	1
(3) 外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	2
(1) 監査の観点	2
(2) 主な監査手続き	3
5. 外部監査の実施時期	4
6. ヒアリング実施事跡	4
7. 補助者	6
8. 利害関係	6
9. 本報告書における前提事項及び本報告書の構成	6
(1) 端数処理	6
(2) 委託料に関するデータの性質	6
監査開始当初入手できたデータの性質について	6
回収した質問票によるデータの補正	6
保育所運営費について	7
(3) 本報告書の構成	8
外部監査の結果の部の構成	8
意見の部	8
<b>第 2 外部監査の結果</b>	<b>9</b>
<b>委託料の概要</b>	<b>9</b>
1. 委託料に関する用語の説明	9
(1) 委託料の説明	9
(2) 負担金補助及び交付金	9
2. 契約事務に関する法令等	10
(1) 契約事務に関する法令等の概要	10
(2) 地方自治法、同施行令の規定	11
(3) 契約方法の原則	12
3. 高知市における委託契約の手続きの概要	12
(1) 契約手続きのフロー	12

(2) 契約手続きの説明	13
4. 高知市における入札・契約制度改善の取り組み	16
5. 随意契約ガイドライン	18
<b>・ 高知市の委託料の概要</b>	<b>19</b>
1. 平成 21 年度の委託料の支出負担行為の状況	19
(1) 部課別支出負担行為の件数及び金額	19
(2) 金額階層別負担行為の件数及び金額	21
2. 平成 21 年度の委託料の契約単位での状況	22
<b>・ 質問票のまとめ</b>	<b>24</b>
1. 質問票の内容について	24
2. 質問票の対象とした契約及び回答の集計方法について	24
(1) 質問票の対象とした契約について	24
(2) 委託料の部局別の発生状況	24
(3) 回答の集計方法について	25
3. 委託料の契約方法別の状況	25
(1) 委託料の契約方法別の状況	25
(2) 一般競争入札について	26
(3) 指名競争入札について	26
指名競争理由について	26
指名競争応札業者数について	27
落札率について	27
(4) 随意契約について	28
随意契約理由について	28
4. 契約手続きの概要	28
(1) 契約書、請書の作成状況	28
(2) 随意契約における予定価格調書の作成について	29
予定価格調書の作成状況について	29
予定価格調書の省略理由について	29
(3) 見積書徴収業者数	30
(4) 検査調書の作成について	30
(5) 再委託禁止条項および再委託	31
契約における再委託禁止条項について	31
再委託の状況	31
(6) 契約保証金の収受について	32

5. 委託業務の分析について	33
(1) 委託理由について	33
(2) 委託契約類型分類について	34
(3) 委託先の分類について	35
6. 委託の効果測定について	35
(1) 制度的な委託の効果測定	35
(2) 効果測定を実施していない理由	36
(3) 委託の効果についての非公式の認識について	37
<b>・ 委託料に関する総括的指摘事項</b>	<b>39</b>
1. アウトソーシングの目的について	39
(1) 高知市におけるアウトソーシングの目的について	39
(2) 一般的なアウトソーシングの目的	39
(3) 手段の目的化の危険性について	39
(4) 日々の業務委託の意識化の必要性	40
2. 業務委託の効果の評価について	41
(1) 委託業務の効果の評価の必要性について	41
(2) 委託業務の効果測定の状況について	41
制度的な委託の効果測定	41
委託の効果についての非公式の認識について	42
(3) 業績評価の取り組み	43
指定管理者の業務評価について	43
指定管理者の業績評価の意味	44
(4) 業務委託の評価プロセスの問題点	44
外部委託の基本的な業務プロセス	44
外部委託する目的や理由が明確化されていない	44
評価が制度化されていない	45
評価結果が業務に反映されるルートが確立されていない	46
初歩的業務プロセスが整備されていない	46
(5) 業務委託の効果の評価にむけて	46
外部委託の目的の明確化	46
目的に沿った成果の評価	47
評価の事業への反映	47
プロセスの構築	47
3. 高知市の外郭団体に対する委託について	48



(1)	外郭団体に対する委託等の状況	48
(2)	外郭団体に対する委託の問題点	49
(3)	外郭団体に対する対応の問題点	49
(4)	外郭団体に対する委託について	50
4.	随意契約における予定価格調書の作成について	50
(1)	随意契約における予定価格調書の作成等に関する規定	51
(2)	予定価格調書の作成状況の現状	51
	予定価格調書の作成状況	51
	予定価格調書の作成を省略した理由の具体例	52
(3)	予定価格の意味	52
(4)	予定価格の決定過程の問題点	52
	理由の明記されていない予定価格の減額について	53
	積算基準を誤って適用しているもの	53
5.	検査調書が省略されている契約について	53
(1)	地方自治法・同施行令の検査に関する規定	53
(2)	契約規則の検査調書の作成等に関する規定	54
	検査調書の作成等に関する規定	54
	支払い事務と検査調書	54
(3)	検査調書の作成状況の現状	55
	検査調書の作成状況	55
	検査調書の作成を省略した理由の具体例	56
(4)	ヒアリングの実施	56
	ヒアリングの目的	56
	ヒアリングの結果	57
(5)	この指摘の意味	57
	規則に従って検査調書が作成されていないことの問題点	57
	規則と実務の乖離についてその調整をしていないことの問題点	58
6.	雇用類似の委託契約について	58
(1)	所得税が源泉徴収されていた委託料	58
	保育課「かがみ保育園給食業務委託」	58
	学事課「スクールバス運行委託」	59
	保険医療課「レセプト内容点検業務委託」	60
(2)	給与所得の判定	60
(3)	所得税法上の給与所得と労働法上の雇用の関係	62

(4) レセプト内容点検業務委託の仕様書について	62
7. 派遣職員の手当等について	62
(1) 派遣職員の給与の取扱	63
公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定	63
高知市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の規定	63
大阪高等裁判所判決の事例	63
(2) 高知市の派遣職員に対する手当等の支給状況	63
(3) 支払いの形態	64
個別の委託料によるケース	64
委託料本体に含めているケース	64
補助対象経費に明示しているケース	64
運営費補助金に含めているケース	64
負担金に含めているケース	65
(4) 高知市の派遣職員に対する手当等の問題点	65
8. 実費弁償方式によっている委託料等の消費税について	66
(1) 実費弁償方式によっている委託料等の消費税の計算	66
(2) 高知市における精算の実際	66
事業費の総額から消費税を算出しているケース	66
前年分の消費税で精算しているケース	67
(3) その他の実費弁償方式によっている委託料等の消費税について	67
9. 随意契約理由の合理性について	68
(1) 契約の原則的方法の再確認	68
(2) 随契ガイドラインが遵守されていないことについて	68
(3) データの互換性を随意契約理由にしているものについて	69
(4) 施設維持関連契約について	69
エレベータの保守点検業務	69
自家用電気工作物保安管理	70
機械警備	70
浄化槽維持管理業務委託	71
(5) 随意契約の理由の説明責任について	71
・ 個別の委託契約に関する指摘事項	72
1. 地籍調査課	72
(1) 委託業務の効果の評価について(1-1、1-2 共通)	73
委託業務の効果の認識について	73

委託の効果の評価の必要性について .....	73
2. 観光課 桂浜荘 .....	74
(1) 指定管理者の指名による選定について .....	74
個別外部監査における指摘事項 .....	74
指定管理者の指名による選定について .....	75
3. 公営事業課 高知競輪の実施に関する業務委託 .....	75
(1) 委託の包括化について .....	76
(2) (財)日本自転車競技会への委託料の減額・廃止等について .....	76
(3) 検査調書の作成について .....	77
検査調書の作成の省略について .....	77
問題点 .....	77
(4) 委託の効果の評価について .....	77
委託の効果の認識について .....	77
委託の効果の評価の必要性について .....	77
4. 資産税課 高知市画地一斉調査事業 .....	77
(1) 事業の概要 .....	78
事業の概要 .....	78
事業の経過 .....	78
事業遂行上発生した問題点 .....	79
(2) 指名競争入札過程の問題点について .....	80
(3) 画地一斉調査事業委託にあたっての事前準備の問題点について .....	80
(4) 予定価格の決定にあたっての問題点について .....	81
(5) 委託業務の効果の評価について .....	81
委託業務の効果の認識について .....	81
事業評価の結果について .....	81
5. 下水道保全課 高知市公共下水道台帳外 1 件作成業務 .....	82
(1) 特命で随意契約することの妥当性について .....	82
委託理由 .....	82
特命随意契約理由 .....	83
プログラム自体の開発費とランニングコスト .....	83
他社のシステムを導入する可能性について .....	83
著作権上の制限について .....	85
高知市における入札の可能性の検討について .....	85
競争性の高い委託業者の選定手続きの導入に向けての検討 .....	85

(2)	委託料の減額交渉について	86
(3)	委託業務の効果の評価について	86
	委託業務の効果の認識について	86
	委託の効果の評価の必要性について	87
6.	弥右衛門都市整備課 弥右衛門・潮江西部地区土地区画整理事業換地計画作成業務	87
(1)	随意契約理由の合理性について	88
(2)	委託業務の効果の評価について	88
	委託業務の効果の認識について	88
	委託の効果の評価の必要性について	89
7.	下水処理場管理課 下水処理場運転管理業務委託	89
(1)	予定価格の決定過程について	90
(2)	業務委託の契約方法及び契約期間について	90
(3)	委託業務の効果の評価について	91
	委託の効果の認識について	91
	委託の効果の評価の必要性について	92
8.	中山間振興課 オーベルジュ土佐山	92
(1)	オーベルジュ土佐山の概要	92
	沿革	93
	建築費(周辺施設を除く)	93
(2)	公募における選考過程について	93
	オーベルジュ土佐山運営審議会の指定管理者候補者の選定結果	93
	高知市指定管理者審査委員会における審査結果	94
	市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準の解釈について	94
(3)	指定管理施設の収支の状況	96
	オーベルジュ土佐山の過去3年間の収支実績	96
	施設等の維持管理にかかる費用負担について	97
	利用料金制度による指定管理者の利益についての考え方	98
	オーベルジュ土佐山から生じる利益について	99
(4)	オーベルジュ土佐山の売却について	99
(5)	再委託の禁止条項について	99
9.	高知駅周辺都市整備課 高知駅周辺土地区画整理事業換地計画作成業務委託	100
(1)	随意契約理由の合理性について(9-1、9-2 共通)	100
(2)	委託業務の効果の評価について(9-1、9-2 共通)	101

委託の効果の認識について	101
委託の効果の評価の必要性について	101
(3) 履行期限の延長について(9-2)	102
10. 都市整備総務課 駐車場指定管理	102
(1) 高知市駐車場が一括して指定管理されていることについて	104
平成 21 年度駐車場別施設及び収支の概要の比較	104
時間制駐車場の経費分析	105
駐車場の類型的分類	105
駐車場を一括して指定管理とすることについて	106
県庁前通り地下駐車場の委託先(指定管理先)について	106
(2) 指定期間の途中ででの指定管理者の変更に伴う手続きについて	106
11. 道路管理課 道路台帳整備・作成委託業務	107
(1) 特命で随意契約することの妥当性について	107
特命随意契約理由	107
他社のシステムを導入する可能性について	108
高知市における入札の可能性の検討について	108
競争性の高い委託業者の選定手続きの導入に向けての検討	109
(2) 委託業務の効果の評価について	109
委託業務の効果の認識について	109
委託の効果の評価の必要性について	109
12. 道路管理課 春野地区未登記市道解消事業業務に伴う囑託登記事務委託	110
(1) 年度計画に従って調査等地域を明示すべきもの	110
(2) 予定価格調書の作成について	111
予定価格調書の作成の省略について	111
予定価格調書の意味について	111
問題点	111
13. みどり課 都市公園等維持補修業務委託	111
(1) 委託業務の概要	112
委託業務内容	112
委託理由(アウトソーシング推進計画について)	112
特命理由	112
主な再委託業務	113
(2) アウトソーシングの効果について	113
(3) 業務委託自体の是非について	114

(4)	検査調書の作成について	115
	検査調書の作成の省略について	115
	問題点	115
(5)	委託業務の効果の評価について	115
	委託業務の効果の認識について	115
	委託業務の効果の評価の必要性について	116
14.	元気いきがい課 福祉センター等の指定管理	116
(1)	各施設の収支分析	117
	利用者 1 人あたりの経費の比較	119
	利用者一人あたり人件費について	119
	併設施設との業務の見直しについて	120
(2)	指定管理料の精算における消費税の取り扱いについて	120
	実費弁償方式による消費税(本則課税)の計算	120
	(社福)高知市社会福祉協議会の計算	120
15.	観光課 高知市桂浜公園駐車場	121
(1)	高知市桂浜公園の委託及び指定管理関係について	122
	管理委託の状況の概要	122
	公園施設の管理方針について	123
	桂浜公園の一括直営について	123
(2)	平成 21 年度指定管理者業務評価について	123
(3)	指定管理料等の精算における消費税の取り扱いについて	124
16.	情報政策課 情報システムの運用支援に関する業務委託	124
(1)	高知市の情報システムの概要	124
	情報システムの変遷	124
	富士通(株)の業務処理体制について	125
	委託にかかる費用の評価	125
(2)	委託業務の効果の評価について	125
	委託業務の効果の認識について	125
	委託業務の効果の評価の必要性について	126
17.	保険医療課 診療報酬明細書に関する業務委託	126
(1)	委託料に含まれる積立金負担金について	126
(2)	検査調書の作成について	127
	検査調書の作成の省略について	127
	問題点	127

18. 環境業務課 不燃雑ごみ収集運搬業務委託	128
(1) 検査調書の作成について	128
検査調書の作成の省略について	128
問題点	128
(2) 委託業務の効果の評価について	128
委託業務の効果の認識について	128
委託業務の効果の評価の必要性について	129
19. 環境業務課 資源物収集業務委託	129
(1) 予定価格の決定方法について	129
(2) 契約変更について理由・根拠を明確にすべきもの	130
(3) 検査調書の作成について	130
検査調書の作成の省略について	130
問題点	131
(4) 委託業務の効果の評価について	131
委託業務の効果の認識について	131
委託業務の効果の評価の必要性について	131
20. 東部環境センター 高知市菖蒲谷プラスチック減容工場運転管理業務委託	131
(1) 委託理由の認識について	132
(2) 特命随意契約について	132
特命随意契約の理由について	132
平成2年の再建計画の記載	133
高知市の外郭団体見直し方針について	133
随意契約理由の妥当性について	134
(3) 委託業務の効果の評価について	135
委託業務の効果の認識について	135
委託業務の効果の評価の必要性について	135
21. 東部環境センター 東部環境センター運転管理業務委託料	135
(1) 積算基準について	136
(2) 委託業務の効果の評価について	136
委託業務の効果の認識について	136
委託業務の効果の評価の必要性について	137
22. 春野環境センター 平成21年度春野地区一般廃棄物収集運搬委託料	137
(1) 春野地区一般廃棄物収集運搬業務の概要	137
(2) 予定価格の設定について	138

(3)	旧春野町の一般廃棄物収集運搬の方針について	138
(4)	施設整備基金の取扱いについて	138
(5)	検査調書の省略について	139
	検査調書の作成の省略について	139
	問題点	139
(6)	委託業務の効果の評価について	139
	委託業務の効果の認識について	139
	委託業務の効果の評価の必要性について	139
23.	市場課 高知市中央卸売市場警備業務委託	140
(1)	警部業務委託仕様書の内容について	140
	仕様書で指定されている配置について	140
	配置人数について	140
(2)	警備員に支払われる賃金について	141
(3)	委託業務の効果の評価について	141
	委託業務の効果の認識について	141
	委託業務の効果の評価の必要性について	141
24.	消防局総務課 東消防署はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール業務委託	142
(1)	消防自動車のオーバーホール契約の経緯について	142
	消防自動車のオーバーホールの予定	142
	委託先の対応	142
	契約期間の問題点	143
(2)	委託業務の効果の評価について	143
	委託業務の効果の認識について	143
	委託業務の効果の評価の必要性について	143
25.	消防局総務課 消防緊急通信指令システム等の総合あんしんセンター移転に関するシステム移行業務委託	143
(1)	委託業務の効果の評価について	144
	委託業務の効果の認識について	144
	委託業務の効果の評価の必要性について	144
26.	生活福祉課 生活保護システム開発・導入業務委託料	144
(1)	契約の概要	145
	生活保護システム導入の方針	145
	委託業者の選定過程について	145
(2)	委託業務の効果の評価について	146



委託業務の効果の認識について	146
委託業務の効果の評価の必要性について	146
27. 健康福祉総務課 高知市土佐山へき地診療所	146
(1) 指定管理料の算定について	147
28. 学校教育課 高知市中学校学習習慣確立プログラム推進事業にかかる委託	147
(1) 検査調書の作成について	148
検査調書の作成の省略について	148
問題点	148
(2) 委託の効果測定	148
29. 高知市文化プラザの管理について	148
(1) 高知市文化プラザの施設の概要	148
(2) 高知市文化プラザの管理の概要	149
(3) 文化プラザの収支の比較	149
収入について	149
費用について	150
収支について	152
(4) 指定管理の範囲を変更した理由について	152
(5) 文化プラザの指定管理者について	153
30-1. 生涯学習課 高知市立中央公民館事業委託	153
(1) 事業委託内容に関する契約書(仕様書)の記載について	153
(2) 検査調書の作成について	154
検査調書の作成の省略について	154
問題点	154
(3) 委託業務の効果の評価について	154
委託業務の効果の認識について	154
委託業務の効果の評価の必要性について	155
30-2. 生涯学習課 横山隆一記念まんが館事業委託	155
(1) 事業委託内容に関する契約書(仕様書)の記載について	155
(2) 検査調書の作成について	156
検査調書の作成の省略について	156
問題点	156
(3) 委託業務の効果の評価について	156
委託業務の効果の認識について	156
委託業務の効果の評価の必要性について	157

30-3. 生涯学習課 中央公民館等運營業務委託	157
(1) 事業委託内容に関する契約書(仕様書)の記載について	157
(2) 検査調書の作成について	158
検査調書の作成の省略について	158
問題点	158
(3) 委託業務の効果の評価について	158
委託業務の効果の認識について	158
委託業務の効果の評価の必要性について	159
31. 生涯学習課 文化プラザ指定管理	159
(1) 文化プラザの指定管理範囲の変更について	160
32. スポーツ振興課 高知市運動場の指定管理	160
(1) 各施設の収支分析	161
利用者1人あたりの経費の比較	162
経費の特徴	162
性格の違う施設の一括指定管理について	162
(2) 指定管理者の指名による選定について	162
指名理由について	162
指定管理者制度対応方針について	163
指定管理者の選定手続きについて	163
再委託の契約内容の検証について	164
33. 市民図書館 市民図書館情報システムの開発	164
(1) 委託業務の概要	165
委託事業	165
委託業者選定過程について	165
新図書館との関係について	165
(2) 検査調書の作成について	165
検査調書の作成の省略について	165
問題点	165
(3) 委託業務の効果の評価について	166
委託の効果の認識について	166
委託業務の効果の評価の必要性について	166
34. 河川水路課 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託	166
(1) 委託業者の選定方法について	167
随意契約理由について	167

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託に対する契約課の方針	167
競争性の確保について	167
(2) 電気工作物の点検結果に対する対応について	168
(3) 検査調書の作成について	168
検査調書の作成の省略について	168
検収手続きの実際について	168
問題点	169
(4) 委託業務の効果の評価について	169
委託業務の効果の認識について	169
委託業務の効果の評価の必要性について	169
(5) 再委託禁止条項について	169
35. 技術管理課 高知県新土木積算システムの運用管理業務委託	169
(1) 高知県新土木積算システムの運用委託の概要	170
(2) 予定価格調書の作成について	171
予定価格調書の作成の省略について	171
問題点	171
(3) 検査調書の作成について	171
検査調書の作成の省略について	171
問題点	172
(4) 委託業務の効果の評価について	172
委託業務の効果の認識について	172
委託業務の効果の評価の必要性について	172
36. 下水道建設課 高知市公共下水道事業計画変更認可申請図書作成委託業務	172
(1) 予定価格調書の綴り方について	173
37. まちづくり推進課 高知市ふれあいセンター管理運営業務委託料	173
(1) 検査調書の作成について	174
検査調書の作成の省略について	174
検査職員について	174
問題点	174
(2) 委託業務の効果の評価について	174
委託の効果の認識について	174
委託業務の効果の評価の必要性について	174
38. まちづくり推進課 朝倉ふれあいセンター他 8 施設機械警備ほか委託料	175
(1) 特命随意契約による契約方式について	175

(2)	警備業務委託契約に付随する覚書について	176
(3)	検査調書の作成について	176
	検査調書の作成の省略について	176
	問題点	176
(4)	委託業務の効果の評価について	176
	委託の効果の認識について	176
	委託業務の効果の評価の必要性について	177
39.	まちづくり推進課 平成 21 年度朝倉ふれあいセンター清掃業務委託	177
(1)	特命随意契約の早期解消について	177
(2)	検査調書の作成について	178
	検査調書の作成の省略について	178
	問題点	178
(3)	委託業務の効果の評価について	178
	委託の効果の認識について	178
	委託業務の効果の評価の必要性について	178
40.	まちづくり推進課 高知市朝倉他 6 ふれあいセンターにおける浄化槽設備維持管理業務	179
(1)	特命随意契約について改善すべきもの	179
(2)	検査調書の作成について	180
	検査調書の作成の省略について	180
	問題点	180
(3)	委託業務の効果の評価について	180
	委託の効果の認識について	180
	委託業務の効果の評価の必要性について	180
41.	秘書広報課 広報紙配布業務委託	180
(1)	業務の概要	181
(2)	単価契約の単価の算定根拠について	181
(3)	予定価格調書の作成について	182
	予定価格調書の作成の省略について	182
	予定価格調書の意味について	182
	問題点	182
(4)	検査調書の作成について	183
	検査調書の作成の省略について	183
	検収手続きの実際について	183

問題点	183
42. 選挙管理委員会 選挙公報等配布業務	183
(1) 業務の概要	184
(2) 単価契約の単価の算定根拠について	184
(3) 予定価格調書の作成について	185
予定価格調書の作成の省略について	185
予定価格調書の意味について	185
問題点	185
(4) 検査調書の作成について	185
検査調書の作成の省略について	185
問題点	185
(5) 配布実績の報告について	185
43. 選挙管理委員会 投票人名簿システム構築業務	186
(1) 検査調書の作成について	186
検査調書の作成の省略について	186
問題点	186
44. 男女共同参画課 平成 21 年度こうち男女共同参画センター推進事業委託	187
(1) こうち男女共同参画センターの概要	187
こうち男女共同参画センターの概要	187
こうち男女共同参画センターに関する協定の概要	187
(2) こうち男女共同参画センターに関する契約関係の概要	188
管理運営経費(負担金)について	188
男女共同参画推進事業(委託料)について	189
(3) 男女共同参画センター推進事業の委託について	189
委託業務の内容	189
センターの業務内容	189
推進事業の県と市の取り扱い	189
(4) 予定価格調書、検査調書の保管場所について	190
45. 同和人権啓発課 人権週間事業 講演会講師招聘業務委託	190
(1) 検査調書の作成について	190
検査調書の作成の省略について	190
問題点	191
(2) 委託業務の効果の評価について	191
委託の効果の認識について	191

委託業務の効果の評価の必要性について .....	191
46. 潮江西部都市整備課 潮江西部土地区画整理事業清算金台帳作成委託業務 .....	191
(1) 予定価格調書の作成について .....	192
予定価格調書の作成の省略について .....	192
予定価格調書の意味について .....	192
問題点 .....	192
47. 高知駅周辺都市整備課 土地区画整理法第 95 条第 6 項の分筆委託業務 .....	192
(1) 予定価格調書の作成について .....	193
予定価格調書の作成の省略について .....	193
予定価格調書の意味について .....	193
問題点 .....	193
(2) 契約の競争性確保について .....	193
48. 高知駅周辺都市整備課 高知駅周辺土地区画整理事業記録撮影編集委託業務 ...	194
(1) 事業自体の必要性について .....	194
事業の概要 .....	194
平成 21 年度の委託業務内容について .....	195
委託料の総額 .....	195
事業自体の必要性について .....	195
(2) 随意契約理由の合理性について .....	196
(3) 予定価格調書の作成について .....	197
予定価格調書の作成の省略について .....	197
予定価格調書の意味について .....	197
問題点 .....	197
(4) 委託業務の効果の評価について .....	197
委託の効果の認識について .....	197
委託業務の効果の評価の必要性について .....	197
49. 情報政策課 入力媒体作成業務委託 .....	198
(1) 検査調書の作成について .....	198
検査調書作成の省略について .....	198
検収手続きの実際について .....	198
問題点 .....	198
(2) 委託の効果測定について .....	199
委託の効果の認識について .....	199
委託の効果測定の必要性について .....	199

50. 危機管理室 水防対策支援サービス提供業務委託	199
(1) 検査調書の作成について	200
検査調書作成の省略について	200
問題点	200
(2) 委託の効果測定について	200
委託の効果の認識について	200
委託の効果測定の必要性について	200
51. 学校教育課 社会科副読本「高知の暮らし」編集に関する業務委託	200
(1) 委託業務契約の問題点	201
委託業務の概要	201
委託契約の概要	201
契約締結上の問題点	202
(2) 検査調書の作成について	202
検査調書の作成の省略について	202
検査調書に記載すべき事項について	202
問題点	202
52. 教育委員会総務課 高知市立旭小学校合併処理浄化槽維持管理業務	203
(1) 幼稚園・小学校・中学校・養護学校の合併処理槽維持管理契約について	203
指名競争入札の方法について	203
平成 21 年度ブロック別入札状況	204
競争入札の方法について	205
(2) 検査調書の作成について	205
検査調書の作成の省略について	205
問題点	205
(3) 委託の効果測定について	205
委託の効果の認識について	205
委託の効果測定の必要性について	205
53. 教育委員会総務課 高知市立小学校自家用電気工作物保安管理業務	206
(1) 委託業者の選定方法について	206
随意契約理由について	206
自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託に対する契約課の方針	207
競争性の確保について	207
(2) 電気工作物の点検結果に対する対応について	207
(3) 検査調書の作成について	209

検査調書の作成の省略について	209
問題点	209
(4) 委託の効果測定について	209
委託の効果の認識について	209
委託の効果測定の必要性について	209
54. 住宅課 平成 21 年度高知市木造住宅耐震診断士派遣事業にかかる派遣等業務	209
(1) 予定価格調書の作成について	210
予定価格調書の作成の省略について	210
問題点	210
(2) 検査調書の作成について	210
検査調書の作成の省略について	210
検収手続きの実際について	210
問題点	211
(3) 委託の効果測定について	211
委託の効果の認識について	211
委託の効果測定の必要性について	211
55. 学事課 平成 21 年度高知市立潮江東小学校給食調理業務委託料	211
(1) 契約業者の選定方法及び効果測定について	212
委託業者の選定方法について	212
委託の評価について	212
(2) 予定価格調書の作成について	213
予定価格調書の作成の省略について	213
契約規則の認識について	213
問題点	213
(3) 検査調書の作成について	213
検査調書の作成の省略について	213
検収手続きの実際について	213
問題点	213
56. 学事課 高知地裁 平成 21 年(ワ)第 334 号	214
(1) 予定価格調書の作成について	214
予定価格調書の作成の省略について	214
弁護士費用の見積書の徴収について	214
問題点	215
(2) 検査調書の作成について	215



検査調書の作成の省略について	215
問題点	215
(3) 委託の効果測定について	215
委託の効果の認識について	215
委託の効果測定の必要性について	216
57. 契約課 高知市新清掃工場本体整備工事に関する三菱重工業株式会社に対する損害賠償請求事件の処理	216
(1) 予定価格調書の作成について	216
予定価格調書の作成の省略について	216
弁護士費用の見積書の徴収について	217
問題点	217
(2) 検査調書の作成について	217
検査調書の作成の省略について	217
問題点	218
(3) 委託の効果測定について	218
委託の効果の認識について	218
委託の効果測定の必要性について	218
58. 道路管理課 二項道路整備事業に伴う嘱託登記事務業務委託料	218
(1) 事業の概要	219
(2) 予定価格調書の作成について(58 -1、58 -2 共通)	219
予定価格調書の作成の省略について	219
問題点	219
(3) 競争性のある契約方法を検討すべきもの(58 -1、58 -2 共通)	220
59. 道路建設課 平成 21 年度用地境界確定及び墓地区画確定業務	220
(1) 業務の概要	221
(2) 競争入札を検討すべきもの	221
(3) 検査調書の作成について	222
検査調書の作成の省略について	222
問題点	222
60. 道路管理課 道路網再編成事業に伴う嘱託登記事務委託料	222
(1) 予定価格調書の作成について	223
予定価格調書の作成の省略について	223
問題点	223
61. 自由民権記念館 自由民権記念館内受付等業務委託	223

(1)	契約における委託業務内容の明確化について	223
(2)	年度を跨ぐ委託契約期間について	224
(3)	検査調書の作成について	224
	検査調書の作成の省略について	224
	問題点	225
(4)	委託業務の効果の評価について	225
	委託業務の効果の認識について	225
	委託業務の効果の評価の必要性について	225
62.	自由民権記念館 自由民権記念館調査・研究等事業関連業務委託	225
(1)	契約における委託業務内容の明確化について	226
(2)	検査調書の作成について	226
	検査調書の作成の省略について	226
	問題点	226
(3)	委託業務の効果の評価について	227
	委託業務の効果の認識について	227
	委託業務の効果の評価の必要性について	227
63.	自由民権記念館 自由民権記念館収蔵資料等整理事業に関する業務	227
(1)	契約形態について	227
(2)	検査調書の作成について	228
	検査調書の作成の省略について	228
	代替手続きの実際について	228
	問題点	228
(3)	委託業務の効果の評価について	229
	委託業務の効果の認識について	229
	委託業務の効果の評価の必要性について	229
64.	保育課 かがみ保育園給食業務委託	229
(1)	契約形態について	230
	委託の経緯	230
	委託料の日額単価の積算方法	230
(2)	委託料からの源泉徴収について	230
	源泉徴収について	230
	所得税の源泉徴収の根拠について	230
65.	環境政策課 容器包装に係る分別基準適合物再商品化業務委託	231
(1)	検査調書の作成について	231

検査調書の作成の省略について	231
問題点	231
(2) 委託業務の効果の評価について	232
委託業務の効果の認識について	232
委託業務の効果の評価の必要性について	232
66. 生涯学習課 財団法人高知市文化振興事業団委託金(派遣職員に係る手当等)	232
(1) 財団法人高知市文化振興事業団委託金(派遣職員に係る手当等)の概要	232
支出の根拠となる協定等	233
公社が負担すべき手当等を委託料として支払うことについて	234
67. 農業水産課 平成 21 年度外国人漁業研修生陸上研修委託料	234
(1) 事業の概要	235
(2) 予定価格調書の作成省略理由	235
(3) 検査調書の作成について	235
(4) 委託業務の効果の評価について	235
委託業務の効果の認識について	235
委託業務の効果の評価の必要性について	236
68. 施設管理の委託契約について	236
(1) エレベータの保守点検業務	236
随意契約理由の例	236
競争入札による健康福祉センターのエレベータの契約等の内容	237
保健福祉センターの契約金額の変遷	237
瑕疵担保責任期間中であることを随意契約理由としている契約について	238
(2) 自家用電気工作物保安管理	238
特命随意契約の理由	239
随意契約の理由の検証	239
(3) 機械警備	240
随意契約の理由	240
随意契約理由の検討	240
競争性を実現するために	240
(4) 浄化槽維持管理業務委託	240
随意契約によるものの理由	241
随意契約理由の妥当性について	241
<b>包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見</b>	<b>243</b>
1. 基本的な業務プロセスが整備されていないことについて	243

2. 基本的な業務がおろそかにされている .....	243
3. 実際に機能しているか疑問な「方針」等について .....	244
4. 外部委託の効果について .....	244
5. 随意契約の理由の合理性について .....	245
6. 地方自治法の再確認 .....	245
<b>参考資料 .....</b>	<b>246</b>
1. 質問票要旨 .....	246
2. 質問票回答内容件数集計 .....	248

# 包括外部監査の結果報告書

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

#### (1) 外部監査対象

委託料にかかる財務に関する事務の執行について

#### (2) 外部監査対象機関

全部局(特別会計を含む)

#### (3) 外部監査対象期間

平成21年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

但し、必要に応じて平成20年度以前及び平成22年度についても対象とした。

### 3. 事件を選定した理由

高知市の過去の包括外部監査のテーマを分析すると昨年度のテーマを除いて、そのほとんどが個別の事業を対象としているものであった。このような事業別のテーマの場合、監査対象機関は少数の特定の部署となることがほとんどである。ところで、過去の外部監査の経験から、特定の部署を対象に指摘を行った場合、指摘の対象となっていない部署では直接的な対応をとらない傾向がうかがえた。これは高知市に限ったことではないが外部監査による指摘事項が市の事務執行全般に波及しにくい風土があったことは否定しにくい。そのため過去の包括外部監査の結果報告において、度々監査対象とならなかった機関においても監査の結果を、事務執行の見直しに活用してほしい旨記載したのであるが、その効果が十分発揮されたとは認められない状況であった。

そのような経緯も考慮して、昨年度は全庁的に共通するテーマとして財産及び物品の管理を対象としたのであるが、本年度に至っても状況に大きな変化が認められる状況にはないと認められる。そのような「行政機関の風土」のようなものを考慮するとき、引き続き高知市役所全体に一定の共通の対応を求めることは効果的な手法であると思われる。テーマ選定にあたって「全部局が監査の対象となるような全庁的に共通するテーマ」であるという点を一つの要件とすることとした。

高知市の歳出を節別(科目別)に分析すると義務的経費(人件費、公債費、扶助費)以

外の経費では「負担金、補助及び交付金」に次いで「委託料」が大きな部分を占めている。両者を比較すると「負担金、補助及び交付金」のうち負担金、交付金は法令又は条例、規則等に基づいて支出される部分が多いこと、「負担金、補助及び交付金」は全く支出しなかったり支出しても非常に少額だったりする部署が比較的多いものに対して、「委託料」は高知市のほぼすべての部署で支出される傾向があることなどの特徴が見いだされる。この特徴から全庁的な共通のテーマの対象としては「委託料」がより適していると判断した。

さらに、平成 22 年度高知市行財政運営方針によれば、基本方針の中で財政再建に向けてアウトソーシングを推進するとともに、行政経営改革を目指してアウトソーシング推進計画に基づく取組を進めていくこととしている。また、重点事項としてアウトソーシング推進計画の着実な実施を掲げている。このように高知市ではアウトソーシングを行財政運営の基本的な手法として位置づけている。

ところでアウトソーシング(=事務事業の外部化)は、「外部からの調達」という意味では物品の購入や工事の委託と同様の側面を有している。他方アウトソーシングにより納入されるものは、作業自体であったり、ノウハウであったりであり、物品の納入等とは大きく様相が異なっている。アウトソーシングにより、どのような物の納入を予定しているのか、どのような物が納入され、それをどのように評価するのかといった、仕様書どおりの物が納入されたか否かといった、従来からの「検査」の基準では対応できない事態が発生している。

これらの状況を勘案したとき、行財政改革の主要な手法として位置づけられているアウトソーシングを含んだ業務委託が、合目的に、経済的・効率的に、有効に活用され適切な評価基準により評価する基盤ができていないか等を検証することは重要なことと判断し本年度の包括外部監査の対象となる特定の事件(テーマ)として選定した。

なお、監査の範囲としては、現在委託料として支出されている業務に基本的に限定することとした。これは、直営の業務すべてを対象に外部委託の可能性を検証する「高知市における業務のアウトソーシングについて」といった範囲にまで監査の対象を広げると、それ自体非常に大きなテーマであり、監査の範囲が膨大になり対応が困難になる可能性が大きいと判断したためである。

#### 4. 外部監査の方法

##### (1) 監査の観点

- 委託するか直営にするか十分検討されているか。
- 委託の理由や目的に合理性があるか。
- 委託料の算定方式は適正になされているか。
- 委託先の選定は適正になされているか。

委託契約の方法及び内容は適正か。

委託の効果は適正に評価されているか。

委託成果品及び委託契約の履行は適正に検査されているか。

## (2) 主な監査手続き

委託料の全体像を把握するため高知市の財務会計システムから平成 21 年度の委託料に関する支出負担行為ごとのデータのすべてを入手した。そのデータを基に以下の手続きを実施している。

一件の支出負担行為が 50 万円を超える委託料について質問票により契約の概要を把握し分析した。

一件の支出負担行為が 50 万円を超えるものを対象とした理由は地方自治法第 167 条の 2 により本来入札による必要があるものを対象にしたものである。しかし、入手できたデータが契約毎でなく支出負担行為毎であったため、あくまで便宜的基準であり、月払いの契約等で 1 件の契約の総額が 50 万円を超えるものは追加して質問票を回収するとともに他方、1 契約の意図的分割の可能性等については別途すべての支出負担行為データを通査し検討した。

一件の支出負担行為が 3 千万円以上の高額な契約について契約関係書類を閲覧するとともに担当者にヒアリングを行った。

質問票の内容を分析し予定価格調書の作成が省略された契約のうち単価等が法令等で定められている契約以外のすべてを対象に契約関係書類を閲覧するとともに担当者にヒアリングを行った。

質問票の内容を分析し検査調書の作成が省略された契約のうち、省略の理由が合理的とは認めがたい契約等を選定し、契約関係書類を閲覧するとともに担当者にヒアリングを行った。

データのすべてを対象に施設管理に関する委託業務を類型ごとに分類し、同一類型の委託業務であるにもかかわらず契約方法が異なるものについて契約関係書類を閲覧するとともに担当者にヒアリングを行った。

平成 21 年度指定管理者の業務状況評価結果を分析し、施設の内容から収支の状況に特異性がみられる施設について契約関係書類を閲覧するとともに担当者にヒアリングを行った。

その他データのすべてを分析し必要と思われる契約について契約関係書類を閲覧するとともに担当者にヒアリングを行った。

市として外部委託を検討している業務について、検討の状況をヒアリングにより把握した。

5. 外部監査の実施時期

平成 22 年 7 月 7 日から平成 23 年 3 月 30 日まで

6. ヒアリング実施事跡

ヒアリング実施日及び主な内容は以下のとおりである。

月日	担当部署	時間	内容	個別指摘 No
10月12日	地籍調査課	9:00 ～ 12:00	平成21年度高知市鏡地区地籍測量委託業務	1-1
			平成22年度高知市鏡地区一筆地調査及び地籍簿作成・閲覧委託業務	1-2
10月18日	行政管理課	13:30 ～ 14:30	指定管理者とアウトソーシング計画の概要	
	観光課	10:00 ～ 12:00	平成21年度国民宿舎桂浜荘指定管理料	2
	公営事業課	13:00 ～ 15:00	高知競輪の実施に関する業務委託料	3
	資産税課	15:00 ～ 17:00	高知市画地一斉調査事業(平成21年度)	4
10月19日	下水道保全課	9:00 ～ 10:30	高知市公共下水道台帳外1件作成業務委託	5
	弥右衛門都市整備課	10:30 ～ 12:00	弥右衛門・潮江西部地区土地区画整理事業換地計画作成	6
	下水処理場管理課	13:00 ～ 16:30	平成21年度高知市瀬戸下水処理場運転管理業務委託	7-1
10月20日	中山間振興課	9:00 ～ 12:00	平成21年度高知市潮江下水処理場運転管理業務委託	7-2
			平成21年度高知市下知下水処理場運転管理業務委託	7-3
10月20日	高知駅周辺都市整備課	13:00 ～ 16:30	オーベルジュ土佐山指定管理料	8
			高知駅周辺土地区画整理事業換地計画作成委託業務	9-1
10月21日	都市整備総務課	9:00 ～ 12:00	高知駅周辺土地区画整理事業換地計画及び出来形確認測量委託業務	9-2
			平成21年度 高知市駐車場指定管理料	10
10月22日	みどり課	9:00 ～ 12:00	平成21年度 高知市中心街再開発協議会高知市駐車場指定管理料	
			道路台帳整備・作成委託業務	11
10月25日	元氣いきがい課	13:00 ～ 16:00	春野地区未登記市道解消事業に伴う嘱託登記事務委託料	12
			平成21年度 都市公園等維持補修業務委託契約	13
			高知市障害者福祉センター	14-1
			高知市東部健康福祉センター	14-2
			高知市南部健康福祉センター	14-2
10月26日	環境業務課	9:00 ～ 12:00	高知市土佐山健康福祉センター	14-3
			高知市春野あじさい会館	14-3
			平成21年度高知市桂浜公園駐車場指定管理料	15
10月27日	市場課	10:00 ～ 12:00	情報システムの運用支援に関する業務委託	16
			平成21年度 診療報酬明細書に関する業務委託料	17
			平成21年度不燃雑ごみ収集運搬業務委託料	18
10月28日	学校教育課	9:00 ～ 11:00	平成21年度資源物収集業務委託料	19
			高知市菖蒲谷プラスチック減容工場運転管理業務委託料	20
			東部環境センター運転管理業務委託料	21
			平成21年度春野地区一般廃棄物収集運搬委託料	22
10月29日	市民図書館	13:00 ～ 15:00	高知市中央御売市場 警備業務委託料	23
			東消防署はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール業務委託	24
			消防緊急通信指令システム等の総合あんしんセンター移転に関するシステム移行業務委託	25
			生活保護システム開発・導入業務委託料	26
			高知市土佐山へき地診療所管理運営に関する年度協定書	27
10月29日	生涯学習課	13:00 ～ 16:30	平成21年度高知市中学校学習習慣確立プログラム推進事業にかかる委託料	28
			高知市立中央公民館事業委託料(各種講座事業)	30-1
			横山隆一記念まんが館事業委託料(まんが館事業費)	30-2
10月29日	スポーツ振興課	9:00 ～ 12:00	中央公民館等運営業務委託料	30-3
			平成21年度文化プラザ管理運営費(指定管理料)	31
10月29日	市民図書館	13:00 ～ 15:00	平成21年度高知市東部総合運動場指定管理料	32
			平成21年度高知市総合運動場指定管理料	
			平成21年度 高知市民図書館情報システムの開発に関する業務委託料	33



月日	担当部署	時間	内容	個別指摘 No
11月15日	河川水路課	11:00 ~ 12:00	平成21年度自家用電気工作物保安管理業務委託料	34
	技術管理課	13:00 ~ 14:30	平成21年度高知県新土木積算システムの運用管理	35-1
	下水道建設課		平成21年度高知県下水道積算資料単価調査及び管理委託 高知市公共下水道事業計画変更認可申請図書作成委託	35-2 36
	まちづくり推進課	15:00 ~ 17:00	高知市ふれあいセンター管理運営業務委託料(高知市朝倉ふれあいセンター)	37
			朝倉ふれあいセンター他8施設機械警備ほか委託料	38
平成21年度朝倉ふれあいセンター清掃業務委託 高知市朝倉他6ふれあいセンターにおける浄化槽設備維持管理業務			39 40	
11月16日	秘書広報課	9:30 ~ 10:30	広報紙配布委託料	41
	選挙管理委員会	10:00 ~ 11:00	衆議院議員総選挙 選挙公報配布業務委託料 投票人名簿システム構築業務	42 43
	男女共同参画 同和人権啓発	11:00 ~ 12:00	平成21年度こうち男女共同参画センター推進事業委託 人権週間事業(県民文化ホールグリーンホール)	44 45
	潮江西部都市 整備課	13:00 ~ 14:30	潮江西部土地区画整理事業清算金台帳作成委託業務	46
高知駅周辺都市 整備課	土地区画整理法第95条第6項の分筆委託業務		47	
情報政策課	15:00 ~ 16:00		平成21年度高知駅周辺土地区画整理事業記録撮影編集 入力媒体作成業務委託契約	48 49
11月17日	危機管理室	9:30 ~ 10:30	水防対策支援サービス提供業務(防災気象情報提供業務)	50
	学校教育課	11:00 ~ 12:00	副読本「高知のくらし」編集業務委託料	51
	教委総務課	13:00 ~ 14:00	高知市旭小学校合併処理浄化槽維持管理業務	52
			高知市立小学校自家用電気工作物保安管理業務委託(長 浜小学校他41校)	53
	住宅課	15:00 ~ 16:00	木造住宅耐震診断士派遣事業にかかる派遣等	54
11月18日	学事課	9:30 ~ 10:30	平成21年度高知市立潮江東小学校給食調理業務委託 高知地裁 平成21年(ワ)第334号	55 56
	契約課	11:00 ~ 12:00	三菱重工株式会社に対する損害賠償請求事件	57
	道路管理課	13:00 ~ 15:00	二項道路整備事業に伴う嘱託登記事務業務委託料 狭あい道路整備等促進事業に伴う嘱託登記事務業務委託	58-1 58-2
	道路建設課	15:30 ~ 16:30	平成21年度用地境界確定及び量地区画確定委託業務	59
道路管理課	春野地区未登記市道解消事業に伴う嘱託登記事務委託料 道路網再編成事業に伴う嘱託登記事務委託料		12 60	
11月19日	自由民権記念館	9:30 ~ 10:30	自由民権記念館内受付等業務委託 自由民権記念館調査・研究等事業関連業務委託 自由民権記念館収蔵資料等整理事業(システムデータ)	61 62 63
	保育課	11:00 ~ 12:00	かがみ保育園給食業務委託	64
	環境政策課	13:00 ~ 14:00	容器包装に係る分別基準適合物再商品化業務委託	65
	生涯学習課	14:30 ~ 15:30	財団法人高知市文化振興企業団委託金(派遣職員に係る)	66
	農業水産課	16:00 ~ 17:00	平成21年度外国人漁業研修生路上研修委託料	67
	1月12日	環境業務課・行政 管理課	11:00 ~ 12:00	ごみ収集業務の今後の方向性に関する検討委員会中間報 告書について
	男女共同参画 課	13:30 ~ 15:30	平成21年度こうち男女共同参画センター推進事業委託料 再ヒアリング	44
	資産税課	16:00 ~ 17:00	高知市画地一斉調査事業(平成21年度) 再ヒアリング	4
1月13日	健康づくり課	10:00 ~ 12:00	エレベータ保守点検業務の入札について	68
	清掃工場			
	環境政策課	13:30 ~ 14:30	高知環境事業公社の再建計画及び今後の方針について	
1月14日	総務課	9:30 ~ 10:15	エレベータ保守点検業務について	68
	まちづくり推進 元気いきがい			
	住宅課			
	消防局	10:15 ~ 11:00		
	市場課			
	教委総務課	11:00 ~ 12:00		
生涯学習課				
市民図書館				
自由民権記念				
1月27日	学事課	13:30 ~ 14:30	スクールバス運行委託	
保険医療課	レセプト内容点検業務			

## 7. 補助者

中嶋正(行政精通者)

坂本有彦

濱本健太郎(税理士)

## 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件(テーマ)につき、私及び補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9. 本報告書における前提事項及び本報告書の構成

### (1) 端数処理

報告書の数値は原則として単位未満の端数を四捨五入し合計が一致するよう調整をおこなっている。しかし一部のデータは単位未満の端数を切り捨てて表示しており、内訳の総計と合計が一致しない場合がある。なお、種類の異なるデータが混在していても本報告書の利用には障害ないと判断し個々の資料にデータの種類の表示はしていない。

### (2) 委託料に関するデータの性質

監査開始当初入手できたデータの性質について

監査開始当初に入手できた委託料に関するデータは、契約毎でなく支出負担行為毎であった。このため委託料の概要を把握したり、質問票の対象とする契約の範囲を決定したり、ヒアリングの対象とする契約を抽出したりする作業は基本的には支出負担行為単位で行わざるを得なかった。

この結果当初作成した「部課別支出負担行為件数・金額集計」や「金額階層別負担行為件数及び金額」等の分析表は基本的には支出負担行為単位で集計したものである。

回収した質問票によるデータの補正

その後、質問票の回収が進むにつれて支出負担行為単位の集計と契約単位の集計に大きな差が生じる場合があることが判明した。例えば 1 件の契約で支払いが毎月生じるような場合には支出負担行為が 12 件作成されることがあったりして、件数に大幅な差異が生じるとともに、支出負担行為単位では少額と判断した契約でも契約単位では 1 件で 50 万円を超える場合があることなどが判明した。

このため「部課別支出負担行為件数・金額集計」について監査の途中で

回収した質問票を参考に監査人が可能な限り委託料の件数及び金額を「支出負担行為単位」ではなく「契約単位」で集計し直した。なお、「金額階層別負担行為件数及び金額」についてはデータ量が膨大であり作業量に比較し再集計の効果が低いと判断しこの作業は行っていない。また、この再集計はすべてを担当部署に確認しながら実施することが事実上困難であったため、監査人の判断で行っている。

従って監査人が再集計した結果は実際の契約自体を集計したものとは細部においては異なる部分が発生している可能性はあるが、監査の実施に大きな影響はないと判断している。また、再集計の結果に従い可能な範囲で質問票の追加提出を受けている。

なお、本報告書においては原則として上記の監査人による「契約単位での集計結果」により分析している。従って件数等は基本的に契約単位で記載するようしており、支出負担行為単位での分析等はその旨明示するようになっている。

#### 保育所運営費について

高知市は民間保育所に対する保育所運営費を第 13 節の委託料で支出しており、その金額は 5,326,316 千円に上っている。

民設民営の保育所に対する保育所運営費は第 19 節「負担金、補助金及び交付金」で支出している市町村と、高知市と同様第 13 節の「委託料」で支出している市町村がある。

今回の外部監査においては、基本的に私法上の委託契約に基づく委託料を対象としている。高知市の保育所運営費は、支出されている節は 13 節の「委託料」であるが、児童福祉法により支出することが制度的に義務づけられている経費であり、私法上の委託契約によるものとは性格を異にしている。このため、保育所運営費については今回の外部監査では対象とはしなかった。

なお、保育所運営費以外の義務的経費で委託料に含まれるについては、広範にわたっていることや金額が比較的少額であるためこれを特別に区分することはしていない。

#### (参考)

保育所運営費の法的性質については行政解釈上、委託契約類似の公法上の契約であると解されている。しかし、学説の中にはこれを第三者のためにする契約(民法第 537 条)であると解するものもある。

また、自治法上の契約の法源は、民法その他の私法であり、契約自由の原則及び信義誠実の原則の適用を受けるものとなるとされている。

### (3) 本報告書の構成

本報告書は大きく分けて「第 1 外部監査の概要」、「第 2 外部監査の結果」、「包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」及び「参考資料」の四つの部分から成っている。

#### 外部監査の結果の部の構成

「第 1 外部監査の概要」及び「第 2 外部監査の結果」の部分は本報告書の本体をなす部分である。「第 2 外部監査の結果」は五つの章に分かれているがこのうち「 .委託料に関する総括的指摘事項」と「 .個別の委託契約に関する指摘事項」の関係は以下のとおりである。

監査自体は個別具体の契約を対象に行っておりこの結果を具体的に記載した部分が「 .個別の委託契約に関する指摘事項」である。一方、各契約における個別指摘事項には共通性が多かったため、重要性の高いと思われる事項や、全庁の共通事項として対処する必要のある事項をまとめて記載した部分が「 .委託料に関する総括的指摘事項」である。

なお、「 .委託料に関する総括的指摘事項」の記載は、複数の契約を集約して記載しているため、事実関係についての省略があったり、部署毎のニュアンスの違いが十分に表現できていなかったりしている可能性もあり、本報告書の利用にあたっては「 .個別の委託契約に関する指摘事項」により事実関係を十分に把握する必要がある。

#### 意見の部

地方自治法第 252 条の 38 の規定に基づき、監査人が監査の結果をふまえて高知市の組織及び運営の合理化の観点から、改善に資するために必要があると認められる事項を記載した部分が「包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」である。

## 第2 外部監査の結果

### ・委託料の概要

#### 1. 委託料に関する用語の説明

##### (1) 委託料の説明

地方自治法施行規則第15条第2項は「歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない」としている。別記「歳出予算に係る節の区分(第15条関係)」は28の節の名称と説明を記するとともに備考2において「節の頭初の番号はこれを変更することができないこと」とし地方公共団体の歳出科目について全国的に統一的な処理を要求している。この別記の13節が委託料である。第13節の委託料について高知市の「日常業務の手引き」の節別の「経費の説明」によれば以下のような説明がなされている。

##### (委託料)

地方公共団体の事務、事業、調査、研究等の委託経費であり、法令に根拠を置く公法上の契約と、その他の私法上の契約がある。

##### 1. 人的委託料

清掃、警備、運転、自家用電気工作物保安点検等委託する業務の内容が人件費を主体とするもの。

##### 2. 機械的委託料

機械警備等、機械の設置により目的を達成するもの。

##### 3. 設計委託料

外部業者に設計を委託するもの。

##### 4. その他委託

測量委託、児童措置委託等「1 人的委託料」「2 機械的委託料」「3 設計委託料」のいずれにも該当しないもの。

地方公共団体の事務事業は本質的に地方公共団体自身が行う必要があるものを除いて他のものに委託して行わせることができる。委託料はこれら法令を根拠に他者に委託されたり、他のものに実施させる方が効率的であるもの等を委託したりするための経費で、その経費の内容としては、本来、各節に区分されるべき性質のものが包括的にまとめられている。

##### (2) 負担金補助及び交付金

高知市では民間保育所に支払われている措置費を委託料で支出している。一般的には民間保育所に支払われている措置費は「負担金補助及び交付金」で処理してい

る自治体が多い。このことに関連し第 19 節の負担金補助及び交付金についてもここで確認しておく。

負担金補助及び交付金について高知市の日常業務の手引きは以下のように説明している。

<p>(負担金補助及び交付金)</p> <p>1.負担金</p> <p>法令または契約に基づいて国又は他の地方公共団体に対して負担しなければならない経費及び知事会、市長会、議長会その他各種の協議会に対する分担義務のある経費。</p> <p>2.補助金</p> <p>特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの。</p> <p>補助金を地方公共団体が支出するにあたっては、規則、要綱等規定を作成し、手続きを明確にすることによって公金の支出の適正化を図ること。</p> <p>なお、憲法第 89 条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属さない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」により支出が制限される。</p> <p>3.交付金</p> <p>法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して、地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金は専ら報償として一方的に交付される点において異なる。</p>
---

## 2. 契約事務に関する法令等

### (1) 契約事務に関する法令等の概要

地方公共団体が締結する契約の中には、公法行為としての公法上の契約もあるが、その大部分は私法行為としての私法上の契約であり、民法その他の私法により規律される。地方公共団体はさらにこれを直接に規律する特別法としての地方自治法、同施行令をはじめとして、地方公共団体の条例、規則等がある。

地方公共団体の締結する契約は、契約担当者個人の主観に基づいて自由に締結されるべきものでなく、あくまで公益を目的として地方公共団体のために行うものであるから、契約担当者の恣意を防止し、会計規律の厳正を維持する必要があることから、このような公法上の制限が加えられている。

契約事務に関連する法令等は以下のとおりである。

- ・ 地方自治法(以下「法」という。)...第 9 章「財務」の第 6 節「契約」において第 234 条(契約の締結)第 234 条の 2(契約の履行の確保)第 234 条の 3(長期継続契約)の

規定を設けている。

- ・ 地方自治法施行令(以下「令」という。)...第5章「財務」第6節契約の第167条から、第167条の17で詳細を規定している。
- ・ 高知市職務権限規程(以下「規程」という。)
- ・ 高知市契約規則(以下「契約規則」という。)
- ・ 高知市随意契約ガイドライン(以下「随契ガイドライン」という。)

## (2) 地方自治法、同施行令の規定

法第234条は契約の締結について以下のような規定をおいている。

### (法第234条)

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

### (令第167条 指名競争入札)

令第167条は法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合として以下のような場合をあげている。

- 1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 2 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 3 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

### (第167条の2 随意契約)

令第167条の2では、法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合として以下のような場合をあげている。

1. 少額な契約(予定価格が地方公共団体の規則で定める額を超えないもの)。
2. 性質・目的が適さない(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)。
3. 障害者自立支援法関連(障害者や高齢者等の支援や福祉の増進のため等の理由)。
4. 新商品生産関連(新商品として生産する物品を買い入れるとき)。
5. 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
6. 競争入札に付することが不利と認められるとき。
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
8. 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
9. 落札者が契約を締結しないとき。

(3) 契約方法の原則

地方自治法の規定によれば、売買、貸借、請負その他の契約は契約の原則的方法は一般競争入札であり、例外的に指名競争入札や随意契約によることができるとされている。

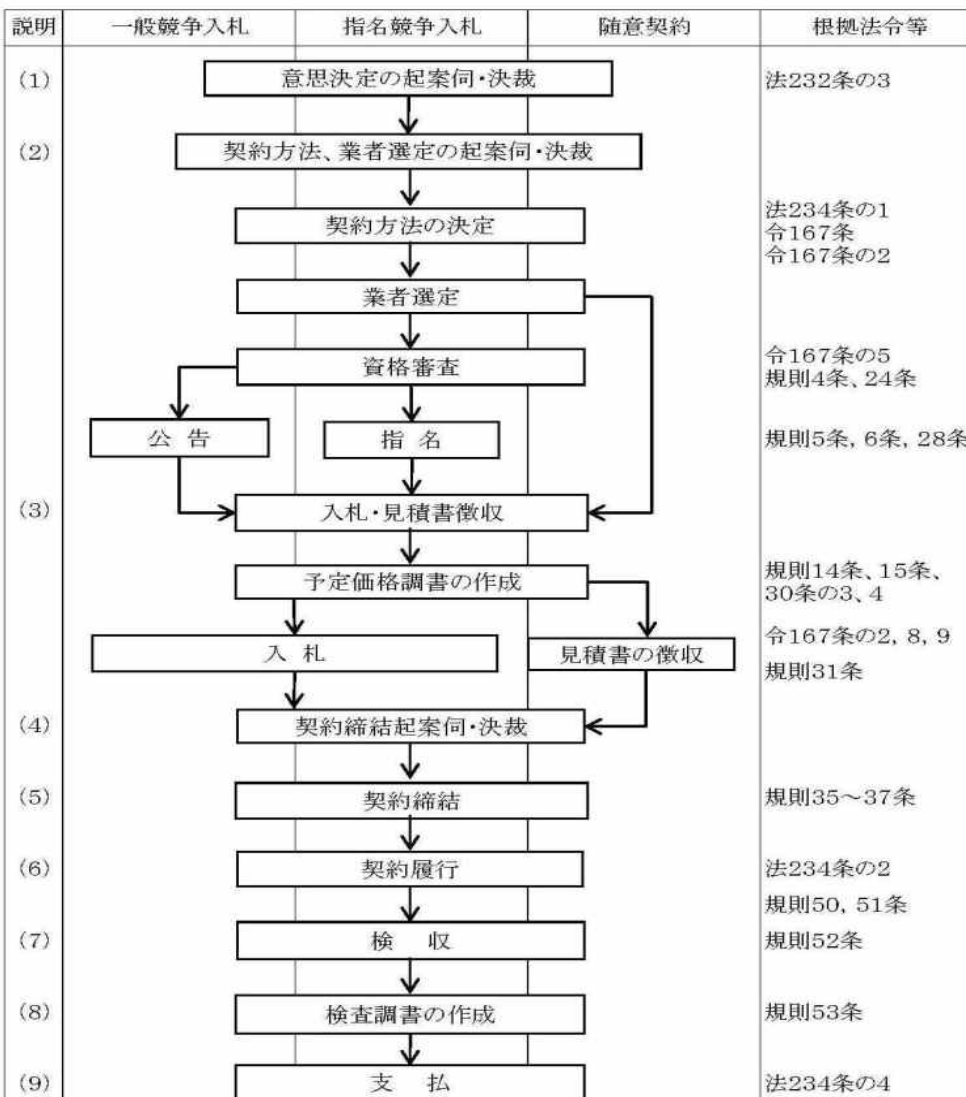
指名競争入札や随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式であり、地方自治法施行令で定める場合に限り行うことができるとされている契約方法である。

3. 高知市における委託契約の手続きの概要

(1) 契約手続きのフロー

高知市における委託契約手続きの概要は次のとおりである。

委託料の支出事務に関する事務手続きフロー



法：地方自治法 令：地方自治法施行令 規則：高知市契約規則



## (2) 契約手続きの説明

上記の事務手続きフローの左の説明欄の説明は以下のとおりである。

### (1) 意思決定の起案伺・決裁

地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。(法 232 条の 3)

支出負担行為は、地方公共団体が支出負担義務をいつの時点で負ったのかを整理する行為であり、委託契約においては一般的に意思決定から契約締結までの行為を指す。

意思決定の起案伺・決裁は、支出負担行為の第一段階である意思決定を行うもので、高知市職務権限規程において契約の内容ごとに定められた決裁区分により、該当業務を行うことの決裁及び合議を行う。

### (2) 契約方法、業者選定の起案伺・決裁

高知市職務権限規程において契約の内容ごとに定められた決裁区分により、契約方法、業者選定の決裁及び合議を行う。

#### 契約方法の決定

仕様書、設計書等の積算根拠資料を作成し、契約方法を決定する。

契約方法は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約によるが、原則一般競争入札によることとされており(法 234 条の 1)、一定の場合には指名競争入札によることができる(令 167 条)。

随意契約は令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号の規定に定められている範囲につき、契約を行うことができる。

#### 選定業者の決定

業務委託等を発注する際の業者選定は、個々の業務内容・競争性・公平性等を配慮しながら行う。

#### ) 資格審査

普通地方公共団体の長は、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができるとされており(令 167 条の 5)、高知市では、業者選定にあたり、業務委託等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者は、高知市契約等審議会の審査を経て高知市一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という)に登録された者である。(規則 4、24 条)

#### ) 公告

一般競争入札による場合には入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告する。(規則 5、6 条)

#### ) 指名

指名競争入札による場合は、資格者名簿より指名基準を満たす者のうちからなるべく 5 人以上の入札者を指名しなければならない。(規則 28 条)

#### ) 随意契約

随意契約による場合には、明文化された規定はないが、できるだけ資格者名簿に登録された業者から選定し、特に地元業者への優先発注の可能性を検討することとしている。

### (3) 入札・見積書徴収

#### 予定価格調書の作成

一般競争入札、指名競争入札に付する場合には予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。また、随意契約による場合であっても原則として予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。(規則 15 条、30 条の 3)

予定価格は、仕様書、設計書等を基礎として予定するものとし、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。(規則 14 条)

なお、随意契約で予定価格調書の作成を省略することができるのは、次に掲げる場合である。(規則 30 条の 4)

- ・ 官報、新聞、雑誌その他これに類する刊行物及びその価格が法令の規定により定められているもの又は見積書を徴することが適当でないものにより見積書を省略することができるとき。
- ・ 予定価格が 30 万円を超えない契約をしようとするとき。
- ・ その他特に市長が認めるとき。(具体的な事例としては、例えば物品会計規則第 14 条により緊急時の物品購入の特例を適用した場合等に、事後に通常の所定の事務手続きをする必要があり、その場合に相手方から事後であっても、事務手続上、支出負担行為の根拠として見積書(又は請求(見積)書として兼のもの)を提出してもらおうが、予定価格は設定する意味がないため、このような場合はこの条項により省略できる。)

#### 入札

予定価格を下回り、落札価格の入札をしたものが同価格のため 2 人以上いるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。(令 167 条の 9)

各入札者の入札金額が予定価格に達しないときは直ちに再度の入札を行い、再度の入札は 2 回(初度の入札と合わせて 3 回)まで実施する。(令 167 条の 8 第 3 項)なお、3 回目の入札でも落札者がいないときは、随意契約により契約を行うことができる。(令 167 条の 2 第 1 項第 8 号)

ただし、この場合も、契約保証金及び履行期限を除き定めた仕様内容・予定価格その他の条件は変更できない。(令 167 条の 2 第 2 項)

#### 見積書の徴収

随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、官報、新聞、雑誌その他これに類する刊行物及びその価格が法令の規定により定められているもの又は見積書を徴することが適当でないものにあつては、見積書を省略することができる。(規則 31 条)

見積書を徴することが適当でないものとは、国及び地方公共団体(公社等は除く。)との契約、その他にはタクシー代や報償費、土地や建物の購入や移転補償の場合等、性質や目的から相手方から見積書を徴するようなものではないものが該当する。

### (4) 契約締結起案伺・決裁

高知市職務権限規程において契約の内容ごとに定められた決裁区分により、契約締結の決裁及

び合議を行う。

(5) 契約締結

契約書の作成

契約の相手方が決定したときは、契約書を作成しなければならない。

ただし、次に掲げる場合は契約書の作成を省略することができる。(不動産の売買、地上権、地役権その他の権利の設定等に係る契約を除く。)

- ・ 契約金額が 50 万円(工事の請負は 130 万円)を超えない契約をするとき。
- ・ せり売りに付するとき。
- ・ 物品を売り払う場合において、買受人が代金を既納してその物品を引き取る時。
- ・ 特に市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。(具体的には、電気通信役務の提供を受ける契約のように、契約書によらず申込受諾という形態をとることが慣例であるものや、国又は地方公共団体と契約する場合等で契約の性質又は目的から契約書を作成する必要がないと認められる場合等を想定している。)

なお、契約書の作成を省略する場合であっても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴しなければならない。(規則 35、36 条)

契約締結の期間

落札者は、市長が契約締結の時期を別に指定した場合のほか、落札決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に契約しなければ落札者としての権利を失う。(規則 37 条)

(6) 契約履行

職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。(法 234 条の 2)

監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示を行う。なお、監督職員と検査職員は監督の職務及び検査の職務を兼ねることができない。(規則 50、51 条)

(7) 検収

検査職員は、契約の適正な履行を確保するため、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ、当該契約に係る監督職員及び契約者の立会いを求め、当該給付内容について検査を行わなければならない。(規則 52 条)

(8) 検査調書の作成

検査職員は、上記の検査が完了した場合には検査調書を作成しなければならない。

なお、検査調書の作成を省略することができるのは契約金額が 50 万円(工事の請負にあっては、130 万円)を超えない契約に係る検査であり、これを超える契約に係る検査については検査調書を作成しなければならない。

また、検査調書の作成を省略する場合においても、請求書に検査済の旨及びその年月日を記入押印しなければならない。(規則 53 条)

(9) 支払

会計管理者は、普通地方公共団体の長の命令がなければ、支出をすることができない。また支出命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。(法 232 条の 4)

なお、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、検査完了後契約の相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日以内に支払うべきこととされている。

4. 高知市における入札・契約制度改善の取り組み

高知市では、平成 22 年 5 月より外部有識者による高知市入札・契約制度検討委員会を設置し、契約に関する諸課題について意見をまとめ、同年 11 月 30 日に「高知市入札・契約制度基本指針(提言書)」が市長に提言されている。

この提言をもとに、平成 23 年 3 月末までに(仮称)「高知市入札・契約制度基本方針」を策定することとしている。

「高知市入札・契約制度基本指針(提言書)」の要旨は次のとおりである。

(1) 公平、公正で透明性の高い入札・契約制度の確立

一般競争入札の拡大

工事契約の一般競争入札の対象を予定価格 3,000 万円以上から 1,000 万円以上に拡大することについて検討すべきである。

特命随意契約の見直し

特命随意契約の可否判断を厳格に行ったうえで、成果を検証し、契約価格の妥当性、他の契約方法への見直しを行い、適正な執行に努めるべきである。

工事及び建設コンサルタント業務の予定価格の事前公表の取り止め

不正防止の観点から事前公表しているが、事前公表しない場合に想定される予定価格の聞き出しは違法行為であることから、事前公表により防止するのではなく、「契約業務に係る働きかけへの対応要領」や「高知市競争入札指名停止措置要綱」などで厳格に処理し、制度変更による激変緩和にも配慮し、段階的に事前公表の取り止めを進めていくべきである。

入札・契約事務の電子化

費用対効果を考慮に入れ導入の検討をすべきである。

契約情報の公開

公平性、公正性、透明性の観点から契約情報を一層公開していくべきである。

(2) 品質と適正な履行を確保する入札・契約制度の確立、及び社会的価値の実現

### 総合評価落札方式の拡大

工事契約については、現在高知市では、予定価格 3,000 万円以上のもののうち質の向上が技術提案によって図れるもの等について総合評価落札方式を適用しているが、費用対効果を踏まえつつ総合評価落札方式を適用し効果が見込まれる工事についてその適用範囲を拡大すべきである。

一方、業務委託への総合評価落札方式の導入については、既導入自治体での過大な事務量等の課題を踏まえ、評価項目、評価体制について検討整理し、慎重に行うべきである。

総合評価落札方式を拡大するにあたっては、現在策定中の総合計画と方向性が合致したものである必要がある。そして、一部の業界や大規模な会社に有利になるようなものではなく、どういった項目が高知市として実現をめざす社会的価値を高めるために有効かという視点を置いて、市民に十分理解されるものでなければならない。

### 予定価格及び最低制限価格の適正な設定

現在、業務委託(工事に係るものを除く)の殆どが、前年度契約額や参考見積により予定価格を設定している。前年度契約額を予定価格とする場合だと、毎年度契約額が下がることとなることから、少なくとも委託料の殆どが人件費であるような業務には、業務の品質確保や従事する者の雇用環境安定の点からも積算による予定価格の設定を検討する必要がある。

積算基準の作成にあたっては、国交省「建築保全業務積算要領」を参考にすることが適当である。

### 履行検収体制の充実

工事については、履行検収体制が構築されているが、維持管理・保守点検等業務については、統一的な履行検収体制が整備されていないことから、施設の内容に応じた業務委託検査マニュアル等を作成するなど、現在の機構・人員での効率的な実施可能な履行検収体制の整備を検討すべきである。

## (3) 地域経済の活性化や市民の雇用環境の安定の確立

### 地元優先発注と競争性の確保

地元企業の定義を、高知市に本社を置くものに限定するのではなく、高知市に支店・営業所を置く場合であっても、過去の契約実績や、地元雇用、市税等の納税などで客観的に高知市への貢献が認められる者については、地元企業と同様に取り扱うことで、競争性を確保するとともに、発注にあたっては地元雇用の努力義務を課す等を試行的に実施すべきである。

### 社会的貢献度の高い企業への発注

社会的価値の実現について、総合評価落札方式が果たす役割は大きく、その評価項目については、現在高知市で策定中の総合計画とベクトルを合わせ、その中でも、環境、福祉、雇用、地域貢献の分野で、特に事業所に期待するものについて、評価項目として検討し、取り入れていくことが、本テーマを実現し、地元企業の育成につながっていくものと考えられる。

### 雇用環境安定への具体的施策

現在、財政難を背景に、各自治体において、公共事業の削減や競争の強化によって、低価格、低単価による契約が増加し、公共サービスの質の低下とともに従事する労働者の賃金や労働

条件の低下が懸念されていることから、一定額以上の賃金支払を義務付ける条例の制定について検討すべきである。

現行制度上においては、契約時に詳細な積算内訳書を提出させたり、下請の企業までも含め、仕様書等において、賃金の支払い状況の報告を義務付けるなどの施策を講じるべきである。

また、積算基準をもとに予定価格を算定することにより低価格、低単価での入札を防ぎ、雇用環境の安定につながると考えられる。

## 5. 随意契約ガイドライン

随契ガイドライン(平成 21 年 1 月 14 日適用)は、冒頭で以下のように記載している。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式であり、令第 167 条の 2 で定める場合に限り行うことができるとされている。

随意契約は、契約の相手方の選定にあたって競争入札の方法によらず、随意に特定の者(1 者とは限らない)を選定して契約を締結する方法で、競争入札に比べて手続きが簡単で、資力・信用・技術・経験等相手方の能力等を勘案した上で選定することができる反面、特定の業者との間に発生する特殊な関係から、適正な価格によって行われるべき契約が、ややもすれば不適正な価格によって行われるという場合もあるため、その適用については慎重を期すことが必要である。

また、随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件(割高な価格)による契約の締結までを許容したものではなく、有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうとすべての契約方式を通じて適用される大原則である。

本ガイドラインは、随意契約による事務処理の基準を示したものであり、随意契約を選択することとした場合は、契約事務の公平性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を整理しなければならない。

以上のガイドラインの内容を再確認すると、

- ・有利な価格によって契約を締結すべきだということは、すべての契約方式を通じて適用される大原則である。
- ・契約は一般競争入札によることが原則である。
- ・随意契約は相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎない。不利な条件による契約の締結までを許容したものではない。

ということである。

## ・高知市の委託料の概要

高知市における平成 21 年度の委託料の決算額は一般会計 117 億円、特別会計 25 億 7 千万円、合計 142 億 7 千万円に上っており市の歳出合計額 2 千 483 億 4 千万円の 5.75% を占めている。

### 1. 平成 21 年度の委託料の支出負担行為の状況

以下は、平成 21 年度の委託料に関する支出負担行為を単純に集計したものである。

#### (1) 部課別支出負担行為の件数及び金額

高知市の委託料に係る支出負担行為を部課別に集計したものが部課別支出負担行為件数・金額集計である。負担行為の件数は合計で 8,231 件であり、金額は 146 億 139 万円であった。

#### 部課別支出負担行為件数・金額集計

(単位:円)

部	課	合計		調査票対象		調査票対象外	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
総務部	秘書広報課	337	49,713,318	3	4,891,350	334	44,821,968
総務部	総合政策課	17	19,332,960	7	17,524,850	10	1,808,110
財務部	財政課	7	114,765	0	0	7	114,765
総務部	行政改革推進課	1	11,000,000	1	11,000,000	0	0
総務部	情報政策課	36	241,410,881	20	238,864,397	16	2,546,484
会計管理者	出納課	3	3,332,903	3	3,332,903	0	0
総務部	総務課	60	67,398,954	23	60,526,633	37	6,872,321
財務部	管財課	12	17,573,859	6	16,105,561	6	1,468,298
総務部	人事課	22	10,180,364	4	6,137,642	18	4,042,722
総務部	契約課	4	75,600,000	4	75,600,000	0	0
総務部	危機管理室	14	24,304,700	9	23,799,850	5	504,850
財務部	市民税課	12	36,912,106	4	36,465,030	8	447,076
財務部	資産税課	8	100,196,500	6	99,882,000	2	314,500
財務部	税務管理課	3	2,328,375	2	2,289,000	1	39,375
総務部	人事政策室	3	225,000	0	0	3	225,000
総務部	定額給付金室	22	23,327,834	8	22,675,650	14	652,184
市民生活部	市民相談センター	9	691,931	0	0	9	691,931
市民生活部	中央窓口センター	25	20,459,357	2	15,113,177	23	5,346,180
市民生活部	同和・人権啓発課	68	62,801,559	14	56,556,721	54	6,244,838
市民生活部	男女共同参画課	2	6,355,000	1	5,893,000	1	462,000
市民生活部	まちづくり推進課	75	92,833,940	35	88,972,735	40	3,861,205
市民生活部	斎場	19	43,031,942	10	40,653,758	9	2,378,184
市民生活部	交通安全課	23	48,762,452	18	47,861,443	5	901,009
健康福祉部	介護保険課	1,471	225,186,717	70	175,479,102	1,401	49,707,615
健康福祉部	保険医療課	207	188,137,649	30	172,714,775	177	15,422,874
健康福祉部	健康福祉総務課	11	92,993,362	6	92,355,000	5	638,362
健康福祉部	総合あんしんセンター建設課	18	62,227,405	11	60,510,367	7	1,717,038
健康福祉部	元気いきがい課	299	485,796,839	90	455,666,603	209	30,130,236
健康福祉部	生活福祉課	56	57,026,334	2	46,147,500	54	10,878,834
健康福祉部	誠和園	26	41,077,727	14	39,257,300	12	1,820,427
健康福祉部	子育て支援課	110	143,542,452	45	134,041,517	65	9,500,935
健康福祉部	保育課	664	5,368,212,719	607	5,358,522,600	57	9,690,119
健康福祉部	地域保健課	140	15,522,131	11	12,774,295	129	2,747,836
健康福祉部	生活食品課	35	18,724,609	12	17,173,786	23	1,550,823
健康福祉部	健康づくり課	493	708,763,978	149	683,415,837	344	25,348,141
商工観光部	観光課	43	415,556,095	18	412,912,410	25	2,643,685
商工観光部	産業政策課	18	36,595,194	10	34,609,323	8	1,985,871
商工観光部	公営事業課	497	950,014,909	292	914,421,614	205	35,593,295

部	課	合計		調査票対象		調査票対象外	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
建設下水道部	道路維持課	42	34,058,277	9	26,855,650	33	7,202,627
建設下水道部	道路建設課	20	12,806,321	5	9,611,193	15	3,195,128
建設下水道部	道路管理課	30	135,881,933	16	132,344,616	14	3,537,317
建設下水道部	下水道保全課	208	298,769,009	54	276,961,541	154	21,807,468
建設下水道部	下水道建設課	36	85,287,764	19	80,486,560	17	4,801,204
建設下水道部	河川水路課	537	87,701,418	30	50,205,556	507	37,495,862
建設下水道部	下水処理場管理課	298	347,194,984	48	310,055,614	250	37,139,370
都市整備部	都市計画課	22	39,687,170	7	37,957,500	15	1,729,670
都市整備部	都市整備総務課	3	172,173,000	3	172,173,000	0	0
都市整備部	潮江西部都市整備課	6	33,807,296	3	32,941,676	3	865,620
都市整備部	高知駅周辺都市整備課	19	99,075,425	9	96,346,222	10	2,729,203
都市整備部	弥右衛門都市整備課	41	106,003,043	17	101,368,941	24	4,634,102
都市整備部	みどり課	59	394,467,597	12	387,090,582	47	7,377,015
都市整備部	住宅課	64	74,406,249	40	67,950,109	24	6,456,140
都市整備部	地籍調査課	13	91,694,124	7	90,240,000	6	1,454,124
環境部	環境政策課	7	15,412,501	4	14,261,820	3	1,150,681
環境部	環境業務課	79	210,075,384	19	197,011,161	60	13,064,223
環境部	清掃工場	74	293,310,625	40	286,350,603	34	6,960,022
環境部	東部環境センター	41	203,561,536	20	198,697,688	21	4,863,848
環境部	環境保全課	26	35,921,039	16	34,047,921	10	1,873,118
環境部	廃棄物対策課	3	1,391,750	1	1,092,000	2	299,750
環境部	春野環境センター	14	45,542,612	3	40,954,482	11	4,588,130
消防局	消防局	101	210,819,120	22	202,699,298	79	8,119,822
教育委員会	教委総務課	258	246,989,613	83	221,082,964	175	25,906,649
教育委員会	学校教育課	14	45,799,105	4	45,364,240	10	434,865
教育委員会	学事課	211	99,321,097	20	72,207,080	191	27,114,017
教育委員会	生涯学習課	208	366,217,355	30	346,377,212	178	19,840,143
教育委員会	スポーツ振興課	39	542,151,702	10	539,255,600	29	2,896,102
教育委員会	人権教育課	4	3,041,247	1	2,935,140	3	106,107
教育委員会	少年補導センター	15	793,452	1	717,912	14	75,540
教育委員会	市民図書館	101	140,587,078	32	130,910,515	69	9,676,563
教育委員会	青少年課	40	62,354,324	14	60,510,452	26	1,843,872
教育委員会	商業高等学校	23	19,932,425	8	17,606,575	15	2,325,850
教育委員会	教育研究所	8	7,457,388	1	5,992,843	7	1,464,545
教育委員会	自由民権記念館	29	17,759,711	9	15,715,625	20	2,044,086
議会事務局	議会事務局	29	8,152,460	5	4,624,000	24	3,528,460
行政委員会等	監査委員事務局	1	157,300	0	0	1	157,300
行政委員会等	選挙管理委員会事務局	50	33,938,099	13	28,611,279	37	5,326,820
行政委員会等	農業委員会事務局	1	148,680	0	0	1	148,680
農林水産部	農業水産課	19	8,959,212	4	5,710,087	15	3,249,125
農林水産部	森林政策課	25	12,484,393	6	8,773,918	19	3,710,475
農林水産部	中山間振興課	37	13,438,668	3	10,840,000	34	2,598,668
農林水産部	耕地課	407	79,962,270	20	45,052,385	387	34,909,885
農林水産部	市場課	89	93,328,460	14	87,406,739	75	5,921,721
農林水産部	春野地域振興課	10	2,106,347	1	668,850	9	1,437,497
総計		8,231	14,601,395,383	2,230	13,982,214,878	6,001	619,180,505

健康福祉部	保育課保育所委託費	599	5,326,315,590	591	5,325,349,390	8	966,200
保育所負担金控除後の件数・金額		7,632	9,275,079,793	1,639	8,656,865,488	5,993	618,214,305

上記は高知市の民営保育所に対する扶助費であるが第13節の「委託料」で支出しているものの件数及び金額である。  
第19節の「負担金、補助及び交付金」で支出されるのが一般的であり、参考としてこれを委託料から控除して再集計したものである。

委託料に係る支出負担行為の金額を部課別にみると保育課が53億7千万円と全体の約37%を占めている。しかしこのうち53億3千万円は民営保育所に対する扶助費である。一般的には第19節の「負担金、補助及び交付金」で支出されるのが普通であるが高知市では第13節の「委託料」で支出しているためこのような金額となっている。このことに関しては後に項を改めて指摘する。本来の委託料でみると最も多く計上しているのは公営事業課で9億5千万円であり、ついでスポーツ振興課の5億4千万円となっている。公営事業課は競輪事業の実施に係る事業をほぼすべて委託しており、スポ



一ツ振興課は市営の体育施設の管理運営を委託(指定管理者)しているためと思われる。

支出負担行為の件数では介護保険課が 1,471 件と全体の約 18%を占めている。次いで保育課の 644 件となっているがこのうち 599 件は前記の民営保育所に対する扶助費であり、実質的には河川水路課の 537 件が 2 番目になっている。介護保険課は指定介護予防支援業務委託料等に係る支出負担行為が 90 を超える施設毎に月別に作成されているためであり、河川水路課は、40 を超える排水機場の管理業務委託料に係る支出負担行為がほぼ毎月作成されているためである。

## (2) 金額階層別負担行為の件数及び金額

高知市の委託料に係る支出負担行為を金額階層別に集計したものが金額階層別負担行為件数・金額集計である。

金額階層別負担行為件数及び金額

(単位:円)

階層(万円) 以上	未満	階層件数	階層金額	～50万円未満		50万円～1千万円		1千万円～3千万円		3千万円以上	
				件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	1	1,003	4,179,068	1,003	4,179,068						
1	5	1,758	46,539,203	1,758	46,539,203						
5	10	1,201	89,146,016	1,201	89,146,016						
10	15	561	67,359,741	561	67,359,741						
15	20	356	61,848,118	356	61,848,118						
20	25	356	79,500,464	356	79,500,464						
25	30	246	66,629,610	246	66,629,610						
30	35	179	58,591,602	179	58,591,602						
35	40	115	43,034,865	115	43,034,865						
40	45	104	44,292,316	104	44,292,316						
45	50	122	58,059,502	122	58,059,502						
50	100	462	339,015,252			462	339,015,252				
100	200	412	609,044,853			412	609,044,853				
200	300	223	552,049,281			223	552,049,281				
300	400	135	469,915,386			135	469,915,386				
400	500	112	502,976,957			112	502,976,957				
500	600	97	535,870,356			97	535,870,356				
600	700	125	811,937,174			125	811,937,174				
700	800	177	1,331,172,275			177	1,331,172,275				
800	900	117	986,629,488			117	986,629,488				
900	1,000	104	984,173,199			104	984,173,199				
1,000	2,000	176	2,321,074,292					176	2,321,074,292		
2,000	3,000	44	1,044,213,641					44	1,044,213,641		
3,000	4,000	23	808,360,700							23	808,360,700
4,000	5,000	4	180,176,500							4	180,176,500
5,000	10,000	10	662,701,184							10	662,701,184
10,000		9	1,842,904,340							9	1,842,904,340
合計		8,231	14,601,395,383	6,001	619,180,505	1,964	7,122,784,221	220	3,365,287,933	46	3,494,142,724
比率		100.0%	100.0%	72.9%	4.2%	23.9%	48.8%	2.7%	23.0%	0.6%	23.9%

全体の 72.9%が 50 万円未満の支出負担行為になっている。ただし 1 件の契約で毎月支出負担行為を作成している場合には契約としては 50 万円を超えるものも存在するためこの件数がすべて令第 167 条の 2 第 1 項の対象として随意契約によることが出来るわけではない。

金額的な傾向としては、100 万円未満の支出負担行為が 9 億 6 千万円、100 万円以上 1 千万円未満の支出負担行為が 34 億 8 千万円、1 千万円以上 3 千万円未満の支出負担行為が 33 億 7 千万円、3 千万円以上の支出負担行為が 34 億 9 千万円となっている。ちなみに 3 千万円以上の支出負担行為件数は 46 件であり全体の 0.6%

となっている。

なお、上記(1)部課別支出負担行為の件数及び金額並びに(2)金額階層別負担行為の件数及び金額は、監査当初入手できたデータにより調査の対象とする予定であった支出負担行為単位での契約の状況であり、最終的には契約単位で集約した以下の「2.平成21年度の委託料の契約単位での状況」に記載された件数及び金額が調査の対象とした契約の全体である。

## 2. 平成21年度の委託料の契約単位での状況

高知市の委託料に係る契約を部課別に集計したものが部課別契約件数・金額集計である。この表は前述のとおり監査人が支出負担行為を契約単位で集計し直したものである。以下の「質問票のまとめの項の金額・件数はこの集計表と一致している。

部課別契約件数・金額集計

(単位:円)

部	課	合計		調査票対象		調査票対象外	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
総務部	秘書広報課	40	49,713,318	24	47,121,294	16	2,592,024
総務部	総合政策課	17	19,332,960	7	17,524,850	10	1,808,110
財務部	財政課	7	114,765	0	0	7	114,765
総務部	行政改革推進課	1	11,000,000	1	11,000,000	0	0
総務部	情報政策課	25	250,918,840	17	239,778,215	8	11,140,625
会計管理者	出納課	2	3,332,903	2	3,332,903	0	0
総務部	総務課	49	67,398,954	23	60,526,633	26	6,872,321
財務部	管財課	12	17,573,859	6	16,105,561	6	1,468,298
総務部	人事課	14	10,180,364	3	7,882,866	11	2,297,498
総務部	契約課	1	75,600,000	1	75,600,000	0	0
総務部	危機管理室	14	24,210,200	9	23,705,350	5	504,850
財務部	市民税課	6	36,912,106	4	36,465,030	2	447,076
財務部	資産税課	7	91,016,500	5	90,702,000	2	314,500
財務部	税務管理課	3	2,328,375	2	2,289,000	1	39,375
総務部	人事政策室	3	225,000	0	0	3	225,000
総務部	定額給付金室	10	23,327,834	7	22,982,154	3	345,680
市民生活部	市民相談センター	9	691,931	0	0	9	691,931
市民生活部	中央窓口センター	25	20,459,357	2	15,113,177	23	5,346,180
市民生活部	同和・人権啓発課	55	61,326,624	13	55,207,471	42	6,119,153
市民生活部	男女共同参画課	2	6,355,000	1	5,893,000	1	462,000
市民生活部	まちづくり推進課	62	91,806,900	34	88,029,485	28	3,777,415
市民生活部	斎場	18	43,031,942	9	40,653,758	9	2,378,184
市民生活部	交通安全課	12	48,762,452	7	47,861,443	5	901,009
健康福祉部	介護保険課	300	225,186,717	78	209,579,872	222	15,606,845
健康福祉部	保険医療課	50	178,629,689	20	176,725,811	30	1,903,878
健康福祉部	健康福祉総務課	11	92,993,362	6	92,355,000	5	638,362
健康福祉部	総合あんしんセンター建設課	17	62,621,905	10	60,904,867	7	1,717,038
健康福祉部	元気いきがい課	132	485,796,839	85	474,845,654	47	10,951,185
健康福祉部	生活福祉課	56	57,026,334	2	46,147,500	54	10,878,834
健康福祉部	誠和園	16	41,077,727	5	39,257,300	11	1,820,427
健康福祉部	子育て支援課	32	143,542,452	18	140,477,181	14	3,065,271
健康福祉部	保育課	43	41,897,129	17	35,809,045	26	6,088,084
健康福祉部	地域保健課	25	15,522,131	2	12,853,495	23	2,668,636
健康福祉部	生活食品課	14	18,724,609	6	17,897,341	8	827,268
健康福祉部	健康づくり課	60	708,763,978	21	704,054,741	39	4,709,237
商工観光部	観光課	33	415,556,095	18	412,912,410	15	2,643,685
商工観光部	産業政策課	18	36,595,194	10	34,609,323	8	1,985,871
商工観光部	公営事業課	202	950,014,909	175	941,283,640	27	8,731,269

部	課	合計		調査票対象		調査票対象外	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
建設下水道部	道路維持課	42	34,058,277	9	26,855,650	33	7,202,627
建設下水道部	道路建設課	20	12,806,321	5	9,611,193	15	3,195,128
建設下水道部	道路管理課	24	135,881,933	10	132,344,616	14	3,537,317
建設下水道部	下水道保全課	113	298,769,009	45	289,954,576	68	8,814,433
建設下水道部	下水道建設課	32	85,287,764	16	80,751,972	16	4,535,792
建設下水道部	河川水路課	136	87,701,418	55	72,623,492	81	15,077,926
建設下水道部	下水処理場管理課	62	347,194,984	32	343,487,509	30	3,707,475
都市整備部	都市計画課	11	39,687,170	6	37,957,500	5	1,729,670
都市整備部	都市整備総務課	3	172,173,000	3	172,173,000	0	0
都市整備部	潮江西部都市整備課	6	33,807,296	3	32,941,676	3	865,620
都市整備部	高知駅周辺都市整備課	18	99,075,425	8	96,346,222	10	2,729,203
都市整備部	弥右衛門都市整備課	31	106,003,043	11	101,368,941	20	4,634,102
都市整備部	みどり課	29	394,467,597	14	392,005,351	15	2,462,246
都市整備部	住宅課	52	74,406,249	31	69,381,109	21	5,025,140
都市整備部	地籍調査課	13	91,694,124	7	90,240,000	6	1,454,124
環境部	環境政策課	4	15,412,501	4	15,412,501	0	0
環境部	環境業務課	16	210,075,384	13	209,309,307	3	766,077
環境部	清掃工場	29	293,310,625	20	291,899,845	9	1,410,780
環境部	東部環境センター	23	203,561,536	16	201,953,426	7	1,608,110
環境部	環境保全課	26	35,921,039	16	34,047,921	10	1,873,118
環境部	廃棄物対策課	3	1,391,750	1	1,092,000	2	299,750
環境部	春野環境センター	3	45,542,612	3	45,542,612	0	0
消防局	消防局	67	210,819,120	21	202,699,298	46	8,119,822
教育委員会	教委総務課	212	246,989,613	78	222,227,039	134	24,762,574
教育委員会	学校教育課	14	45,799,105	4	45,364,240	10	434,865
教育委員会	学事課	32	99,321,097	19	96,809,129	13	2,511,968
教育委員会	生涯学習課	137	366,217,355	30	347,823,512	107	18,393,843
教育委員会	スポーツ振興課	32	542,151,702	6	539,255,600	26	2,896,102
教育委員会	人権教育課	2	3,041,247	1	2,935,140	1	106,107
教育委員会	少年補導センター	3	793,452	1	717,912	2	75,540
教育委員会	市民図書館	68	140,587,078	34	134,338,555	34	6,248,523
教育委員会	青少年課	40	62,354,324	14	60,510,452	26	1,843,872
教育委員会	商業高等学校	23	19,932,425	8	17,606,575	15	2,325,850
教育委員会	教育研究所	8	7,457,388	1	5,992,843	7	1,464,545
教育委員会	自由民権記念館	18	17,759,711	9	15,715,625	9	2,044,086
議会事務局	議会事務局	4	8,152,460	4	8,152,460	0	0
行政委員会等	監査委員事務局	1	157,300	0	0	1	157,300
行政委員会等	選挙管理委員会事務局	50	33,938,099	13	28,611,279	37	5,326,820
行政委員会等	農業委員会事務局	1	148,680	0	0	1	148,680
農林水産部	農業水産課	19	8,959,212	4	5,710,087	15	3,249,125
農林水産部	森林政策課	25	12,484,393	6	8,773,918	19	3,710,475
農林水産部	中山間振興課	37	13,438,668	3	10,840,000	34	2,598,668
農林水産部	耕地課	76	79,962,270	41	72,998,949	35	6,963,321
農林水産部	市場課	31	93,328,460	16	91,393,977	15	1,934,483
農林水産部	春野地域振興課	10	2,106,347	1	668,850	9	1,437,497
	総計	3,009	9,263,697,817	1,292	8,973,933,229	1,717	289,764,588

本表は回収した質問票に基づいて監査人が可能な限り「支出負担行為単位」ではなく「契約単位」で集計し直したものである。部課別支出負担行為件数・金額集計と比較して件数に大幅な差異が生じているが、これはたとえば毎月支払いの場合支出負担行為が12件作成されるなどの理由による。また、金額の差異は1件の契約で複数の部署で支出負担行為が発行されている場合等について整理したことによる。

なお、民営保育所に対する扶助費は高知市では第13節の「委託料」で支出しているが上記の表はこれを算入していない。負担行為件数・金額集計と同一の基準で集計すると以下のようになる。

健康福祉部	保育課保育所委託費	68	5,326,315,590	60	5,325,349,390	8	966,200
	契約別件数・金額総合計	3,077	14,590,013,407	1,352	14,299,282,619	1,725	290,730,788

以降の記載はこの「部課別契約件数・金額集計」のデータをベースにおこなっている。

## ． 質問票のまとめ

### 1. 質問票の内容について

高知市の委託契約の概要を把握するため一定の基準を設けて選定した委託契約について質問票による分析を行うこととした。

質問票による分析では

委託の理由及び委託の効果測定の実施状況と評価結果

契約方法別件数の把握

契約書、予定価格調書、検査調書等の作成状況

委託契約の類型的分類、委託先の分類

随意契約における理由の分析、見積書の徴収状況

などを把握することを目的とした。

なお、質問票自体の項目等は参考資料として報告書末尾に添付してある。

### 2. 質問票の対象とした契約及び回答の集計方法について

#### (1) 質問票の対象とした契約について

契約規則では予定価格が 50 万円を超えない委託契約については随意契約によることができることされている。

一方監査開始当初に入手できた委託料に関するデータは支出負担行為に関するデータのみであり、契約ベースで一覧性のある委託料のデータは監査人から高知市に対する度重なる要請にもかかわらず入手することができなかった。このため、取り敢えず、随意契約とすることができる基準額である 50 万円を超える支出負担行為を対象として質問票による回答を求めることとした。

なお、各課に質問票に対する回答を求めるにあたっては、監査人が支出負担行為を個別に分析し同一契約に係るものであることが明らかなものについてはこれを集約して 1 件の質問として提示した。また、契約件数が膨大であり、担当者に不必要な負担をかけることをさけてほしいという市側からの要請を受けて、監査人が支出負担行為を通査し同一の種類契約であることが明らかなものについてもそれらのすべてに回答を求めることはせず、その代表的な契約について回答を求めている。

なお、先にも委託料に関するデータの性質の項で触れているが、当初支出負担行為単位では少額と判断した契約でも契約単位では質問票の対象となる場合があることなどが判明したため、これらの契約については追加で質問票への回答を求めた。

#### (2) 委託料の部局別の発生状況

委託料の部局別の発生状況及び質問票の対象とした契約の概要は以下のとおりで

ある。高知市の平成 21 年度の委託料は、9,263,698 千円、3,009 件であった。このうち 8,973,933 千円(96.9%)、1,292 件(42.9%)を今回の監査の対象として調査票の回答を求め分析作業を行った。

### 部局別契約件数・金額集計

(単位:千円)

部	合計				調査票対象					
	件数	割合	金額	割合	件数	割合A	割合B	金額	割合A	割合B
総務部	174	5.8%	531,908	5.7%	92	3.1%	7.1%	506,121	5.5%	5.7%
財務部	35	1.2%	147,946	1.6%	17	0.6%	1.3%	145,562	1.6%	1.6%
会計管理者	2	0.1%	3,333	0.0%	2	0.1%	0.2%	3,333	0.0%	0.0%
市民生活部	183	6.1%	272,434	2.9%	66	2.2%	5.1%	252,758	2.7%	2.8%
健康福祉部	756	25.1%	2,071,783	22.4%	270	9.0%	20.9%	2,010,908	21.7%	22.4%
商工観光部	253	8.4%	1,402,166	15.1%	203	6.7%	15.7%	1,388,805	15.0%	15.5%
建設下水道部	429	14.3%	1,001,700	10.8%	172	5.7%	13.3%	955,629	10.3%	10.6%
都市整備部	163	5.4%	1,011,314	10.9%	83	2.8%	6.4%	992,414	10.7%	11.1%
環境部	104	3.5%	805,216	8.7%	73	2.4%	5.7%	799,258	8.6%	8.9%
消防局	67	2.2%	210,819	2.3%	21	0.7%	1.6%	202,699	2.2%	2.3%
教育委員会	589	19.6%	1,552,404	16.8%	205	6.8%	15.9%	1,489,297	16.1%	16.6%
議会事務局	4	0.1%	8,152	0.1%	4	0.1%	0.3%	8,152	0.1%	0.1%
行政委員会等	52	1.7%	34,244	0.4%	13	0.4%	1.0%	28,611	0.3%	0.3%
農林水産部	198	6.5%	210,279	2.3%	71	2.3%	5.5%	190,386	2.1%	2.1%
総計	3,009	100.0%	9,263,698	100.0%	1,292	42.9%	100.0%	8,973,933	96.9%	100.0%

(注)調査票対象の「割合A」は合計に対する割合であり、「割合B」は調査票対象契約の合計に対する割合である。

### (3) 回答の集計方法について

監査の途中で回収した質問票を参考に監査人が可能な限り委託料の件数及び金額を「契約単位」で集計した。なお、この集計はすべてを担当部署に確認しながら実施することが事実上困難であったため、一部については監査人の判断で行っている。そのため監査人が再集計した結果は実際の契約自体を集計したものとは細部においては異なる部分が発生している可能性はあるが、監査の実施に大きな影響はないと判断している。また質問票に対する回答を分析していく途中で、質問の趣旨が十分伝わらなかったためか意図した内容の回答でない部分や、回答内容が矛盾しているのではないかとと思われる部分もあったが重要な部分ではなかったため回答のまま集計している。

なお、以下の分析に際しての件数、金額等の割合の母数は特に断りがない場合には 1 件 50 万円を超える 1,292 件(8,973,934 千円)の契約である。

また、回答内容の部課別詳細は参考資料として報告書末尾に添付してある。

## 3. 委託料の契約方法別の状況

### (1) 委託料の契約方法別の状況

以下の表は委託料に関する 1 件 50 万円を超える 1,292 件の契約方法別の状況である。

業務委託に関する契約については、原則的契約方法である一般競争入札での契

約ははわずか 2 件となっている。

一方、1 件 50 万円を超える契約のうち 950 件(73.4%)、6,183,276 千円(69.0%)が例外的契約方法である随意契約によっている。これに指名による指定管理者の選定を加算すると件数の 75%、金額の 81.7%がいわゆる随意契約という競争性の低い契約方法によって契約されていることになる。

(単位:千円)

契約の方法	契約件数	割合	委託金額	割合
一般競争入札	2	0.2%	36,933	0.4%
指名競争入札	310	24.0%	1,212,292	13.5%
不落随意契約	8	0.6%	26,401	0.3%
特命随意契約	942	72.8%	6,156,875	68.7%
(うち 1 者随意契約)	(919)	(71.1%)	(5,933,521)	(66.1%)
指定管理者制度	28	2.2%	1,529,062	17.0%
(うち公募によるもの)	(9)	(0.7%)	(390,492)	(4.4%)
(うち指名によるもの)	(19)	(1.5%)	(1,135,570)	(12.7%)
その他(注)	2	0.2%	12,371	0.1%
合計	1,292	100.00%	8,973,934	100.00%

(注) その他の 2 件は生涯学習課の財団法人高知市文化振興企業団委託金(派遣職員に係る手当等)と河川水路課平成 21 年度県十津排水機場の内水排除に関する高知県との協定による人件費の負担分人件費等(支出負担行為 613,833 円)である。

## (2) 一般競争入札について

一般競争入札によったのは、2 件であり契約金額は計 36,933 千円であった。

## (3) 指名競争入札について

### 指名競争理由について

指名競争入札によった契約は 310 件であったが指名競争入札によった理由は以下のとおりである。

(単位:千円)

指名競争入札理由	契約件数	割合	委託金額	割合
一般競争入札に適さない	149	48.1%	801,446	66.1%
入札参加者が少数	20	6.5%	38,011	3.1%
一般競争入札が不利	141	45.4%	372,835	30.8%
合計	310	100.0%	1,212,292	100.0%

指名競争入札とした理由で最も多いのが、一般競争入札に適さないであり、件数で 48.1%、委託金額で 66.1%を占めている。次いで多いのが一般競争入札が不利であり、件数で 45.5%、委託金額で 30.8%を占めている。

## 指名競争入札業者数について

契約規則第 28 条第 1 項は指名競争入札による場合には、指名競争入札に参加する資格を有する者のうちからなるべく 5 人以上の入札者を指名しなければならないとしている。

高知市の指名競争入札においては指名業者数が 5 者に満たない入札が 19 件 (6.1%)、契約金額で 114,438 千円 (9.4%) あった。

なお、3 者指名が 99.4% と非常に高い落札率となっているのは平成 19 年度に国際航業(株)との間で契約された「高知市画地一斉調査事業」(平成 20 年度～23 年度にわたる債務負担行為がある契約)の落札率が非常に高かったためである。

(単位:千円)

指名業者数	契約件数	割合	委託金額	割合	落札率
2 者	10	3.2%	30,145	2.5%	93.0%
3 者	5	1.6%	76,429	6.3%	99.4%
4 者	4	1.3%	7,865	0.6%	84.5%
5 者	36	11.6%	67,039	5.5%	84.2%
6 者	70	22.6%	145,079	12.0%	86.3%
7 者	5	1.6%	14,545	1.2%	86.5%
8 者	64	20.6%	504,096	41.6%	90.3%
9 者	8	2.6%	85,410	7.0%	89.9%
10 者以上	108	34.9%	281,684	23.3%	67.7%
合計	310	100.0%	1,212,292	100.0%	90.6%

## 落札率について

一般的には入札において落札率が 95% を超えると競争性が低いと言われているが落札率が 95% 以上の契約が件数で 29.7%、委託金額で 37.8% に上っている。

上記指名業者数毎の落札率によれば、指名業者の数と落札率の間には一定の相関関係を伺うことができる。一定の競争性の確保が落札率に影響を与えると見られ指名業者数の確保は重要なことと言わなければならない。

(単位:千円)

落札率	契約件数	割合	委託金額	割合
95%以上	92	29.7%	457,792	37.8%
90%以上 95%未満	52	16.8%	213,699	17.6%
80%以上 90%未満	36	11.6%	134,695	11.1%
70%以上 80%未満	81	26.1%	263,623	21.7%
70%未満	49	15.8%	142,483	11.8%
合計	310	100.0%	1,212,292	100.0%

#### (4) 随意契約について

##### 随意契約理由について

随意契約によった契約は950件であったが随意契約によった理由は以下のとおりである。

(単位:千円)

随意契約理由	契約件数	割合	委託金額	割合
少額な契約	0	0.0%	0	0.0%
性質・目的が適さない	877	92.3%	5,815,022	94.0%
障害者自立支援法関連	12	1.3%	35,463	0.6%
新商品生産関連	0	0.0%	0	0.0%
緊急により競争入札ができない	1	0.1%	1,141	0.0%
競争入札が不利	50	5.3%	298,762	4.8%
著しく有利な価格で契約できる	2	0.2%	6,486	0.1%
入札者や落札者がいない	7	0.7%	15,757	0.3%
落札者が契約を締結しない	1	0.1%	10,645	0.2%
合計	950	100.0%	6,183,276	100.0%

令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適さない)によるものが950件中877件(92.3%)と圧倒的な件数になっている。

随意契約理由の合理性については総括的指摘事項及び個別的指摘事項において改めて検討するが随意契約は一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式であり、令第167条の2で定める場合に限り行うことができるとされていることを改めて確認しておく。

#### 4. 契約手続きの概要

以下では、契約に際し定められている手続きの履行状況や書類の作成状況を検討する。

##### (1) 契約書、請書の作成状況

契約規則によれば契約金額が50万円超の場合には原則として契約書を作成することを要することとなっているが契約書の作成状況は以下のとおりであった。

(単位:千円)

契約書の作成	契約件数	割合	委託金額	割合
契約書有り	1,258	97.4%	7,428,500	82.8%
契約書無し	34	2.6%	1,545,433	17.2%
合計	1,292	100.0%	8,973,933	100.0%

契約書を作成していなかった34件のうち28件は指定管理者によるものであり、残り6件もそれぞれ年度協定書によっているものであった。その他の契約については1,258



件すべてで契約書を作成している旨の回答があった。

(2) 随意契約における予定価格調書の作成について

契約規則は随意契約による場合には、原則として一般競争入札等の規定に準じて予定価格調書を作成しなければならないとしている。

予定価格調書の作成状況について

以下は随意契約における予定価格調書の作成の状況である。

(単位:千円)

予定価格調書	契約件数	割合	委託金額	割合
作成	854	89.9%	5,111,170	82.7%
省略	96	10.1%	1,072,106	17.3%
合計	950	100.0%	6,183,276	100.0%

予定価格調書の省略理由について

予定価格調書の作成を省略したと回答した 96 件の契約について省略の理由を分析した結果は以下のとおりである。

(単位:千円)

予定価格調書の省略理由	契約件数	割合	委託金額	割合
契約規則 30 条の 4 該当(注)	13	13.5%	183,637	17.1%
その他	83	86.5%	888,469	82.9%
合計	96	100.0%	1,072,106	100.0%

(注) 契約規則は「官報、新聞、雑誌その他これに類する刊行物及びその価格が法令の規定により定められているもの又は見積書を徴することが適当でないもの、予定価格が 30 万円を超えない契約特に市長が認めるとき」については予定価格調書の作成を省略することができるとしている。(契約規則 第 30 条の 4、第 31 条第 1 項)

その他の省略の具体的理由は質問票の回答によれば以下のとおりである。

- ・ 見積書と契約金額が同じため。
- ・ 起案紙に各団体毎の執行予定額を明記している。
- ・ 例年の実績がある。
- ・ 単価契約のため。など

これらの理由による省略は契約規則によらない各契約担当部署での独自の判断による予定価格調書の省略である。このことについては総括的指摘事項及び個別の指摘事項で改めて検討する。

### (3) 見積書徴収業者数

契約規則第 31 条は随意契約による場合には、「なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。

随意契約における見積書の徴収については 1 者からのみ見積書を徴収しているものが契約件数では 950 件中 682 件(71.8%)、委託金額では 4,623,271 千円(74.8%)と圧倒的に高い割合を占めている。一方、238 件(25.1%)の契約が見積書の徴収を省略している。

(単位:千円)

見積書徴収業者数	契約件数	割合	委託金額	割合
1 者	682	71.8%	4,623,271	74.8%
2 者	23	2.4%	223,354	3.6%
3 者以上	7	0.7%	67,232	1.1%
徴収省略	238	25.1%	1,269,419	20.5%
合計	950	100.0%	6,183,276	100.0%

見積書の徴収を省略している主な理由は契約規則 31 条の規定(官報、新聞、雑誌その他これに類する刊行物及びその価格が法令の規定により定められているもの又は見積書を徴することが適当でないもの)によるものであるが中には

- ・ 単価契約のため。
- ・ 予算の裏付けがないものは徴収できない。
- ・ 前年度契約を参考に算定しているから。

などの理由があった。これらの理由による見積書の徴収の省略は契約規則によらない各契約担当部署での独自の判断による見積書の徴収の省略である。

### (4) 検査調書の作成について

契約規則第 53 条は契約金額が 50 万円(工事の請負は 130 万円)を超える契約について原則として検査調書の作成を義務づけている。

検査調書の作成状況を確認したところ、調査対象とした契約の半数を超える 873 件(67.6%)、委託金額で 6,319,478 千円(70.4%)の契約において検査調書の作成を省略している旨の回答があった。

(単位:千円)

検査調書の作成	契約件数	割合	委託金額	割合
作成	419	32.4%	2,654,455	29.6%
省略	873	67.6%	6,319,478	70.4%
合計	1,292	100.0%	8,973,933	100.0%

省略理由類型別の件数、金額の概要は以下のとおりである。

(単位:千円)

検査調書の省略理由	契約件数	割合	委託金額	割合
業務完了報告書、請求書を検収	529	60.7%	2,690,765	42.6%
成果品の検収	9	1.0%	20,318	0.3%
その他理由	209	23.9%	1,523,416	24.1%
検査できない事情がある	21	2.4%	42,230	0.7%
指定管理者	28	3.2%	1,529,062	24.2%
回答無し	77	8.8%	513,687	8.1%
合計	873	100.0%	6,319,478	100.0%

省略理由として最も多いのは「報告書を確認している、請求書を検収している又はその他検査をしている」であり、件数で 529 件(60.7%)、委託金額で 2,690,765 千円(42.6%)を占めている。また、これ以外にも「その他理由」に分類しているが「現場で確認している」「更新内容を確認している」「パソコンで確認できる」等の理由により検査調書の作成を省略しているものもあった。

しかし「指定管理者」を除き、これらすべての検査調書の省略は契約規則によらない各契約担当部署での独自の判断による検査調書の省略である。このことについては総括的指摘事項及び個別的指摘事項で改めて検討する。

#### (5) 再委託禁止条項および再委託

##### 契約における再委託禁止条項について

高知市は契約規則等で委託業務の再委託については特段の制限は付けていない。しかし契約課より示されている契約書の様式には、(再委託の禁止)として「乙(受託者)は、業務の全部若しくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により高知市の承諾を得た場合は、この限りでない。」という条項が記載されている。

委託業務の契約に際して、再委託禁止条項の有無を確認したところ、件数・金額ともに約 82%の契約において、原則として再委託を禁止する旨の再委託禁止条項が付されている。

(単位:千円)

再委託条項の有無	契約件数	割合	委託金額	割合
再委託条項有り	1,062	82.2%	7,392,772	82.4%
再委託条項無し	230	17.8%	1,581,161	17.6%
合計	1,292	100.0%	8,973,933	100.0%

##### 再委託の状況

高知市における委託業務の再委託の実施状況は以下のとおりである。163 件

(12.6%)、の契約で再委託が行われていた。

(単位:千円)

再委託の有無	契約件数	割合	委託金額	割合
再委託有り	163	12.6%	2,560,750	28.5%
再委託無し	1,128	87.3%	6,412,448	71.5%
不明	1	0.1%	735	0.0%
合計	1,292	100.0%	8,973,933	100.0%

なお、委託禁止条項のない契約で実際再委託があったと回答してきたものは「容器包装に係る分別基準適合物再商品化業務委託料(環境政策課)」「緊急雇用固定資産税課税資料整理業務委託料(資産税課)」「広報紙配布委託料(秘書広報課)」の3件の契約であった。

また、再委託の状態を委託先の類型別に分析すると以下ようになる。

	委託先の類型	総数	再委託有り	再委託割合	(12)に対する(b)の割合
		(a)	(b)	(b) / (a)	
(1)	高知市の外郭団体	20	13	65.0%	8.0%
(2)	(1)以外の出資・出捐団体	20	2	10.0%	1.2%
(3)	(1)(2)以外の財政支援団体	32	22	68.8%	13.5%
(4)	その他の公益法人	242	2	0.8%	1.2%
(5)	NPO法人	57	25	43.9%	15.3%
(6)	社会福祉団体	29	5	17.2%	3.1%
(7)	上記以外の非営利法人	94	16	17.0%	9.8%
(8)	営利法人	634	72	11.4%	44.2%
(9)	上記以外の任意団体	64	6	9.4%	3.7%
(10)	個人	82	0	0.0%	0.0%
(11)	その他(具体的に)	18	0	0.0%	0.0%
(12)	合計	1,292	163	12.6%	100.0%

上表の(3)高知市の財政支援団体に委託した32件のうち22件(68.8%)で、(1)高知市の外郭団体に委託した20件の契約のうち13件(65.0%)の契約で再委託がこなわれている。

#### (6) 契約保証金の収受について

委託料に関する契約においては契約規則に定められた契約保証金をすべての契約で収受していない。契約保証金を収受していない理由は以下のとおりである。

その他28件の中には「要求がない」、「前払金がない」、「単価契約のため」等の理由により契約保証金を免除しているものもあり、これらは契約規則に従ったものではなく

各契約担当部署での独自の判断による契約保証金の免除である。

(単位:千円)

契約保証金を収受していない理由	契約件数	割合	委託金額	割合
契約規則第 39 条 4 号	642	49.6%	3,882,566	43.3%
契約規則第 39 条 7 号	592	45.8%	3,078,795	34.3%
指定管理者	28	2.2%	1,529,062	17.0%
協定による人件費負担金等	2	0.2%	12,371	0.1%
その他	28	2.2%	471,139	5.3%
合計	1,292	100.0%	8,973,933	100.0%

(注) 契約規則第 39 条

4号 過去 2 年間に、国又は地方公共団体と同種類、同規模の契約を 2 回以上履行している場合。  
7号 その他特に市長が認めたとき。

## 5. 委託業務の分析について

以下では委託理由、委託の種類、委託先分類等について分析する。

### (1) 委託理由について

委託を行う理由を 8 つの類型に分けて質問した結果が以下のとおりである。高知市においては業務の委託に際して委託の理由は決裁事項とはなっていないため公式の決裁を経たものでもない。また、この類型は明確な定義があるわけではなくある程度感想の域を出ないのであるが業務の委託にあたっての重要な要素であることから敢えて質問事項としたものである。

委託理由はいわゆる P D C A サイクルにおいては「Plan」に該当する作業である。どのような目的を持ってどのような効果を期待して業務を委託するのか明示的に意識することは非常に重要なことである。しかしこのような事項が、公式に検討されていないことは大きな問題であり今後の委託業務の増加や複雑化を考慮すると何らかの対応が必要である。なおこのことについては総括的指摘事項でさらに詳しく検討する。

(単位:千円)

委託理由	契約件数	割合	委託金額	割合
高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため	852	65.9%	5,838,383	65.1%
業務の効率化を図るため	641	49.6%	4,548,238	50.7%
コスト削減効果を活用するため	450	34.8%	3,842,091	42.8%
一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため	145	11.2%	1,404,778	15.7%
民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うため	235	18.2%	2,741,760	30.6%
緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため	295	22.8%	2,884,860	32.1%
法律や制度の制約に対応するため	116	9.0%	553,744	6.2%
上記の から 以外	125	9.7%	1,004,700	11.2%
契約の総数	1,292	100.0%	8,973,933	100.0%

(注)複数回答可としての質問である。割合は契約件数金額ともに契約の総数に対するものである。

## (2) 委託契約類型分類について

委託契約類型分類について質問した結果が以下のとおりである。高知市においては業務委託の決裁に際し委託契約類型を一定の基準で分類する作業は行っていないためある程度感想の域を出ないのであるが業務の委託にあたっての重要な要素であることから敢えて質問事項としたものである。

委託業務を種類別にみると、件数・金額ともに施設管理業務と専門的業務がいずれも30%以上を占めている。

(単位:千円)

委託契約類型分類		件数	割合	委託金額	割合
(1)専門的業務		416	32.2%	2,795,666	31.2%
	情報システム関連業務	102	7.9%	748,846	8.3%
	調査・測量、設計・管理等の工事関連業務	120	9.3%	590,771	6.6%
	用地買収、登記関連業務	12	0.9%	86,903	1.0%
	職業専門家が行う調査、分析、相談等の業務	25	1.9%	282,284	3.1%
	免許、資格試験関連業務	2	0.2%	4,870	0.1%
	熟練を要する技能作業業務	28	2.2%	86,554	1.0%
	その他の専門的業務	127	9.8%	995,438	11.1%
(2)定型的業務		51	3.9%	158,120	1.8%
	データ入力、データ集計等の単純事務作業	10	0.8%	55,058	0.6%
	郵便物等の受付、発送、広報誌等の配布業務	29	2.2%	50,175	0.6%
	その他の定型的業務	12	0.9%	52,887	0.6%
(3)企画運営業務		29	2.3%	144,167	1.6%
	広報関連業務	3	0.2%	6,250	0.1%
	イベント、シンポジウム関連業務	13	1.0%	96,221	1.0%
	技術指導、能力開発関連業務	1	0.1%	5,649	0.1%
	シンクタンク、コンサルティング関連業務	2	0.2%	8,250	0.1%
	その他の企画運営業務	10	0.8%	27,797	0.3%
(4)施設管理業務		432	33.5%	3,176,818	35.4%
	公の施設の管理運営業務	94	7.3%	1,819,174	20.2%
	庁舎等の維持・管理(機械類保守点検を含む)業務	210	16.3%	646,655	7.2%
	警備、清掃等業務	110	8.5%	329,157	3.7%
	その他施設(公園等を含む)の管理運営業務	18	1.4%	381,832	4.3%
(5)その他業務		364	28.1%	2,699,162	30.0%
	廃棄物の収集・運搬・処理・埋め立て等業務	44	3.4%	552,753	6.2%
	保険医療関連業務	16	1.2%	192,085	2.1%
	福祉・厚生・各種検診関連業務	89	6.9%	1,088,358	12.1%
	その他業務	215	16.6%	865,966	9.6%
合計		1,292	100.0%	8,973,933	100.0%

### (3) 委託先の分類について

委託業務を契約先別にみると、「(8)営利法人」が件数で 49.2%、委託金額で 40.4%と最も高い割合を占めている。「(1)高知市の外郭団体」及び「(2)高知市の外郭団体以外の出資・出捐団体」については、件数ベースでは 1.5%に満たないのが、金額ベースでは 10%を超えている。これは、指定管理者等 1 件当たり 1 億円以上の高額契約が数件含まれているからである。

(単位:千円)

委託先の類型		契約件数	割合	委託金額	割合
(1)	高知市の外郭団体	20	1.5%	968,540	10.8%
(2)	(1)以外の出資・出捐団体	20	1.5%	1,251,554	13.9%
(3)	(1)(2)以外の財政支援団体	32	2.5%	111,730	1.2%
(4)	その他の公益法人	242	18.7%	1,170,047	13.0%
(5)	NPO法人	57	4.4%	363,531	4.1%
(6)	社会福祉団体	29	2.2%	92,612	1.0%
(7)	上記以外の非営利法人	94	7.3%	364,795	4.1%
(8)	営利法人	634	49.2%	3,614,924	40.4%
(9)	上記以外の任意団体	64	5.0%	519,003	5.8%
(10)	個人	82	6.3%	219,224	2.4%
(11)	その他(具体的に)	18	1.4%	297,973	3.3%
合計		1,292	100.0%	8,973,933	100.0%

## 6. 委託の効果測定について

### (1) 制度的な委託の効果測定

質問票により担当部署において制度的に効果測定をおこなっているか否かについて質問した結果は以下のとおりである。

(単位:千円)

委託の制度的効果測定	契約件数	割合	委託金額	割合
実施	47	3.6%	1,662,021	18.5%
未実施	1,245	96.4%	7,311,912	81.5%
合計	1,292	100.0%	8,973,933	100.0%

制度的に委託の効果測定を実施していると答えたものがわずかに 47 件(3.6%)しかなかった。

制度的に効果測定していたのは 28 件の指定管理業務、高知市土木設計委託業務評定要綱に基づき評価を行っている下水道建設課の 14 件の業務、誠和園調理業務委託検討会を立ち上げ協議している 3 件、学事課の潮江東小学校給食調理業務委託料 1 件、同和・人権啓発課の人権週間事業 1 件であった。

委託業務の効果測定は PDCA サイクルでは Check (= 検証) に該当するきわめて重

要な業務プロセスである。このことについては総括的指摘事項及び個別的指摘事項で改めて検討する。

(2) 効果測定を実施していない理由

担当部署等における効果測定作業をおこなっていないとした部署に、その理由を確認した結果は以下のとおりである。

この分類は質問票に記載された理由を監査人の判断で分類したものである。

(単位:千円)

実施していない理由	契約件数	割合	委託金額	割合
ある程度納得できる理由	35	2.8%	1,121,587	15.3%
委託の性質上効果測定が困難	99	8.0%	399,333	5.5%
効果測定手法が確立されていないため	553	44.4%	2,116,532	29.0%
効果測定になじまない	19	1.5%	90,067	1.2%
論理的にみて理由になっていない	317	25.5%	1,885,897	25.8%
特になし又は記載無し	222	17.8%	1,698,496	23.2%
合計	1,245	100.0%	7,311,912	100.0%

効果測定手法が確立されていないとしたものが 553 件(44.4%)、理論的に見て理由になっているとは認められないものが 317 件(25.5%)あり、これに回答がなかった 222 件(17.8%)を加えると 1,092 件(87.7%)の契約が積極的な理由なしに効果測定の対象となっていないことになる。

分類した理由の類型別の具体的な理由や委託業務内容は以下のとおりである。

理由類型	回答された理由や委託業務内容
ある程度納得できる理由	制度として実施していないが、課内で検討している。助産施設措置委託費、予防接種委託、ガン検診委託。受益者からのアンケートにより効果の検証や次年度に向けた内容修正を行っている。
委託の性質上効果測定が困難	広報紙配布委託。小学校放課後子ども教室推進事業。高知市公共下水道台帳外 1 件作成業務委託。高知市史編さん調査研究業務委託。高知市定額給付金及び子育て応援特別手当給付業務にかかる労働者派遣委託。第三者行為による損害賠償求償事務取扱手数料。平成 21 年度保育所機械警備業務委託料。後期高齢者システムの運用支援に関する業務委託料。
効果測定手法が確立されていないため	排水機場管理業務委託料。衆議院議員総選挙選挙公報配布業務委託料。住民基本台帳ネットワークシステムの運用支援。高知市立神田小学校合併処理浄化槽維持管理業務。平成 21 年度機械警備業務委託料。震補強工事設計委託。
効果測定になじまない	児童館清掃業務委託料。高知市史編さん資料整理業務委託料。個人住民税システムの平成 21 年度税法改正対応に関する業務委託。
論理的にみて理由になっていない	仕様書により履行の確認を行っている。業務完了報告書により確認や評価が可能であるから実施する必要がない。仕様書等の内容を確実に履行していることが報告書等により確認できるため、実施していない。効果測定作業を待たずとも、委託によるプラス効果は明白であるため。住民へのサ



	サービスの向上は明白であるため、専門業務で効果測定を行うことが不適当。委託業務完了時に検査を実施しているため、委託業務意志決定時点での判断。専門的知識及び技術を要するものの委託であるため委託の効果測定は行っていない。入札実施により経費削減が図られているため、委託以外の手段がないため効果測定作業の意味がない。
--	--

### (3) 委託の効果についての非公式の認識について

委託の効果の認識について質問票で「委託の結果どのような効果がありましたか？この項目は制度的な視点でなく、あくまで担当者(部署)の感想として記載してください。」として得た回答が以下のとおりである。

(単位:千円)

委託の非公式な効果測定	契約件数	割合	委託金額	割合
実施	669	51.8%	6,219,631	69.3%
未実施	623	48.2%	2,754,302	30.7%
合計	1,292	100.0%	8,973,933	100.0%

制度的な効果測定はわずか47件の契約であったが非公式には669件の契約について委託の効果を認識しているとの回答を得ることができた。なお、比率は認識しているとした部署669件に対する比率である。

	プラスの効果	回答数	割合
1	業務量の変動に対する弾力的対応	190	28.40%
2	正規の職員が本来業務に専念できる	403	60.20%
3	人件費の削減	335	50.10%
4	人件費以外の業務処理コストの削減	201	30.00%
5	業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上	253	37.80%
6	専門化によるサービスの向上	213	31.80%
7	専門知識・技術・人材に対する効果的対応	449	67.10%
8	プラスの効果はない	1	0.10%
9	その他	50	7.50%

	マイナスの効果	回答数	割合
1	業務の質の確保が困難である	20	3.00%
2	緊急時・イレギュラー時の対応が迅速にできない	22	3.30%
3	経費の節減が進まない	65	9.70%
4	マイナスの効果は特にない	531	79.40%
5	その他	16	2.40%

(注)比率は認識しているとした669件に対する比率である。

プラスの効果としては 専門知識・技術・人材に対する効果的対応や正規の職員が本来業務に専念できるといったことが高い比率で効果として

認識されているとともに、マイナスの効果として 業務の質の確保が困難である 緊急時・イレギュラー時の対応が迅速にできにくい 経費の節減が進まないといった問題点が指摘されている。このような問題点に組織的に対応する必要がある。

## ． 委託料に関する総括的指摘事項

### 1. アウトソーシングの目的について

#### (1) 高知市におけるアウトソーシングの目的について

高知市のアウトソーシング推進計画はアウトソーシングの目的を以下のように示している。

効果的かつ効率的な行政運営と行政資源の重点的な配分を目指して、コスト削減による財政危機の克服はもとより、職員の意識改革・人材育成、民間の参入機会の拡大による地域雇用の推進、市民・NPO等との協働によるまちづくりの推進を図る。
--

この記載によれば、行政サービス向上とコスト削減が目的となっていると理解できる。

しかし、実態は職員数の削減とコストの削減が主要な目的となっているきらいがあり、例えば「アウトソーシング推進計画の進捗状況(行政改革特別委員会 H22.8.23)」の実施状況の欄は定数の削減と経費の削減額(見込額)しか記載されておらず、アウトソーシングのもう一つの目的である「行政サービスの向上」に関してどのような成果があったのかについての記載は見いだせない。また、市長の市議会における説明も「アウトソーシングに基づく削減効果として、平成 20 年度から 22 年度までの 3 か年で、職員定数削減で 67 名、コスト削減では累積で約 4 億 9 千万円の削減となっております。」といった内容になっている。

上記のような視点からの評価の発表では、目指すべき「行政資源の重点的な配分」についてどのように実現しようとし、どのように実現できたのか市民に説明することは困難である。

#### (2) 一般的なアウトソーシングの目的

アウトソーシングは元々外部(Out)の優れた資源(Sourcing)を活用するといった意味合いが強く、決して節減のためだけのツールではない。ましてや、アウトソーシング自体が目的とはなり得ず、アウトソーシングはあくまで「行政サービス向上とコスト削減」という目的を達成するために外部の資源を有効に活用するための道具という位置付けになる。

#### (3) 手段の目的化の危険性について

ところで、個別的指摘事項「13.都市公園等維持管理業務」においても指摘しているが、高知市はアウトソーシング推進計画に基づき、高知市全域の都市公園等の維持補修業務を都市整備公社に委託している。

この委託の問題点は

契約自体が競争性の低い特命随意契約により高知市の外郭団体に業務委託されている。

大部分の業務が再委託により第三者に委託しておこなわれており、単に“契約事務の委託”に過ぎない。

委託先にノウハウがないため市の職員を派遣し、研修しながら業務を行ったことにより一時的に人役が増加しており、公社に委託することにより経費が増加している。

業務の効率化を図る。コストの削減効果を活用する。あるいは民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うことを委託理由にしているが、同公社に公園管理のノウハウがないため、みどり課の職員を派遣し、研修するとしていることは矛盾するものである。

などの点である。

上記のように、個々の問題を提示しているのは、この業務のアウトソーシング自体が抱えている矛盾を明らかにしたいためである。これら個別の問題点以上に、そもそもこのアウトソーシング自体の必要性に大きな疑問がある。

はじめにアウトソーシング推進計画があり、計画に基づいた業務の外部委託という成果が求められ、その結果のアウトソーシングといった、アウトソーシングありきの選択にしが見えないのである。これではまさに「行政サービス向上とコスト削減」という目的を達成するための手段であるアウトソーシングが目的になってしまっているといえようがない。

業務の外部委託にあたっては、委託の評価についても別の項で指摘しているが、まず目的があり、手段の選択があり、実施があり、評価がある。そのようなプロセスにおいて、目的と手段に整合性がなければ評価のしようもない。アウトソーシングは目的でなく手段であるという基本的なことを再確認する必要がある。

#### (4) 日々の業務委託の意識化の必要性

今回の外部監査において 1,292 件の契約についての質問票を分析したのであるが、その結果、日常の業務の中で業務委託が、日常性に流れ、無意識的に、条件反射的に繰り返されているという印象を強く受けた。

その例をいくつか示すと、そのまず第一は委託の効果をどのように評価するかという委託の効果測定に対する問題意識の低さである。その結果、効果測定の手法が確立されていないため効果測定を実施していないという回答が 44%以上あったり、理論的に明らかに矛盾した理由で効果測定を実施していないものが 25%以上あったりした。

また、1,292 件の契約のうち 950 件が随意契約によっており、少なくとも 5 年以上経過している 587 件の契約のうち 128 件(21.8%)しか委託先が変わっていないという委託先の固定化の傾向がある。なお、このデータは精度に若干の疑問があり直接は取り上げていない。データの精度の問題点とは、回答を検討した結果、同一の契約の継続と見るか、新たな契約と見るかの解釈にぶれがあったためであり、587 件という母数はもっと大きくなると思われる。

この他に予定価格調書省略理由や検査調書省略理由の分析においても、例えば例年の実績があるため(予定価格調書省略)、以前より見積金額がそのまま契約金額になっているため(予定価格調書省略)、成果品がないから(検査調書省略)検査の基準設定が不明(検査調書省略)といった回答は委託に際する前例踏襲の傾向や、意識レベルの低さを伺わせるものである。

この際、まず「何をしようとしているのか」そのために「直営か委託かも含めてどのような手段によるのか」もう一度覚醒した意識下で再検討する必要がある。

## 2. 業務委託の効果の評価について

### (1) 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の外部委託については、委託の効果の評価を適切に実施し、(委託の効果を高めるべく)評価の結果を次の計画・実施に反映し、その結果をさらに評価するという循環を作り出すことで外部委託を発展させ、継続していく必要がある。

評価に際し、委託業務が専門的であるが故にその効果を評価しないということは論理的に成り立つものではない。たとえ高度に専門的業務であっても、委託するにあたって期待(計画 = Plan)している効果はあるはずである。そのような前提なしでの業務の外部委託は自ら行う業務の「無条件丸投げ」にしかならない。さらに実際おこなわれた業務(実施 = Do)に対する評価(検証 = Check)がなされなければならない。その評価を受けて業務の見直し(改善 = Action)により次の業務実施のサイクルにつなげていくことになる。

### (2) 委託業務の効果測定の状況について

委託の効果測定の状況については、質問票のまとめの「6.委託の効果測定」に記載してあるがここで改めて確認すると以下ようになる。

#### 制度的な委託の効果測定

質問票により担当部署において制度的に効果測定をおこなっているか否かについて質問した結果は以下のとおりである。

制度的に委託の効果測定を実施していると答えたものがわずか 47 件(3.6%)しか

なかった。

(単位:千円)

委託の制度的効果測定	契約件数	割合	委託金額	割合
実施	47	3.6%	1,662,021	18.5%
未実施	1,245	96.4%	7,311,912	81.5%
合計	1,292	100.0%	8,973,933	100.0%

担当部署等における効果測定作業理由は以下のとおりである。

(単位:千円)

実施していない理由	契約件数	割合	委託金額	割合
ある程度納得できる理由	35	2.8%	1,121,587	15.3%
委託の性質上効果測定が困難	99	8.0%	399,333	5.5%
効果測定手法が確立されていないため	553	44.4%	2,116,532	29.0%
効果測定になじまない	19	1.5%	90,067	1.2%
論理的にみて理由になっていない	317	25.5%	1,885,897	25.8%
特になし又は記載無し	222	17.8%	1,698,496	23.2%
合計	1,245	100.0%	7,311,912	100.0%

委託の効果についての非公式の認識について

(単位:千円)

委託の非公式な効果測定	契約件数	割合	委託金額	割合
実施	669	51.8%	6,219,631	69.3%
未実施	623	48.2%	2,754,302	30.7%
合計	1,292	100.0%	8,973,933	100.0%

制度的な効果測定を実施していると回答しているのは、わずか 64 件の契約であったが非公式には 669 件の契約について委託の効果を実感しているとの回答を得ることができた。

	プラスの効果	回答数	割合
1	業務量の変動に対する弾力的対応	190	28.40%
2	正規の職員が本来業務に専念できる	403	60.20%
3	人件費の削減	335	50.10%
4	人件費以外の業務処理コストの削減	201	30.00%
5	業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上	253	37.80%
6	専門化によるサービスの向上	213	31.80%
7	専門知識・技術・人材に対する効果的対応	449	67.10%
8	プラスの効果はない	1	0.10%
9	その他	50	7.50%

	マイナスの効果	回答数	割合
1	業務の質の確保が困難である	20	3.00%
2	緊急時・イレギュラー時の対応が迅速にできない	22	3.30%
3	経費の節減が進まない	65	9.70%
4	マイナスの効果は特でない	531	79.40%
5	その他	16	2.40%

(注)比率は認識しているとした 669 件に対する比率である。

### (3) 業績評価の取り組み

#### 指定管理者の業務評価について

高知市では平成 19 年度から一定の基準を設けて指定管理者の業務状況評価をおこなっている。この際の評価基準は毎回見直して改善を加えており平成 21 年度の指定管理者による「公の施設」の管理運営については、新たに策定した「指定管理者業務評価指針」にもとづき公共サービスの水準が確保されているかを確認するための業務評価を実施している。

なお、「指定管理者業務評価指針」の概要は以下のとおりである。

1.評価の目的	指定期間中の指定管理者による適切な管理運営を確保するため、管理運営にかかる課題等を把握し、業務に対する改善指導や助言を行い、より適切な施設管理に向けて取り組んでいくこと。												
2.評価者等	(1)指定管理者による自己評価 (2)施設所管課による 1 次評価 (3)指定管理者審査委員会による総合評価												
3.評価の内容等	(1)評価項目の分類 評価項目は大項目を 履行の確認、サービスの品質、サービスの安定性の 3 分類とし、各分類ごとに小項目と確認内容を設定する。所管課は施設の設置目的や事業内容がそれぞれ異なることから、小項目及び確認内容の追加・削除・変更が出来るものとする。 (2)分類別の小項目数及び配点 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>履行の確認</td> <td>20 項目 × 3 点</td> <td>合計 60 点</td> <td>サービスの品質</td> <td>10 項目 × 4 点</td> <td>合計 40 点</td> </tr> <tr> <td>サービスの安定性</td> <td>3 項目 × 3 点</td> <td>合計 9 点</td> <td>合計</td> <td>33 項目</td> <td>109 点</td> </tr> </table> (3)ウェイト換算 各施設の特性にあわせ、分類ごとの合計点数に次表の範囲内の換算率を乗じて、総評点が 50 点になるよう換算率を設定している。 以下一部省略	履行の確認	20 項目 × 3 点	合計 60 点	サービスの品質	10 項目 × 4 点	合計 40 点	サービスの安定性	3 項目 × 3 点	合計 9 点	合計	33 項目	109 点
履行の確認	20 項目 × 3 点	合計 60 点	サービスの品質	10 項目 × 4 点	合計 40 点								
サービスの安定性	3 項目 × 3 点	合計 9 点	合計	33 項目	109 点								
8.評価結果の取扱い	(1)結果の通知 指定管理者審査委員会で総合評価を行なった後、施設所管課へ評価結果を、通知。施設所管課は指定管理者へ評価結果を通知するとともに、課題・改善点等については指定管理者と協議し、業務の見直しに向けた取り組みを行う。 (2)結果の公表 指定管理者へ評価結果を通知後、ホームページで評価シートを公表												

## 指定管理者の業績評価の意味

もちろんこれよりも優れた評価の指標があると思われる。しかし、高知市では少なくとも指定管理者については評価の作業を始めているということを、ここで紹介しておく。

これら定性的な観点を含む評価は困難な部分もあるがまず取り組むことが重要である。これら「評価の公表」の重要性は評価の基準の客観性にあるのではない。市がその業務についてどのような観点からどのように市民に説明するのかという姿勢を持つことにある。この評価に対し市民の反応がありそれに対しまた評価基準の見直しが発生する。まさにPDCAサイクルそのものによって評価のシステムをいわば協働で作り上げていく必要性は大きく、効果も大きい。

そのような意味においても、評価の基準自体の評価はさておき、現在は指定管理者と庁内の職員により行われている評価に第三者を参加させることは評価自体の客観性を増すことになるとと思われる。

## (4) 業務委託の評価プロセスの問題点

以下はすべての委託が該当するとして指摘しているわけではない。しかし、委託業務の多くにおいて、あるいは委託業務全般について制度的に実施されているとは認められない旨を指摘している。

### 外部委託の基本的な業務プロセス

業務委託の結果を適切に評価し、評価の結果を次の委託業務に反映させるための基本的なプロセスは次のようになるとと思われる。

- ) 外部委託の目的や理由の明確化と意識化
- ) 業務の実施
- ) 実施された業務の成果の評価
- ) 評価に基づく新たな手法の選択による評価の業務への反映
- ) 新たな手法の選択と実施

このプロセスに従って高知市の業務委託を評価するといくつかの問題点が明らかになる。

### 外部委託する目的や理由が明確化されていない

高知市は、業務の外部委託に際し「外部委託する目的」や「外部委託する理由」が明確化されているとは認められない。

今回の外部監査でヒアリングの対象として資料を入手した 79 件の委託契約の起案書を分析した。その結果現在の高知市の業務委託に関する起案紙の記載内容



は以下のようにっており、「外部委託する目的」や「外部委託する理由」が記載されているものはほとんどなかった。

件名 ××運用管理委託業務

標記の件について、下記のとおり業務を委託することし、契約を締結してよろしいか。

以下 業務名称、業務期間、契約金額、契約相手先、契約方法(随意契約理由)等

起案書に「目的」という記載があったものがかろうじて6件あったが、このうちの4件は委託業務が目的として記載されていた。学校教育課の「平成21年度高知市中学校学習習慣確立プログラム推進事業にかかる委託料」と住宅課の「木造住宅耐震診断士派遣事業にかかる派遣等業務委託」の2件にはある程度明確に委託の目的が記載されていた。

(学校教育課)

本市中学生の学力向上を図るため、学習習慣の確立と基礎学力の定着及び確かな学力の育成をめざす。

(住宅課)

××の業務を委託することにより、同事業の円滑な実施と正確性を確保しようとするものである。

以上の分析の結果では、制度的には「外部委託する目的」や「外部委託する理由」が明確に意志決定の過程に取り上げられていないといえる。

なお、質問票の委託理由の項目において委託理由なしと回答した契約は1件もなかった。このことからすれば、本件外部監査の質問票により試みた程度の区分からでかまわないから委託の理由、目的を明示して意図的に決裁するルートに乗せる必要がある。

なお、ここで求めているのは、繰り返すが「外部委託する目的や理由」であって委託業務の内容ではない。この過程において明確化する対象を誤解すると評価自体が機能しなくなる。そもそもどのような理由で直営でなく委託によるのか、委託によりどのような効果を期待しているのかということについて意識的に検証することを求めているのである。

評価が制度化されていない

「 . 質問票のまとめ」でも明らかなように高知市においては一部を除き委託業務の結果の評価は制度的にはまったく行われていない。

行政の仕事の評価については最近ようやく「事務事業評価」といった手法が取り入れられ始めたが、これらの手続きがルーチン化されているとはいえない状況にある。ここでいうルーチン化とは現在のところ評価作業が未だイベントの域を出ていない可能性に対して、日々の業務プロセスに組み込む必要性を述べているのである。評価は、日常業務に制度として組み込まれる必要がある。

なお、質問票の分析やヒアリングの過程において明らかになったことの一つに、委託業務の効果の評価と成果品の評価の混同が見られた。そもそも委託業務の効果の評価とは成果品の評価のことではない。委託により予定した効果が計画どおりに実現できたかを評価するものである。従って検査調書の作成とはある意味では全く異なる尺度により実施されるものである。双方の評価作業は意識的に峻別される必要がある。

#### 評価結果が業務に反映されるルートが確立されていない

質問票においては、「効果測定の時期及び具体的方法の概要(具体的方法については、評価表等があればコピーを添付してください。」「効果測定の事業への反映(効果測定結果の積算や仕様への反映の実態について記載してください。)」といった質問を投げかけたが、有効な回答を得ることができなかった。上記のように評価作業自体が機能していないため、評価作業の締めくくりでもある評価結果が業務に反映されるルートは、当然に確立されるような状態にはない。

#### 初歩的業務プロセスが整備されていない

高知市における業務委託のプロセスを検証した結果によれば、Plan-Doの繰り返しであり、評価及び評価の業務への反映の過程が欠如している。なお、Plan(計画)の過程においても基本的な、目的や理由の確認作業はほとんど行われていない。

高知市においては委託業務遂行において古典的ではあるが基本的な手法であるPDCAサイクルが有効に機能しているとは認めがたい。

### (5) 業務委託の効果の評価にむけて

#### 外部委託の目的の明確化

外部委託の目的を明確にすることの重要性は先に指摘しているが、そもそも委託業務の効果とは委託により予定した効果が計画どおりに実現できたかを評価するものである。その意味において目的の明確化ということは非常に重要なステージである。

高知市においては、どのような理由で直営でなく委託によるのか最初から検討し直す必要がある。委託の理由(=委託によりもたらされる期待する効果)があつて初めて効果測定が可能となる。

また、その際には業務委託の多くの部分で仕様発注的発想から性能発注的発想に転換する必要がある。

#### 目的に沿った成果の評価

委託業務の効果の評価は工事契約や物品の納入契約と異なる要素が存在する。委託業務の評価は予定した効果がどのように実現できたかといった観点から定期的に評価されなければならない。

質問票の回答には「効果測定手法が確立されていないため」効果測定は実施していないという回答が多数存在した。一方、評価手法や評価指標の完成度は別として高知市では指定管理者の業務評価に取り組んでいる。ここで大切なことは、評価の手法や評価基準に絶対的なものがない現状では、まず評価作業に取り組むという姿勢である。その際、評価の手法や基準は固定的なものとする必要はまったくない。評価基準自体を進化させるという意識が重要である。

なお、参考までに評価に関するいくつかのポイントをあげると、評価基準については定性的評価と定量的評価の両面をバランスよく評価する必要がある。また、評価手法については委託の効果についての委託業者によるセルフチェックの要求と主管課によるモニタリングは、経済性や、合意の形成において有効と考えられる。さらに市民に対する説明としては第三者機関による評価システムの導入等考えられる。

#### 評価の事業への反映

「手段の目的化の危険性」ということについては別の項でも触れているが委託業務の効果の評価はそれ自体が決して目的ではない。委託業務の効果の評価(委託の効果測定)は評価結果の事業への反映をもってサイクルが一巡する。そしてそこから次のPDCAサイクルが始まるのである。

評価の事業への反映に際して留意すべきポイントは、「評価結果の委託先業者との共有」、「業務改善に対する業者の取り組み事項の共有と所管課によるモニタリング」、「継続的な評価、改善の取り組み」等があげられるが、この業務への反映のプロセス自体モニタリングによる改善の対象であることはいうまでもない。

#### プロセスの構築

委託業務の結果の評価は工事契約や物品の納入契約と異なる要素が存在する。

委託に関する評価結果の事業への着実な反映を実現するためにも、一定の評価尺度を提供し評価をする者の主観によるぶれが少ない評価の実施体制を構築する必要がある。

このプロセスの構築にあたっては、「外部委託により求める効果」、「市が自ら実施すべき必要性の検証」、「コスト比較、効率性、費用対効果の分析」、「サービスの質の確保」、「適正な事業執行の確保」などの観点をすべてのステージで意識できるようにする必要がある。

プロセスの確立は、現在の業務の問題点を明確に把握することができ、改善の目標も立てやすくなる。また、成果が目に見えれば、業務改善に取り組む意欲も生まれやすいため、委託の効果を高める好循環が生まれると考えられる。

なお、委託の効果の評価プロセスはすべての委託に適用することが望ましいが作業のコスト等考慮すれば契約金額や契約の種類等一定の基準を設けて実施することで早い段階でルーチン化すべきである。それにより、制度として評価の対象とはならなかった契約に対する意識面での改善の効果も望むことができる。

委託の効果の評価に関する項目では総括的指摘事項、個別的指摘事項ともに委託料というまとめ方で個々の契約の特性は考慮せずに指摘しているところがある。本来委託料の中でも効果の評価になじみやすい業務の種類となじみにくい業務の種類がある。先にも指摘しているが委託に際しては担当課で契約に際し業務を類型分類し評価になじむ業務から評価制度を導入するなどの方法を検討すべきである。

### 3. 高知市の外郭団体に対する委託について

#### (1) 外郭団体に対する委託等の状況

質問票の分析結果によれば、市の外郭団体に対する委託は件数では1,292件中20件(1.5%)であり、委託金額では8,973,933千円中968,540千円(10.8%)であった。この結果からすると外郭団体に対する1件あたりの委託料は、他の委託先に対する委託料に比較し高額になっていることが分かる。

ヒアリングの対象とした委託業務等の中で、高知市が市の外郭団体に委託している業務の状況は以下のとおりである。

	委託(指定管理)先	委託業務等の内容
2	(財)高知市桂浜観光開発公社	桂浜荘の指定管理
13	(財)高知市都市整備公社	高知市の都市公園の管理
20	(財)高知市環境事業公社	プラスチック減容工場の運転
30-1	(財)高知市文化振興事業団	中央公民館事業

30-2	(財)高知市文化振興事業団	横山隆一記念まんが館事業
30-3	(財)高知市文化振興事業団	中央公民館等の運営業務
32	(財)高知市スポーツ振興事業団	高知市総合運動公園の指定管理
40	(財)高知市環境事業公社	ふれあいセンター浄化槽設備維持管理業務
44	(財)こうち男女共同参画社会づくり財団	こうち男女共同参画センター推進事業

(注) は個別指摘事項の番号である。

## (2) 外郭団体に対する委託の問題点

外郭団体に対する委託の問題点は(財)高知市環境事業公社に対する「委託による財政援助」的意味あいの随意契約理由、文化プラザの経済性を無視したような指定管理の区分の変更、(財)高知市桂浜観光開発公社による桂浜荘の指定管理の継続、アウトソーシングありきの「高知市の都市公園の管理」の外部委託など、それぞれの個別的指摘事項で詳しく検討している。

## (3) 外郭団体に対する対応の問題点

また、「指定管理者制度対応方針」との整合性に疑問を生じるような、指名による市の外郭団体の指定管理者への選定や、「外郭団体見直し方針」において、平成20年度内に具体的取り組みを示すとされている団体が多数あるにもかかわらず、いっこうに進んでいない外郭団体の見直しなど、外郭団体に対する対応は迅速に計画どおりに進展しているとは認められない。

上記団体の「外郭団体見直し方針」に記載された「組織の再編」や「経営改善の推進」の具体的内容は以下のとおりである。

団体名	外郭団体見直し方針(抜粋)
(財)高知市桂浜観光開発公社	経営改善計画に基づく収支計画の達成
(財)高知市都市整備公社	平成20年度内に組織再編の方針を明確化(H21年度実施) 平成20年度内に組織再編に併せて市の補助金や委託費を抑制していく経営改善計画を策定
(財)高知市環境事業公社	平成20年度内に組織再編の方針を明確化 平成20年度内に組織再編に併せて市の補助金や委託費を抑制していく経営改善計画を策定
(財)高知市文化振興事業団	平成20年度内に組織再編の方針を明確化(H21年度実施) 平成20年度内に組織再編に併せて市の補助金や委託費を抑制していく経営改善計画を策定
(財)高知市スポーツ振興事業	平成20年度内に組織再編の方針を明確化

団	平成 20 年度内に組織再編に併せて市の補助金や委託費を抑制していく経営改善計画を策定
---	---

これらの目標がどの程度検討されどの程度達成されているのか、具体的な進行管理のとりまとめは一切提示されなかった。

また、「指定管理者制度対応方針」では市外郭団体に対する対応を「外郭団体が受託している公の施設の管理運営については、外郭団体が経営改善に向けた抜本的な見直しを進めている場合は、18 年 4 月の指定においては、現在の委託団体を選定できるものとするが、次回の指定においては、公募を原則とする。」としている。しかし平成 21 年度の選定にあたって公募されたのは 11 施設中 3 施設にとどまっており、結果から見れば公募が例外であるかの状態となっている。

#### (4) 外郭団体に対する委託について

以上のように、高知市における外郭団体に対する公にされた方針が、整合性を以て遂行されているようには評価できない。すなわち

外郭団体の見直しは方針に従って順調には実施されていない。

「原則公募」とされた平成 21 年度の公の施設の指定管理者の選定で実際に公募されたのは 11 施設中 3 施設であった。

外郭団体に対する随意契約の理由の合理性は相当に低いと評価せざるを得ない。

など、いわばバラバラな対応になっていると指摘せざるを得ない。

何度も指摘しているが、方針に従わないことにも大きな問題点はあるが、従わなくていいような方針を提示することにも同様に大きな問題がある。高知市はこれら一連の方針等の実施に整合性を持たせるべきである。

#### 4. 随意契約における予定価格調書の作成について

契約規則で求められている予定価格調書が故無く作成されていなかった契約が 83 件発見された。予定価格調書は契約事務における重要な意志決定行為であり省略されることは認められるものではない。

なお、個別指摘事項においては記載内容が煩瑣になることを避けるため基本的には検査調書が作成されていない事実及び理由のみを指摘しており、制度自体の問題点は指摘していないがここでは制度自体の問題点もまとめて指摘する。

(1) 随意契約における予定価格調書の作成等に関する規定

随意契約による場合の予定価格調書について契約規則は以下の規定をおいている。

(予定価格の決定等)

第30条の3 市長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第14条及び第15条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。

(予定価格調書の作成を省略することができる場合)

第30条の4 次に掲げる場合においては、前条に規定する予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 次条ただし書の規定により見積書を省略することができるとき。
- (2) 予定価格が30万円を超えない契約をしようとするとき。
- (3) その他特に市長が認めるとき。

(見積書の徴収)

第31条 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、官報、新聞、雑誌その他これに類する刊行物及びその価格が法令の規定により定められているもの又は見積書を徴することが適当でないものにあつては、見積書を省略することができる。

(予定価格調書の作成)

第14条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格(高知市財産条例(昭和39年条例第13号)第2条第1項及び第5条の2第1項の規定による財産の交換に係るものについては、交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とする。次項において同じ。)を当該事項に関する仕様書、設計書等を基礎として予定するものとし、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

第15条 市長は、前条の規定により定めた予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならない。

(2) 予定価格調書の作成状況の現状

予定価格調書の作成状況

予定価格調書の作成状況については「 .質問票のまとめ」に記載してあるがここで改めて確認すると以下ようになる。

随意契約によった950件の契約のうち95件(10.0%)の契約において予定価格調書の作成を省略している旨の回答があった。

(単位:千円)

予定価格調書	契約件数	割合	委託金額	割合
作成	855	90.0%	5,449,892	88.1%
省略	95	10.0%	733,384	11.9%
合計	950	100.0%	6,183,276	100.0%

なお、予定価格調書の作成を省略したと回答した95件の契約について省略の理由を分析した結果は以下のとおりである。

(単位:千円)

省略理由	契約件数	割合	委託金額	割合
30条の4該当	12	12.6%	178,402	24.3%
その他	83	87.4%	554,982	75.7%
合計	95	100.0%	733,384	100.0%

#### 予定価格調書の作成を省略した理由の具体例

予定価格検査調書の作成を省略した理由の具体例をいくつか例示すると以下のようになる。

- ・ 認識不足で作成していない。
- ・ 契約規則上の根拠は無し。予算計上された単価及びその積算根拠資料を持って予定価格調書に代えていたため。
- ・ 市の積算で議案を提出しているから。
- ・ 見積書と契約金額が同じため。
- ・ 起案紙に各団体毎の執行予定額を明記している。
- ・ 例年の実績がある。
- ・ 単価契約のため。

いずれの理由も予定価格調書の作成を省略する理由とはなり得ないものである。

#### (3) 予定価格の意味

予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものであり、その決定は契約事務における重要な手続きの一つである。予定価格調書の作成の省略は、単に契約規則に対する認識不足によるもので、予定価格を決定し、その調書を作成することと見積書の徴収や起案書における執行額の決定とはその趣旨・目的が異なることから適正でない。

契約規則に従って予定価格調書を作成すべきである。

#### (4) 予定価格の決定過程の問題点

以上は予定価格調書の作成に関する指摘であるが、予定価格調書自体の作成



過程における問題も個別的指摘事項で何件か指摘している。

理由の明記されていない予定価格の減額について

個別的指摘事項で詳しく指摘しているが、設計金額から 5%を控除し、さらに端数整理を行っているもの(個別的指摘事項 4)、設計金額から 20%を控除し、さらに端数整理を行っているもの(個別的指摘事項 7)、一部の経費の 15%を減額しているもの(個別的指摘事項 19)、設計金額から 4.5%を控除しさらに端数整理を行っているもの(個別的指摘事項 22)などがあった。

これらの予定価格の決定過程において設計金額から減額するための特別な理由は記載されておらず、また一定の減額基準もなく、明確な基準のないまま減額している。

予定価格の設定に当っては適正な積算の徹底に努めるとともに設計金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる“歩切り”については恣意的に行われ易いことから厳に慎むべきである。予定価格の決定における歩切りについて改善検討すべきである。

積算基準を誤って適用しているもの

適用すべき積算基準を最新のもの(2006年版)を使用せず、旧版を使用し続けているため(1999年版)積算金額のずれが生じているもの(個別的指摘事項 21)があった。初歩的な不適切な事務処理である。

## 5. 検査調書が省略されている契約について

契約規則で求められている検査調書が作成されていなかった契約が、調査対象契約の 67%に上る 873 件も発見された。契約事務のベースとなる契約規則について、わずか 58 条しかないにもかかわらず本文を十分に読み込んでいるとは認められない事例であり以下この件について検討する。

なお、個別指摘事項においては記載内容が煩瑣になることを避けるため基本的には検査調書が作成されていない事実及び理由のみを指摘しており、制度自体の問題点は指摘していないがここでは制度自体の問題点もまとめて指摘する。

### (1) 地方自治法・同施行令の検査に関する規定

法第 234 条の 2 第 1 項及び同施行令第 167 条の 15 第 2 項は契約の履行の確保に関して次のように規定している。

法 第 234 条の 2 第 1 項[契約の履行の確保]
------------------------------

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

令 第 167 条の 15【監督又は検査の方法】

(第 1 項)略

(第 2 項)

法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行わなければならない

## (2) 契約規則の検査調書の作成等に関する規定

### 検査調書の作成等に関する規定

契約規則は第 53 条で検査調書の作成等に関して次のように規定している。

#### 契約規則第 53 条

検査職員は、前条の検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。この場合において、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載するものとする。

2 略

3 契約金額が 50 万円(工事の請負にあつては、130 万円)を超えない契約に係る検査(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。)にあつては、前項の検査調書の作成は、これを省略することができる。この場合においては、請求書に検査済の旨と及びその年月日を記入し、押印しなければならない。

この規定によれば、契約金額が 50 万円(工事の請負にあつては、130 万円)を超えない契約については一定の条件の下で検査調書の作成を省略できることになっている。しかし契約金額が 50 万円(工事の請負にあつては、130 万円)を超える場合については他の規定類をみても、令第 167 条の 15 第 3 項の規定を除き、省略できるケースは規定されておらず、すべての契約について検査調書を作成する必要があることになっている。

### 支払い事務と検査調書

高知市においては法第 232 条の 4 で求められている債務の確定の確認手続きとして、請求書に検査済の旨と及びその年月日を記入し、押印している。出納課では支払い事務においてはこの日付及び検査済み印を確認している。

検査調書は高知市会計規則等においては支払いの証拠書類としては位置づけられていない。そのため出納課における支払い事務においてはチェックの必須項目とはなっていない。

参考 地方自治法

(支出の方法)

第 232 条の 4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

(3) 検査調書の作成状況の現状

検査調書の作成状況

検査調書の作成状況については「 . 質問票のまとめ」に記載してあるがここで改めて確認すると以下ようになる。

調査対象とした契約の半数を超える 873 件(67.6%)、委託金額で 6,319,478 千円(70.4%)の契約において検査調書の作成を省略している旨の回答があった。

(単位:千円)

検査調書の作成	契約件数	割合	委託金額	割合
作成	419	32.4%	2,654,455	29.6%
省略	873	67.6%	6,319,478	70.4%
合計	1,292	100.0%	8,973,933	100.0%

省略理由類型別の件数、金額の概要は以下のとおりである。

(単位:千円)

検査調書の省略理由	契約件数	割合	委託金額	割合
業務完了報告書、請求書を検収	529	60.7%	2,690,765	42.6%
成果品の検収	9	1.0%	20,318	0.3%
検査できない事情がある	21	2.4%	42,230	0.7%
指定管理者	28	3.2%	1,529,062	24.2%
その他理由	209	23.9%	1,523,416	24.1%
回答無し	77	8.8%	513,687	8.1%
合計	873	100.0%	6,319,478	100.0%

省略理由として最も多いのは「報告書を確認している、請求書を検収している又はその他検査をしている」であり529件であり60.7%を占めている。また、これ以外にも「その他理由」に分類しているが「現場で確認している」「更新内容を確認している」

「パソコンで確認できる」等の理由により検査調書の作成を省略しているものもあった。

#### 検査調書の作成を省略した理由の具体例

検査調書の作成を省略した理由の具体例をいくつか例示すると以下のようになる。

省略理由類型	具体的理由
業務完了報告書、請求書を検収	「毎月、廃棄物収集日誌の提出を受けている」「年度末にヒアリングを伴う事業報告を受けているほか、定期的に連絡会を開催しヒアリングを実施しているため」「本市指定の請求書への検収印の押印(決裁)により、調書に代えている。」「業務完了報告書で代用できるため」「事業報告書による確認で足る」「警備状況報告書による内容確認で足る」「清掃業務報告書による内容確認で足る」「点検報告書による内容確認で足る」「業務の完了後、支払書類の検収欄に検収印を押印している」
成果品の検収	「現場確認を行うため」「成果品の検収」
検査できない事情がある	「地域の実情に詳しい委託団体でも住民の移動状況を完全に把握することは難しく、配布漏れがあるかどうか検査することが困難な状況にある」「日常業務であるため検査調書はなじまない」「検査の基準設定が不明」「委託料の一括前払割引活用により、4月に年度の委託料を前払いしているため、支払時には検査ができないことによる」「委託内容が検査調書を作成することに適していない」
その他理由	「省略した理由は特になし。」「社会科副教材「高知のくらし」編集業務委託契約の検査調書の作成については、平成21年度は副読本を作成するに至らず、平成22年度も引続き編集業務を委託しているため」「契約において報告を求めていない」「今までに委託した業務成果が良好なため」

#### (4) ヒアリングの実施

##### ヒアリングの目的

高知市においては質問票の対象とした1,292件の契約の内873件について検査調書の作成を省略していた。これら検査調書の作成が省略された契約の内32件について担当課に対し省略理由を中心にヒアリングを行った。

このヒアリングの目的は、省略した理由を明らかにすることではなく、省略ができる旨の規定が契約規則にないことについての認識の確認、不適切な手続きが継続している理由などを確認することである。

## ヒアリングの結果

### ）契約規則に省略規定がないことについての認識

高知市の契約規則には、契約金額が 50 万円(工事の請負にあつては、130 万円)を超える契約に係る検査調書の作成を省略ができる旨の規定がないことについてどのように認識していたかについて確認した結果では、すべての担当者が省略できないことを明確に認識していたとは認められない回答をしている。

### ）不適切な手続きが継続している理由

不適切な手続きが継続している理由については、検査調書の作成は他の事務手続きと関連づけられておらず、それ自体で完結してしまう性格を有する手続きであり実務上作成しなくても直接的に影響がでないということにあると思われる。

高知市の支払い事務の一部は先に紹介しているが、検査調書の有無は支払いには一切の影響を及ぼさないシステムになっている。そのため検査調書の作成が省略されているという不適切な事務処理が顕在化する機会がほとんど無かったものと推測される。

一方、支払い事務では請求書に検査済の旨と及びその年月日を記入し、押印しなければならないことになっている。このため検査調書の省略理由を改めて質問されたときに「本市指定の請求書への検収印の押印により、調書に代えている。」といったものが相当数存在したことは、手続きの混同ないし誤解があったのではないかと思われる。

契約事務のベースとなる契約規則はわずか 58 条しかないにもかかわらず本文を十分に読み込んでいるとは認められない。

## (5) この指摘の意味

この指摘は、形式的に検査調書が作成されていないという点を問題にしているのではない。仕事の仕方の問題点を指摘しているのである。したがって、高知市が行う外部監査の結果に対する措置についても「検査調書に対する認識……今後は、事務処理の適正化を図り、再発防止に努めます。」といったものを求めているわけではない。検査調書の省略という事務処理には大きく二つの問題がある。

### 規則に従って検査調書が作成されていないことの問題点

契約規則に規定された検査調書の作成が、長期間にわたり、何の根拠もなく、各検査担当部署での独自の判断により作成が省略されていることの問題点である。明文の規則によらない、個々の職員の判断による事務処理がどのような事故を起こしてきたかについては枚挙にいとまがない。規則自体の善し悪しとそれを守るかどうか

ということはまったく次元の異なる問題である。特に公務員という立場では明文の規定は守るべきものではなく守らねばならぬものであり、各自の勝手な解釈で遵法性がゆがめられてはならない。

#### 規則と実務の乖離についてその調整をしていないことの問題点

守れない規則を、改めることもなく、守らないでいる状態を継続し続けることは怠慢以外の何者でもない。規則自体適宜見直し、実態にあったものに直していく必要がある。

検査調書については

- ) 検査調書を支出証拠書類の一つと位置づける。
- ) 地方自治法で求められているのは検査の実施であり様式は各自治体に任されているのであれば、現在支払いに際し行われている「請求書に検査済の旨と及びその年月日を記入し押印している」手続きを検査調書の作成として位置づけることで作業の重複を避け事務処理の簡素化を図るとともに不適切な状態を解消する。
- ) )と )の折衷として現在 50 万円(工事の請負にあつては、130 万円)を超えない契約に適用される省略可能な範囲を拡大する。

等の方策が考えられる。

このことは、他の業務における順法精神の閾値を下げる可能性もあり、適切な改善策を採らなければならない。

#### 6. 雇用類似の委託契約について

高知市では、個別的指摘事項「64.かがみ保育園給食業務委託」で指摘しているとおり、委託料から源泉所得税を控除して支払っている事例が発見された。そのため、同様の支出で所得税が源泉徴収されているものがないかについて検討した。

##### (1) 所得税が源泉徴収されていた委託料

保育課「かがみ保育園給食業務委託」

##### ) 業務内容

本件委託業務は、かがみ保育園の調理施設において、保育園児の昼食・おやつ・離乳食や職員の昼食の調理及び食材料の調達とそれにかかる事務を行うことである。

##### ) 委託としている理由

主に人員配置の面で直営に切り換えることができないため「業務委託」の形態

をとっている。

) 委託料の計算

勤務時間に応じて計算される。なお単価は高知市における調理臨時職員の日額賃金と勤務日数から算定した年間賃金と年 2 回の一時金の合計に、食材購入の交通費を加算したもから日額単価(8,245 円)を積算している。

) 源泉徴収の根拠

設計事務所等に対する報酬を支払う場合に行う源泉徴収と同じ解釈で源泉徴収を行った。

) 毎月の源泉徴収

「源泉徴収税額表」甲欄によっている。

) 年末調整

年末調整はおこなっていないが、給与支払額及び源泉徴収額を記載した「給与所得の源泉徴収票」を交付している。

学事課 「スクールバス運行委託」

) 業務内容

スクールバスの運行及び点検整備業務

) 委託としている理由

合併当初は、雇用契約であったものを委託(請負)契約に変更したため。

) 委託料の計算

勤務時間に応じて計算される。なお単価は「公共工事設計労務単価」の時間単価をもとに 5 時間に相当する金額を 1 日当りの単価と設定した。(実働時間は約 3 時間弱であるが、室内清掃、始業点検等またバスの運転であることを考慮して 5 時間に相当する金額を 1 日当りの単価と設定した。)

) 源泉徴収の根拠

変更当初は、源泉徴収は行っていなかったが、3~4 年前くらいに税務署から当該業務委託契約内容から源泉徴収の義務があると指摘されたことにより以後源泉徴収を行うようになった。

) 毎月の源泉徴収

「源泉徴収税額表」乙欄によっている。

) 年末調整

年末調整はおこなっていないが、給与支払額、乙欄による税額である旨及び源泉徴収額を記載した「給与所得の源泉徴収票」を交付している。

保険医療課 「レセプト内容点検業務委託」

) 業務内容

国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)の内容点検

) 委託としている理由

高知市ではレセプト点検ができる専門職を雇用していないため。

) 委託料の計算

勤務時間に応じて計算される。なお単価は非常勤嘱託職員の報酬額を基礎額とし、国保料と年金料相当額を基本料として加算している。

) 源泉徴収の根拠

所得税法第 28 条では、源泉徴収すべき給与所得を「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与」と規定しており、労務提供に対する人件費相当額の月額単価を基礎に個人委託しているレセプト点検委託業務は、同法に規定する「給与の性格を有する」ものとして認識している。

) 毎月の源泉徴収

「源泉徴収税額表」甲欄によっている。

) 年末調整

年末調整を実施しており、年末調整後の「給与所得の源泉徴収票」を交付している。

## (2) 給与所得の判定

所得税法第 28 条は「給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この条において「給与等」という。)に係る所得をいう。」としている。また、昭和 56 年 4 月 24 日の最高裁判決は判断基準を示して次のように判示している。「所得税法 28 条 1 項は、給与所得について、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。」と規定しており、給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうものと解されるところ、給与所得に該当するかどうかの検討に当たっては、給与支給者との関係において、何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならない。」

この判定基準から上記 3 件の契約を判定したのが以下の表である。なお、判定は各課に対しおこなったヒアリングの回答によっている。



判定基準	保育課		保険医療課		学事課	
雇用又はこれに類する原因に基づくものであるか(注1)		委託契約		委託契約		委託契約
使用者の指揮・命令に服しているか	×	受託者は保育課職員の指揮命令に服していない	×	個人委託のため、指揮命令系統は存在しない	×	指示は受けていない
提供した労務の対価として使用者から受ける給付か		日額賃金相当額による積算		日額賃金相当額による積算		日額賃金相当額による積算
空間的、時間的な拘束を受けているか	×	無し		8:30～17:15	×	無し
継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されているか		年間契約		年間契約		年間契約
判定	事業所得		事業所得		事業所得	

(注1) 雇用又はこれに類する原因とは、雇用契約以外の委任契約(民法643条)や準委任契約(無名契約)を意味するものとされる。

(注2) 上記の判定は各課からの回答をもとに監査人が判定したものである。

上記各課は「日常業務の指示は誰から受けているか」との質問に「受託者は保育課職員の指揮命令に服していない」、「指示は受けていない」又は「個人委託のため、指揮命令系統は存在しない」と回答しており、この回答だけから判断すれば使用者の指揮・命令に服していないと判定することができる。その場合にこれらの委託料が、最高裁の判例で示された判定基準からみて給与所得として源泉徴収の対象となるか否かについては疑義が生じる。

一方、使用者の指揮・命令に服しているか否かの判定は実態に即して行われるものである。その判断要素の一つが、「空間的、時間的な拘束」とされている。この判断要素からすれば保険医療課のケースは業務従事場所も従事時間も指定されていることから「使用者の指揮・命令に服している」と判定される可能性もある。実際に学事課及び保険医療課で給与所得と認定していることは、判定基準の「空間的、時間的な拘束」についても該当しているとの判断をうかがわせる。

このように委託料からの源泉徴収には、次項で検討する「労働者性」の判断に影響を及ぼす、同一の判定項目で相反する判断を下している様相を呈しており高知市として統一した判断を示す必要がある。

(3) 所得税法上の給与所得と労働法上の雇用の関係

所得税法は所得の種類としての給与所得の定義をしているに留まることから、所得税法上は給与所得とされるものの支払いを受ける者が即労働関係法規の適用を受ける労働者に該当するか否かについては議論のあるところである。

労働基準法の「労働者」の判断は、昭和 60 年・労働省労働基準法研究会報告「労働基準法の「労働者」の判断基準について」で詳しく報告されている。その内容の紹介はここでは行わないが、報酬が他の従業員に比較して著しく高額でない場合は「労働者性」を強めること。報酬について給与所得としての源泉徴収を行っている場合には「労働者性」を肯定する判断の補強事由となることなど高知市としても考慮を要する記載がある。

本来模範となるべき官公庁が、雇用類似の方法で業務委託することについては問題がないとはいえない。これらの委託契約については慎重に再検討されたい。

(4) レセプト内容点検業務委託の仕様書について

委託業務については、レセプト内容点検業務委託契約書の第 1 条に次の規定をおいている。

<p>第 1 条 甲は、レセプトの内容点検等に関する業務(以下「業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。</p> <p>2 乙は、前項の業務を甲の指定する日時、場所、方法において処理するものとする。</p> <p>乙が実施する業務日数は、年間 230 日以内とする。</p> <p>乙が業務を行う時間は、8 時 30 分～17 時 30 分の内 8 時間とする。</p> <p>乙が業務を行う場所は、高知市保険医療課のほか甲が指定する場所とする。</p>
---

契約によれば、委託者が指定する方法により委託者が業務の処理をすることになっているが、実際の委託事業に関する詳細な指示等を記載する仕様書及び要領等は作成されておらず、委託契約としては、いわゆる“白紙委任”の状態にあり適正でない。

当該委託契約は、雇用にも類似した形態で業務が遂行されており、口頭での指示も可能性が否定されるものではないが事務事業を外部に委託して実施することから、安易に流れることなく、高知市として委託内容について「必要にして、十分な」指示要求事項を契約書(仕様書を含む。)に明記すべきである。

7. 派遣職員の手当等について

高知市では、個別的指摘事項「66.財団法人高知市文化振興事業団委託金(派遣職

員に係る手当等)」で指摘しているとおり、派遣先の法人が負担すべき派遣職員に対する手当等について委託料で派遣先法人に対して支払っている事例が発見された。そのため、委託料にかかわらず補助金・負担金等の科目で支出されている同様の支出について検討した。

#### (1) 派遣職員の給与の取扱

##### 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定

「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(以下「派遣法」という。)においては、派遣職員に対して、原則、給与は支給しない(第6条第1項)こととされているが、例外的に、一定の条件のもとに条例で定めることによって支給できる規定が設けられている(同条第2項)。

##### 高知市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の規定

「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」(以下「条例」という。)は、派遣法に基づいて職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができるとしている(第4条)。

##### 大阪高等裁判所判決の事例

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく職員派遣である場合には、同法6条2項が定める例外を除いて、派遣元による給与支給は許されないところ、前記職員の派遣は同法により行われ、派遣先である前記財団法人がその給与を支給していたが、市と前記財団法人との間で締結された協定書上の派遣職員の従事可能業務は、同法6条2項が派遣元による給与支給を認める各業務と文言上一致していない上、その支給原資の全てないし大部分が市の補助金であったのであるから、派遣元である市が派遣職員に対して給与を支給したものと評価され、市の補助金支出の交付決定のうち派遣職員人件費に相当する部分は同法6条1項に違反する財務会計上の行為として違法であるとした事例。

#### (2) 高知市の派遣職員に対する手当等の支給状況

(財)高知市文化振興事業団の事例(個別的指摘事項 66)と関連して、公益法人等に対する高知市職員派遣に係る給与以外の手当及び共済費の支払いについて、その他の公益法人等について調査した結果は以下のとおりである。

外郭団体(公益法人等)の名称	派遣人員	残業手当その他手当等の額	支出状況(科目)	担当課
(財)高知市文化振興事業団	4人	10,556,243円	委託料	生涯学習課
(財)高知市スポーツ振興事業団	2人	2,069,009円	補助金	スポーツ振興課
(財)高知勤労者福祉サービスセンター	1人	2,330,792円	補助金	産業政策課
(財)高知市環境事業公社	3人	7,538,112円	補助金	環境政策課
(財)夢産地とさやま開発公社	1人	2,660,950円	補助金	中山間振興課
(財)高知県コンベンション協会	1人	3,117,977円	補助金	観光課
(社)高知市観光協会	4人	8,248,542円	補助金	観光課
(財)高知市都市整備公社	4人	3,371,597円	委託料	みどり課
(財)高知市都市整備公社	1人	1,638,073円	補助金	都市整備総務課
(財)こうち男女共同参画社会づくり財団	2人	4,824,474円	負担金	男女共同参画課

(注)(財)こうち男女共同参画社会づくり財団は(含期末手当)

### (3) 支払いの形態

#### 個別の委託料によるケース

教育委員会(生涯学習課)は、(財)高知市文化振興事業団に対して職員を派遣するに当たり、条例に基づいて同事業団と「職員派遣の取扱いに関する協定書」(以下「協定書」という。)を取交わし、給与(給料、扶養手当、住居手当、期末手当)以外の手当及び共済費については、同事業団が直接支給及び負担するとしている。一方、委託契約書においてこれらの経費について、別に教育委員会と同事業団とが協議して定める費用を支払うとし、それを覚書にし、委託料(10,556,243円)を以って負担している。

#### 委託料本体に含めているケース

高知市都市整備公社(みどり課)とは委託契約の積算においてこれらの手当等を含めている。

#### 補助対象経費に明示しているケース

スポーツ振興事業団、環境公社、高知県観光コンベンション協会に対しては補助金のうち、当該団体に対する補助金交付要綱によって補助対象経費に条例第2条第1項第1号の規定に基づき派遣した職員に対して支給される次の手当(時間外勤務手当等)及び職員共済費を挙げ、それが明確に規定されている。

#### 運営費補助金に含めているケース

その他の団体へは運営費補助として支出されている。

負担金に含めているケース

(財)こうち男女共同参画社会づくり財団に対しては高知県指定管理料の一部(1/2)を負担金として支払っているが、その中に給与及びその他の手当等を含ませている。

#### (4) 高知市の派遣職員に対する手当等の問題点

それぞれの公益法人等に対して委託料、補助金あるいは負担金で支出されているが、とりわけ、補助金によって支出されているものが多い。いずれの場合にも、協定書を取交わし、市がこれら各団体に対して補助金等で直接的、間接的を問わず、給与以外の手当及び共済費を負担していることが認められる。

しかしながら、協定書により給与(給料、扶養手当、住居手当、期末手当)以外の手当及び共済費については、各団体が直接支給及び負担するとしているものの、市が補助金等によって支援・助成することは、派遣法制定(H14.4.1)以前と実質的負担は何ら異なるものではない。市が直接支給するか、間接的に支給するかに過ぎない。

昨年、「神戸市福祉・医療外郭団体への人件費違法支出損害賠償等請求事件」において最高裁判所(H21.12.10:第1小法廷)は、派遣職員の人件費に充てるため補助金を支出したのは違法であるとして、市側の上告を退ける決定をし、二審大阪高等裁判所判決が確定している。

今後、このような住民訴訟は多くなっていくものと推測されることから、この最高裁判決を踏まえて、これら条例に規定されていない派遣職員の手当及び共済費を市の補助金等で負担することの是非について改善検討する必要がある。

#### 参考

【公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律】

第6条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

【公益的法人等への職員の派遣等に関する条例】

第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

【一般職の職員の給与に関する法律】

第23条5項 職員が国家公務員法第79条に基づく人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事院規則の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

## 8. 実費弁償方式によっている委託料等の消費税について

### (1) 実費弁償方式によっている委託料等の消費税の計算

高知市の外郭団体等に対する委託料及び指定管理料(この項においては委託料等という。)については基本的に、年度末に実費分で精算するいわゆる実費弁償方式によっている。

これら実費弁償方式によっている場合の消費税の計算は本則課税の場合は以下の計算式により算定される。

$(\text{消費税を除く委託料等の総額(税抜き)} - \text{経費の内課税仕入れの金額(税抜き)}) \times \text{消費税率}$

なお、実務上は(非課税仕入 + 不課税仕入) × 消費税率により計算している。また、簡易課税の場合には上記計算式により算出される消費税分については反復計算により増分を収束させる必要がある。

### (2) 高知市における精算の実際

高知市における実費弁償方式によっている委託料等の精算状況は個別的指摘事項においても指摘している。その実態は様々な方式によっており、中には過大に委託料等を収受している団体もあり、かつその額が相当に高額に上っていることから適正な措置を執る必要がある。

#### 事業費の総額から消費税を算出しているケース

事業費の総額から租税公課の金額を控除したものに消費税率を乗じて算出した金額を消費税相当額として計上し精算手続きを行っている団体があった。

具体的には個別指摘事項「14.元気がいまい課 福祉センター等の指定管理」に記載してあるが、平成21年度においては試算結果によれば1,938,877円過大に委託料等が支払われている。なお、過年度において同様の精算方式をとっているとみられることから、本来支払われる委託料等を大幅に上回る金額が支払われている可能性があり、時効が成立していない部分については早急に再精算し高知市に戻入させるべきである。

### 前年分の消費税で精算しているケース

前年度分の確定消費税額と当年度分の中間納付税額の合計額を消費税額として精算手続きしている団体があった。この方法だと連続し委託している間は、期ずれの問題はあるが総額として差異は生じないのであるが、契約が終了した場合、最終期の確定申告にかかる消費税については、最終期に算入しない限り支払いを受けられないことになる。

また、公社の決算に未払消費税が計上されていないことは妥当な会計処理とは認め難いため、一般的な会計処理の基準に従って未払消費税を計上しその決算金額をもって委託料等の精算をするように改めるべきである。

具体的には (財)高知市都市整備公社の委託料等であり、個別的指摘事項では「15. 観光課 高知市桂浜公園駐車場」で触れているが、その全体像は次のとおりである。

(財)高知市都市整備公社は高知市からわんぱーく高知と桂浜駐車場の指定管理及び都市公園等維持補修業務と桂浜公園の管理業務を受託している。これら指定管理料は精算を伴う指定管理料又は委託料となっている。この他自主事業として新京橋プラザ事業を営んでいる。

(単位:円)

	わんぱーく	公園管理	桂浜公園	桂浜駐車場	合計
非課税仕入	10,703,455	40,125,465	26,590,429	4,254,102	81,673,451
確定消費税	428,100	1,605,000	1,063,600	170,100	3,266,800
確定地方消費税	107,000	401,200	265,900	42,500	816,600
確定消費税合計	535,100	2,006,200	1,329,500	212,600	4,083,400
精算消費税	636,610	2,307,000	1,133,500	252,200	4,329,310
要返納額	-101,510	-300,800	196,000	-39,600	-245,910

(注)確定消費税は本来の精算対象となる消費税であり精算消費税は委託料の精算に際し計算した消費税。

公社の他の収支は無視して、高知市から委託されているわんぱーく高知と桂浜駐車場の指定管理及び都市公園等維持補修業務と桂浜公園の管理業務に限定しかつ課税売上高割合による仕入税額控除の調整や特定収入割合による調整をおこなわない条件で計算すれば本来平成 21 年度で負担すべき消費税は合計で 4,083,400 円でありその意味において 245,910 円戻入が過小であった計算になる。

### (3) その他の実費弁償方式によっている委託料等の消費税について

上記 2 件の委託料等については、今回の監査の過程で検証の対象となったため具

体的に問題点を指摘している。しかし具体的に指摘した上記団体以外との取引においても、委託料等を実費弁償方式により精算している団体については、今後早急に消費税の計算方法を調査し、過年度分について一定の精算をするとともに、全庁的に統一した基準で処理されるよう対応をとる必要がある。

## 9. 随意契約理由の合理性について

### (1) 契約の原則的方法の再確認

地方自治法の規定によれば、売買、貸借、請負その他の契約は契約の原則的方法は一般競争入札であり、例外的に指名競争入札や随意契約によることができるとされている。指名競争入札や随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式であり、地方自治法施行令で定める場合に限り行うことができるとされている契約方法である。また、高知市は随契ガイドラインにより随意契約の適用について慎重を期すべきことを求めている。

### (2) 随契ガイドラインが遵守されていないことについて

随契ガイドラインでは、従来の外部監査でも度重なり指摘してきた「実績がある者が他にいない」という随意契約の理由についても以下のように丁寧に運用上の留意点を示している。

#### 特定の1者でなければ提供できない役務に係る契約

・実績がある者が他にいないことや実績が豊富であることのみをもって特定の1者でなければ履行できない理由にはならない。特に、過去からの経過によって特定の者に随意契約を継続しているケースについては、知識や経験等の実績の必要性の観点から履行者の唯一性を検証し、他の者では履行し得ないかどうかについて、同業他社に確認するなど、1者に限られる理由を客観的に明確にすること。また、その場合においても、適正な価格によって行われるべき契約が高どまりし不適正な価格とならないよう留意すること。

・契約の確実な履行には実績の有ることが望ましい場合は、実績要件を入札参加条件として競争入札に付すこと。

ここまで丁寧な「運用上の留意点」の提示にもかかわらず、「上記の者は、従前より高知市国民健康保険レセプト内容点検業務に従事し、現在、高知市におけるレセプト点検業務の中心的役割を担っており、点検業務内容等その実績からしても、当業務の委託契約相手方として最も適当と考える。」といった理由により随意契約によって、契約を締結しているものがあつた。

この他にも、「システムデータやソフトの互換性が図れず、新たなシステムの構築・資料の収集解析に多大な期間を有するため、効率的な事業の執行に支障をきたす。」と



いった随意契約の理由を掲げている契約についてその根拠となる客観的事実を確認しようとしたところ、この業者以外の他業者とこのことについて問合せ、調査確認等をした記録もなく、また、期間・費用等に対する具体的な数値も持ち合わせていない契約が多数存在した。

上記以外にも随契ガイドラインに沿った理由となっていない契約は枚挙にいとまがない。このような状態は、ガイドライン自体意味をなさない状態になっていると認めざるを得ず、適正な事務執行とは認めがたい。

何度も繰り返し指摘していることであるが、規定類が守られないまま放置することは、モラルの低下を招き他の業務にも悪影響を与える可能性が高い。

上記随契ガイドラインは非常に丁寧な内容になっている。すべての契約担当職員は今一度記載内容を確認する必要がある。

### (3) データの互換性を随意契約理由にしているものについて

システムデータの互換性がないことは、新たなシステムの構築に際し随意契約の理由とならないことについては個別指摘事項「5. 下水道保全課 高知市公共下水道台帳外1件作成業務」「11. 道路管理課 道路台帳整備・作成委託業務」等において詳細に検討している。

一般にデータ自体の所有権は高知市にあり、システムの変更に際してデータ自体の移行は十分に可能である。そのことを以て随意契約とならないこと確認しておく。

### (4) 施設維持関連契約について

施設維持関連の委託契約は個別的指摘事項「68.施設管理の委託契約について」で詳細に検証しているがその概要をここに記載しておく。

いずれも合理的な随意契約の理由とは認められないものや、上記ガイドラインで求められている検討が十分に行われているとは認められないものである。

#### エレベータの保守点検業務

##### ) 同種のエレベータで異なる契約方法によっているものについて

保健福祉センターは保守点検の内容がフルメンテナンス契約であり、リモートメンテナンス及び直接通話システムが装備されているエレベータについて、指名競争入札によっている。一方、他の施設の同等の保守委託業務内容であるエレベータは随意契約により契約されている。その中には保健福祉センターのエレベータと同一の会社のものもある。

保健福祉センターにおいて競争入札による契約が可能であるということは、その他の同種類のエレベータの保守点検業務委託の随意契約の理由がほとんど成り立たないことになる。

##### ) 瑕疵担保責任期間中であることを随意契約理由としている契約について

瑕疵担保責任期間中である建物内のエレベータについて「瑕疵担保責任の責任の明確化」を随意契約の理由とする場合地方自治法施行令第167条の2第6

号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」を適用する場合「継続して行うことにより一体の成果物(完成して初めて委託業務の目的を果たすものに限る。)の完成を目的とし、業者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるもの。」とされ、「密接不可分な関係」を具体的に説明できることことが必要とされている。

瑕疵担保責任期間中であることを随意契約理由にする場合には他業者で保守点検業務を対応した場合の瑕疵担保責任についての影響度合いを慎重に確認し、施設の建築契約とエレベータの保守点検業務が「密接不可分な関係」にあることを立証する必要があるが、高知市においてはこの検討及び立証がなされていない。

#### 自家用電気工作物保安管理

特命随意契約理由には「受託可能な人員を有する唯一の法人である」旨記載されているが、ヒアリングにより「唯一である」という結論の検証事跡の提示を求めると、対応可能な事業者の把握すらおこなわれておらず、実際には唯一であるかどうかについての調査はおこなわれていなかった。

契約課は自家用電気工作物の保安管理に、平成22年度より試行的に見積競争を導入する方針を出し業務対応可能と思われる業者を複数把握している。特命随意契約の「唯一である」という理由は実証性及び合理性を欠いたものと言わざるを得ない。

契約は本来一般競争入札により競争性を確保することが大原則になっている。委託契約の競争性について十分検討し、初めから“この業者ありき”で他社を排除して契約するのではなく、委託契約に必要な条件を十分にクリアする業者がないということを具体的に調査確認等で立証する必要がある。

#### 機械警備

機械警備に関する随意契約の理由はおおむね「機械警備について業者変更をした場合、旧業者の機器回線の撤去、新たな業者の機器回線の新設を要するため当分の期間機械警備に空白が生じ、空白期間は人的警備委託が必要となり、別途費用が発生する。入札差額を考慮しても、これらの別途に要する新設・撤去の費用、人的委託の費用負担を解消できる効果は見込めないため」というものであった。

特命随意契約部局審査会調書の記載内容には機械の設置費用をどの程度要し、当該施設が警備機械導入後何年経過しているかの記載もなく、ヒアリングにおいてそれらに関する資料の提示もなかった。

## 浄化槽維持管理業務委託

ふれあいセンター浄化槽維持管理(まちづくり推進課)保育園単独浄化槽(保育課)の2件の浄化槽維持業務委託契約の随意契約理由の概要は以下のとおりである。

現在の同公社の運営は、高知市及び高知市議会に認知された再建計画及び経営方針に基づき判断された当該委託事業を受託し、経営の再建を図っているものである。また、当該委託事業が受託できない場合、同公社の運営に直接的な影響を与えることになり、最終的には出資者である市の財政負担につながることになる。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用するとしている。

以上の理由は、公社の経営あるいは公社の市における位置付け等個別に解決し結論を出すべき問題であり、委託により解決するものではない。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定は「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であり、当該浄化槽維持管理業務が「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは言い難い。

### (5) 随意契約の理由の説明責任について

契約の原則的方法は一般競争入札であり、指名競争入札や随意契約は例外的方法であることは先に触れた。例外的方法による場合には原則的方法による場合に比較して、契約過程の透明性の確保や説明責任が強く求められる。

しかし「唯一である」という表現を使いながらその検証事跡の提示を求めると、実際には検討していないものが多数存在した事実が示すように、高知市の随意契約の契約過程において、十分に説明責任が果たしているとは認められない契約が多数存在していると認めざるを得ない。

委託業者の選定においては「プロポーザル方式」等の導入の余地もある。最低限でも随契ガイドラインに示された検討過程を忠実に励行することで、契約過程の透明性を確保するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たす必要がある。

## ・ 個別の委託契約に関する指摘事項

本項目においては、ヒアリングの対象とした全契約について指摘事項の有無にかかわらず記載している。各契約の冒頭に契約及び質問票の回答の概要を記載しているが、左上のはヒアリング先一覧表のとリンクしている。また委託先団体区分、委託類型、主な委託理由及び委託の効果の項目には質問票の番号とリンクした番号及び質問票の記載事項の概要を記載してある。利用にあたっては添付した質問票等により正確な質問事項の表現を把握されたい。

なお、個別指摘事項においては個々の契約について 省略の事実、 省略理由、省略した場合の代替手続き ヒアリングにおける担当課の見解等の記載にとどめ、検査調書作成根拠条項等は同様の内容となってしまうため、報告書の簡潔さを優先して一々の記載は省略している。

### 1. 地籍調査課

1-1	委託業務名	平成21年度高知市鏡地区地籍測量委託業務				
契約期間	平成21年6月22日～平成22年3月19日			契約金額	39,270,000円	
契約方法	指名競争入札	委託契約先	(株)三洋測量設計			
指名理由	一般競争入札に適さない		指名業者数	9者	応札業者数	9者
委託先団体区分	(8)営利法人				再委託禁止条項	有
委託分類	(1) その他の専門的業務		担当部署	地籍調査課		
主な委託業務	高知市鏡吉原地区、計画面積3.98km <sup>2</sup> 、計画筆数945筆の地籍測量業務					
主な委託理由	高度な専門的な知識・技能・設備等を活用するため 業務の効率化を図るため 一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため 緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない		効果測定の反映	記載無し
プラス効果	業務量の変動に対する弾力的対応 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応					
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				検査調書	作成
備考	支出負担行為が3千万円以上					

1-2	委託業務名	平成21年度高知市鏡地区一筆地調査及び地籍簿作成・閲覧委託業務				
契約期間	平成21年6月5日～平成22年3月19日			契約金額	32,920,000円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	(社)高知県公共嘱託登記士地家屋調査士協会					
委託先団体区分	(4)その他の公益法人				再委託禁止条項	有
委託分類	(1) 職業専門家が行う業務		担当部署	地籍調査課		
主な委託業務	国土調査法に基づき実施する鏡地区(吉原の一部)の地籍調査事業に伴う1筆地調査及び平成20年度に一筆地調査をおこなった鏡地区(吉原の一部)の地籍簿作成・閲覧業務					
主な委託理由	高度な専門的な知識・技能・設備等を活用するため 業務の効率化を図るため 一時的に大量に					

	発生する事務や業務の処理に対応するため		緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため		
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない		効果測定の反映 記載無し
プラス効果	業務量の変動に対する弾力的対応 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成
マイナス効果	マイナスの効果は特にない			検査調書	作成
備考	支出負担行為が3千万円以上				

(1) 委託業務の効果の評価について(1-1、1-2 共通)

委託業務の効果の認識について

地籍調査課ではヒアリングの対象とした上記2件の業務委託について、「専門的知識及び技術を要するものの委託であるため委託の効果測定はおこなっていない。」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託業務の効果についての別の質問項目に対する回答では 業務量の変動に対する弾力的対応 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応 といったプラスの効果があったと委託の効果を実感している(質問票 -5)

委託の効果の評価の必要性について

そもそも委託業務が専門的であるが故にその効果を実感しないということは論理的に成り立つものではない。たとえ高度に専門的業務であっても、委託するにあたって期待(計画 = Plan)している効果はあるはずである。そのような前提なしでの業務の外部委託は自ら行う業務の「無条件丸投げ」にしかない。さらに実際おこなわれた業務(実施 = Do)に対する評価(検証 = Check)がなされなければならない。その評価を受けて業務の見直し(改善 = Action)により次の業務実施のサイクルにつなげていくことになる。

高知市においては業務遂行において古典的ではあるが基本的な手法であるPDCAサイクルが委託業務について制度的に有効に機能しているとは認めがたい。担当者ベースの「心の中でおこなわれている委託の効果の評価」を一定の尺度を設けて制度として実施する体制を作る必要がある。

なお、委託業務の効果の評価については総括的指摘事項で詳しく触れている。

## 2. 観光課 桂浜荘

2	対象施設名	国民宿舎桂浜荘		
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	指定管理料	285,440,508円	
選定方法	指名	指定管理者	財団法人高知市桂浜観光開発公社	
利用料等収入の帰属	宿泊料等はすべて高知市に帰属する			
委託先団体区分	高知市の外郭団体	再委託禁止条項	有	
委託分類	(4)- 公の施設の管理運営業務	担当部署	観光課	
対象施設の概要	昭和39年4月高知市国民宿舎条例に基づき設置、平成7年2月リニューアルオープン(全面建替)鉄筋コンクリート造り5階建て、宿泊定員合計122名の国民宿舎。			
主な指名理由	(財)高知市桂浜公園観光開発公社(以下本項において公社という。)は、設立当初より国民宿舎桂浜荘の管理運営を行っており、平成18年度からは指定管理者となっている。当該団体は様々な経営改善に取り組んでおり取組みの効果について次期指定期間を通して評価・検証することが適当であると判断する。			
主な委託理由	業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するため 一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため 民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うため 緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため			
主な再委託業務	清掃 警備、ゴミ収集、自家用電気設備・昇降機・消防設備・自動ドア等の保守点検			
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	指定管理者業務評価表により実施	効果測定の反映 記載無し
プラス効果	業務量の変動に対する弾力的対応 正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門化によるサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応			
マイナス効果	マイナスの効果は特になし			
備考				

### (1) 指定管理者の指名による選定について

#### 個別外部監査における指摘事項

国民宿舎桂浜荘については、平成21年9月から12月に「国民宿舎運営事業特別会計の事務の執行について」として財政健全化法第26条第1項の規定により義務付けられている、法第252条の41第1項の規定に基づく長からの要求に係る個別外部監査を実施している。この監査の結果報告において「指名による指定管理者の指定について」の項で

桂浜荘の指定管理者の要件として、文化財の管理といった経済性のみの追求では理念を実現しにくいものは要求されていない。また、ホールの管理や競技場の管理といったいわゆる「箱物」の管理でもない。さらに、指定管理者として受託可能なノウハウや組織を有している、いわゆる受け皿は、ホテル業者や観光施設の管理運営業者として社会的に十分成熟している。現実に高知県内ではベルリーフ大月、雲の上のホテル、オーベルジュ土佐山、足摺テルメ等同様の施設で民間企業が指定管理者となっている例もある。

そもそも指定管理者制度導入の目的は「公の施設」の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることである。桂浜荘の経営手法のドラスティックな変革や利用料金制の導入による効率化等を考慮すると、他の民間企業に管理を任せる方が指定管理者制度を導入する効果が大いとも思われる。従来から管理委託を行っていた公社が指定管理者となるメリットはそれなりに理解できるものの、施設の民営化を検討する以前に、まず指定管理者の公募について具体性を以て検討すべきである。

として、指定管理者の公募を求めている。

### 指定管理者の指名による選定について

高知市の「指定管理者制度対応方針」では市外郭団体に対する対応を「本市が出資しているいわゆる外郭団体が受託している公の施設の管理運営については、外郭団体が経営改善に向けた抜本的な見直しを進めている場合は、18年4月の指定においては、現在の委託団体を選定できるものとするが、次回の指定においては、公募を原則とする。」としていた。しかし、この方針にもかかわらず桂浜荘の指定管理者の選定に際し依然として公社を指名により選定し続けている。

桂浜荘に限らず平成18年4月の指定において外郭団体が指定管理者である施設の次回の指定管理者の選定は公募を原則としているにもかかわらず平成21年度の選定にあたって公募されたのは11施設中3施設にとどまっております。結果から見れば公募が例外であるかの状態となっている。「原則として」という表現で、例外を設けることは規則を柔軟に運用でき、臨機応変な対応が出来るという面がある一方、その運用の仕方によっては規則の存在そのものの意味がなくなってしまうという危険性もある。「原則」を尊重した選定を実現する必要がある。

なお、上記個別外部監査の結果を受けて高知市が平成22年3月に作成した国民宿舎運営事業特別会計経営健全化計画においては、指定期間経過後の平成24年4月からの指定管理者は公募により選定することとしている。

### 3. 公営事業課 高知競輪の実施に関する業務委託

3	委託業務名			高知競輪の実施に関する業務委託	
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日		契約金額	170,009,686円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	財団法人日本自転車競技会				
委託先団体区分	(4)その他の公益法人		再委託禁止条項	有	
委託分類	(1) その他の専門的業務	担当部署	公営事業課		
主な委託業務	自転車競技法第3条の第1号及び第3号に規定する、競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競争前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務の委託				

主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 法律や制度の制約に対応するため				
主な再委託業務	-				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	評価していない				
マイナス効果	評価していない				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	省略	検査調書	省略
備考	委託料は経済産業省から示された自転車競技会委託費料率表(消費税別)による。 当該業務は自転車競技法第3条1項により、委託先が競技実施法人に限定されている。				

#### (1) 委託の包括化について

公営事業課では平成22年度から高知競輪の通常開催業務等(特別競輪の開催は除く)を日本トーター株式会社と3年間の基本協定により包括委託することとしている。委託料の総額は1,478,925千円であり平成22年度の委託料は482,475千円と設定しているが、平成22年12月頃に双方の収支状況により委託料の見直しをすることとしている。

なお、この包括委託化により平成22年度の当初予算ベースで約76,915千円の経費節減が見込まれている。なお、本件事案は現在進行中の契約でありここでは情報提供にとどめる。

#### (2) (財)日本自転車競技会への委託料の減額・廃止等について

高知市は、(財)日本自転車競技会と競輪の実施事務の委託に関する契約を締結しているが、当該業務は、自転車競技法第3条第1項により、委託先は同自転車競技会に限定されている。その委託料は、市と同競技会との対等な意思表示に基づくものではなく、国の指示に基づく料金料率表に基づく事務委託経費によっている。契約としては片務的な性格が強いもので、負担金的な意味合いのものと認められる。

高知市は、平成22年度から競輪事業の別途包括委託をすることによって人件費等管理コストの削減を実現しようとしている。また、現在の予定では、平成23年度にはGランクの開催を2回開催することができ、今後、(財)JKAへの「交付金」の減額も予測されることから、来年度についてはある程度の黒字は予測される。しかし、競輪事業自体の低迷傾向は歴然としており、収支の抜本的改善の兆しすら見えない状態にある。

元来、当該事業は、市財政への財政的支援が直接的な目的であることから当然に黒字が前提であるが、再来年以降の収支について楽観視できる環境にあるとは認めがたい。

市は、包括委託等の方法により競輪事業の管理コストの削減へと舵を切ったとはいえ、当該事業は前途多難であり、さらに国に自転車振興会への交付金の廃止等を他



の団体と協力・協同して要望するとともに競輪廃止も検討すべきである。

(3) 検査調書の作成について

検査調書の作成の省略について

公営事業課では当該委託業務については「委託者とともに競輪開催を実施しているため」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

支払いに際しては契約規則第53条3項の規定に準じ支出命令に検収印を押印して手続きをおこなっている。

問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

(4) 委託の効果の評価について

委託の効果の認識について

公営事業課では当該業務委託について、「効果測定の手法が不明」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。また、委託の効果については非公式にも評価していない。

委託の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

4. 資産税課 高知市画地一斉調査事業

4	委託業務名	高知市画地一斉調査事業(平成21年度)				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	62,779,500円			
契約方法	指名競争入札	委託契約先	国際航業株式会社			
指名理由	一般競争入札に適さない	指名業者数	3者	応札業者数	3者	
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有			

委託分類	(1) その他の専門的業務	担当部署	資産税課
主な委託業務	市街化区域内における固定資産税の課税客体(土地)の現況を机上・現地調査により把握し、その情報をデータ化する業務及び既存宅地の調査、農業振興区域の把握をする業務		
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するため 一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため		
主な再委託業務	再委託無し		
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない
		効果測定の反映	記載無し
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減		
マイナス効果	マイナスの効果は特になし		検査調書 作成
備考			

## (1) 事業の概要

### 事業の概要

本事業は、適正な課税のために高知市内の市街化区域に存する土地を対象に現況調査を行い、課税客体としての土地を適性に把握するための事業である。通常業務で正確な事務処理がなされていれば不要であるが、登記漏れや些細なミス積み重なり等により適正を欠く状況が発生しているため、これまでも5年から15年のスパンで実施していたものである。

課税客体(土地)現況の机上・現地調査による把握及びその情報のデータ化、既存宅地の調査、農業振興区域の把握が委託対象となっておりその結果に基づいて課題のある土地について職員が再調査を行い、調査結果を固定資産評価に反映するという過程により実施される。

### 事業の経過

高知市では固定資産の評価方法について従来「その他の宅地評価法」によっていたが平成6年度より市街化区域については「市街地宅地評価法」を導入した。その後十数年経過しデータにひずみがでてきたことや、合併による不均一性を排除するために平成17年度より各地の調査業務に取りかかった。その経過は以下のとおりである。

#### ) 事前調査業務

件名	高知市固定資産評価事前調査業務		委託先	国際航業株式会社
契約方法	特命随意契約	契約金額	1,995,000円	契約期間 H17.9.5～H18.1.31
委託業務	本委託業務は、統一的な課税を行うことを目的として、固定資産評価支援システム(以下「支援システム」という。)を活用し、課税対象となる土地の持つ各種評価基礎データの統一化を図っていくための業務内容のマニュアルを作成するものである。			
随契理由	本業務に使用する「支援システム」の各種評価基礎データ(地番図及びその属性データ、家屋図及びその属性データ、路線価図及びその属性データ、航空写真図データ等)は現在整備段階であるため、「支援システム」整備事業と本業務は、並行して作業を進めていく必要があり、委託業者は「支援システム」本体及び各種評価基礎データの仕様			

	を細部にわたり熟知していなければならない。また上記業者は、本業務の前提となる「支援システム」のソフトウェア開発上の技術(ノウハウ、ルーチン及びモジュール等)及び基本GISパッケージソフトの著作権等を有しており、「支援システム」の各種評価基礎データ等も上記業者により整備が進められている。なお、「支援システム」整備事業が完了するまでは、上記業者が本業務を適切かつ確実にを行うことのできる唯一の業者である。
--	---

) 画地一斉調査事業(平成 18 年度)

件名	高知市画地一斉調査事業(平成 18 年度)			委託先	国際航業株式会社	
契約方法	指名競争入札	契約金額	23,100,000 円	契約期間	H18.5.26 ~ H19.3.15	
委託業務	本委託業務は、昨年度業務委託した「高知市固定資産評価事前調査業務」の成果品であるアウトソーシング・マニュアル及び業務報告書に基づき、市街化区域の画地一斉調査の委託を行うものである。					
指名理由	業務を委託するにあたっては、(1)固定資産評価を細部にわたり熟知しており、地方税法、固定資産評価基準、アウトソーシング・マニュアル等に基づき、土地の調査及び評価が行えること。(2)現地調査を行うことから、本市の地形、都市計画等について十分に理解していること。が契約の相手方としての要件である。固定資産評価は、その特殊性により業務実績がノウハウにつながる業務であるため、県内コンサルタントが有する業務実績では業務遂行が難しいと考えられる。固定資産評価の業務実績を有する県外コンサルタントは数社あり、その中でも、本市及び高知県での“高知市に関する地形作成等の業務実績を有した業者”でなければ迅速かつ的確な現地調査を実施したいと考えられる。下記業者は、固定資産評価の業務実績を豊富に有しており、かつ本市または高知県から、高知市に関する地形図作成等の業務を請け負った実績があることから、本委託業務を円滑に遂行できる業者であると考えられる。					
入札結果	国際航業(株)	22,000,000 円	(株)パスコ	24,000,000 円	朝日航洋(株)	24,500,000 円
備考	第 1 回入札により国際航業(株)に決定					

) 画地一斉調査事業(平成 19 年度 ~ 平成 23 年度)

件名	高知市画地一斉調査事業(平成 19 年度 ~ 平成 23 年度)			委託先	国際航業株式会社		
契約方法	指名競争入札	契約金額	174,300,000 円	契約期間	H19.7.17 ~ H24.3.23		
委託業務	本委託業務は、平成 18 年度に実施した業務委託した高知市画地一斉調査事業に引き続いて、高知市の市街化区域の画地一斉調査業務の委託を行うものである。						
指名理由	上記 )と同様の内容						
入札結果	第 1 回入札	国際航業(株)	170,000,000 円	朝日航洋	181,000,000 円	パスコ	195,000,000 円
	第 2 回入札	国際航業(株)	168,000,000 円	朝日航洋	169,000,000 円	パスコ	169,800,000 円
	第 3 回入札	国際航業(株)	166,000,000 円	朝日航洋	辞退	パスコ	167,800,000 円
備考	第 3 回入札により国際航業(株)に決定(落札率 100%)						

事業遂行上発生した問題点

委託事業開始当初、高知市が従来保有していたデータを委託業者に渡すことなく評価基準に基づき対象地区の全画地を白紙の状態に調査させたこと、高知市の独自の補正について市と業者との間で十分に意思統一ができていなかったこと、などのために以下のような課題が発生した。

)委託当初想定していなかったアンマッチ件数が膨大に発生した。アンマッチ発生の主な原因は不整形地における間口、奥行の取り方が統一されていなかったためである。

)高知市の評価と差異が生じた部分について業者で検証することができなかった。

)結果として、高知市の職員が再検査する業務量が想定外に過大で、専属班での

業務処理では追いつけなかったこと。

これらの問題に対応するために、2 年目からは委託業者に対し研修を実施するとともに平成 21 年度においては委託調査内容や市の再調査体制を見直すことにより、事業の再構築を図り、委託業者に事務工程の見直しを指示し、月次報告を義務付けた。さらに平成 22 年度においては、他の地籍調査(法務局実施)と重なる区域については当該調査結果を利用することとして減額交渉している。

## (2) 指名競争入札過程の問題点について

平成 19 年度～平成 23 年度の画地一斉調査事業に至る事業の経過は上記のとおりであるが、国際航業(株)は平成 17 年度においても当該業務についてのアウトソーシング・マニュアル作成(特命随意契約)及び試験的に実施した平成 18 年度の高知市画地一斉調査事業(指名競争入札)を受注している。

この過程は、本来高知市が作成すべき「仕様書」をアウトソーシング・マニュアル作成という業務名で外部に特命随意契約で発注し、当該業務を受注した 1 社だけが事前に当該業務に深く関わっている状況の中での指名競争入札による長期継続契約の発注とみることも可能である。

公的機関の受注業者の選定過程は一般的にみて手続きの公平性・公正性に疑義がもたれるようなことは極力さげなくてはならない。平成 17 年度から平成 23 年度にわたる一連の業務を仕様書の作成業務までも一括して「性能発注」の方法で実施する可能性はなかったのか、プロポーザル方式による余地はなかったのかといったことが考えられ、同様のシチュエーションに際し今後慎重に検討することが望まれる。

## (3) 画地一斉調査事業委託にあたっての事前準備の問題点について

高知市画地一斉調査業務は、市街化区域内における固定資産税の課税客体(土地)の現況を机上及び現地調査により把握し、その情報をデータ化することで、画地評価作業の省力化と合理化を進めることを目的としている。また、併せて市街化調整区域の農業振興区域と既存宅地について把握調査を行い、課税事務の適正化を図るものである。

地積の認定に当たっては、「原則として土地登記簿に登記されているところによる。」(自治省事務次官通達「評価基準の取扱いについて」S38.12.25 自治乙固発第 30 号)とし、登記地積と著しい違いのあると認められる場合には現況の地積によるものとしている。その他土地区画整理事業においては土地区画整理法による仮換地による地積によるものとされている。

ところで、当該画地一斉調査業務の実施にあたっては、受託業者の行った土地評

価の誤りについて職員のチェックが必要であり、また、当該調査と地籍調査等地域と重複を生じるなどの無駄な調査部分が生じている。

しかしながら、これは、当該画地一斉調査業務の実施を予定した当初(H17・18)から、市が実施する地籍調査(浦戸・御豊瀬・仁井田地区等)あるいは土地区画整理事業(弥右門・潮江西部・駅前周辺等)等との重複する箇所についての確認・調整が十分に行われていないことに起因するものと推測される。

これら地籍調査(国土調査法)の結果及び土地区画整理事業(土地区画整理法)は換地によって土地登記簿に登録されるものである。

画地一斉調査事業委託に当っては、必要かつ十分な調査に努め、調査結果を活用できるその他調査と重複等が生じないように、事前準備の万全を期すべきである。

#### (4) 予定価格の決定にあたっての問題点について

高知市画地一斉調査事業に関する業務委託契約についての詳細な設計書の提出はないが、予定価格調書における予定価格算定基礎によると、設計金額(税抜)から5%を控除し、さらに端数整理を行い、合計9,230,000円が減額されている。

しかしながら、当該予定価格の決定について設計金額から減額するための特別な理由は記載されておらず、また一定の減額基準もなく、明確な基準のないまま減額することは適正でない。

予定価格の設定に当っては適正な積算の徹底に努めるとともに設計金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる“歩切り”については恣意的に行われ易いことから厳に慎むべきである。予定価格の決定における歩切りについて改善検討すべきである。

#### (5) 委託業務の効果の評価について

##### 委託業務の効果の認識について

資産税課では当該業務委託について、制度的にも効果測定作業はおこなっていない。しかし、「制度として実施していないが、随時、より効率的かつ効果的な方法を課内で検討し、業者と話し合いの場を持ち、作業方法等の変更を行っている。」としている。

(質問票 -6)

また、委託の効果についての別の質問項目に対しては回答ではその結果 正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減といったプラスの効果があったと委託の効果を確認している。(質問票 -5)

##### 事業評価の結果について

一方、担当部署としては、制度的に効果測定作業はおこなっていないとしているが

事業自体は平成 21 年度事務事業評価の対象となっており一定の制度的評価の対象となっている。この評価結果によれば成果の達成状況コスト削減等の二つの項目で 4 段階中、上から 3 番目総合評価でも上から 3 番目となっている。主な原因は委託業務の報告遅延や、職員による再チェックによるダブルコストの発生などとみられる。

委託業務の結果の評価は工事契約や物品の納入契約と異なる要素が存在する。委託に関する上記の二つの評価には若干の隔たりがあると認められるのであるが、評価結果の事業への着実な反映を実現するためにも、一定の評価尺度を提供し評価をする者の主観によるぶれが少ない評価の実施体制を構築する必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

## 5. 下水道保全課 高知市公共下水道台帳外 1 件作成業務

5	委託業務名 高知市公共下水道台帳外 1 件作成業務委託				
契約期間	平成 21 年 12 月 25 日～平成 22 年 3 月 20 日			契約金額	39,900,000 円
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	国際航業株式会社				
委託先団体区分	(8)営利法人			再委託禁止条項	無
委託分類	(1) 情報システム関連業務		担当部署	下水道保全課	
主な委託業務	下水道法第 23 条第 1 項に基づく公共下水道台帳及び農業集落排水台帳を整備するため、平成 20 年度下半期及び平成 21 年度上半期までに竣工した下水道施設及び農業集落排水施設の竣工図書等を用い、現地調査と併せて現在使用している台帳管理システムに入力する業務				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1 件	検査調書	作成
備考	維持管理業務に伴う台帳システム作成業務であり、システム開発元業者しか実施できず、効果測定の実施にそぐわないと考える。として効果測定はおこなっていない。				

### (1) 特命で随意契約することの妥当性について

#### 委託理由

委託業務の概要は上記のとおりであるが、委託の理由についてヒアリングしたところ下水道保全課では「地図情報・地形図と照合して作業することが必要でありノウハウを必要とすること、台帳管理システムにデータ入力するにも台帳管理システムを理解しないと入力できないこと、台帳管理システム入力を直営で行おうとすると 1 課分人手が必

要となる」として、直営ではなく委託している。

#### 特命随意契約理由

特命随意契約部局審査会に提出された調書には特命随意契約の理由について以下のように記載されている。

平成 20 年度下半期及び平成 21 年度上半期までに竣工した下水道施設及び農業集落排水施設の竣工図書等を用い、現地調査と併せて現在使用している台帳管理システムに入力するものであり、業務を安全・確実に遂行するためには、システムの動作環境等の熟知が必須の要件となる。

この台帳管理システムは上記業者が開発したものであり、台帳作成をするにあたって「第 3 者への著作権許諾不可、プログラム修正不可、システム処理内容非公開」等の著作権上の制限がある。

また、台帳管理システムに障害が発生した場合、他の業者では原因の究明が難しく、修正を図ることが困難となる可能性が高いことから、本業務の委託先が台帳管理システムを開発した業者に限定される。

#### プログラム自体の開発費とランニングコスト

本件対象業務に使用されているプログラムは平成 10 年 9 月 28 日に国際航業株式会社との間で契約された「高知市公共下水道システム作成業務委託契約」により 7,875,000 円の委託料で開発されたプログラムである。なお、開発に際しシステムの開発費以外の以後のランニングコストを考慮した検討は行っていない。なお、平成 10 年度から平成 21 年度までのランニングコスト(台帳作成にかかる経費)は合計で 445,108 千円である。

高知市は現在のシステムの利用を前提に、公共下水道台帳作成業務をシステムの開発業者に特命随意契約で委託し続けている。しかし、システムの開発時には、開発コストに比較し遙かに膨大となるランニングコストについては検討の対象としていなかった。

次項で触れるように高知市はデータ移行については非常に困難だと認識している。契約当初から想定できたことであり、このような自ら作った制約条件で契約の自由度が失われていることについて、当初のシステム開発業者の選定手続きの適正性には疑問を抱かざるを得ない。

#### 他社のシステムを導入する可能性について

高知市では現在のシステムを他社のシステム導入の可能性についてヒアリングにおける回答で以下のように否定している。

委託先を他社に変更するには、他社のシステムにデータの引継を行う必要がある。データの引継の可能性について下水道保全課で、システム開発も行っている建設コンサルタント会社に確認したところ、それぞれ独自のシステムを利用している関係上データの引き継ぎはできず、一から作成し直す必要があるとの回答を得ている。

しかし、この説明は明らかな誤りであることをここに強く指摘しておく。

) 「データの引き継ぎはできない」ということについて

システム間でのデータの移行は日常的に行われていることであり、技術的な困難性は一般的にはそれほど高いとは認識されていない。例としては、何十億円もの電子カルテパッケージなどのデータ移行も常々行われている。

データの構造は「テーブル定義」に記載されており、それを参考にしなければならない。この定義により、蓄積された過去のデータを、新システムのデータベースに移行することができる。旧のシステムから、新のシステム用にデータの掃き出しを行い、新データベースに書き込む。必要であれば、その時に、データの変換を行って、新システムのデータベースに合うような、形式に変えることもある。既存のパッケージソフトによってつくられたデータベースを、別会社のシステムに移行することは、上記の手順によって、日常的に行われている。

ただしこの際にデータ移行料が発生することもある。データの移行費用については、相当に高額の請求がおこなわれる可能性があり、それが競争性を阻害する可能性はないわけではない。しかし、競争入札により低減も可能である。また見積等を精査し常識の範囲内で減額交渉する余地はある。

) 「一から作成し直す必要がある」ということについて

「一から作成し直す」ということをどのように定義しているのか確認できないが、このことについては、わざと閾を高くしてシステム移行の可能性を低く説明している印象がある。

データ移行のコストについては検討を要するが上記データ移行手順により、何も無いところからデータを作り直す必要は全くない。技術的には比較的簡単にできるとというのが一般的な認識であると理解している。

データそのものは、ユーザの所有物であり、ソフトウェアや著作権とは関係ない。データそのものは著作物ではない。このことについて、日本著作権協会に問い合わせたこともあるが、「データ(名前とか住所、生年月日)は創作性のある著作物ではな



い単なる事実である。」ということから、著作権法の保護には該当しないという判断であった。

）他社のシステムを導入する可能性について

以上の検討から、他社システムへのデータの移行は可能であり、他社のシステムを導入する可能性は十分にあるという結論になる。

著作権上の制限について

上記の調書には「第3者への著作権許諾不可、プログラム修正不可、システム処理内容非公開等の著作権上の制限がある。」とした記載がある。

システムの継続利用を前提にすればそのとおりであるが、システム自体の移行も含めた場合には、このことはまったく随意契約の理由とはならない。

高知市における入札の可能性の検討について

ヒアリングにおける、入札の可能性に関する説明は以下のとおりである。

市が把握している範囲では、他都市においても同様の状況で、台帳管理システムを入札にかけ変更した都市はないとして、高知市としては現実的に業者を変更することはできないと判断している。

このことについて、さらに文書で「インターネットで検索したところ、他の市町村では、公共下水道台帳の作成について入札しているところがありますが、高知市では、仕様書を変更する等入札するための努力はしていますか。」という質問をしたところ、以下の回答を得た。

下水道台帳の作成(図面作成等)のみであれば、入札することも可能ですが、日常の業務を円滑に進めていく上で現在の下水道台帳管理システムで運用していくためには、今後も国際航業に随意契約を行っていくことが必要となります。

この回答によれば高知市は公共下水道台帳の作成委託業務については競争性のある入札に移行する意志が全くないと判断せざるを得ない。

競争性の高い委託業者の選定手続きの導入に向けての検討

上記各論点での高知市の回答を検証するとき、競争入札ができない理由を羅列することに腐心しており、如何にしたら競争性のある契約形態を実現できるかといった観点は一切認めることができない。

高知市の公共下水道台帳作成にかかる業務の委託業者選定の過程を検証すると、データの移行可能性が困難であることを理由に現在の委託業者にシステムの開発から運用に至るまでを“丸投げ”で委託し続けているとしか解釈できない経緯を示している。あたかもデータを人質に特命随意契約を継続し続けている感すらある。

データ移行の可能性は先に検討した。他社のシステムに移行する可能性についても、その移行方法も含めて先に検討した。現在のシステムはすでに開発から10年以上経過している。毎年の公共下水道台帳入力業務(ランニングコスト)の委託契約に際して、ほぼ委託業者の言い値で契約を続けていた経緯も存在する。

過去の安易な契約姿勢からすれば、この際ランニングコストも考慮に入れて新たなシステムへの移行を検討することは、コストの低減化に資する可能性が高いと思われる。プロポーザル方式等競争性と透明性の高い委託業者の選定方式を検討する必要がある。

この指摘は、今後のシステムの更新に際して、データの移行が困難であることを理由に特命随意契約によることはもはやできない状況にあることを合わせて指摘するものである。

## (2) 委託料の減額交渉について

下水道保全課へのヒアリングによれば、当初のシステム導入にあたって、システムの導入費とランニングコストを含めたコストでの検討はしていない。当然にシステムの耐用年数経過後必要となる可能性があるデータの移行費用も検討の対象に入っていない。

また、設計書は3~4年前までは業者の見積をそのまま利用していた。最近では業者の見積を参考に単価調整が可能なものは調整して積算している。

さらに、現在まで金額の妥当性について、他都市と比較するなどを行ったことはないということである。

高知市では昭和57年に特命随契をして以来現在に至るまで競争性が発揮されることなく、数年前までは業者の言い値で契約をしてきており、これまでの契約が最善の方法で行われてきたか非常に疑問が残るところである。

少なくとも他自治体の情報を収集し、入札の導入も含めて検討し適正な委託料の実現に努力するべきである。

## (3) 委託業務の効果の評価について

### 委託業務の効果の認識について

下水道保全課では当該業務委託について、「維持管理業務に伴う台帳システム作

成委託であり、システム開発業者のみしか実施できず、効果測定の実施にそぐわない  
と考える」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では 正規の職員が  
本来業務に専念できるというプラスの効果があったと委託の効果を認識している(質問  
票 -5)

なお、システム開発業者のみしか実施できないか否かについては先に検討したとお  
り妥当な判断とは認められないこと重ねて指摘しておく。

#### 委託の効果の評価の必要性について

そもそも委託業務が「システム開発業者のみしか実施できない」が故にその効果を  
測定しないということは論理的にまったく成り立たないことである。

たとえ高度に専門的業務であっても、委託するにあたって期待(計画 = Plan)してい  
る効果はあるはずである。そのような前提なしでの業務の外部委託は自ら行う業務の  
「無条件丸投げ」にしかならない。さらに実際おこなわれた業務(実施 = Do)に対する評  
価(検証 = Check)がなされなければならない。その評価を受けて業務の見直し(改善  
= Action)により次の業務実施のサイクルにつなげていくことになる。

高知市においては業務遂行において古典的ではあるが基本的な手法であるPDC  
Aサイクルが委託業務について制度的に有効に機能しているとは認めがたい。担当者  
ベースの「心の中でおこなわれている委託の効果の評価」を一定の尺度を設けて制度  
として実施する体制を作る必要がある。

なお、委託業務の効果の評価については総括的指摘事項で詳しく触れている。

### 6. 弥右衛門都市整備課 弥右衛門・潮江西部地区土地区画整理事業換地計画作成業務

6	委託業務名	弥右衛門・潮江西部地区土地区画整理事業換地計画作成業務			
契約期間	平成21年4月28日～平成22年3月20日	契約金額	87,150,000円		
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	競争入札が不利		
委託契約先	昭和株式会社高知営業所				
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有		
委託分類	(1) 調査・測量、設計・管理等の工事関連業務	担当部署	弥右衛門都市整備課		
主な委託業務	弥右衛門及び潮江西部地区の事業計画に基づき平成21年度末の換地処分を行うために換地計画を定める 目的において換地計画等に関連する必要図書の作成を行う業務				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向				

	上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
マイナス効果	マイナスの効果は特はない				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成
備考	契約金額について H22.1.15 業務量削減により 80,649,450 円に減額変更。H22.3.1 工種数量等により 81,124,050 円に増額変更。平成 22 年度から組織変更により担当部署は「市街地整備課」になっている。				

#### (1) 随意契約理由の合理性について

高知市は、弥右衛門・潮江西部地区土地区画整理事業換地計画作成業務について、昭和(株)高知営業所と特命による随意契約を締結している。

その特命理由は、「当該業者は、事業当初から換地計画、出来高確認測量、事業計画変更等に従事しており、平成 18 年度から弥右門地区及び潮江西部地区の換地計画作成準備等の委託業務を順次実施するなど、換地処分を行うための課題整理がされ、両地区の区画整理事業に精通しており、業務に即応できる。さらに、当業務を他社が受託した場合、システムデータやソフトの互換性が図れず、新たなシステムの構築・資料の収集解析に多大な期間を有するため、効率的な事業の執行に支障をきたすと考えられる。」ものである、としている。

しかしながら、契約は本来一般競争入札により競争性を確保することが大原則になっている。システムデータ等の互換性が図れない、新システムの構築に多大な時間を要するとしているものの、この業者以外の他業者とこのことについて問合せ、調査確認等をした記録もなく、また、期間・費用等に対する具体的な数値も持ち合わせていない。この委託契約について競争の可能性を十分検討することなく、特命理由とすることは妥当でない。

委託契約の競争性について十分検討し、初めから“この業者ありき”で他社を排除して契約するのではなく、委託契約に必要な条件を十分にクリアする業者がないということを具体的に調査確認等で立証する必要がある。

#### (2) 委託業務の効果の評価について

##### 委託業務の効果の認識について

弥右衛門都市整備課では当該業務委託について、「当該業務については該当しない。」として担当部署としても制度的に効果測定作業は行っていない。(質問票 -6) 「該当しない。」ということについて担当者に確認したところによれば、本件委託業務は換地計画等に関連する必要図書の作成であり、効果測定云々の対象にならないと判断したとしている。

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では 正規の職員が本来業務に専念できる 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門知

識・技術・人材に対する効果的対応といったプラスの効果があったと委託の効果を認識している。(質問票 -5)

#### 委託の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

### 7. 下水処理場管理課 下水処理場運転管理業務委託

7-1	委託業務名	平成21年度高知市瀬戸下水処理場運転管理業務委託					
契約期間	平成21年5月1日～平成22年4月30日			契約金額	64,050,000円		
契約方法	指名競争入札	委託契約先	石垣メンテナンス株式会社 高知営業所				
指名理由	一般競争入札に適さない		指名業者数	8者	応札業者数	7者	
委託先団体区分	(8)営利法人				再委託禁止条項	有	
委託分類	(4) 庁舎等の維持・管理業務			担当部署	下水処理場管理課		
主な委託業務	瀬戸下水処理場の水処理施設・ポンプ場施設の運転及び保守点検並びに清掃 瀬戸川水緑公園内の清掃						
主な委託理由	業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するため						
主な再委託業務	管理棟の消毒業務						
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない		効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	評価したことはない						
マイナス効果	評価したことはない				検査調書	作成	
備考	委託業務意志決定時点での判断により委託効果測定はおこなっていない						

7-2	委託業務名	平成21年度高知市潮江下水処理場運転管理業務委託					
契約期間	平成21年5月1日～平成22年4月30日			契約金額	79,002,000円		
契約方法	指名競争入札	委託契約先	日本ヘルス工業株式会社				
指名理由	一般競争入札に適さない		指名業者数	8者	応札業者数	7者	
委託先団体区分	(8)営利法人				再委託禁止条項	有	
委託分類	(4) 庁舎等の維持・管理業務			担当部署	下水処理場管理課		
主な委託業務	潮江下水処理場の水処理施設・ポンプ場施設の運転及び保守点検 場外汚水ポンプ場(2箇所)の巡回保守点検及び緊急時の初期対応						
主な委託理由、主な再委託業務、効果測定条項、制度的委託効果、測定効果測定の反映、プラス効果、マイナス効果については	瀬戸下水処理場と同一回答につき省略する。						
備考	委託業務意志決定時点での判断により委託効果測定はおこなっていない						

7-3	委託業務名	平成21年度高知市下知下水処理場運転管理業務委託					
-----	-------	--------------------------	--	--	--	--	--

契約期間	平成21年5月1日～平成22年4月30日			契約金額	120,582,000円	
契約方法	指名競争入札	委託契約先	日本ヘルス工業株式会社			
指名理由	一般競争入札に適さない		指名業者数	8者	応札業者数	7者
委託先団体区分	(8)営利法人				再委託禁止条項	有
委託分類	(4) 庁舎等の維持・管理業務		担当部署	下水処理場管理課		
主な委託業務	下知下水処理場の水処理施設・ポンプ場施設の運転及び保守点検 海老の丸ポンプ場・上街汚水中継ポンプ場・薮野汚水中継ポンプ場の運転及び保守点検 下知下水処理場・海老の丸ポンプ場の清掃					
主な委託理由、主な再委託業務、効果測定条項、制度的委託効果、測定効果測定の反映、プラス効果、マイナス効果については瀬戸下水処理場と同一回答につき省略する。						
備考	委託業務意志決定時点での判断により委託効果測定はおこなっていない					

### (1) 予定価格の決定過程について

下水処理場管理課は、下知・潮江・瀬戸下水処理場運転管理業務委託について下水道処理場積算資料((株)日本下水道協会)に基づいてそれぞれの設計書を作成し、運転管理業務経費の設計金額を算出している。

ところで、当然、これらの設計書を根拠に予定価格が決定されるべきところ、その内容を検討すると、設計金額(税込)から20%を控除し、さらに端数整理を行ったうえで予定価格を決定しているため、3処理場全体で69,064,000円が減額される結果となっている。しかしながら、当該予定価格の決定について、予算統制とはいえ、一定の減額基準もなく、明確な基準のないまま減額することは適正でない。

予定価格の決定に当っては適正な積算の徹底に努めるとともに設計金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる“歩切り”については恣意的に行われ易いことから厳に慎むべきである。予定価格の決定における歩切りについて改善検討すべきである。

### (2) 業務委託の契約方法及び契約期間について

高知市は、毎年度、下知・潮江・瀬戸下水処理場の運転管理業務委託契約に当り、8社から10社による指名競争入札を行っている。過去、5ヵ年における各下水処理場の指名競争入札における参加業者数及び落札率の検証を行った。

高知市においては工事契約以外の予定価格は非公開であるためその詳細の記載はここでは避けるがいずれの下水処理場においても、5年間、同一業者が95%～100%と高率な落札率で落札している。下知・潮江下水処理場については日本ヘルス工業(株)が、瀬戸下水処理場については石垣メンテナンス(株)が、落札によってそれぞれ運転管理業務委託契約を締結し、運転管理を行っている。

ところで、平成17年度から平成20年度までの入札指名業者は10社で4年間、全て同じ業者で、平成21年度は、2年間入札辞退のあった業者を外し、1社を入替えて

いる。これら 3 処理場における 5 年間の指名競争入札で予定価格内の入札は、平成 21 年の下知処理場を除き、4 回(H17・19 潮江 2 番札、H20・21 瀬戸 2 番札)しかなく、その他は毎回予定価格を超えた入札が行われている。

しかしながら、毎年、その年の落札額は入札者全員に周知され、昨今の市の財政状況等も含めて予定価格の増額の可能性が低いにもかかわらず、落札者を除く多くの指名業者が予定価格を超える札を入れるのは競争の意思が感じられず、不自然である。

各下水処理場の運転管理業務委託契約は、年度跨ぎの 1 年間の長期継続契約(H21.5.1～H22.4.30)としているが、長期継続契約とするならば契約事務の簡素化、効率化を図るためにも 4～5 年度の長期継続契約とすべきである。

なお、高知市は、下水処理場の“包括民間委託契約”が可能となり(「下水道処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」(国都下第 10 号 H16.3.30))、平成 25 年度から包括委託の検討を始める予定である。そのため、現在、長期間に亘る長期継続契約を締結していないとの説明である。

当該包括委託は、“性能発注方式”であり、その前提として下水道管理者は現有施設の機能等について正確な状況把握を行う必要がある。それが契約書等の基礎資料となる。受託事業者の選定の際には、これら施設の機能等について十分な情報提供を行うとともに予め受託事業者に確認させることになっている。

市が包括委託を検討するに当たっては、下知下水処理場の西側の処理場が老朽化し、東側の処理場に機能移転が必要であるが、財政上の理由から遅れており、性能発注方式を取り入れ、実現するためには、その改善が必要となる。

また、包括的民間委託は、我が国の下水道事業において、過去に例のない委託方式であり、まだ検討すべき課題が多く、早急を実現することは困難と推測されることから、それが実現するまでの当分の間、長期間の長期継続契約を締結することが有効と考える。契約事務の簡素化は勿論、長期間継続契約について競争入札に付し、競争性を発揮させることによって経済的効果も期待できる。

### (3) 委託業務の効果の評価について

#### 委託の効果の認識について

下水処理場管理課では当該業務委託について、契約等に委託効果測定条項はなく、「委託業務意志決定時点での判断」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。また、委託の効果については非公式にも評価していない。

ヒアリングによれば「委託業務意志決定時点での判断」とは、意志決定時に委託理由である 業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するためといった効果が期待でき、委託の方が直営より優れていると判断したということである。

## 委託の効果の評価の必要性について

高知市は委託業務の評価作業について「下水処理場は、昭和 57 年下知東共用開始以来、潮江、瀬戸についてもそれぞれの共用開始以来、運転管理業務については委託であるので、現状は、効果の評価対象外と考えている。」として認識している。

そもそも委託業務の効果の評価とは、委託により予定した効果が計画どおりに実現できたかを評価するものである。供用開始以来委託であったことが評価の対象外である理由とはならないのである。本件業務についても 業務の効率化を図るためコスト削減効果を活用するためという理由で委託されたものであるならばその効果が実現できたか評価する必要がある。委託業務については、適切に委託の効果の評価を行い、評価の結果を反映しての計画・実施を目標に、最善の方法を考えながら、外部委託を発展させ、継続していく必要がある。

## 8. 中山間振興課 オーベルジュ土佐山

8	対象施設名	オーベルジュ土佐山			
指定期間	平成20年4月1日～平成30年3月31日	指定管理料	利用料金制		
選定方法	公募	指定管理者	オリエントホテル高知株式会社		
利用料等収入の帰属	利用料金制によっておりすべて指定管理者に帰属する				
応募業者数	4者	委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	無
委託分類	(4)- 公の施設の管理運営業務	担当部署	中山間振興課		
対象施設の概要	宿泊棟(木造・RC混構造、客室12室、定員24人)、コテージ4棟(木造)、駐車場等				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するため 民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うため				
主な再委託業務	直売所の運営、浄化槽維持管理、空調機維持管理等				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	指定管理者業務評価表により実施	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	専門化によるサービスの向上				
マイナス効果	記載無し				
備考					

### (1) オーベルジュ土佐山の概要

オーベルジュ土佐山は中山間地域の振興を目的として、総事業費 11 億 17 百万円をかけて高知市土佐山に設置された宿泊施設である。

オーベルジュ土佐山は、平成 10 年 7 月に開設して以来民間のホテル業者に運営を委託しており、平成 16 年度に指定管理者を導入して以後も当初のホテル業者が指定管理者となり現在に至っている。



## 沿革

- ) 旧土佐山村が地域おこしの一環として建設し平成 10 年 7 月にオープンした。財源は国、県及び旧土佐山村(途中から高知市)が負担。
- ) 当初は有限会社オーベルジュ土佐山(村、地元、泉源地権者、オリエントホテル高知(株))がホテル経営を行う。ホテルの運営はオリエントホテル高知(株)が担った。
- ) 平成 16 年 12 月高知市との合併を契機に有限会社オーベルジュ土佐山は解散。オーベルジュ土佐山は指定管理に移行しオリエントホテル高知(株)を指定管理者として選定。(指定期間平成 16 年 12 月～平成 20 年 3 月)
- ) 平成 20 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日を指定期間としてオリエントホテル高知(株)を指定管理者として選定。

## 建築費(周辺施設を除く)

総事業費は 1,117,399 千円でありこれらの財源は補助金(国・県)217,859 千円、地方債 810,300 千円、一般財源 89,240 千円であった。なお、本体工事にかかる過疎対策事業債は平成 23 年に償還が終了する予定である。

## (2) 公募における選考過程について

### オーベルジュ土佐山運営審議会の指定管理者候補者の選定結果

平成 19 年 11 月におこなわれたオーベルジュ土佐山運営審議会(以下審議会という。)はオーベルジュ土佐山の指定管理者の候補者選定にオリエントホテル高知(株)を選定している。選定理由は以下のとおりである。

#### 選定理由

オーベルジュ土佐山運営審議会委員 7 名中 6 名の出席のもと応募 4 団体の審査及び選定会議を行った結果、総合点 1200 点中最高得点を収めたのは、C で 876 点であった。2 位は、得点 819 点のオリエントホテル高知(株)であったが、委員個々の採点では、4 名がオリエントホテル高知(株)を 1 位としていた。

その結果を受け、協議を重ね、10 年間の実績と提案内容を総合的に評価して、多数の委員がオリエントホテル高知(株)を支持したことにより、オーベルジュ土佐山の指定管理者の候補者に選定することとした。

なお、採点の詳細は以下のとおりである。A 団体が候補者となったオリエントホテル高知(株)である。

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条(指定候補者の選定等)	満点	A 団体	B 団体	C 団体	D 団体
運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること	180	124	82	144	132
設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること	240	172	110	194	172
管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること	240	153	127	154	151
収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	240	162	126	160	144
個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	60	40	34	40	42
市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準	240	168	126	184	152
合 計	1,200	819	605	876	793

### 高知市指定管理者審査委員会における審査結果

上記の結果を受けて開催された高知市指定管理者審査委員会(以下審査委員会という。)における審査の結果最高得点を獲得したA団体(オリントホテル高知(株))が指定管理者として選定されている。

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条(指定候補者の選定等)	満点	A 団体	B 団体	C 団体	D 団体
運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること	90	60	54	64	58
設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること	120	86	60	96	84
管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること	120	84	77	83	87
収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	120	80	66	86	82
個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	30	18	18	18	20
市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準	120	96	64	72	72
合 計	600	424	339	419	403

### 市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準の解釈について

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条(指定候補者の選定等)第 6 号「市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準」に関し、オーベルジュ土佐山指定管理者選定基準書では審査項目として「住民の意見の反映」審査の視点では「住民の意見の反映方策はとられているか。」という設定をしている。

#### ） 審議会と審査委員会の評点の大きな乖離

「住民の意見の反映」の項目の審議会と審査委員会の評点を比較すると、審議会では 1 位であった C 団体の得点が 16.9%低下し同率の 2 位になっているのに対し A 団体は 10%上昇し結果的に 1 位となり順位が逆転している。少なくとも両者の審査結果には、大きな乖離があると認めざるを得ない。

また、この得点差が最終的な選定結果に影響を及ぼした可能性については市議会の平成 19 年第 405 回 12 定例会経済文教委員会でも指摘されている。

	満点	A団体	B団体	C団体	D団体
審議会の評点	240	168	126	184	152
(満点に対する得点率)	(100.0%)	(70.0%)	(52.5%)	(76.9%)	(63.3%)
審査委員会の評点	120	96	64	72	72
(満点に対する得点率)	(100.0%)	(80.0%)	(53.3%)	(60.0%)	(60.0%)

この審査項目について、各委員がどのような基準で審査したかについては全く不明であり、あくまで推測の範囲を出ないのであるが双方の委員の間の解釈に隔たりが存在する可能性を伺わせる。

#### ） 審議会に関する条例等の規定

オーベルジュ土佐山条例第 6 条は指定管理者の指定について規定しているが第 2 項において「市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、あらかじめオーベルジュ土佐山運営審議会の意見を聴かなければならない。」と規定している。

さらに審議会の委員については同条例第 22 条第 3 項で

「委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 建築及び地域づくりに関する学識経験を有する者及び市民
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

と定めている。

この規定について表面的に確認すると、審議会の委員を地元から選出する旨一切規定されておらず審議会の意見が地元の意見であるとする根拠は見いだせないのである。

#### ） 「住民の意見の反映」の解釈

上記の審査の視点を文字どおり受け取れば、指定管理者の応募団体がどのような住民の意見の反映方策を想定しており、それに対し委員がどのような評価をするのかということになると思われる。

どのように解釈しても、指定管理者の選定にあたり「住民の意見を反映させなければいけない。」といった直接的な基準にはなっていないとしか読みとれない。

） 審査委員会の「住民の意見の反映」の解釈に対する疑義

この審査項目について、前述のとおり各委員がどのような基準で審査したかについては全く不明であり、あくまで推測の範囲を出ないのであるが審査委員会における「住民の意見の反映」は上記の解釈とは異なり審議会の意見は住民の意見でありその意見を審査において尊重しなければならないと解釈しているのではないかという疑義を持たざるを得ない結果になっている。

） 基準の明確化の必要性

「住民の意見の反映」に関しては、解釈に幅が生じる可能性について指摘したが、同様の事例について運用上疑義が生じないようにするために、住民の意見の定義の明確化や基礎点のようにして得点化するのか、各委員が意見を忖度すればよだけなのか審査への反映方法を明確にする必要がある。

特に本件事例のように相当多額の利益が伴う事案については、選定過程の透明化を担保するためにも基準の運用を厳格化し、不必要な疑念の発生を防止すべきである。

(3) 指定管理施設の収支の状況

オーベルジュ土佐山の過去3年間の収支実績

オリентホテル高知(株)から提出された過去3年間の事業報告によればオーベルジュ土佐山の過去3年間の収支実績は以下のとおりである。

表面的にはオリентホテル高知(株)の本社経費負担後において相当多額の利益が計上されている。

なお、オーベルジュ土佐山は利用料金制(注)を採用している。

(単位:千円)

収支実績			
科目	H19年度	H20年度	H21年度
売上高	209,890	197,487	195,715
仕入高	38,648	39,430	40,575
売上総利益	171,242	158,057	155,140
人件費	62,636	52,635	47,378
水道光熱費	16,748	18,181	18,707
修繕費	9,881	9,616	11,914
販売手数料	10,202	9,754	9,908
共通経費負担金	18,354	23,219	24,249
その他	25,842	27,152	22,393

販売費・一般管理費	143,663	140,557	134,549
営業利益	27,579	17,500	20,591

同施設における収支計算においては、通常の賃借料が収受されていないため当初の施設建築に要した費用及び建築資金の調達に要した費用(金利等)は一切経費として認識されていないという大きな特徴がある。

同施設を指定管理者に無償で使用させていることについては、高知市は過疎、高齢化に直面した土佐山地区の振興施設としての位置付けがあるためとしている。

しかし、高知市においては同施設の運営に係る収支について綿密なシミュレーションはおこなっておらず、同施設の指定管理者の業績評価の指標ともなるべき標準的収支予算等作成されていない。

(注) 利用料金制

公の施設に関しては通常、施設を利用したときの料金(施設利用料や入場料など)は「使用料」として市の収入となるが、法第244条の2の規定により、指定管理者が条例により定められた範囲内で施設の利用に係る料金を設定し指定管理者の収入として収受できる制度。

この制度は、施設の管理運営にあたり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられたものであり、指定管理者が条例に基づく利用料金の枠組みの中で裁量を発揮し、より効果的かつ効率的なサービス提供を行うことができるようにするものとされている。

施設等の維持管理にかかる費用負担について

オーベルジュ土佐山の施設、附属設備及び器具備品の維持管理は、修繕計画に基づいて計画的に行うとともに、その他の故障・破損等は速やかに修繕を行い、その費用はすべて指定管理者が負担することとなっており、この修繕計画の概要は下記の表のとおりである。

オーベルジュ土佐山施設維持修繕計画 (単位:千円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	合計
法定保守点検	1,839	1,998	1,210	1,315	1,210	1,210	1,463	2,348	1,210	1,315	15,118
法定外保守点検	2,463	862	1,142	1,012	862	1,200	1,012	1,082	1,142	1,012	11,789
建物類	2,420	2,910	3,046	3,620	1,940	3,976	2,220	1,460	876	120	22,588
家具・備品類	741	2,400	1,800	1,098	3,000	1,000	2,603	2,142	3,848	3,880	21,771
合計	7,463	8,170	7,198	7,045	7,012	7,386	7,298	7,032	7,076	6,327	72,007

修繕計画の内容をみると修繕計画で予定しているものは、日常的な機能維持の

ために必要な修繕を予定しており、施設の老朽化に伴う大規模改修、改築等は予定していない。

修繕計画に記載されていないもので施設の増改築等、施設規模の拡大、又は機能の充実などについて行う場合の費用の負担は、高知市と指定管理者で協議するものとしているが、更新期が近づいて突如指定管理者に施設の改修、改築費用の負担を求めるのは常識的にみて困難であり、結果的には高知市が負担せざるを得ないと思われる。

#### 利用料金制度による指定管理者の利益についての考え方

利用料金制度による指定管理者の利益については、地方財務実務提要(地方自治制度研究会編集)の記載を以下に紹介する。

地方財務実務提要(地方自治制度研究会編集)  
第12章 公の施設  
第3節 公の施設の管理  
(利用料金制度による指定管理者の利益についての考え方)  
……………、指定管理者において地方公共団体では実施しがたいような経営努力を行ってコスト引下げを図った結果、指定管理者にある程度の利益が生じたとしても、このような自己努力による利益は原則として吸い上げないような取扱いにすることが、指定管理者への経営努力へのインセンティブとなり、また制度の趣旨にも合致するものではないかと考えられます。  
もっとも、その利益が指定管理者の管理業務と経理の状況から客観的にみて、あまりに過大であると認められるような場合には、施設設置者である地方公共団体と指定管理者との協議により、住民サービスの改善のための新たな投資を行うなり、地方公共団体への納付を行うなり、適切な対応を図ることが適当と考えられます。

利用料金制度による指定管理者の利益については、自己努力によるコストの削減の結果生じた利益については原則として清算する必要はないと考える。しかし、その利益が指定管理者による管理業務の経理の状況からみて、客観的に過大と認められるような場合には、指定管理者との協議により、住民サービス改善のため利用料金の見直しや新たな投資の計画等により適切な対応をとる必要があると考える。

なおこのような判定をするに際し、その利益が自己努力によるものなのか、客観的にみて過大と認められる範囲のものなのか判定する基準がなくてはならないが、高知市ではそのような基準について検討したことはない。

また、高知市は現在に至るまでオーベルジュ土佐山から生じる利益について指定管理者と協議した経緯はない。

オーベルジュ土佐山から生じる利益について

オーベルジュ土佐山は利用料金制によっており、業務に要するすべての経費をこの利用料金から賄う一方で、事業から生じる利益はすべて指定管理者に帰属し事業費の起債の償還には一切充てられていない。

このことについて高知市は、オーベルジュ土佐山は旧土佐山時代に村の振興施設として地元の要望を受けて建設されたものであり、整備財源の大半も過疎対策事業債によっており、税をもって償還に充てることは地元のコンセンサスを得ているとしている。

旧土佐山村時代の判断についてここで云々する訳にはいかない。

しかし、オーベルジュ土佐山の沿革は先に触れたとおりであるが、本施設は平成10年7月に開業している。主要構造は木造一部鉄筋コンクリート造りであり、固定資産の耐用年数等に関する省令によれば木造の旅館用建物の耐用年数は17年とされていることから、指定管理期間が終了する平成30年3月前後には相当大規模な設備の改修が必要になるとみられる。

その際に施設を存続するとして、その改修費用を全額高知市の負担で行うことが、果たして適切な判断といえるのかについては慎重な検討を要する。現状のまま、将来の大改修を全額市の負担で行うことは、簡単に市民の理解を得られるとは思われない。

少なくとも大規模修繕についての長期的計画をたて、将来必要な回収費用の一部を指定管理者の利益から市に還流させて修繕積立金として積み立てておく等の対応については検討する必要がある。

#### (4) オーベルジュ土佐山の売却について

オーベルジュ土佐山は、減価償却及び資金コストを考慮しなければ相当の利益を生じる施設である。このことは市は同施設を保有し続けることの必然性についての検討を要求されることになる。現在のままでは、市が保有し続けても市には何らの収入が発生しないばかりか、近い将来発生する大改修の負担すら求められかねない。

売却の判断をすれば、その時点で相当の金額の収入が見込める。さらに事業用資産であり相当額の固定資産税も徴収することが可能になる。市は同施設の売却についても資産価値の高いうちに一定の判断をする必要があるとおもわれる。

#### (5) 再委託の禁止条項について

オーベルジュ土佐山の管理に関する協定書(以下協定書という。)には再委託の禁止条項がない。現状のままでは高知市に許可無くいわゆる丸投げによる再委託も可能

な状態になっている。早急に協定書を見直し、少なくとも毎年の年度協定には再委託の禁止条項を盛り込む必要がある。

9. 高知駅周辺都市整備課 高知駅周辺土地区画整理事業換地計画作成業務委託

9-1	委託業務名	高知駅周辺土地区画整理事業換地計画作成委託業務			
契約期間	平成21年4月24日～平成22年3月31日	契約金額	36,645,000円		
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	競争入札が不利		
委託契約先	玉野総合コンサルタント株式会社 高知事務所				
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有		
委託分類	(1) 調査・測量、設計・管理等の工事関連業務	担当部署	高知駅周辺都市整備課		
主な委託業務	換地計画及び出来形確認測量成果等に基づき換地計画の認可及び換地処分、区画整理登記を行うために必要な換地計画認可申請図書、換地処分通知書、登記届託書、国土調査法第19条第5項申請書等の作成				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	制度としては実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	評価したことはない				
マイナス効果	評価したことはない				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成
備考	契約金額H22.3.1に35,130,900円に減額変更。委託効果測定は「該当しない」としておこなっていない				

9-2	委託業務名	高知駅周辺土地区画整理事業換地計画及び出来形確認測量業務委託			
契約期間	平成20年10月16日～平成21年7月15日	契約金額	37,170,000円		
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	競争入札が不利		
委託契約先	玉野総合コンサルタント株式会社 高知事務所				
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有		
委託分類	(1) 調査・測量、設計・管理等の工事関連業務	担当部署	高知駅周辺都市整備課		
主な委託業務	換地処分を円滑にすることを目的とした業務で、施行前の宅地について存した権利関係を施行後の宅地に移行させるための換地計画図書を作成するため、現時点の権利調査、整理前後の各筆評価の見直し、清算金確定等資料の作成及び出来形確認測量を行う業務				
主な委託理由	業務の効率化を図るため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	制度としては実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	評価したことはない				
マイナス効果	評価したことはない				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成
備考	契約期間H21.3.31にH21.7.15まで延長。契約金額H21.6.30画地点等点検測量減により36,995,700円に減額変更。委託効果測定は「該当しない」としておこなっていない				

(1) 随意契約理由の合理性について(9-1、9-2 共通)

高知市は、高知駅周辺土地区画整理事業換地計画作成業務について、玉野総合



コンサルタント(株)高知事務所と特命による随意契約を締結している。

その特命理由は、「当該業者は、事業当初から換地計画、街区画地築造計画工事等の測量業務、事業計画変更に従事し、平成 18 年度から換地計画作成準備等の委託業務を順次継続的に実施し、データベースの構築を行ってきた。当業務を他社が受託した場合、システムデータやソフトの互換性が図れず、新たなシステムの構築・資料の収集解析に多大な期間を有するため、効率的な事業の執行に支障をきたす。」ものである、としている。

しかしながら、契約は本来一般競争入札により競争性を確保することが大原則になっている。システムデータ等の互換性が図れない、新システムの構築に多大な時間を要するとしているものの、この業者以外の他業者とこのことについて問合せ、調査確認等をした記録もなく、また、期間・費用等に対する具体的な数値も持ち合わせていない。この委託契約について競争の可能性を十分検討することなく、特命理由とすることは妥当でない。

委託契約の競争性について十分検討し、初めから“この業者ありき”で他社を排除して契約するのではなく、委託契約に必要な条件を十分にクリアする業者がないということを具体的に調査確認等で立証する必要がある。

## (2) 委託業務の効果の評価について(9-1、9-2 共通)

### 委託の効果の認識について

高知駅周辺都市整備課では当該業務委託について、契約等に委託効果測定条項はなく、「該当しない」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。また、委託の効果については非公式にも評価していない。

### 委託の効果の評価の必要性について

そもそも委託業務の効果とは成果品の評価のことではない。委託により予定した効果が計画どおりに実現できたかを評価するものである。従って検査調書の作成とはある意味では全く異なる尺度により実施されるものである。本件業務についても 業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するためといった理由で委託されたものであるならばその効果が実現できたか評価する必要がある。委託業務については、適切に効果測定を実施し、効果測定の結果を反映しての計画・実施を目標に、最善の方法を考えながら、外部委託を発展させ、継続していく必要がある。

なお、ヒアリングにおいて委託の評価に関し「技術上評価ができる職員がどの程度残っているか」という質問に対して「職員の退職により測量の資格を有する者も少なくなっている。そのためもあり評価に対応できる職員はほとんど残っていない状態である。」

という内容の回答を得ている。外部委託のデメリットの一つとして「内部技術力の低下に伴う品質監視能力の低下」といった点が取り上げられることも多いが、少なくとも外部の公表に耐える効果測定の指標づくりをする必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

### (3) 履行期限の延長について(9-2)

高知市は、高知駅周辺土地地区画整理事業換地計画及び出来形確認測量業務委託について玉野総合コンサルタント(株)高知事務所と契約額 37,170,000 円、履行期間平成 20 年 10 月 16 日から平成 21 年 3 月 31 日までの業務委託契約を締結している。

ところで、履行期限の平成 21 年 3 月 31 日に至り、「本業務に先立って行っている街路築造等の工事に日数を要したため、工事完成後に行う本業務の発注が遅れ、適正履行期間が確保できていなかった。」として、「予算措置上、一旦 3 月 31 日までを履行期間としていたものであるが、繰越事務手続(市議会議決等)が完了したので、業務委託契約書第 25 条(注:第 22 条の間違い)の規定に基づき、業務に必要な 106 日間の履行期間延長(H21.7.15)を行う。」旨が、履行期間延期理由書に記載されている。

しかしながら、当該契約は、市と玉野総合コンサルタントとが契約額及び履行期間等契約書、仕様書の条件についてお互いが合意することによって取交わされたものであり、契約条項に拘束される。先行工事が遅れたため適正期間が確保できなかったことが期間延長の理由になっているが、履行期間にあった業務量とすべきで、合理的な期間延長の理由とは認められない。

当該契約書は、条件変更(第 16 条)、設計図書等の変更(第 17 条)、甲(市)の請求による履行期間の短縮等(第 21 条)等の条項を規定し、この条項によって期間延長をすることはでき、また、履行期間の変更方法(第 22 条)についても規定されている。何れの場合においても乙(業者)に損害を与えた場合には必要な費用を負担しなければならないとしている。

当該契約におけるこの期間延長については損害についての記録もなく費用負担もないが、とりわけ、契約金額及び契約期間は、契約の重要な要素をなすものであることから、当初の委託業務契約に当っては先行工事等と十分な調整を行うとともに履行期間と業務量との整合性をもたせるべきである。

## 10. 都市整備総務課 駐車場指定管理

10	対象施設名	高知市駐車場		
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	指定管理料	105,000,000円	
選定方法	公募	指定管理者	高知市中心街再開発協議会	
利用料等収入の帰属	駐車料等はすべて高知市に帰属する			
応募業者数	4者	委託先団体区分	任意団体(H21.10.1 営利法人化)	再委託禁止条項
委託分類	(4)- 公の施設の管理運営業務	担当部署	都市整備総務課	
対象施設の概要	下記1.(1)'平成21年度駐車場別施設及び収支の概要の比較'参照			
主な委託理由	コスト削減効果を活用するため 民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うため			
主な再委託業務	下表再委託業務一覧の通り			
効果測定条項	有	制度的委託効果測定	指定管理者業務評価表により実施	効果測定の反映
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上			
マイナス効果	業務の質の確保が困難である 緊急時・イレギュラー時の対応が迅速にできない			
備考	上記指定管理料は平成21年度分である。			

### 再委託業務一覧

(県庁前通り地下駐車場)

再委託業務名	再委託業者名
駐車場管制装置保守点検業務	(株)ダイセイ
施設機械警備業務	総合警備保障(株)高知支社
消防用設備等保守点検業務	ニッタン(株)高知営業所
昇降機保守点検業務	東芝エレベータ(株)四国支店
自家用電気工作物の保安管理業務	(財)四国電気保安協会
電動式防水扉保守点検業務	(株)クマヒラ高知営業所
空調機器保守点検業務	(株)関西設備
機械式駐車装置保守点検業務	(株)ニッパパーキングシステム大阪支店
硬貨計算機保守点検業務	ローレルバンクマシン(株)
清掃業務	(株)ビル環境衛生管理
塵芥収集処分業務	(株)都市美粧建設
場内管理業務	日星警備保障(有)

(中央公園地下駐車場)

再委託業務名	再委託業者名
料金計算装置保守点検業務	三菱フジジョン(株)関西支社
施設機械警備業務	総合警備保障(株)高知支社
消防用設備等保守点検業務	(有)濱田ポンプ商会
昇降機保守点検業務	東芝エレベータ(株)四国支店
防水扉保守点検業務	大日産業(株)
自家用電気工作物の保安管理業務	(財)四国電気保安協会
送風機及び排水・汚水ポンプ保守点検業務及びパッケージ洗浄業務	昭栄設備工業(株)
硬貨計算機保守点検業務	ローレルバンクマシン(株)
清掃業務	(株)ビル環境衛生管理
塵芥収集処分業務	(株)都市美粧建設

(高知駅北口駐車場)

再委託業務名	再委託業者名
精算機等管理業務	アマノマネージメントサービス(株)
精算機等保守点検業務	(株)ダイセイ

(中央公園地下駐車場)

再委託業務名	再委託業者名
北出入口の車両誘導整理業務	日星警備保障(有)

(1) 高知市駐車場が一括して指定管理されていることについて

平成 21 年度駐車場別施設及び収支の概要の比較

以下の表は平成 21 年度に「高知市駐車場」として一括指定管理されている駐車場の施設及び収支の状況である。

この比較によれば、駐車場の料金及び方式により月ぎめ駐車場と時間制駐車場に経費の構造に大きな違いがあることが分かる。すなわち中島町、鏡小浜堂メン、鏡小浜コカヤマの 3 カ所の月ぎめ駐車場においては直接人件費、委託料、保守委託料が発生していない。また、それ以外の経費も時間制料金の駐車場に比較し僅少となっている。

平成 21 年度駐車場別施設及び収支の概要

(単位:千円、台)

	中島町	鏡小浜 堂メン	鏡小浜 コカヤマ	中央公園 地下	県庁前通 地下	高知駅 北口	管理 部署	合計
収容台数	69	5	4	325	222	18	-	643
年間利用台数	-	-	-	332,007	230,537	40,841	-	-
駐車料金	月ぎめ	月ぎめ	月ぎめ	時間制	時間制	時間制	-	-
使用料収入	13,025	186	244	149,958	73,246	10,491	0	247,150
人件費	0	0	0	10,641	10,436	0	7,763	28,840
事務費	71	0	0	2,868	2,360	485	1,209	6,993
管理費	34	0	0	3,242	860	55	7,400	11,591
業務委託料	0	0	0	1,582	24,174	1,040	1,895	28,691
保守委託料	0	0	0	4,171	8,128	433	386	13,118
事業費	447	0	0	9,243	5,468	142	17	15,317
その他	0	0	0	3	44	1	240	289
管理部按分	121	0	0	6,987	11,326	474	-18,909	0
経費合計	673	0	0	38,737	62,797	2,630	0	104,838
差引利益	12,353	186	244	111,220	10,449	7,861	0	142,312
利益率	94.8%	99.9%	99.8%	74.2%	14.3%	74.9%		57.6%

(注1)鏡小浜堂メン、鏡小浜コカヤマの経費は千円以下のため表示されていない。

(注2)中央公園地下及び県庁前通り地下駐車場の料金は原則時間制であるが一部定期制がある。

### 時間制駐車場の経費分析

以下の表は時間制料金を取っている中央公園地下駐車場、県庁前通り地下駐車場及び高知駅北口駐車場の経費を利用 1 台あたりの金額及び経費内の構成比で分析したものである。

中央公園地下駐車場は地下 2 階建ての自走式駐車場である。経費のうち人件費が 27.4%を占めている。1 台あたり事業費 28 円のうち 24 円は光熱費であり、1 台あたり委託料 17 円のうち 13 円は点検保守委託料である。

県庁前通り地下駐車場は地下 1 階建ての機械式駐車場である。1 台あたり経費 272 円のうち委託料が 140 円を占めており、経費の 51.5%に達している。1 台あたり委託料 140 円のうち 105 円は業務委託料であり 35 円が点検保守委託料である。

高知駅北口駐車場は収容台数 18 台平面自走式の自動精算式駐車場である。経費のうち 56.3%は自動精算機等の保守管理業務委託料である。

### 時間制駐車場経費分析

(単位:円、台)

	中央公園地下	県庁前通り地下	高知駅北口
年間延べ利用台数	332,007	230,537	40,841
1 台あたり収入	452	318	257
1 台あたり経費	117	272	64
1 台あたり人件費	32	45	0
1 台あたり事務費	9	10	12
1 台あたり管理費	10	4	1
1 台あたり委託料	5	105	25
1 台あたり保守点検委託料	13	35	11
1 台あたり事業費	28	24	3
1 台あたりその他	0	0	0
1 台あたり按分経費	21	49	12

### 駐車場の類型的分類

以上の分析の結果は、施設自体の性格の違いを象徴的にあらわしているといえる。高知市が一括指定管理している駐車場は以下のように 4 つの類型に大きく分類することができる。機能面からの分類

- A 自走式月ぎめ駐車場
- B 自走式時間制自動精算式駐車場
- C 自走式時間制駐車場
- D 機械式時間制駐車場

設置の目的からの分類

- A 住民や事業者が自ら使用するため
- B 高知駅の利用者が利用するため
- C 高知市の中心街の利用者の便益に供するため
- D 高知市役所及び中心街の利用者の便益に供するため

以上をまとめた分類

- A 住民や事業者が自ら使用するための月ぎめ駐車場
- B 高知駅利用者が利用するための時間制自動精算式駐車場
- C 高知市の中心街の利用者の便益に供するため自走式時間制駐車場
- D 主に市役所の来訪者用の機械式時間制駐車場

なお、目的の分類はあくまで典型的なものでありそれ以外の目的がないというわけではないこと付記しておく。

#### 駐車場を一括して指定管理とすることについて

高知市は「指定管理者対応指針」において、指定管理者制度は、施設の設置目的、管理内容等より住民サービスの向上と経費の節減が図ることができる施設に導入することとしている。ところで、これら目的も機能も全く異なる部分のある複数の駐車場を「駐車場」という共通項のみで一括して同一の指定管理者に管理させることは疑問を差し挟まずを得ない。

#### 県庁前通り地下駐車場の委託先(指定管理先)について

県庁前通り地下駐車場の経費を詳細に分析すると委託料が経費の 53.6%に上っている。委託料を性質別に区分すると、業務委託料が 72%、保守点検委託料が 24%、共通経費に含まれる委託料が 4%となっている。なお、再委託業務の詳細は上記再委託業務一覧の通りである。

このことは県庁前通り地下駐車場の管理においては指定管理者が業務の主要部分を再委託により調達していることに他ならない。業務の内容を分析し、指定管理者自らが業務の主要部分を遂行できるといった観点からも指定管理者の選定は厳正におこなわれる必要がある。

#### (2) 指定期間の途中での指定管理者の変更に伴う手続きについて

高知市は、平成 21 年度において高知市中心街再開発協議会(任意団体)と「高知市駐車場の運営に関する基本協定」及び「同年度協定」を締結している。その後、高知市中心街再開発協議会(任意団体)は、平成 21 年 10 月 1 日付けで株式会社となり、同日をもって当初の任意団体から法人格を有する法人となっている。

(株)高知市中心街再開発協議会は、その設立の趣旨及び経緯から事業を継承するものと認められ、法人格を有した後の指定手続については「高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」第2条ただし書によって、公募によらないで市長専決処分により(株)高知市中心街再開発協議会を指定し、新たに同基本協定(H21.10.1～H24.3.31)を締結している。

しかしながら、高知市中心街再開発協議会と(株)高知市中心街再開発協議会とは前者から後者へ権利を承継したとしているものの、両者は別の法人格を有することから高知市中心街再開発協議会の「高知市駐車場の運営に関する基本協定」及び「同年度協定」が取消し又は解除も行われていないのは適切でない。

同基本協定の取消規定及び事業報告規定等を準用して取消等を行い、高知市中心街再開発協議会の事業報告を提出させるとともに指定管理料については明確に区分して精算すべきである。

#### 11. 道路管理課 道路台帳整備・作成委託業務

11	委託業務名	道路台帳整備・作成委託業務			
契約期間	平成21年12月24日～平成22年3月20日	契約金額	46,421,550円		
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	国際航業株式会社 高知営業所				
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有		
委託分類	(1) その他の専門的業務	担当部署	道路管理課		
主な委託業務	道路法第28条(道路台帳)の規定に基づき、変更のあった路線及び新たな路線の追加等に伴う道路台帳の調製、道路法第77条(道路に関する調査)の規定に基づく国土交通省の行う道路現況調査の報告資料(エクセル形式データ)の作成、地方交付税の算定資料の作成、現在デジタル化の完了している高知市道路台帳とアナログの旧春野町道路台帳とを統合し電子データで一元管理するため、旧春野地区の道路台帳のデジタル化				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	評価したことはない				
マイナス効果	評価したことはない				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成
備考	専門業務であり、効果測定を行うことが不相当と思われるとして効果測定は実施していない				

##### (1) 特命で随意契約することの妥当性について

###### 特命随意契約理由

特命随意契約部局審査会に提出された調書には特命随意契約の理由について以下のように記載されている。

業務を委託するにあたっては、WebGIS(総合型地理情報システム)及びデジタルオルソデータ(航空写真)を利用しなければならず、また、道路台帳のデータ作成には、過年度のデータを置き換えたいうえで、修正を行いデータ処理することとなるため、このデータ処理等に精通した者が契約の相手方として最も適している。

上記業者は、道路台帳のデータ処理システムを開発し、昭和60年以降、本市の道路台帳のデータ作成を行っており、システムの著作権上の制限(第三者への著作権の承諾・プログラムの情報公開ができない等)があり、他業者では、過年度のデータ比較・整合ができない。

また、デジタルオルソデータは、高知市と上記業者が共同で作成し、著作権の共有をしているため、他業者ではデジタルオルソデータを使用する作業はできない。

以上のような理由により、法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記業者と随意契約しようとするものである。

#### 他社のシステムを導入する可能性について

高知市では、随意契約の理由の中で「他業者では、過年度のデータ比較・整合ができない。」としている。また、「第三者への著作権許諾不可、プログラム修正不可、システム処理内容非公開等の著作権上の制限がある。」とした記載がある。

しかし、システムの継続利用を前提にすればそのとおりであるが、システム自体の移行も含めた場合には、このことはまったく随意契約の理由とはならない。

システム間でのデータの移行は日常的に行われていることであり、技術的な困難性は一般的にはそれほど高いとは認識されていない。このことの検証の詳細は個別の指摘事項の「5.下水道保全課 高知市公共下水道台帳外 1件作成業務」に記載してあるためここでは改めて触れないが他社システムへのデータの移行は可能であり、他社のシステムを導入する可能性は十分にあるという結論である。

#### 高知市における入札の可能性の検討について

入札の可能性について文書で「インターネットで検索したところ、他の市町村では、道路台帳の作成について入札しているところがありますが、高知市では、仕様書を変更する等入札するための努力はしていますか。」という質問をしたところ、以下の回答を得た。

道路台帳作成業務について、入札も検討したが、高知市が保管している資料(データ)を基に、システムの再構築作業から行う必要が生じるため新たな経費負担と作業日数が必要となり、また、データの品質管理の面においても不具合が生じ、履歴確認等の作業において支障が生じるおそれがあることから、今後も引き続き国際航業と契約を行うことで、成果品の一定の品質確保と共にスムーズな



対応が可能となると考えています。

この回答以上の具体的な「新たな経費負担」や「作業日数」に関するデータや「支障が生じるおそれ」に関する説得力のある説明は受けることができなかった。

#### 競争性の高い委託業者の選定手続きの導入に向けての検討

上記各論点での高知市の回答を検証するとき、競争入札ができない理由を羅列することに腐心しており、如何にしたら競争性のある契約形態を実現できるかといった観点は一切認めることができない。

高知市の道路台帳作成にかかる業務の委託業者選定の過程を検証すると、個別的指摘事項「5. 公共下水道台帳作成業務委託」の項目でも指摘しているがデータの移行可能性が困難であることを理由に現在の委託業者にシステムの開発から運用に至るまでを“丸投げ”で委託し続けているとしか解釈できない経緯を示している。あたかもデータを人質に特命随意契約を継続し続けている感すらある。

データ移行の可能性は先に検討した。他社のシステムに移行する可能性についても、その移行方法も含めて先に検討した。現在のシステムはすでに開発から相当年経過している。この際ランニングコストも考慮に入れて新たなシステムへの移行を検討することは、コストの低減化に資する可能性が高いと思われる。プロポーザル方式等競争性と透明性の高い委託業者の選定方式を検討する必要がある。

この指摘は、今後のシステムの更新に際して、データの移行が困難であることを理由に特命随意契約によることはもはやできない状況にあることを合わせて指摘するものである。

なお、本件契約に関して、プログラム開発にかかる業務委託契約書、同仕様書、プログラム開発時のランニングコストを含めた検証状況、開発後のランニングコストの交渉状況、等について推測以外の説得力のある客観的資料による説明が受けられなかったことを付記しておく。

#### (2) 委託業務の効果の評価について

##### 委託業務の効果の認識について

道路管理課では当該業務委託について、契約等に委託効果測定条項はなく、「専門業務であり、効果測定を行うことが不相当と思われる」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。また、委託の効果については非公式にも評価していない。

##### 委託の効果の評価の必要性について

そもそも委託業務が専門業務であることをもって効果測定を行うことが不相当である

という結論は論理的にまったく成り立たないことである。

たとえ高度に専門的業務であっても、委託するにあたって期待(計画 = Plan)している効果はあるはずである。そのような前提なしでの業務の外部委託は自ら行う業務の「無条件丸投げ」にしかならない。さらに実際おこなわれた業務(実施 = Do)に対する評価(検証 = Check)がなされなければならない。その評価を受けて業務の見直し(改善 = Action)により次の業務実施のサイクルにつなげていくことになる。

高知市においては業務遂行において古典的ではあるが基本的な手法であるPDCAサイクルが委託業務について制度的に有効に機能しているとは認めがたい。担当者ベースの「心の中でおこなわれている委託の効果の評価」を一定の尺度を設けて制度として実施する体制を作る必要がある。

なお、委託業務の効果の評価については総括的指摘事項で詳しく触れている。

## 12. 道路管理課 春野地区未登記市道解消事業業務に伴う嘱託登記事務委託

12	委託業務名 春野地区未登記市道解消事業業務に伴う嘱託登記事務委託				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日		契約金額	複数の単価契約	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	社団法人 高知県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 社団法人 高知県公共嘱託登記司法書士協会				
委託先団体区分	(4)その他の公益法人		再委託禁止条項	有	
委託分類	(1) 用地買収、登記関連業務	担当部署	道路管理課		
主な委託業務	春野町の買収による未登記解消事業に伴う嘱託登記事務処理で、資料調査・現地調査による調査業務、面積測量・境界標設置による測量業務、所有権の保存・表示・分筆・合筆等の申請手続業務。				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため 一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	評価したことはない				
マイナス効果	評価したことはない				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成
備考	専門業務であり、効果測定を行うことが不適当と思われるとして効果測定は実施していない 複数の単価契約であり支出負担行為の総額は実績額 40,757,954 円であった				

### (1) 年度計画に従って調査等地域を明示すべきもの

春野地区未登記市道解消事業は、昭和51年度から平成8年度における同和事業道路整備において買収した道路部分の不動産登記の登記漏れに関するもので、平成19年度から平成23年度までに実施することとしている。

春野地区未登記市道解消事業業務委託契約は、このうち、平成21年度契約分で

ある。別途、提出された春野地区未登記市道解消事業費計画表によると、全体計画として調査筆数 600 筆、事業費 175,000 千円であり、当年度は 206 筆、41,347 千円である。

委託内容について「作業規程及び報酬額表に定めた調査並びに登記事務一切を委託対象とする。」(契約書第 3 条)と規定しているが、特に春野地区内における当年度における特定地域の指定はない。また、公共嘱託登記事務作業規程(高知市)においては作業手続及び事務手続規程で受託区域の具体的な明示はされていない。

しかしながら、当該事業は未登記市道の解消事業であり、完了までに長期間を要する。調査並びに登記事務一切を委託するといえ、年次計画に従って具体的に受託区域が仕様書等によって明示されていないのは妥当でない。

その春野地区内の現地調査・細部測量等を受託者に任意に行わせるのではなく、具体的に地域を明示して行わせる必要がある。

なお、当該未登記市道については、用地買収の時点で登記をしていれば、概略、土地家屋の調査分の費用は必要ではなかったと推測される。

## (2) 予定価格調書の作成について

### 予定価格調書の作成の省略について

道路管理課では当該業務委託については「業務ごとの単価契約であるため」として契約規則第 30 条の 3 に規定する予定価格調書を作成していない。

### 予定価格調書の意味について

予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものである。契約の前提となる予定価格を決定しその調書を作成することと、契約締結のための起案書に執行予定額を記載しその決裁をすることはまったく性格の異なる手続きである。

### 問題点

契約規則では予定価格調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。契約規則に従って予定価格調書を作成すべきであり、このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

## 13. みどり課 都市公園等維持補修業務委託

13	委託業務名	都市公園等維持補修業務委託				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	338,722,000円			
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	財団法人 高知市都市整備公社					
委託先団体区分	(1)高知市の外郭団体	再委託禁止条項	無			
委託分類	(4) その他施設(公園等含む)の管理運営業務	担当部署	みどり課			
主な委託業務	都市公園、公園、児童遊園、緑地、街路樹、広場、公衆便所等の維持補修業務					
主な委託理由	業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するため 民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うため					
主な再委託業務	再委託に関する事項は本文参照					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応					
マイナス効果	マイナスの効果は特になし					
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考	契約金額H22.1.1に333,922,000円に変更					

#### (1) 委託業務の概要

##### 委託業務内容

本件は、高知市アウトソーシング推進計画に基づき、高知市全域の都市公園等の維持補修業務を委託するものである。市内 690ヶ所に上る都市公園、公園、緑地、街路樹等の維持補修を行うものであり、施設等に関する市民からの要望、苦情、相談に対応し、施設が安全かつ快適に利用できるようにするとともに、市民との協働による公園維持や都市緑化の推進を図ることを目的とする業務である。

なお高知市は当該委託料とは別に約 300 件超の公園愛護会(市民の任意団体)に対し約 1,760 万円の交付金を支出している。

##### 委託理由(アウトソーシング推進計画について)

当該委託業務は、高知市アウトソーシング推進計画に基づき、高知市全域の都市公園等の維持補修業務を委託するものである。

アウトソーシング計画においては、平成 20 年度まで直営で行っていた公園管理業務を、平成 21 年度より都市整備公社に委託し、民間能力を活用することにより、経費の削減やサービス水準の確保等を図りコスト削減を行うことを目的としている。

なお、委託理由の質問票に対する回答は上記のとおりである。

##### 特命理由

特命随意契約部局審査調書の記載によれば、契約相手方である、財団法人都市整備公社は、都市

施設及び都市公園の整備改善等のまちづくりに必要な諸事業を推進するために、その基本財産の100%を高知市が出資し、設立された公益法人であり、都市公園等の維持補修業務における専門的技術を持ち合わせており、現在指定管理者としてわんぱくこうちの管理運営を、また桂浜公園、中央公園、城西公園の維持業務を行うなど、十分な実績を有している。また、高知市の方針に沿った公共的な立場で事業活動を行うことができる団体である。さらに、本業務の受託にあたっては、市から職員の派遣を受け入れ、継続的かつ確実に業務を行えるよう体制を整えることとしている。

また、本業務は本市が行っている都市環境の整備・改善を目的とした都市公園等の施設整備及び管理と密接に関連しており、協力して事業を行っていくことが必要な業務であり、公益法人である(財)高知市都市整備公社に委託することが最も適当であり、委託の前提となる、アウトソーシング推進計画においても、業務の円滑な遂行と従来の市民サービスを維持するという観点から、同公社が契約相手方として予定されているものである。

として(財)高知市都市整備公社を契約相手としている。

#### 主な再委託業務

委託契約書では第9条に乙(同公社)は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。との記載がある。

一方業務仕様書5の業務の概要には再委託について以下のような趣旨の記載がある。都市公園、公園、児童遊園、緑地、街路樹、広場、公衆便所等の次の業務については、必要に応じて第三者に発注することができる。

施設の清潔保持に関する業務:

ゴミ回収補助、都市公園等の清掃・除草、便所清掃

施設の保守点検に関する業務:

遊具施設の点検、浄化槽維持管理、水景施設保守点検業務、からくり時計保守点検

樹木等の維持に関する業務:

樹木の剪定・移植・伐採・消毒

施設の維持に関する業務:

都市公園等の建物施設・機械施設・遊具などの補修等、はりまや橋地下通路の機械警備委託

地域雇用公園清掃美化事業委託業務

その他業務

#### (2) アウトソーシングの効果について

行政改革推進課が取りまとめている高知市アウトソーシング推進計画の進捗状況(以下「アウトソーシング進捗状況」という。)では、都市整備公社へ公園等の維持補修業務を委託することで下表のとおり予算額の削減を行ったとしている。

## アウトソーシング進捗状況抜粋（予算額）

(単位:千円)

実施前(平成 20 年度)	平成 21 年度		平成 22 年度	
経費等	経費等	削減効果	経費等	削減効果
318,132	306,298	-11,834	281,898	-36,234

この表の実施前(平成 20 年度)の数値は公園管理の直接費(公園管理委託料 193,625 千円、公園維持補修費 38,500 千円、公園清掃美化費 27,129 千円、除草・消毒等 58,878 千円)を合計したものであり市職員の人件費は算入されていない。平成 21 年度、平成 22 年度の数値はアウトソーシング後の委託料から委託先である公社の人件費を控除した額である。

平成 21 年度は、公社に公園管理のノウハウがないため、みどり課より職員を派遣し、研修しながら業務を行ったことにより一時的に人役が増加している。通常であれば、アウトソーシングによる経費削減効果の算出は、「(委託前の業務費 + 担当職員人件費) - (委託料)」で行うのであるがこの通常の経費削減効果の算出方法では、アウトソーシングによる経費削減効果が現れにくいとの判断から上記の人件費を除く方法によることとしたものである。

しかしながら、一時的に生じたコストを示さず、効果のみを強調させるような方法で資料を作成するのは、資料を読む者の判断を誤らせることになりかねず、十分な説明責任が果たせているとは言い難い。

アウトソーシング推進計画の進捗状況の説明にあたっては一時的な現象も示し、十分な説明責任を果たすべきである。

### (3) 業務委託自体の是非について

当該業務委託契約をみると、「乙(同公社)は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定しているが、一般的には、「...業務の全部若しくは一部の処理を...」とし、さらに「ただし、あらかじめ書面により甲(市)の承諾を得た場合は、この限りでない。」と規定している。これは、単に“丸投げ”の禁止を謳うのみであって、逆に、その仕様書の「業務の概要」欄における業務においては第三者への委託を認めて、再委託を奨励している。即ち、一部再委託については包括的に承認を与えたものと推測される。

そこで、同都市整備公社の平成 21 年度の収支精算書で再委託(再請負を含む。)の割合をみると、業務委託料・保守点検委託料・修繕費合計 288,214,934 円で 86.3%と、再委託業務が委託料の大部分を占めている。

しかしながら、これら再委託(再請負)されている業務は、従来、直営で契約事務を

行っていた委託業務を、当年度から当該都市整備公社に業務委託したもので、これを再委託(再請負)したところで業務経費等が大きく減少するものではない。これは、直営の契約事務が委託による契約事務に代わっただけで、単に“契約事務の委託”に過ぎない。

また、当該都市整備公社への委託理由の一つとして、業務の効率化を図るため、あるいは民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うことを挙げている。その一方で同公社に公園管理のノウハウがないため、みどり課の職員を派遣し、研修するとしていることは矛盾するものである。

アウトソーシング推進計画に基づくとして委託されているが、前述のように再委託(再請負)の割合が多い団体が、その受け皿として十分な団体であるか否かについて改めて再検討する必要がある。

#### (4) 検査調書の作成について

##### 検査調書の作成の省略について

みどり課では委託業務については「特に省略の理由はないが」契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

なお、「都市公園等維持補修業務委託契約」第 14 条に基づき収支精算書の提出、精算を実施している。

##### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### (5) 委託業務の効果の評価について

##### 委託業務の効果の認識について

みどり課では当該業務委託について、制度的に効果測定作業は行っていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では 業務量の変動に対する弾力的対応 正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門化によるサービスの向上といったプラスの効果があったと委託の効果を認識している。(質問票 -5)

### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

### 14. 元気いきがい課 福祉センター等の指定管理

14-1	対象施設名	高知市障害者福祉センター		
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	指定管理料	13,520,000円	
選定方法	指名	指定管理者	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	
利用料等収入の帰属	利用料金は指定管理者の収入となる			
委託先団体区分	(5)社会福祉法人	再委託禁止条項	有	
委託分類	(4)- 公の施設の管理運営業務	担当部署	元気いきがい課	
対象施設の概要	高知市障害者福祉センターでは、障害者福祉の複合施設として身体障害者福祉センター事業、障害窓口業務、身体障害者通所授産事業を実施しており、その他障害者団体等の活動の場として活用されている。このうち、施設全体の管理及び身体障害者福祉センター、集会所等の運営並びに障害窓口業務が指定管理業務となる。			
主な指名理由	本施設は障害者福祉の複合施設であるが、(福)高知市社会福祉協議会は、平成18年度以降、本施設の指定管理業務を適切に行うとともに、身体障害者通所授産事業所を本施設において運営している。当該団体は、本施設における障害者福祉関係事業を一体的に行うことができ、最も効率的効果的な管理運営が期待できることから、当該団体を指定管理者として指名するものである。			
主な委託理由	コスト削減効果を活用するため 緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため			
主な再委託業務	清掃、警備、ゴミ収集、自家用電気設備・エレベータ・消防設備・自動ドア等の保守点検			
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	指定管理者業務評価表により実施	効果測定の反映 有
プラス効果	評価したことはない			
マイナス効果	評価したことはない			
備考	利用料金制をとっているが最終的には指定管理料は実費で精算される。			

14-2	対象施設名	高知市東部健康福祉センター・高知市南部健康福祉センター		
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	指定管理料	44,546,000円	
各施設の委託料	東部健康福祉センター	21,141,000円	南部健康福祉センター	23,405,000円
選定方法	指名	指定管理者	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	
利用料等収入の帰属	利用料金は指定管理者の収入となる			
委託先団体区分	(5)社会福祉法人	再委託禁止条項	有	
委託分類	(4)- 公の施設の管理運営業務	担当部署	元気いきがい課	
対象施設の概要	両健康福祉センターは、高齢者や障害者向けのデイサービス等の生活支援サービスの提供、障害窓口業務、市民の健康・福祉に関する各種活動での利活用のための施設である。指定管理者は、このうち、貸館を含			



	む施設の管理運営業務と障害窓口業務を行うが、本施設では、複数の社会福祉法人が高齢者や障害者向けのサービスを実施しており、施設の利用調整や、施設内でのサービス提供に関して、総合的な理解と、公平・公正な取扱いが要求される。なお、本件指定管理手続きは両施設別々におこなわれている。				
主な指名理由	(福)高知市社会福祉協議会は、平成18年度以降、本施設の指定管理業務を適切に行うとともに、施設内で高齢者デイサービス事業を運営しているが、本施設の管理運営を最も円滑に実施することができる団体であると判断し、当該団体を指定管理者として指名するものである。				
主な委託理由	コスト削減効果を活用するため 緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため				
主な再委託業務	清掃、警備、ゴミ収集、自家用電気設備・昇降機・消防設備・自動ドア等の保守点検				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	指定管理者業務評価表により実施	効果測定の反映	有
プラス効果	評価したことはない				
マイナス効果	評価したことはない				
備考	利用料金制をとっているが最終的には指定管理料は総額で精算される。				

14-3	対象施設名	高知市土佐山健康福祉センター・高知市春野あじさい会館			
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	指定管理料	19,037,000円		
各施設の委託料	土佐山健康福祉センター	7,842,000円	春野あじさい会館	11,195,000円	
選定方法	指名	指定管理者	社会福祉法人高知市社会福祉協議会		
利用料等収入の帰属	利用料金は指定管理者の収入となる				
委託先団体区分	(5)社会福祉法人	再委託禁止条項	有		
委託分類	(4)- 公の施設の管理運営業務	担当部署	元気がいい課		
対象施設の概要	高知市は両施設で高齢者の通所介護事業、生きがいデイサービス事業等を実施するとともに、土佐山地区の在宅介護支援センター(高知市土佐山健康福祉センター)、障害窓口(春野あじさい会館)を開設しているが、これらは、すべて(福)高知市社会福祉協議会が高知市からの受託を受ける形で業務を行っている。 なお、本件指定管理手続きは両施設別々におこなわれている。				
主な指名理由	両施設では複数の福祉関連事業を実施しているが、すべて(福)高知市社会福祉協議会が高知市からの受託を受ける形で業務を行っている。施設の管理運営を行うにあたっては、施設において提供するサービスと一体的に運営を行うことが最も効率的かつ効果的であると判断する。よって、当該団体を本施設の指定管理者として指名するものである。				
主な委託理由	コスト削減効果を活用するため 緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため				
主な再委託業務	清掃、警備、ゴミ収集、自家用電気設備・昇降機・消防設備・自動ドア等の保守点検				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	指定管理者業務評価表により実施	効果測定の反映	有
プラス効果	評価したことはない				
マイナス効果	評価したことはない				
備考	利用料金制をとっているが最終的には指定管理料は総額で精算される。				

### (1) 各施設の収支分析

以下の表は平成21年度の事業報告書に基づいて収支内容を簡単に分析したものである。これらの施設は単純な収益性だけで比較することは困難な施設であるが、明らかな特異性が見て取れる。

#### 収支分析表

(単位:円)

	施設名	障害者	東部	南部	土佐山	春野
	開館日	295日	341日	297日	247日	249日
	利用者数	12,148人	54,670人	91,404人	3,786人	8,371人
収支の状況	指定管理料	12,552,129	17,848,191	20,430,279	7,179,606	10,918,605
	利用料金	-	199,530	380,460	-	13,200
	自主事業その他	3,125	31,066	32,280	-	18,455
	収入合計	12,555,254	18,078,787	20,843,019	7,179,606	10,950,260
	人件費	5,800,899	5,995,490	7,808,663	3,928,002	4,076,532
	事務費	1,375,335	2,778,250	2,423,367	1,584,355	4,012,954
	施設管理委託料	3,202,637	4,479,785	5,653,726	1,323,649	2,336,666
	管理人委託料	1,576,800	3,961,320	3,961,119	0	0
	その他	599,583	863,942	996,144	343,600	524,108
	支出計	12,555,254	18,078,787	20,843,019	7,179,606	10,950,260
	構成比	人件費	46.20%	33.16%	37.46%	54.71%
事務費		10.95%	15.37%	11.63%	22.07%	36.65%
施設管理委託料		25.51%	24.78%	27.13%	18.44%	21.34%
管理人委託料		12.56%	21.91%	19.00%	0.00%	0.00%
その他		4.78%	4.78%	4.78%	4.79%	4.79%
支出計		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
一人あたり	人件費	478	110	85	1,038	487
	事務費	113	51	27	418	479
	施設管理委託料	264	82	62	350	279
	管理人委託料	130	72	43	0	0
	その他	49	16	11	91	63
	支出計	1,034	331	228	1,896	1,308
職員	センター長	1/3名	1/2名	1名	1名	1/2名
	事務職員	2名	2名	2名	-	1名

(注1)南部健康福祉センターと春野あじさい会館のセンター長は兼務となっているためセンター長給与は両施設に1/2ずつ計上している。

(注2)障害者福祉センター長は併設する身体障害者通所授産施設の施設長も兼務している。業務内容から各々1/3と2/3を負担している。

### 同施設内で社会福祉法人高知市社会福祉協議会が実施している事業

施設名	障害者	東部	南部	土佐山	春野	
指定管理以外に同施設内で高知市が社会福祉法人高知市社会福祉協議会に委託している	委託業務名	障害者の社会参加促進事業の一部	高齢者の生きがいづくり促進事業	障害者の社会参加促進事業の一部	生きがいデイサービス事業	
	委託料	11,588,264	1,036,879	11,588,264	4,561,792	
	委託業務名	障害者相談支援事業			外出支援サービス事業	
	委託料	16,513,222			3,621,736	

業 務	委 託 業 務 名				在宅介護支 援センター 運営事業	
	委 託 料				1,367,997	
民立民営事業で社会福祉 法人高知市社会福祉協議会 の独立採算業務	身体障害者 通所授産施 設			生活介護	老人デイサ ービス事業	老人デイサ ービス事業

(注1)施設名は省略して表示している。

(注2)職員数は仕様書及び実績報告の記載から監査人がまとめたものである。

### 利用者 1 人あたりの経費の比較

これらの施設は施設自体の維持のために施設の大小にかかわらず一定の経費がかかるものである。

しかし利用者 1 人あたりの経費を比較すると土佐山健康福祉センターの利用者一人あたり経費は東部、南部に比較して5.7倍から8.3倍と非常に高額となっている。また春野あじさい会館は同様に東部、南部に比較して4倍から5.7倍になっている。ただし春野あじさい会館は平成 21 年度に計上した 268 万円の修繕費を補正すると3倍程度に収まる。

両施設とも合併協議により当分の間施設を維持する旨の合意がなされている施設である。

なお、平成 21 年度の指定管理者の業務状況評価では一人当たりのコストについてまったく言及していない。

### 利用者一人あたり人件費について

#### ） 管理人委託料について

障害者福祉センター、東部健康福祉センター、南部健康福祉センターではそれぞれ管理人委託料が発生しているが、土佐山健康福祉センター、春野あじさい会館では発生していない。これは施設の使用時間の違いにより、前者の施設は基本的に利用可能時間が午前 9 時から午後 9 時までとなっているのに対し、後者の施設は午前 9 時から午後 5 時が利用可能時間となっているためである。そのためこれら費用は管理にかかる人件費とは性質が異なるものとして分析する。

#### ） 土佐山健康福祉センター

土佐山健康福祉センターの利用者 1 人あたり人件費は東部、南部、春野のそれぞれ 9.4 倍、12.2 倍、2.2 倍となっており明らかに他施設より人件費を多額に要している状態である。

) 障害者福祉センター

障害者福祉センターと南部健康福祉センターを比較すると人件費は 5.6 倍となっているのに対しその他の経費は 3 倍から 4 倍となっており人件費が突出して高額になっていることが分かる。これは障害者福祉センターと東部健康福祉センターを比較しても同様の結果となっている。

併設施設との業務の見直しについて

指定管理料は実費弁償方式によっているが、独立採算式によっている施設の経費が指定管理者の業務費用に混入するとその分指定管理料として支払われてしまうおそれがあり、同一法人の同一施設内での業務の厳格な区分が求められるところである。

しかし、一方で併設施設を含めた人員配置が最適な状態にあるのか否かについては本外部監査で確認するに至っていないのであるが、例えば土佐山健康福祉センターの利用人数からすればはたして丸々1 人貼り付ける必要があるのか甚だ疑問である。

旧来の割り振りにとらわれず併設施設における業務の関係を見直し、より効率的な業務の配分を検討する必要がある。

(2) 指定管理料の精算における消費税の取り扱いについて

本件 5 件の施設の指定管理料の精算は、実費弁償方式によっているが、その際の消費税の計算には明らかな誤りがあり過去にさかのぼって一定の処理をする必要がある。

実費弁償方式による消費税(本則課税)の計算

これら実費弁償方式によっている場合の消費税の計算は本則課税の場合は以下の計算式により算定される。

(消費税を除く委託料等の総額(税抜き) - 経費の内課税仕入れの金額(税抜き))  
× 消費税率

(社福)高知市社会福祉協議会の計算

しかし(社福)高知市社会福祉協議会から提出されたこれら 5 ヶ所の福祉センター等の事業報告書を精査した結果、事業費の総額から租税公課の金額を控除したものに消費税率を乗じて算出した金額を消費税相当額として計上し精算手続きを行っていた。

(社福)高知市社会福祉協議会の収支の明細が不明なため、個々の経費の消費

税課税状況や課税売上高割合、特定収入等のデータは入手できていない。そのため、課税売上高割合による仕入税額控除の調整や特定収入割合による調整などおこなった正確な金額の算定はできないが、以下に平成 21 年度の事業報告書に基づいた消費税の試算結果を記載してある。

(社福)高知市社会福祉協議会の事業報告書は、平成 22 年 4 月 20 日付けで提出されているため消費税額は確定したものと若干異なる可能性もある。また、高知市においても事業報告書の検証時に消費税額の計算誤りについて、発見できた可能性もある。しかしこれだけ多額の差異が生じていることから、(社福)高知市社会福祉協議会において確定した決算による消費税額と事業報告書を照合すれば、計算過程に誤りがあったことは発見できていたはずである。にもかかわらず同様の誤った方法で消費税の計算をし続けた(社福)高知市社会福祉協議会の事業報告書は、虚偽と言われかねないものであること合わせて指摘しておく。

(単位:円)

	障害者福祉センター	東部健康福祉センター	南部健康福祉センター	土佐山健康福祉センター	春野あじさい会館
非・不課税仕入	5,716,973	6,014,604	7,793,434	3,920,859	4,065,646
確定消費税	228,600	240,500	311,700	156,800	162,600
確定地方消費税	57,100	60,100	77,900	39,200	40,600
確定消費税合計	285,700	300,600	389,600	196,000	203,200
精算消費税	597,783	860,742	992,344	341,800	521,308
要返納額	-312,083	-560,142	-602,744	-145,800	-318,108

(注)確定消費税は本来の精算対象となる消費税であり精算消費税は委託料の精算に際し計算した消費税。

この試算によれば平成 21 年度の 5 施設の指定管理料は合計で 1,938,877 円過大に支払われていることになる。なお、過年度においても同様の精算方式をとっていたとみられることから、本来支払われる委託料等を大幅に上回る金額が支払われている可能性があり、時効が成立していない部分については早急に再精算し高知市に戻入させるべきである。

## 15. 観光課 高知市桂浜公園駐車場

15	対象施設名	高知市桂浜公園駐車場			
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日			指定管理料	38,959,623 円
選定方法	指名	指定管理者	財団法人 高知市都市整備公社		
利用料等収入の帰属	駐車料等はすべて高知市に帰属する				
委託先団体区分	高知市の外郭団体			再委託禁止条項	有
委託分類	(4)- 公の施設の管理運営業務		担当部署	観光課	
対象施設の概要	高知市桂浜公園駐車場は、桂浜公園を訪れる観光客や市民の利用に供する施設である。				

	桂浜公園は本市の観光拠点であり、公園内には、様々な施設が存在し、各事業者等との調整・連携のもとで管理を行う必要があることから、現在は市が直接管理し、維持管理業務の一部を市が出資をする公益団体である(財)高知市都市整備公社に委託している。				
主な指名理由	駐車場については、平成18年度から指定管理者制度を導入しているが、上記の理由により市が行う公園管理との一体性を確保しつつ、効率的・効果的な管理運営を行うため、公園の維持管理を行う(財)高知市都市整備公社を指定管理者として指定してきたところである。公園全般的な管理運営体制に変更等がないことから、引き続き当該団体を指定管理者として指名するものである。				
主な委託理由	業務の効率化を図るため   コスト削減効果を活用するため   一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため   民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うため   緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため				
主な再委託業務	車輦誘導警備、施設機械警備他				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	指定管理者業務評価表により実施	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	業務量の変動に対する弾力的対応   正規の職員が本来業務に専念できる   人件費の削減   人件費以外の業務処理コストの削減   業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上   専門化によるサービスの向上   専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
備考					

#### (1) 高知市桂浜公園の委託及び指定管理関係について

##### 管理委託の状況の概要

高知市桂浜公園は都市公園法及び高知市都市公園条例の規制を受ける都市公園として整備されている太平洋に面した景勝地である。当公園内には、桂浜水族館や土佐闘犬センター、民営のお土産店、坂本龍馬記念館、国民宿舎桂浜荘など多様な施設が点在している。

桂浜公園関連施設の管理については、公園自体は市が直営し桂浜公園駐車場は高知市都市整備公社を指定管理者として管理運営している。なお、桂浜公園の管理に関する委託の状況は以下の表のようになっている。

#### 21年度高知市桂浜公園関係委託(指定管理)一覧

業 務 名	委 託 先 ( 指 定 管 理 者 )	委 託 金 額
桂浜公園駐車場指定管理料	財団法人 高知市都市整備公社	38,959,623 円
桂浜公園管理業務	同上	8,264,670 円
桂浜公園山頂地区清掃業務	桂浜観光清掃組合	1,206,000 円
桂浜公園清掃業務	同上	13,550,000 円
桂浜公園植栽管理保守業務	高知市森林組合	2,919,000 円
桂浜公園ごみ収集処分業務	有限会社 中央環境企画	1,512,000 円
桂浜公園汚水処理施設運転維持管理業務	マルナカ興業有限会社	1,323,000 円
産業廃棄物収集・運搬及び処分業務	株式会社 国見開発工業	520,121 円
桂浜公園汚水処理施設環境衛生管理業務	株式会社 サニックス福岡環境衛生事業所	315,000 円

自家用電気工作物保安管理業務	財団法人 四国電気保安協会	122,524 円
桂浜公園汚水処理施設消防用設備等の点検業務	有限会社 濱田ポンプ商会	60,690 円

#### 公園施設の管理方針について

桂浜公園の管理について、公園自体は直営で管理し(財)高知市都市整備公社に対し桂浜公園の管理業務を委託している。一方同公園内の桂浜公園駐車場は高知市都市整備公社を指定管理者として管理運営している。同一の公園内の施設を一方は直営で、もう一方は指定管理で、どちらも同一の相手先へ委託して管理運営をおこなっている理由について、高知市は都市公園である桂浜公園内に民間が経営する施設が多数存在するため、それら施設の利害関係の調整等考慮し公園自体は公の施設として高知市が直営することとしている。一方その関連施設としての駐車場部分は指定管理が可能であると判断して高知市都市整備公社を指定管理者として管理運営している。

#### 桂浜公園の一括直営について

同一の公園施設の一部を直営とし一部を指定管理としていることについては上記のような経緯によるものであるが、市としての公の施設への指定管理の導入方針があるとはいえ、駐車場だけを切り離して指定管理とすることには十分な説得力があるとは思われない。

公園施設を一括直営とした場合と、駐車場を分離して指定管理とした場合の経済性や管理効率の比較等の検証をおこない最も適していると思われる管理方法を採用する必要がある。

#### (2) 平成 21 年度指定管理者業務評価について

平成 21 年度の指定管理者業務評価においてはほとんどの施設で自己評価(指定管理者自己評価)と一次評価(施設所管課評価)、総合評価(審査委員会評価)に乖離がみられないのであるが桂浜公園駐車場の評価では自己評価がS評価であるのに対しその他の評価がA評価となっている。

評価の詳細によればサービスの品質について評価に差異が生じており、指定管理者は仕様書を上回ったと判断したのに対し、高知市は仕様書を上回るような特段優れた管理をしているわけではないと判断しこのような評価になっている。

なお、評価結果からは同施設は単なる料金所ではなく観光受入施設の最前線であるという意識や、利用者の側にたつてのサービスの向上といった点で自己評価と市の評価に乖離が生じていると認められることから、公社はこの評価結果に対し適切な対

応をとる必要がある。

評価 S 適正に管理運営が行われており、優れた実績をあげている。

評価 A 適正に管理運営が行われている。

(注 2) 評価の詳細については高知市行政改革推進課のホームページに掲載されている。

(3) 指定管理料等の精算における消費税の取り扱いについて

高知市桂浜公園駐車場の指定管理料の精算は、実費弁償方式によっているが、その際の消費税の計算は前年度分の確定消費税額と当年度分の中間納付税額の合計額を消費税額として精算手続きしている。

(財)高知市都市開発公社はこの他の施設でも指定管理者あるいは受託業者となっているためそれらをまとめて総括的指摘事項に記載してある。

16. 情報政策課 情報システムの運用支援に関する業務委託

16	委託業務名	情報システムの運用支援に関する業務委託			
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	158,797,800円		
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	富士通株式会社 高知支店				
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有		
委託分類	(1) 情報システム関連業務	担当部署	情報政策課		
主な委託業務	高知市のホストコンピュータ上で動作する業務ソフトウェアの整備、変更及び新規作成並びにホストコンピュータの操作及び運用管理等を行うとともに、関連機器及び設備等について運用管理を行うもの。				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため				
主な再委託業務	運用管理統括、システム保守運用、ファシリティ、通信網整備等				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 専門化によるサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
マイナス効果	緊急時・イレギュラー時の対応が迅速にできにくい 経費の節減が進まない 職員のスキルの低下				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成
備考	評価方法が制度として確立されていないため効果測定は実施していない				

(1) 高知市の情報システムの概要

情報システムの変遷

高知市では、従来情報システムは職員の自主開発で進めてきたが、平成4年3月にオペレート業務の委託を開始し、その後も順次外部委託を実施してきた。平成



18年度からはホストコンピュータの運用管理に関する業務を包括的に外部委託し、ホストコンピュータ自体を南国市にある富士通IDC(Internet data center)に移設し日々の運用を行っている。

現在委託されている運用支援業務の内容は「情報システムの運用支援に関する業務委託契約書 業務委託仕様書」によれば運用管理統括サービス、ファシリティ運用サービス、業務運用サービス、業務保守サービス、インフラ運用サービス、ヘルプデスクサービス、監視運用サービスの7項目の業務となっている。

#### 富士通(株)の業務処理体制について

ホストコンピュータの運用管理は南国市にある富士通IDC内でおこなっており、8人役の富士通(株)他の職員が常駐で従事している。市役所第2庁舎3Fではホスト関係サーバー、ホストから切り離れた業務システムのサーバー、印刷業務など実施しており10人役の富士通(株)他の職員が常駐で従事している。また、ヘルプデスクには2人役の職員が常駐しており、非常駐の職員も含めると併せて20人役以上で高知市のシステム関係の業務を処理している。

#### 委託にかかる費用の評価

当該システムの委託にかかる人役は20人役以上であることは先に触れたが、これを市の職員で開発、運用しようとした場合30名規模の人員が必要と見込まれることから、高知市では委託による方がコスト的に有利であると判断している。

また、単純には結論できないが四国4県の比較では、予算規模で高松が1.5倍、松山が3倍、徳島が0.8倍となっている。

### (2) 委託業務の効果の評価について

#### 委託業務の効果の認識について

情報政策課では当該業務委託について、「評価方法が制度として確立されていないため効果測定は実施していない」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では「正規の職員が本来業務に専念できる 専門化によるサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応」といったプラスの効果があり、逆に「緊急時・イレギュラー時の対応が迅速にできにくい 経費の節減が進まない その他(職員のスキルの低下)」というマイナスの効果があったと委託の効果を認識している。(質問票 -5)これらのマイナス面のうち特にスキルの低下に対しては課としてスキル育成方法を制度

化して取り組んでいる。

#### 委託業務の効果の評価の必要性について

課としては効果測定のしくみづくりについてはその必要性については認識しており取り敢えず平成 20 年度より導入後 1～3 年経過したシステムについて主管課によるシステム評価を実施しているという説明を受けた。

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### 17. 保険医療課 診療報酬明細書に関する業務委託

17	委託業務名 診療報酬明細書に関する業務委託				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日		契約金額	33,175,386円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	高知県国民健康保険団体連合会				
委託先団体区分	(11)その他(国民健康法で定められた公法人)		再委託禁止条項	無	
委託分類	(5) 保険医療関連業務	担当部署	保険医療課		
主な委託業務	療養取扱機関からレセプト(施術協定を締結している柔道整復師からの療養費支給申請明細書を含む。)の電子計算機入力項目についての電算処理事務(レセプトへの補記等) 前号の入力項目の提供データ作成業務(提供データ仕様への変換を含む。) 過誤調整を行ったものの提供データ作成業務。				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	業務量の変動に対する弾力的対応 正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門化によるサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	省略	検査調書	省略
備考	業務内容を数値化して事業効果の測定を行うのが困難なためとして効果測定はおこなっていない				

#### (1) 委託料に含まれる積立金負担金について

高知市は、高知県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)の保険者等事務電子計算共同処理規則(第4章第11条)の規定によって電算事務を委託した保険者として電算事務取扱手数料を支払っている。

この診療報酬明細書に関する業務委託契約における契約額は、その手数料の積算方法に従って算出された 33,175,386 円(= H20 年度被保険者数 87,534 人×H21 年度電算事務手数料 379 円)で、その業務内容には変動性はあるものの定額で契約している。

この委託契約に従って、連合会は、仕様書のとおり、レセプト入力前の確認・補記、データ番号記入、国保単独レセプト T.C.ERR 修正、全国決済受分の処理、過誤調整及び疾病 NO.コーディングの業務を実施している。

一方、連合会の平成 21 年度の高知県国民健康保険団体連合会保険者等電子計算処理特別会計の歳入歳出決算書には新・共電システム積立金への繰入が 20,158,040 円、保険者事務支援システム積立金への繰入が 30,000,000 円、合計 50,158,040 円の積立金への繰入が認められた。これら積立金の平成 21 年度末残高は新・共電システム積立金が 70,158,040 円、保険者事務支援システム積立金が 30,000,000 円である。これらの積立金は将来のシステムの更新に備えて電算事務取扱手数料の中から積み立てられているものである。

しかしながら、これらの積立金は将来のシステムの更新に当てるべきものであり、現在電算業務を委託する委託契約の委託料とは性格を異にするものといわざるを得ない。積立金の負担額はその性格を異にすることから、少なくとも委託料から積立金を支払うことは適切でない。

市は、積立金について連合会に説明を求め、その部分について必要に応じて負担金等にするなど検討する必要がある。

## (2) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

保険医療課では当該入力媒体作成業務委託業務については「連合会から提出された関係資料により別途検査作業を行っている」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

## 18. 環境業務課 不燃雑ごみ収集運搬業務委託

18	委託業務名	平成21年度不燃雑ごみ収集運搬業務委託				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日			契約金額	39,585,600円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	高知市再生資源処理協同組合					
委託先団体区分	(11)その他(協同組合)			再委託禁止条項	有	
委託分類	(5) 廃棄物の収集・運搬・処理・埋め立て等	担当部署	環境業務課			
主な委託業務	全市(鏡、土佐山、春野地区を除く)を対象とした不燃物収集の、不燃雑ゴミについての収集運搬の業務					
主な委託理由	業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない		効果測定の反映	記載無し
プラス効果	人件費以外の業務処理コストの削減 専門化によるサービスの向上 その他(資源化への取り組み強化により三里最終処分場の延命化が図られた)					
マイナス効果	マイナスの効果は特になし					
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考	業務の履行は現場確認や業務完了報告書により確認しているとして検査調書は作成していない					

### (1) 検査調書の作成について

#### 検査調書の作成の省略について

環境業務課では当該業務委託については「契約内容が履行されているかどうかは現場確認や業務完了報告書を提出してもらい確認している」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

#### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

### (2) 委託業務の効果の評価について

#### 委託業務の効果の認識について

環境業務課では当該業務委託について制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では「人件費以外の業務処理コストの削減 専門化によるサービスの向上 その他(資源化への取り組み強化により三里最終処分場の延命化が図られた)」といったプラスの効果があったと

委託の効果を認識している。(質問票 -5)

なお、重要なことではないがプラスの効果 その他(資源化への取り組み強化により三里最終処分場の延命化が図られた)は、委託によりもたらされた効果ではないと思われるので指摘しておく。

委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### 19. 環境業務課 資源物収集業務委託

19	委託業務名	資源物収集業務委託				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日			契約金額	135,000,000円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	高知市再生資源処理協同組合					
委託先団体区分	(11)その他(協同組合)			再委託禁止条項	有	
委託分類	(5) 廃棄物の収集・運搬・処理・埋め立て等	担当部署	環境業務課			
主な委託業務	高知市の指定区域に集められた資源物を市の業務計画に従って行う収集運搬業務及び集められた資源物等について可能な限り活用を図るとともに残処理の必要なものは市の指定場所へ運搬処分業務					
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するため 民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない		効果測定の反映	記載無し
プラス効果	人件費以外の業務処理コストの削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門化によるサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応					
マイナス効果	その他(委託先の高知市再生資源処理協同組合には、役員の高齢化・組合員の減少等の課題があり、安定して事業が継続できるよう行政援助が求められている)					
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考	(H22.3.30 契約変更 10,000,000 円減額、年額 125,000,000 円)					

##### (1) 予定価格の決定方法について

高知市は、資源ゴミの回収について高知市再生資源処理協同組合と昭和 51 年 9 月 9 日付「再生資源回収に関する覚書」(H1.8.21 改訂)を交換し、当該業務を同協同組合と特命随意契約(委託)によって行っている。

当該資源物収集委託契約の予定価格の決定に当たり、その予定価格調書によると

収集経費のうち、その 15%は高知市再生資源処理協同組合の売上金を充てるとして委託経費として算定された収集経費 151,329,600 円から 15%相当額 22,699,440 円を減額している。

しかしながら、上記の覚書には同協同組合は「市の指示に基づき各町内会等に分別援助金を支払う」規定はあるが、この「収集経費のうち 15%は協同組合の売上金を充てる」旨の文言は予定価格調書に記載されているのみで同覚書には規定されていない。一定の算定方法によって積算された収集経費から明確な根拠がないまま減額することは適正でない。

高知市が、同協同組合から提出された原価計算書を精査し、これを妥当と判断して、それをベースに算定した収集経費のうち、同協同組合の売上金を充てることについて覚書に明記するなどその根拠を明確にすべきである。

## (2) 契約変更について理由・根拠を明確にすべきもの

高知市は、高知市再生資源処理協同組合との資源物収集業務委託契約について契約変更(H22.3.30:10,000,000 円減額、年額 125,000,000 円)を行っている。これは、同協同組合から契約変更(減額)の申出書(H22.3.25)が提出され、それによって減額変更を行っているものである。申出書にはその変更理由は特に記載されていない。当該契約変更の起案文書を見ると「...申出を基に協議した結果、委託料を減額することが妥当と判断されるため、原契約書第 4 条の規定により変更する」としている。

しかしながら、契約書第 4 条は「社会経済情勢の激変等により、当初の委託料に変更が必要と認められる場合は、...」と規定しているが、当該協同組合からの申出書にも、市の変更理由にも社会経済情勢の激変等の理由の“一言半句”も記載されないまま、妥当と判断することは適正でない。

契約変更に当っては、具体的な理由及び根拠を明確にして変更すべきである。

また、前年度及び前々年度においても 70,000,000 円、100,000,000 円の多額の契約変更(減額)を行っている。このように大幅な契約変更が毎年度繰返されていることから、計画収集量(前年度実績 12,668t)という変動し易い数量に基づく契約については単価契約あるいは精算方式等契約の仕方を検討する必要がある。

## (3) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

環境業務課では当該業務委託については「契約内容が履行されているかどうかは現場確認や業務完了報告書を提出してもらい確認している」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

## 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

### (4) 委託業務の効果の評価について

#### 委託業務の効果の認識について

環境業務課では当該業務委託について制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では 人件費以外の業務処理コストの削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門化によるサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応といったプラスの効果があり、逆に その他(委託先の高知市再生資源処理協同組合には、役員の高齢化・組合員の減少等の課題があり、安定して事業が継続できるよう行政援助が求められている)というマイナスの効果があったと委託の効果を認識している。(質問票 -5)

なお、マイナスの効果 その他(委託先の高知市再生資源処理協同組合には、役員の高齢化・組合員の減少等の課題があり、安定して事業が継続できるよう行政援助が求められている)は、委託によりもたらされた効果ではないと思われるので指摘しておく。

#### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

## 20. 東部環境センター 高知市菖蒲谷プラスチック減容工場運転管理業務委託

20	委託業務名	高知市菖蒲谷プラスチック減容工場運転管理業務委託料	
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	84,294,000円

契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	財団法人高知市環境事業公社				
委託先団体区分	(1)高知市の外郭団体			再委託禁止条項	有
委託分類	(4) 公の施設の管理運営業務	担当部署	東部環境センター		
主な委託業務	高知市菖蒲谷プラスチック減容工場の運転及び施設管理				
主な委託理由	その他(プラスチック製容器包装を容器包装リサイクル法に則ったりサイクルを行うため)				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成
備考	し尿処理は、下水道事業の進展及び浄化槽の普及に伴い著しい減少が見られるが、高知市ではし尿の適正処理を確保するために、平成2年に高知市清掃事業公社(平成3年高知市環境事業公社に名称変更)再建計画を策定し、平成7年には同計画に基づく運営方針を決定しており、これに基づき公社に委託するものである				

#### (1) 委託理由の認識について

東部環境センターでは質問票の委託理由に対し「プラスチック製容器包装を容器包装リサイクル法に則ったりサイクルを行うため」と回答してきている。

しかし、リサイクルを行うための「プラスチック減容工場の運転及び施設管理」は直営でも委託でも可能でありこれを委託した理由を質問されているのであり、質問とはまったくかみ合わない回答となっている。

委託に際し、業務を委託する際の根本的部分が十分に検討されておらず、なぜ委託するのかという理由が明確に認識されていないと推測させる事例である。

#### (2) 特命随意契約について

高知市は菖蒲谷プラスチック減容工場の運転及び施設管理を特命によって(財)高知市環境公社に委託している。

特命随意契約の理由について

特命随意契約部局審査調書によれば特命随意契約の理由は以下のとおりである。

公社は、出資者である高知市の一定の方針の下、平成2年に高知市清掃事業公社(平成3年高知市環境事業公社に名称変更)再建計画を策定し、平成7年には同計画に基づく運営方針を決定するとともに、その方向性を議会に示してきた。

このように現在の公社の運営は、高知市及び高知市議会に認知された、前述の再建計画及び運営方針に基づき判断された、本件委託業務を受託し、経営の再建を図っているものである。

また、本件委託事業を公社が受託できない場合、公社が民間分野への新たな事業展開に一定の制限を受ける公益法人であるという性格から、公社の運営に直接的な影響を与えることになり、最終的には、出資者である高知市の財政負担につながることになる。



以上のようなことから、本業務は、本市及び市議会にて認知された公社の再建計画及び経営方針において、高知市におけるし尿収集業の安定的な運営を図るため、あらかじめ契約の相手方を予定しているものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」を適用し、随意契約するものである。

## 平成2年の再建計画の記載

平成2年に策定された再建計画には以下の記載がある。

### 2.事業計画

新規事業の開拓については、次の事業が考えられるが、市の内部から外注されている各種の事業確保に最大の努力をする。

……………

プラスチック減容施設の運転、管理

……………

なお、平成元年から公社はプラスチック減容工場の運転及び施設管理を受託している。

## 高知市の外郭団体見直し方針について

平成20年3月に策定された高知市の「外郭団体見直し方針」によれば財団法人高知市環境事業公社について以下のような方針を示している。

### 【役割の見直し】

市の環境行政の将来的な方向性に併せて、今後の公社のあり方を見直していく。特に、市が委託する事業に関しては、公社の設立趣旨や他の外郭団体等での受託の適否を踏まえるとともに、公社の効率的・効果的に事業を推進していくための運営方法について、検討を進めていく。

### 【組織の再編】

し尿収集に係る組織体制については、公共下水道の整備等に伴い収集世帯が減少していることから、段階的な組織体制の縮小を図っていくとともに、公社のあり方を見直す中で組織の再編についても検討していく。

目標 平成20年度内に組織再編の方針を明確化

### 【経営改善の推進】

業務の効率化等による人件費の抑制に取組み、経営の健全化を図る。

目標 平成20年度内に組織再編に併せて市の補助金や委託料を抑制していく経営改善計画を策定

なお、目標として掲げた「組織再編の方針を明確化」には具体的対応はとられておらず「組織再編に併せて市の補助金や委託料を抑制していく経営改善計画」は策定されていない。

#### 随意契約理由の妥当性について

##### ）委託料で補助することについて

同環境公社の本来業務であるし尿収集業務は、下水道の進展及び浄化槽の普及によって著しい減少がみられることは当然のことである。公社によるし尿収集業務の維持に合理性があるのであれば特命随意契約による委託料によるのではなく、補助金等で明確に対応すべきである。

当該業務を特命で随意契約をすることで問題が解決するものではない。公社の経営としては環境の変化に適応して一定の経営方針の転換が求められるとともに、市としては支出の透明性が求められるところである。

##### ）委託することで市の財政負担はさけられるのか

また、最終的に市の財政負担につながるとしているが、その根拠となる委託を継続することで市の財政負担が減少することが明らかにされていない。負担が軽減される額や時期が明確にされない限り、現在の公社の経営状況では単に問題の先送りでしかない。

高知市の外郭団体見直し方針においても目標として掲げられているように、時代の変遷に伴い社会経済環境に適合しなくなった公社等団体に対しては整理統合等抜本的な対策が求められる。

##### ）随意契約理由の妥当性について

以上からすると、公社の経営あるいは公社の市における位置付け等個別に解決し結論を出すべき問題であり、委託により解決するものではない。本来、問題点を詳細に分析しその問題点に対し最適な方法で対応するのが問題解決の基本的な姿勢である。

令第167条の2第1項第2号の規定は「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であり、当該プラスチック減容工場の運転及び施設管理業務が「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは言い難い。

なお、この指摘は当該業務を特命随意契約で委託することの可能性まで否定するものではない。特命随意契約部局審査調書に記載された理由にまったく合理性が認められない旨指摘しているのである。

(3) 委託業務の効果の評価について

委託業務の効果の認識について

東部環境センターでは当該業務委託について、「本委託業務については、仕様書に基づき業務を履行すればよく、効果測定制度の導入は必要ない」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では 正規の職員が本来業務に専念できる といったプラスの効果があったと委託の効果を認識している。(質問票 -5)

委託業務の効果の評価の必要性について

そもそも委託業務の効果とは成果品の評価のことではない。委託により予定した効果が計画どおりに実現できたかを評価するものである。

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

21. 東部環境センター 東部環境センター運転管理業務委託料

21	委託業務名	東部環境センター運転管理業務委託料				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	89,964,000円			
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	荏原エンジニアリングサービス株式会社 高知事務所					
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有			
委託分類	(1) その他の専門的業務	担当部署	東部環境センター			
主な委託業務	東部環境センターの運転管理、点検整備、故障時の応急処置等を行う。					
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	業務量の変動に対する弾力的対応 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門化によるサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応					
マイナス効果	マイナスの効果は特になし					
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成	
備考	業務内容を、仕様書にて指定しており、効果測定制度の導入は必要ないと考えらるゝとして効果測定はおこな					

	ていない
--	------

(1) 積算基準について

東部環境センターでは、運転管理業務委託にあたって設計書の積算を下水道施設維持管理積算要領(以下「積算要領」という。)に基づいて行っている。

平成 21 年度の設計書を確認したところ、経費率について最新の 2006 年版の積算要領で計算しておらず、1999 年版の積算要領で計算していた。なお、1999 年版と 2006 年版の積算要領で計算した場合の設計金額は下表のとおりとなっている。

設計金額比較

(単位:千円)

項 目	計 算 式	旧積算要領(1999 版)		新積算要領(2006 版)	
		経費率	設計金額	経費率	設計金額
直接業務費			54,763		54,763
直接経費	直接業務費×直接経費率	5.5%	3,011	4%	2,190
技術経費	技術経費×技術経費率	11%	5,448	11%	5,448
間接業務費	直接業務費×間接業務費率	23.5%	12,869	23.5%	12,869
業務原価	+ + +		76,091		75,270
諸経費	業務原価×諸経費率	18.71%	14,236	15.57%	11,719
業務価格	+		90,327		86,989
消費税相当額	業務価格×消費税率	5%	4,516	5%	4,349
業務委託料	+		94,843		91,338

新積算要領で積算した場合、旧積算要領と比較し約 350 万円低い設計金額となっており、新積算要領で積算した場合の設計金額に対する契約金額の比率は 98%であった。結果的には契約金額は新積算要領で積算した設計金額を若干下回っているものの平成 21 年度の予定価格はまったく根拠のない金額であり、このような予定価格を基におこなわれた契約交渉は著しく不適切なものといわざるを得ない。

非常に初歩的な事務処理の誤りであり、適切な設計金額を算定するためには労を惜まず最新の積算要領を入手し適切な設計金額を積算するべきである。

(2) 委託業務の効果の評価について

委託業務の効果の認識について

東部環境センターでは当該業務委託について、「本委託業務を仕様書にて指定しており、効果測定制度の導入は必要ないと考える」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では 業務量の変動に対する弾力的対応 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削

減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門化によるサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応といったプラスの効果があったと委託の効果を確認している。(質問票 -5)

#### 委託業務の効果の評価の必要性について

そもそも委託業務の効果とは成果品の評価のことではない。委託により予定した効果が計画どおりに実現できたかを評価するものである。

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

## 22. 春野環境センター 平成 21 年度春野地区一般廃棄物収集運搬委託料

22	委託業務名 平成21年度春野地区一般廃棄物収集運搬委託料				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	38,380,000円		
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	株式会社 春野清掃				
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有		
委託分類	(5) 廃棄物の収集・運搬・処理・埋め立て等	担当部署	春野環境センター		
主な委託業務	春野地区一般廃棄物収集運搬計画に従って同地区内の一般廃棄物を収集し、分別ごとにそれぞれの施設に運搬する業務。可燃ごみは、直接北原クリーンセンター(土佐市)へ搬入する。可燃ごみ以外のごみは、高知市清掃工場、大津再生資源センター等施設へそれぞれ搬入する。				
主な委託理由	一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	その他(専門の設備による効果的対応)				
マイナス効果	マイナスの効果は特にない				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略
備考					

### (1) 春野地区一般廃棄物収集運搬業務の概要

現在の旧春野町の一般廃棄物収集運搬業務は、(株)春野清掃に委託しておこなわれている。これは高知市と春野町の合併協議によるものであり、平成 24 年度までは(株)春野清掃に委託し、可燃ごみについては高知中央西部焼却処理事務組合の北原クリーンセンター(土佐市)へ搬入することとしている。

当該焼却処理事務組合は、土佐市、いの町、高知市(旧春野町)及び日高村の4市町村によって構成され、ゴミ焼却炉(北原クリーンセンター)建設に伴う起債について4市町村が償還財源を負担している。この起債の償還は、平成24年度で終了するのでその時点で高知市(旧春野町)は同焼却処理事務組合から脱退予定である。

なお、可燃ごみ以外のごみは、高知市内の処理施設に搬入している。

## (2) 予定価格の設定について

春野地区一般廃棄物収集運搬業務委託契約の予定価格の決定に当たり、その積算資料をみると収集運搬業務経費(消費税を含む。)から割引率として4.5%が控除され、1,799,110円(端数整理)減額されている。しかし、当該予定価格の決定について設計金額から割引するための特別な理由は記載されておらず、また一定の割引基準もなく明確な理由のないまま減額している。

予定価格の設定に当っては適正な積算の徹底に努めるとともに設計金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる“歩切り”については恣意的に行われ易く、厳に慎むべきである。このような特命随意契約においては予定価格の設定は、設計金額とし、競争入札等との均衡を図るためには受託業者との減価交渉によって行うべきである。

## (3) 旧春野町の一般廃棄物収集運搬の方針について

平成24年度で終了する北原クリーンセンター建設に伴う起債の償還をもって、高知市(旧春野町)は高知中央西部焼却処理事務組合から脱退することとなる。

現在、旧春野町の一般廃棄物収集運搬は、有料(ゴミ袋購入)・民間業務委託で行っており、現行の高知市の無料・直営方式と大きくことなっている。同焼却処理事務組合からの脱退後は、春野地区の収集運搬方式と高知市の収集運搬方式を整理・統一せざるを得ないものと推測する。

しかしながら、あと1年と僅かを残すのみとなっているが、今後春野地区(旧春野町)の一般廃棄物収集運搬をどのような形で行うか未だ明確にはされていない。一般廃棄物収集運搬について有料あるいは無料等の方針について高知市民に不公平が生じないよう、早急に明確な方針を確立すべきである。

## (4) 施設整備基金の取扱いについて

高知市(旧春野町)は、平成24年度末まで、高知中央西部焼却処理事務組合のゴミ焼却炉(北原クリーンセンター)を利用し、その建設に伴う起債の償還財源の一部を負担している。

平成21年度において高知市(旧春野町)は、当該焼却処理事務組合に対して均等

割(30/100 = 23,523,420 円)・人口割(30/100 = 23,444,499 円)・従量割(40/100 = 31,375,067 円)によって積算された分担金 78,343,000 円を負担している。

同焼却処理事務組合の平成 21 年度決算書において施設整備基金積立金 22,665,160 円の歳出があり、また「財産に関する調書」をみると当該年度末で施設整備基金 119,974,160 円が積立てられている。

しかしながら、この施設整備基金は、今後、同焼却処理事務組合のゴミ焼却炉の施設整備に関する積立金であって、平成 24 年度に起債償還が完了すれば脱退する高知市にとっては必要のないものである。

今後、同焼却処理事務組合に参加しない高知市(旧春野町)にあっては、施設整備基金の取扱いについては同焼却処理事務組合とその分配等協議すべきである。

#### (5) 検査調書の省略について

検査調書の作成の省略について

春野環境センターでは「毎月、廃棄物収集日誌の提出を受けている」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

問題点

廃棄物収集日誌の提出という事実行為とこれらに基づく検査及び検査調書の作成とは趣旨・目的が異なる。契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### (6) 委託業務の効果の評価について

委託業務の効果の認識について

春野環境センターでは当該業務委託について、制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では その他 (専門の設備による効果的対応)といったプラスの効果があったと委託の効果を認識している。(質問票 -5)

委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマ

でもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

### 23. 市場課 高知市中央卸売市場警備業務委託

23	委託業務名	高知市中央卸売市場 警備業務委託				
契約期間	平成21年5月1日～平成22年4月30日	契約金額	36,750,000円			
契約方法	指名競争入札	委託契約先	ミドリ警備株式会社			
指名理由	一般競争入札に適さない	指名業者数	10者	応札業者数	10者	
委託先団体区分	(8)営利法人			再委託禁止条項	有	
委託分類	(4) 警備、清掃等業務	担当部署	市場課			
主な委託業務	高知市中央卸売市場の保安警備に関する施設の巡回を実施するとともに、昼夜間を問わず入出場者及び車輛の統制管理を行い、場内施設の保安をはかり、盗難、火災等を未然に防止し、市場の秩序維持と円滑な運営を行う。					
主な委託理由	業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するため 緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門化によるサービスの向上					
マイナス効果	マイナスの効果は特になし			検査調書	作成	
備考						

#### (1) 警備業務委託仕様書の内容について

仕様書で指定されている配置について

仕様書では 4 警備編成及び配置の(2)配置において警備員の時間帯別配置を指定している。この配置の仕様は以下のとおりである。

9:00 ~ 翌 9:00	2名
9:00 ~ 18:00	1名 (休市日は除く)
18:00 ~ 翌 9:00	2名
4:00 ~ 12:00	3名 (休市日は除く)
5:00 ~ 13:00	1名 (休市日は除く)

なお、上記配置人数の根拠を確認したところ明確な回答は得られなかった。

配置人数について

配置人数は明確な基準があり定められたものではなく、過去からの経験の積み重ね等により市から仕様として要求しているものである。



人的警備のような業務において、配置人数を時間帯別に仕様で決めた場合、業者には警備体制を工夫したり提案したりする余地は全くなくなってしまう。そのため、現在の入札方法では人件費単価の競争になっている面があり、労働条件上の問題も想像される。

仕様書の変更等は、選定する市の側にも一定の工夫を求めることになると思われるが人数の配置を任せることで、業者の工夫の余地が生じ競争性を発揮させることにつながると思われる。

## (2) 警備員に支払われる賃金について

平成 21 年度の設計上の人件費単価は市の臨時職員単価を基礎とし 7,230 円 / 日、時給換算 904 円で計算している。これに対して落札率は 77.9%であり、非常にラフな数字ではあるが、設計上の人件費単価に落札率を乗ずれば、人件費は 5,633 円 / 日となり、時給換算で 704 円である。

委託業務に従事する警備員の賃金がいくらで支払われているか高知市では把握していないため実際上の時給は不明であるが、委託業務に従事する警備員には、これに近い賃金あるいはさらに低い賃金が支払われているものと推測される。

高知県の最低賃金は平成 22 年 10 月時点で 642 円であり、委託業務に従事する警備員は最低賃金に近い賃金しか得られていないと思われる現状について、高知市は労働者の賃金や労働条件の向上のために何らかの方策をとるべきである。

## (3) 委託業務の効果の評価について

### 委託業務の効果の認識について

市場課では当該業務委託について、制度的に効果測定作業はおこなっていない。

(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では 正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門化によるサービスの向上といったプラスの効果があったと委託の効果認識している。(質問票 -5)

### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れて

いる。

## 24. 消防局総務課 東消防署はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール業務委託

24	委託業務名	東消防署はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール業務委託			
契約期間	平成22年2月4日～平成22年3月31日	契約金額	36,997,380円		
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	株式会社 モリタテクノス西日本営業所				
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有		
委託分類	(1) その他の専門的業務	担当部署	消防局総務課		
主な委託業務	東消防署はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール業務				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
マイナス効果	記載無し				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成
備考	22年度に全額繰越契約期間H22.7.31に延長 委託が適当と判断したため効果測定は実施していない				

### (1) 消防自動車のオーバーホール契約の経緯について

#### 消防自動車のオーバーホールの予定

高知市消防局の車輛整備計画においては、はしご付消防自動車のオーバーホールとしては中署の15m級はしご付消防自動車のオーバーホールを平成22年度に、東消防署の30m級はしご付消防自動車のオーバーホールを平成23年度にそれぞれ予定していた。

しかし、平成21年度初旬に国からの地域活性化の交付金(地域活性化・経済危機対策臨時交付金)が予算化されたことを受けて、高知市消防局においても当初平成22年度及び平成23年度にオーバーホールを予定していた中消防署及び東消防署のはしご付消防自動車についても急遽平成21年度に予算計上した。

#### 委託先の対応

高知市消防局のはしご付消防自動車のオーバーホール委託先である(株)モリタテクノスにおいては、上記交付金の影響もあり平成21年度には対前年16台(うち交付金による追加台数10台)増の105台の整備受注があり、整備生産量が限界に近い状態となっている旨の文書が届いている。

契約翌日の平成22年2月5日付の文書では、東消防署の30m級はしご付消防自

動車のオーバーホール期間を平成 22 年 2 月 9 日～6 月 17 日と通知してきている。なお、中署の 15m 級はしご付消防自動車のオーバーホール期間は平成 21 年 10 月 14 日～平成 22 年 1 月 21 日であった。

#### 契約期間の問題点

高知市消防局では平成 22 年 3 月 27 日の決裁で「年度内納入が不可能になった書面をうけとったため」として契約期間を平成 22 年 3 月 31 日から平成 22 年 7 月 31 日に延長する契約変更をし、繰越明許処理をおこなっている。

しかし、契約当初から平成 22 年 3 月 31 日までの納入が不可能なことは明らかであり、形だけ 3 月 31 日を契約期限としているに過ぎない契約である。

補助金の関係や、予算制度の制約があるためと思われるが、非常に不自然に映る契約期間であり、ギリシャ神話の「プロクルステスのベッド」を思い起こさせるような制度である。

#### (2) 委託業務の効果の評価について

##### 委託業務の効果の認識について

高知市消防局では当該業務委託について、「委託が適当と判断したため」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では「専門化によるサービスの向上」「専門知識・技術・人材に対する効果的対応」といったプラスの効果があったと委託の効果を確認している。(質問票 -5)

##### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### 25. 消防局総務課 消防緊急通信指令システム等の総合あんしんセンター移転に関するシステム移行業務委託

25	委託業務名	消防緊急通信指令システム等の総合あんしんセンター移転に関するシステム移行業務委託	
契約期間	平成22年2月5日～平成22年3月31日	契約金額	60,261,600円

契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	富士通株式会社 高知支店				
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有		
委託分類	(1) 情報システム関連業務	担当部署	消防局総務課		
主な委託業務	現消防局庁舎で運用中の消防緊急通信指令システムの機能を総合あんしんセンターへ移転する業務各システムの従前プログラムを新規調達した機器に改修適用、改修プログラムを適用した各システムの確実な連携				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため				
主な再委託業務	ソフト、ハード、ネットワーク等の業務で再委託する。				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	専門化によるサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
マイナス効果	記載無し				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成
備考	委託が適当と判断したため効果測定は実施していない				

### (1) 委託業務の効果の評価について

#### 委託業務の効果の認識について

高知市消防局では当該業務委託について、「委託が適当と判断したため」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では 専門化によるサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応 といったプラスの効果があったと委託の効果を確認している。(質問票 -5)

#### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

## 26. 生活福祉課 生活保護システム開発・導入業務委託料

26	委託業務名	生活保護システム開発・導入業務委託料			
契約期間	平成21年6月8日～平成22年3月31日	契約金額	41,065,5000円		
契約方法	随意契約	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	富士通エフ・アイ・ピー株式会社 中四国支社				
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有		
委託分類	(1) 情報システム関連業務	担当部署	生活福祉課		
主な委託業務	現行システムは、平成4年に高知市で独自開発し運用しており、今後想定される法改正等への対応や厚生労				

	働省が求める「生活保護業務データシステム」および「電子レセプト」に対応することが不可能であることから、生活保護システムの更新を目的とするものである。				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	業務量の変動に対する弾力的対応 正規の職員が本来業務に専念できる 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	3件	検査調書	作成
備考	H22.3.26 に 47,901,000 円に増額				

## (1) 契約の概要

### 生活保護システム導入の方針

高知市では平成 18 年頃から情報システム関係の運用の方向として、ホストコンピュータでの運用を減らしていく方向で対応している。生活保護システムについては平成 4 年に高知市が独自開発し運用しているものであるが、今後想定される法改正等への対応や厚生労働省が求める「生活保護業務データシステム」および「電子レセプト」に対応することが困難であることから更新時期に合わせてパッケージシステムの購入により生活保護システムを構築することとした。

なおモデル自治体における電子レセプトに対応した生活保護システムの改修は厚生労働省のセーフティーネット支援対策等事業費補助金の対象となっており事業費の 100%が補助されるが高知市の事業はこの対象となっている。

### 委託業者の選定過程について

生活保護システム導入の過程については、従来一般的におこなわれていた導入費用の比較による検討ではなく導入後の運用コストまでも含めた総コストでの検討を行っているためその過程をここに紹介する。

高知市では今回のシステムの導入にあたっては、開発から運用までを一体のものとして総合的に判断するため競争入札以外の方法により業者を選定することとしている。

具体的には高知市の指名競争入札参加資格者の情報処理関係登録業者の中から、システムの開発・機器等の調達・運用保守すべてに対応できる業者 30 社及び他市で導入実績のある県外業者 1 社を加え計 31 社を選定し、システム提供の可否について事前アンケートを徴した。事前に聞き合わせを行ったところ、システムのレベルが会社によって異なっているため、高知市が必要とするスペックを満たした 4 社から見積りを徴して価格競争を実施し、開発・運用保守費の合計で最も安価な見積り

書を提出した業者を委託先に選定した。

(2) 委託業務の効果の評価について

委託業務の効果の認識について

生活福祉課では当該業務委託について、制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では 業務量の変動に対する弾力的対応 正規の職員が本来業務に専念できる 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 といったプラスの効果があったと委託の効果を認識している。(質問票 -5)

委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

27. 健康福祉総務課 高知市土佐山へき地診療所

27	対象施設名	高知市土佐山へき地診療所			
指定期間	平成20年7月1日～平成24年3月31日	指定管理料	61,108,484円		
選定方法	指名	指定管理者	国立大学法人 高知大学		
利用料等収入の帰属	診療所における診療報酬等収入は全て市に帰属する。				
委託先団体区分	(11)その他(国立大学法人)	再委託禁止条項	有		
委託分類	(4)- 公の施設の管理運営業務	担当部署	健康福祉総務課		
対象施設の概要	高知市土佐山へき地診療所は昭和38年に設置以来、土佐山地区の唯一の診療機関として地域住民に安心をもたらしてきた大切な施設である。				
主な指名理由	安定した医療の提供を受けることのできる機関であると認められる国立大学法人高知大学を土佐山へき地診療所の指定管理者として指名するものである				
主な委託理由	へき地において安定した医療の提供をするため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	指定管理者業務評価表により実施	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	人件費以外の業務処理コストの削減 その他(へき地における安定した医療体制の確保)				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
備考					

(1) 指定管理料の算定について

高知市土佐山へき地診療所は、昭和38年に設置以来、土佐山地区の唯一の診療機関であるが、全国的に医師・看護師不足が深刻化する中で、診療所の医療体制を維持することは非常に困難な状況であった。こうした背景の下、「保健、福祉との連携も含めた初期、地域医療の充実とともに初期治療を担う医療人の育成につなげるフィールド」を模索していた国立大学法人高知大学(附属病院)と協議し、安定した医療の提供を受けることができる機関であると認め、同大学附属病院を同診療所の指定管理者と指名し(以上、指名理由書による。)、高知市議会の議決を経て指定管理者となっている。

ところで、高知市が作成した収支予算書算出内訳をみると、平成17年度と平成18年度の高知市決算額(旧土佐山村診療所)の平均額をもって算定し、その算出額(58,726,550円)のほぼ同額が、平成21年度年度協定により同年度の指定管理料となっている。

しかしながら、当該算定の管理運営経費は、診療所直営時代の人件費等をそのまま提示したに過ぎない。予算上の人件費は、一般的な相場ではなく属人的なものである可能性が非常に高い。その後の指定管理においては、必ずしも従前の診療所の医師等職員の勤務体制等と同一とは限らず、指定管理者自体が大規模病院であることから、ある程度柔軟な勤務体制も可能である。それに従った柔軟な金額提示もできるものと推測される。

土佐山地区における診療所は医療体制維持の困難性を有する。一方、高知大学附属病院に対しては保健福祉と連携した初期、地域医療の充実及びそれを担う医療人の育成につなげるフィールドを提供している。この認識の下に、多数の医療スタッフの中からローテーションを組むなど、管理運営費についても柔軟にインセンティブを持たせた指定管理料の算定について改善検討すべきである。

28. 学校教育課 高知市中学校学習習慣確立プログラム推進事業にかかる委託

28	委託業務名	平成21年度高知市中学校学習習慣確立プログラム推進事業にかかる委託料		
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	39,553,500円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない	
委託契約先	東京書籍株式会社 関西支社			
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有	
委託分類	(1) その他の専門的業務	担当部署	学校教育課	
主な委託業務	本市中学生の学力向上を図るために学習習慣の確立と基礎学力の定着及び確かな学力の育成に対する有効な「学習確立プログラム」を構築しようとするもの			
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため	業務の効率化を図るため	コ	

	スト削減効果を活用するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	有
プラス効果	専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略
備考					

#### (1) 検査調書の作成について

##### 検査調書の作成の省略について

学校教育課では当該委託業務については「委託業務完了報告書の提出を求めている」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

##### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### (2) 委託の効果測定

平成21年度高知市中学校学習習慣確立プログラム推進事業実施要領には、「4.プログラムの評価」として(1)高知市教育委員会及び学力向上スーパーバイザー(教員OB)が全中学校を訪問し、中学校学習習慣確立プログラムの進捗状況を把握するとともに、各校の取組に対する助言・支援を行う。(2)年間5回実施する「家庭学習に関するアンケート」により、生徒の学習習慣定着状況や学習意欲の状況を把握し、その資料をもとに中学校授業改革推進委員会において取組の改善についての検討を行う。としている。プログラム自体の評価とともに委託業務についても評価するという視点を導入する必要がある。

### 29. 高知市文化プラザの管理について

#### (1) 高知市文化プラザの施設の概要

高知市文化プラザ(以下「文化プラザ」という。)は「かるぼーと」の愛称で呼ばれる多機能型文化施設であり、

文化ホール(大ホール、小ホール他)

市民ギャラリー(展示室5室)



横山隆一記念まんが館（ライブラリー、展示室、収蔵庫他）

中央公民館（学習室、和室、調理室、大講義室他）

ギャラリーその他の施設

等の施設が設置されている。

なお、文化プラザは、高知市文化プラザ条例により設置されているため市長部局が主管し、同プラザ内の中央公民館は高知市立公民館条例により設置されているため教育委員会が主管している。

## (2) 高知市文化プラザの管理の概要

文化プラザの管理についてその概要を示すと、いわゆるソフト事業である中央公民館（高知市立中央公民館事業委託）及びまんが館（横山隆一記念まんが館事業委託）における事業の実施については、従来から財団法人高知市文化振興事業団に委託しており、現在も引き続き財団法人高知市文化振興事業団に委託している。

文化プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務と、貸館等の運営を行う施設及び設備の使用に関する業務については、平成 20 年度までは全館を一体として財団法人高知市文化振興事業団を指定管理者として行っていた。

平成 21 年度からは貸館等の運営を行う施設及び設備の使用に関する業務のうち、「文化ホール等の貸館等運営業務」と「中央公民館の貸館等運営業務」・「まんが館の観覧受付等運営業務」を分離し、中央公民館・まんが館の運営業務は財団法人高知市文化振興事業団に委託する一方、文化ホール等の貸館等の運営業務と文化プラザ全体の施設及び設備の維持管理に関する業務について高知市文化プラザ共同企業体が指定管理者となっている。

## (3) 文化プラザの収支の比較

以下は平成 20 年度と平成 21 年度の文化プラザの利用料収入と経費を比較したものである。

収入について

利用料収入は平成 20 年度に比較して平成 21 年は 1,445 万円(10.9%)減少している(以下増減の記載は平成 20 年度に比較した平成 21 年の状況である。)

文化プラザの収入の状況

(単位:千円)

利用料収入	H20(a)	H21(b)	比率	(b)-(a)
大ホール	36,155	31,549	87.3%	-4,606
小ホール	8,310	7,941	95.6%	-369
ギャラリー	23,089	21,837	94.6%	-1,252
スタジオ	3,377	2,495	73.9%	-883
ガレリア	53	119	223.8%	66
中央公民館	17,843	17,192	96.4%	-651
まんが館	1,250	1,052	84.2%	-198
テナント光熱水費	5,926	4,768	80.5%	-1,158
地下駐車場	36,939	31,538	85.4%	-5,401
利用料収入合計	132,943	118,491	89.1%	-14,452

### 費用について

費用については、上記のように平成 20 年度と平成 21 年度は契約の形態が異なるため、平成 20 年度の金額は平成 20 年度の(財)高知市文化振興事業団の事業報告書から取得し、平成 21 年度は(財)高知市文化振興事業団の平成 21 年度の事業報告書と高知市文化プラザ共同企業体の平成 21 年度の事業報告書の金額を合算して作成した。

なお、管理運営費は平成 20 年度の指定管理にかかる業務とほぼ同一の範囲の業務を平成 21 年度においても集計したものであり、文化事業費は従来から(財)高知市文化振興事業団が委託されていた業務の範囲に一致している。

また、市から事業団への派遣職員の人件費を平均 600 万円/年として加算している。この派遣職員の人件費のうち、(財)高知市文化振興事業団から支払われている手当相当分を実額で「派遣職員手当」に表示し、高知市から支給されている給与部分の推定額は「派遣職員給与等」に表示してある。

#### 平成 20 年度 文化プラザ事業費の状況

(単位:千円)

文化プラザ事業費	管理運営費	文化事業費	合計
給料・手当	42,488	56,064	98,552
派遣職員手当	19,315	0	19,315
派遣職員給与等	40,685	0	40,685
人件費計	102,488	56,064	158,552
経費合計	271,453	66,307	337,760
合計	373,941	122,371	496,311

経費一部の内訳	管理運営費	文化事業費	合計
光熱水費	73,588	0	73,588
委託料	172,596	26,768	199,365
委託料 + 人件費	275,084	82,832	357,917

## 平成 21 年度 文化プラザ事業費の状況

(単位:千円)

文化プラザ事業費	管理運営費	文化事業費	合計
給料・手当	113,661	63,300	176,961
派遣職員手当	10,556	0	10,556
派遣職員給与等	22,236	0	22,236
人件費計	146,453	63,300	209,753
経費合計	221,043	58,698	279,741
合計	367,496	121,999	489,495

経費一部の内訳	管理運営費	文化事業費	合計
光熱水費	63,626	0	63,626
委託料	127,473	17,691	145,164
委託料 + 人件費	273,926	80,991	354,917

## 増減 (平成 21 年度 - 平成 22 年度)

(単位:千円)

文化プラザ事業費	管理運営費		文化事業費		合計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
給料・手当	71,173	267.5%	7,236	112.9%	78,409	179.6%
派遣職員手当	-8,759	54.7%	0	-	-8,759	54.7%
派遣職員給与等	-18,449	54.7%	0	-	-18,449	54.7%
人件費計	43,965	142.9%	7,236	112.9%	51,201	132.3%
経費合計	-50,410	81.4%	-7,609	88.5%	-58,019	82.8%
合計	-6,445	98.3%	-372	99.7%	-6,816	98.6%

経費一部の内訳	管理運営費		文化事業費		合計	
光熱水費	-9,962	86.5%	0	-	-9,962	86.5%
委託料	-45,123	73.9%	-9,077	66.1%	-54,201	72.8%
委託料 + 人件費	-1,158	99.6%	-1,841	97.8%	-3,000	99.2%

人件費を含めた費用は合計で 682 万円(1.4%)減少している。このうち光熱水費の減少が 996 万円を占めており、光熱水費を除いた経費は 315 万円(0.6%)増加していることになる。なお、光熱水費の減少の最大の原因は稼働率が低下したためと見られる。

派遣職員は平成 20 年度の 10 名から平成 21 年度は 5 名となり、5 名の減となっているので、平均給与とした場合、約 3,000 万円の人件費の減少となっている。一方各委託先の人件費は増加しているため全体としては 5,120 万円増加している。この原因は従来委託であったものを、指定管理者が直営に変更したためではないかと推測される。そのため委託料が 5,420 万円減少しており、人件費と委託料の合計金額を比較すると対前年比 99.2%とほぼ同程度のレベルとなっている。

## 収支について

上記の収入と費用の分析によれば、少なくとも収入が減少した程度に経費の削減は進んでいない。

経費のうち光熱水費は、変動費的性格が強く減少した原因は指定管理者の変更によるというよりは稼働率の低下の影響が大きいと推測される。

一方、委託料のうちホールの使用に伴う委託料については変動的性格が認められるのであるが、稼働率の低下にもかかわらず直営化による人件費の増加分の影響を強く受けたと見られ、人件費と委託料の合計金額は対前年比 0.8%の減少に留まっている。

以上をまとめると収入は 1,445 万円(10.9%)減少しているのに対し費用は 682 万円(1.4%)の減少に留まっている。費用が減少した大きな要因は光熱水費が 996 万円減少したことによるが、これは指定管理者の変更の影響とは認めがたい。また、指定管理者が委託業務を直営化したことにより固定比率の上昇による非弾力的経費構造になっている可能性も否定できない。

収支についてはより詳細な分析を必要とするが指定管理業務の範囲を変更したことがその改善に好影響を与えているとは認めがたく、変更により悪影響がでている可能性すらある結果となっている。

### (4) 指定管理の範囲を変更した理由について

生涯学習課にヒアリングをした結果、平成 21 年度から公募による民間の指定管理者へ移行するにあたり、建物全体の施設及び設備の維持管理に関する業務、文化ホール等の施設及び設備の使用に関する業務、中央公民館の施設及び設備の使用に関する業務、まんが館の施設及び設備の使用に関する業務のうち、中央公民館・まんが館の施設及び設備の使用に関する業務は、指定管理業務から外し、財団法人高知市文化振興事業団が継続して担うこととした。

その理由としては、中央公民館は、社会教育法に基づく公民館として教育、学術及び文化に関する各種の事業を行う必要があり、市民学校、市民講座、夏季大学及び市民の大学等の中央公民館事業の実施とともに、併せて公民館施設を利用した市民の自主的な生涯学習活動を推進するためには、各種事業と貸館等の運営を一体的に行う必要があること、また横山隆一記念まんが館については、横山氏から市へ寄贈された資料の管理や、資料の収集・保管、常設展示・企画展示の実施、まんがイベント等のまんが館事業を行うとともに、関連してまんがライブラリーや常設展示・企画展示の観覧受付等の運営も一体的に行う必要があるためであり、文化振興事業団は文化事業や生涯学習事業についての専門性や永年蓄積されたノウハウを有していることによ

る。

(5) 文化プラザの指定管理者について

高知市文化プラザがホール、中央公民館、まんが館等の複合文化施設であることは先に触れた。また、文化プラザは、高知市文化プラザ条例により設置されているため市長部局が主管し、同プラザ内の中央公民館は高知市立公民館条例により設置されているため教育委員会が主管していることも先に紹介している。

ところで、文化プラザを一体の施設として指定管理とすることには何ら制約がない。わざわざ指定管理と委託を複雑に組み合わせて管理することは、委託料、指定管理費の総額が軽減されるとか、管理上のメリットが顕著であるといった効果がない限り、いかにも恣意的な管理区分であると言わざるを得ない。

文化振興事業団の延命のための複雑な管理と委託料の高額化などといった疑いがもたれないよう高知市は文化プラザの管理方法について説明し、最適な管理方法を検討すべきである。

30-1. 生涯学習課 高知市立中央公民館事業委託

30-1	委託業務名 高知市立中央公民館事業委託料(各種講座事業/夏季大学講座事業)				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日		契約金額	43,205,000円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	財団法人 高知市文化振興事業団				
委託先団体区分	(1)高知市の外郭団体		再委託禁止条項	有	
委託分類	(3) イベント、シンポジウム関連業務	担当部署	生涯学習課		
主な委託業務	中央公民館における公民館事業(市民学校、市民講座、市民の大学、頭脳スポーツ大会、市民映画会、高齢者教室)及び夏季大学事業の業務。				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため				
主な再委託業務	市民映画会事業				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	専門化によるサービスの向上				
マイナス効果	マイナスの効果は特にない				
予定価格調書	43,205,000円	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略
備考	年度末にヒアリングを伴う事業報告を受けているほか、定期的に連絡会を開催しヒアリングを実施することにより、効果を確認しているため。				

(1) 事業委託内容に関する契約書(仕様書)の記載について

中央公民館事業委託契約(第1条第2項)において、委託事業の範囲について、次に掲げるとおりとしている。

中央公民館における公民館事業に関すること

夏季大学事業に関すること

この他に委託事業に関する詳細な指示等を記載する仕様書及び要領等は作成されていない。これは、特命随意契約の理由書に記載された事業内容(公民館事業 = 市民学校、市民講座、市民の大学、頭脳スポーツ大会、市民映画祭、高齢者教室)以下の大雑把なものであり、具体的には何も指示されていない。

しかしながら、これら事業については前述のとおり、教育委員会からは仕様書等による具体的・詳細な指示・要求はなく、委託契約としては、いわゆる“白紙委任”の状態にあることは適正でない。これは、(財)高知市文化振興事業団は、高知市が設立した身内的な外郭団体ということで具体的な仕様は省略したものと推測される。

当該委託契約は、身内的な外郭団体とはいえ事務事業を外部に委託して実施するものであることから、安易に流れることなく、教育委員会として委託内容について「必要にして、十分な」指示要求事項を契約書(仕様書を含む。)に明記すべきである。

## (2) 検査調書の作成について

検査調書の作成の省略について

生涯学習課では当該中央公民館事業委託契約については「年度末にヒアリングを伴う事業報告を受けているほか、定期的に連絡会を開催しヒアリングを実施しているため」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

## (3) 委託業務の効果の評価について

委託業務の効果の認識について

生涯学習課では当該業務委託について、「年度末にヒアリングを伴う事業報告を受けているほか、定期的に連絡会を開催しヒアリングを実施することにより、効果を確認しているため」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では「専門化によるサービスの向上といったプラスの効果があったと委託の効果を確認している。(質問票 -5)

委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

30-2. 生涯学習課 横山隆一記念まんが館事業委託

30-2	委託業務名	横山隆一記念まんが館事業委託料(まんが館事業費)				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日			契約金額	34,331,000円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	財団法人 高知市文化振興事業団					
委託先団体区分	(1)高知市の外郭団体			再委託禁止条項	有	
委託分類	(2) データ入力、台帳整備等の単純事務作業 (3) イベント、シンポジウム関連業務		担当部署	生涯学習課		
主な委託業務	横山隆一記念まんが館におけるまんが館事業、4コマまんが大賞事業及び緊急雇用まんが館資料整理事業に関する業務。					
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため					
主な再委託業務	常設展示機器・収蔵品管理システム保守点検業務、アルミ合金製油圧電動リフト保守点検業務、収蔵庫環境調査業務、シンボル設置業務、企画展監視業務、まんがフェスティバル実施業務					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない		効果測定の反映	記載無し
プラス効果	専門化によるサービスの向上					
マイナス効果	マイナスの効果は特になし					
予定価格調書	34,331,000円	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考	年度末にヒアリングを伴う事業報告を受けているほか、定期的に連絡会を開催しヒアリングを実施することにより、効果を確認しているため。					

(1) 事業委託内容に関する契約書(仕様書)の記載について

横山隆一記念まんが館事業委託契約(第1条第2項)において、委託事業の範囲について、次に掲げるとおりとしている。

横山隆一記念まんが館におけるまんが館事業に関すること

4コマまんが大賞事業に関すること

緊急雇用まんが館資料等整理事業に関すること(別紙仕様書のとおり。)

この他に委託事業に関する詳細な指示等を記載する仕様書( を除く。)及び要領等は作成されていない。なお、 の整理事業の具体的な仕様としては「...膨大な資料及び追加されたものについて新たな詳細分類を仕分けし、データ入力、画像データ登

録など…」である。これは、特命随意契約の理由書に記載された事業内容以下の大雑把な業務内容であり、具体的には何も指示されていない。

しかしながら、これら事業については前述のとおり、教育委員会からは仕様書による具体的・詳細な指示・要求はなく、委託契約としては、いわゆる“白紙委任”の状態にあることは適正でない。また、展示に係る事業の観覧料であるにもかかわらず、観覧料に関する内容(徴収の有無等)が全く記載されていないのは適正でない。これは、(財)高知市文化振興事業団は、身内的な外郭団体ということで詳細な仕様は省略したものと推測される。

当該委託契約は、身内的な外郭団体とはいえ事務事業を外部に委託して実施するものであることから、安易に流れることなく、教育委員会として委託内容について「必要にして十分な」指示要求事項を契約書(仕様書を含む。)に明記すべきである。

## (2) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

生涯学習では当該横山隆一記念まんが館事業委託契約については「年度末にヒアリングを伴う事業報告を受けているほか、定期的に連絡会を開催しヒアリングを実施しているため」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

## (3) 委託業務の効果の評価について

### 委託業務の効果の認識について

生涯学習課では当該業務委託について、「年度末にヒアリングを伴う事業報告を受けているほか、定期的に連絡会を開催しヒアリングを実施することにより、効果を確認しているため」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では 専門化によるサービスの向上といったプラスの効果があったと委託の効果を認識している。(質問票 -5)



### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

### 30-3. 生涯学習課 中央公民館等運営業務委託

30-3	委託業務名	中央公民館等運営業務委託料				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	38,265,000円			
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	財団法人 高知市文化振興事業団					
委託先団体区分	(1)高知市の外郭団体	再委託禁止条項	有			
委託分類	(4) 公の施設の管理運営業務	担当部署	生涯学習課			
主な委託業務	中央公民館の運営業務全般及びまんが館運営業務全般に関する業務。					
主な委託理由	業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するため					
主な再委託業務	給与ソフト保守、受付業務等、PCA公益法人会計システム保守、ネットワーク機器保守点検					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	その他(中央公民館と横山隆一記念まんが館の事業を実施している財団法人高知市文化振興事業団に委託することで、事業と実施場所を最も有効的に連携させることができる)					
マイナス効果	マイナスの効果は特になし					
予定価格調書	38,265,000円	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考	年度末にヒアリングを伴う事業報告を受けているほか、定期的に連絡会を開催しヒアリングを実施することにより、効果を確認しているため。					

#### (1) 事業委託内容に関する契約書(仕様書)の記載について

中央公民館等運営業務委託契約(第1条第2項)において、委託業務の範囲について、次に掲げるとおりとしている。

中央公民館の運営業務全般に関すること

まんが館の運営業務全般に関すること

この他に委託業務に関する詳細な指示等を記載する仕様書及び要領等は作成されていない。これは、特命随意契約の理由書に記載された業務内容(中央公民館及びまんが館の使用料・観覧料の収納事務を含む貸館業務などの運営全般)以下の大雑把なものであり、具体的には何も指示されていない。即ち、当該運営委託契約とまんが館事業委託、中央公民館事業委託及び指定管理者が管理運営する文化プラザと

の相互の関係等について具体的に記載されたものはこの契約書の中では見当たらない。

しかしながら、これら事業については前述のとおり、教育委員会からは仕様書等による具体的・詳細な指示・要求はなく、委託契約としては、いわゆる“白紙委任”の状態にあることは適正でない。また、特命随意契約の理由書の記述では窺い知ることができるが、当該契約書には使用料に関する内容(徴収委託の有無等)が全く記載されていないのは適正でない。これは、(財)高知市文化振興事業団は、高知市が設立した身内的な外郭団体ということで具体的な仕様は省略したものと推測される。

当該委託契約は、身内的な外郭団体とはいえ業務を外部に委託して実施するものであることから、安易に流れることなく、教育委員会として委託内容について「必要にして、十分な」指示・要求を契約書(仕様書を含む。)に明記にすべきである。

なお、平成22年度契約においては使用料・観覧料の徴収事務を入れるなど若干改善はされているが、なお不十分である。

## (2) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

生涯学習課では当該中央公民館等運營業務委託契約については「年度末にヒアリングを伴う事業報告を受けているほか、定期的に連絡会を開催しヒアリングを実施しているため」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

## (3) 委託業務の効果の評価について

### 委託業務の効果の認識について

生涯学習課では当該業務委託について、「年度末にヒアリングを伴う事業報告を受けているほか、定期的に連絡会を開催しヒアリングを実施することにより、効果を確認しているため」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では その他(中央公民館と横山隆一記念まんが館の事業を実施している財団法人高知市文化振興

事業団に委託することで、事業と実施場所を最も有効的に連携させることができる)といったプラスの効果があつたと委託の効果を認識している。(質問票 -5)

#### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

### 31. 生涯学習課 文化プラザ指定管理

31	対象施設名	文化プラザ			
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日		指定管理料	175,000,000円	
選定方法	公募	指定管理者	高知市文化プラザ共同企業体		
利用料等収入の帰属	利用料金制によっている				
応募業者数	5者	委託先団体区分	(9)その他任意団体	再委託禁止条項	有
委託分類	(4)- 公の施設の管理運営業務		担当部署	生涯学習課	
対象施設の概要	文化ホール、市民ギャラリー、ガレリア、横山隆一記念まんが館、高知市立中央公民館、地下駐車場等で構成する複合文化施設				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため 民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うため				
主な再委託業務	別表				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	指定管理者業務評価表により実施	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門化によるサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
備考					

#### 再委託業務一覧表

NO.	内容	NO.	内容
1	貯水槽清掃	22	真空ヒーター点検
2	雑用水水質検査(大腸菌、濁度測定)	23	電話交換機点検
3	飲料水簡易専用水道書類検査	24	ホイス点検
4	飲料水水質検査(ビル管 10項目)冬	25	自家用電気工作物保安管理業務
5	飲料水水質検査(ビル管 15項目)夏	26	特殊消防設備点検(非常用コンセント・発電機蓄電池)
6	飲料水水質検査(総トリハロ)夏	27	建築物
7	総合殺虫作業	28	昇降機以外の建築設備
8	ダニ生息調査	29	非常用発電機保守点検
9	湧水・排水槽清掃(楽屋下湧水槽含む)	30	植栽剪定、樹木害虫予防、施肥、除草、プランタ植替え
10	污水配管清掃(グリストラップ、1階雑用木管)	31	設備管理支援システム保守
11	污水配管清掃(大ホール1階西北、2階污水配管)	32	芝桂替え

12	中央監視装置点検(自動制御含む)機能・総合	33	芝目土入れ
13	消防設備点検業務、防火対象物点検報告	34	総合案内等業務委託
14	霧発生システム点検	35	ショップ業務委託
15	シャッター点検	36	機械警備
16	ドアエンジン点検	37	巡回警備業務
17	防潮扉点検	38	駐車場管理運営
18	トップライト点検	39	駐車場機器保守点検
19	清掃用ゴンドラ点検	40	日常・定期清掃業務・廃棄物処理業務(一般廃棄物)
20	回転扉点検	41	ホールピアノ保守点検
21	雑用水槽清掃(地下1階・6階タンク)		

### (1) 文化プラザの指定管理範囲の変更について

指定管理の範囲が変更された経緯や変更した理由については先に紹介している。これらの経緯や理由を検証すると、いかにも不自然な印象をぬぐうことができない。すなわち、利用料収入の大幅な減少にもかかわらず運営費用の削減が十分に実現できていない指定管理範囲の変更は、身内といっても過言でない文化振興事業団が委託できる業務を恣意的に増やしているという印象すら受けるものである。繰り返し指摘するが、指定管理範囲の変更の理由は合理的なものとは認めがたい。

文化振興事業団の延命のための複雑な管理と委託料の高額化などといった疑いがもたれないよう高知市は文化プラザの管理方法について説明し、最適な管理方法を検討すべきである。

## 32. スポーツ振興課 高知市運動場の指定管理

32	対象施設名	高知市総合運動場			
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	指定管理料	531,510,000円		
選定方法	指名	指定管理者	財団法人 高知市スポーツ振興事業団		
利用料等収入の帰属	すべて高知市に帰属する				
委託先団体区分	高知市の外郭団体	再委託禁止条項	有		
委託分類	(4)- 公の施設の管理運営業務	担当部署	スポーツ振興課		
対象施設の概要	高知市総合運動場・高知市東部総合運動場・高知市針木運動公園・高知市城ノ平運動公園・高知市土佐山運動場				
主な指名理由	本市ではプロスポーツのキャンプ誘致等による観光振興や、競争事業の実施に伴う施設利用の調整等、施設運営上、市の関係部局との連絡調整が必須であり、円滑な業務の遂行を図る上では、市の外郭団体である同事業団を指定管理者とすることが最も適当であると判断するものである。				
主な委託理由	コスト削減効果を活用するため 民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うため 緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため				
主な再委託業務	清掃 警備 ゴミ収集 自家用電気設備・昇降機・消防設備・自動ドア等の保守点検				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	指定管理者業務評価表により実施	効果測定の反映	有
プラス効果	人件費の削減 専門化によるサービスの向上				
マイナス効果	経費の節減が進まない				

備	考
---	---

(1) 各施設の収支分析

以下の表は平成 21 年度の事業報告書に基づいて収支内容を簡単に分析したものである。これらの施設は単純な収益性だけで比較することは困難な施設であるが、明らかな特異性が見て取れる。

	総合運動場	東部	城ノ平	土佐山	針木	合計
開場日	356	356	356	356	356	356
利用者数	414,025	270,101	21,688	4,007	18,560	728,381
利用料収入	62,021,290	45,287,070	2,526,420	811,790	2,174,710	112,821,280
その他の収入	9,399,528					9,399,528
指定管理料	308,209,125	191,503,423	4,586,354	1,035,769	3,649,187	508,983,858
自主事業等	95,814	40,010	568,590	142,765		847,179
収入合計	308,304,939	191,543,433	5,154,944	1,178,534	3,649,187	509,831,037
人件費	33,759,951	24,537,909	0			58,297,860
事務費	323,489	261,930	19,900			605,319
委託料	152,100,465	105,297,135	2,225,705	568,170	2,760,663	262,952,138
水光熱費	96,467,064	36,755,172	2,258,300	556,320	173,304	136,210,160
その他事業費	25,492,670	24,488,287	650,039	53,444	714,220	51,398,660
その他	161,300	203,000	1,000	600	1,000	366,900
支出計	308,304,939	191,543,433	5,154,944	1,178,534	3,649,187	509,831,037
収支差額	0	0	0	0	0	0
純経費	236,884,121	146,256,363	2,628,524	366,744	1,474,477	387,610,229
構成比						
人件費	10.95%	12.81%	0.00%	0.00%	0.00%	11.43%
事務費	0.10%	0.14%	0.39%	0.00%	0.00%	0.12%
委託料	49.33%	54.97%	43.18%	48.21%	75.65%	51.58%
水光熱費	31.29%	19.19%	43.81%	47.20%	4.75%	26.72%
その他事業費	8.27%	12.78%	12.61%	4.53%	19.57%	10.08%
その他	0.05%	0.11%	0.02%	0.05%	0.03%	0.07%
支出計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
人あたり						
人件費	82	91	0	0	0	80
事務費	1	1	1	0	0	1
委託料	367	390	103	142	149	361
水光熱費	233	136	104	139	9	187
その他事業費	62	91	30	13	38	71
その他	0	1	0	0	0	1
支出計	745	709	238	294	197	700
純経費	572	541	121	94	79	532

(注1)施設名は省略して表示している。

(注2)純経費とは総経費から市に直接納入された利用料等を控除した後の純経費のことである。

## 利用者 1 人あたりの経費の比較

これらの施設は施設自体の維持のために施設の大小にかかわらず一定の経費がかかるものである。

しかし利用者 1 人あたりの経費を比較するとグラウンド中心の施設と体育館、陸上競技場、野球場等有する総合運動場施設とでは 1 人あたりの経費に大きな差がでていることが分かる。

## 経費の特徴

### )委託料について

主な委託料は以下の項目で詳細を示しているがすべての施設で 50%近い構成比となっており合計では 51.58%になっている。

### )総合運動場の水光熱費について

総合運動場の水光熱費は利用者 1 人あたり 233 円となっており他施設の 2 倍近い金額となっている。

### )主管課による管理経費の分析

上記のような特徴を有する運動場の経費であるが一人当たりの管理費等について主管課による検証はおこなわれていない。さらに施設について一応の計画はあるが、数値目標はない。そのため施設の目標、結果についての検証も行っていない。

## 性格の違う施設の一括指定管理について

上記のように比較的簡単な分析によっても、各々の施設の特徴的性格は把握できる。これら性格の異なる施設を「運動場」というカテゴリーだけで一括して同一の指定管理者に管理させることが合理的な選択であるのかについては疑問のあるところである。

各施設の性格に合わせて指定管理、直営等慎重に管理方法を選択すべきである。

## (2) 指定管理者の指名による選定について

### 指名理由について

高知市教育委員会所管スポーツ施設(高知総合運動場他 4 施設)の指定管理者の指定について、教育委員会は、(財)高知市スポーツ振興事業団を指名して高知指定管理者審査委員会の審査に付し、「高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第 4 条に定める基準に基づき、指名どおりの審査結果(H21.2.12)を得ている。

その指名理由は、同事業団設立(H13.3.22)以来の業務実績の評価と行政や競技団体等各種団体との連携・調整に優れ、プロ野球等キャンプ誘致など蓄積されたノウハウと広範な人的ネットワークを持つことから5運動施設を一体的に管理運営する指定管理者として最適である、として指名している。

しかしながら、これらの指名理由は、いずれも従来の公共的団体による管理委託及びその後の指定管理における過去の業務実績の結果であり、これを条件・根拠に単独指名を行うことは、当該事業団以外にこれら運動施設を管理運営した団体等はないことからその業務実績を得ることはできず、またノウハウも蓄積することはできない。このような理由による当該運動施設の指定管理者の単独指名による選定方法は、その他の者を排除し、これへの応募機会を失わせることとなり妥当でない。

#### 指定管理者制度対応方針について

高知市の「指定管理者制度対応方針」では市外郭団体に対する対応を「本市が出資しているいわゆる外郭団体が受託している公の施設の管理運営については、外郭団体が経営改善に向けた抜本的な見直しを進めている場合は、18年4月の指定においては、現在の委託団体を選定できるものとするが、次回の指定においては、公募を原則とする。」としていた。しかし、この方針にもかかわらず運動場の指定管理者の選定に際し依然として公社を指名により選定続けている。

運動場に限らず平成18年4月の指定において外郭団体が指定管理者である施設の次回の指定管理者の選定は公募を原則としているにもかかわらず平成21年度の選定にあたって公募されたのは11施設中3施設にとどまっており、結果から見れば公募が例外であるかの状態となっている。「原則として」という表現で、例外を設けることは規則を柔軟に運用でき、臨機応変な対応が出来るという面がある一方、その運用の仕方によっては規則の存在そのものの意味がなくなってしまうという危険性もある。「原則」を尊重した選定を実現する必要がある。

#### 指定管理者の選定手続きについて

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するためには、民間業者が有するノウハウを広く活用することが有効であるという考え方に基づくものである。したがって、指定管理者の対象を限定することなく、広くから求め、その選定のプロセスや手続の透明性・公正性の確保とその厳格な運用が求められる。

指定管理者の選定について公募型プロポーザル等透明性・公正性のある選定方式を採るなど改善すべきである。

## 再委託の契約内容の検証について

経費の分析でも明らかなように委託料が非常に高い比率を占めている。ヒアリングに際しスポーツ振興課がどの程度委託契約に関与しているかについて確認したところ、スポーツ振興課では再委託の契約のチェックは行っていないとの回答を得た。

以下は1件が500万円以上の再委託の一覧表である。契約方法はほとんど随意契約となっている。丸投げの批判を受けないようにも主管課による一定の検証が求められる。

(単位:円)

	件名	内容	委託先	契約金額	契約方法
総合	陸上競技場施設管理センター業務	陸上競技場の受付・施設等管理	(有)オーエムエス	7,195,860	-2号
	陸上競技場設備機器保守点検業務	設備機器類の保守点検	大成サービス四国支社	36,363,600	-2号
	陸上競技場設備機器運転管理業務	設備機器類の運転管理	大成サービス四国支社	30,653,700	-6号
	総合体育館及び野球場清掃業務	清掃	高知市労働事業協会	11,136,903	-2号
	総合体育館室内プール監視業務他2件	プール監視、運動場整備、緑地清掃	高知県雇用促進事業協会	27,624,969	-2号
東部	屋内競技場プール監視業務	プールの監視	(有)ファイブ・エコ	15,981,000	
	屋内競技場設備機器「運転管理業務」	設備機器類運転管理	(株)ミルックス四国出張所	18,375,000	-6号
	屋内競技場設備機器「保守管理業務」	設備機器類保守管理	(株)ミルックス四国出張所	29,872,500	-6号
	東部総合運動場整備業務	運動場の整備、大会準備等	財高知市環境事業公社	25,274,340	-2号

契約方法 指名競争入札 随意契約(令第167条の2第1項第 号適用)

## 33. 市民図書館 市民図書館情報システムの開発

33	委託業務名	平成21年度 高知市民図書館情報システムの開発に関する業務委託料			
契約期間	平成21年7月1日～平成22年2月15日		契約金額	36,540,000円	
契約方法	随意契約	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	日本電気株式会社 高知支店				
委託先団体区分	(8)営利法人		再委託禁止条項	有	
委託分類	(1) 情報システム関連業務		担当部署	市民図書館	
主な委託業務	平成15年度に導入以後7年が経過する高知市民図書館情報システムの新規開発及び既存システムとの入替を行うもの				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	評価したことはない				
マイナス効果	評価したことはない				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略
備考					



## (1) 委託業務の概要

### 委託事業

更新前のシステムは平成 15 年度に導入したものである。導入時からリース機器を使用していたが、リース期限切れに伴い機器へのサポートが受けられなくなることもあり、平成 22 年 2 月から導入する新システムの新規開発及び導入作業を委託するものである。

### 委託業者選定過程について

委託業者の選定は競争見積りによる随意契約によっている。その選定過程は、まず高知市指名競争入札参加資格登録業者のうち情報処理種目で登録のある業者すべてに事前アンケート調査を行い、高知市民図書館情報システムとして必要な機能確認を含めた条件確認書を提出させ、ヒアリング調査等を実施し本業務の要件を満たす業者 3 者を選定した。

選定した 3 者より、システム開発費に併せて今後 5 年間に発生する機器やソフトウェアの賃貸借やシステムの運用・保守費などシステム維持のための必要経費も含めた額で競争見積りを行い業者選定している。

### 新図書館との関係について

現在高知市と高知県では、昭和 40 年代に建築された高知市民図書館本館と高知県立図書館の老朽化に伴う整備について W・G を立ち上げて検討を開始している。その概要は未だ検討中であるがタイムスケジュールは大まかには平成 25 年度から平成 26 年度に建築し平成 27 年度に開館を予定している。

図書館自体の建築計画はあるが完成まで現行の図書館情報システムを利用し続けることには無理があり、今回の更新により今後最低でも 5 年間に対応しようとするものである。

## (2) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

市民図書館では当該委託業務については「業務完了時に報告書の提出を求め、業務内容の確認を実施した」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしてお

り、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

### (3) 委託業務の効果の評価について

#### 委託の効果の認識について

市民図書館では当該業務委託について、契約等に委託効果測定条項はなく、制度的に効果測定作業はおこなっていない。また、委託の効果については非公式にも評価していない。

#### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

## 34. 河川水路課 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託

34	委託業務名 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日			契約金額	6,775,768円
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	財団法人 四国電気保安協会				
委託先団体区分	(4)その他の公益法人			再委託禁止条項	無
委託分類	(4) 庁舎等の維持・管理業務	担当部署	河川水路課		
主な委託業務	電気事業法第43条第1項に定める高知市(河川水路課)が設置する排水機場(30か所)における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため 法律や制度の制約に対応するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	人件費の削減 専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略
備考	(H21.9.5 契約変更 218,126 円減額)				

## (1) 委託業者の選定方法について

### 随意契約理由について

本件委託契約について河川水路課では以下の理由により(財)四国電気保安協会との間で特命随意契約を締結している。

#### 特命随意契約理由

主任技術者を選任する方法は、人員配置や財政の面で採用していない。

要件を備えた個人に委託する方法は、事故・災害等緊急時に備えての24時間体制の確保や、技術力、責任・賠償能力の確認が難しいなどの問題点が考えられる。として要件を備えた法人に委託することとしているが、(財)四国電気保安協会は現在電気事業法施行規則第52第2項に規定する要件をみたし契約締結を行い、そのうえで中国四国産業保安監督部長の承認をうけている高知県内に事業所を有する唯一の法人であり、組織の体制等も整っており安全・確実と思われる。また、上記業者は営利を目的としない公益法人であり多数口契約及び一括前払い等による割引制度や、電気設備保証保険に加入しているなど、経済的にも有利であると考えられる。

しかし、ヒアリングにより「唯一である」という結論の検証事跡の提示を求めると、対応可能な事業者の把握すらおこなわれておらず、実際には唯一であるかどうかについての調査はおこなわれていなかった。

このことは本件随意契約に限ったことではなく、他の契約においても「唯一である」という表現を使いながらその検証事跡の提示を求めると、実際には検討していないものが大多数あり、個別指摘事項でその都度指摘している。

### 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託に対する契約課の方針

契約課では平成22年1月25日付けで「業務委託等の契約事務について(通知)」を出しており、そのなかで「自家用電気工作物の保守点検については四国電気保安協会との随意契約の必要性を検証し、22年度より試行的に担当課と協議した一部の施設を見積競争とします。」としている。

また、試行にあたっての見積競争時の業者として(財)四国電気保安協会の他法人1社と8個人事業者(四国電気技術者協会高知支部会員名簿)を提示している。

### 競争性の確保について

契約は本来一般競争入札により競争性を確保することが大原則になっている。委託契約の競争性について十分検討し、初めから“この業者ありき”で他社を排除して契約するのではなく、委託契約に必要な条件を十分にクリアする業者がないということを具体的に調査確認等で立証する必要がある。

## (2) 電気工作物の点検結果に対する対応について

自家用電気工作物保安管理業務は、(財)四国電気保安協会と特命随意契約によって、保安管理業務の細目及び基準に基づいて行われている。その点検は、月次点検(毎月1回)と年次点検(毎年1回)とによって行われている。

河川水路課が所管する排水機場 30 か所のうち、北吸江排水機場、本江田川排水機場及び米田排水機場の3か所の排水機場の月次報告書あるいは年次報告書で次のとおり改修・取替等要請事項が挙げられている。

北吸江排水機場	高圧受電設備の過電流保護継電器試験において継電器本体が不良である。遮断器とともに早急に取替が必要である。(H21.12.15年次点検報告)
本江田川排水機場	操作室内のCC 2 コントロールセンター(C03)の直流電源送りのブレーカーが機構不良のために開放できないので改修を勧める。(H21.9.16年次点検報告)
米田排水機場	高圧区分開閉器の機構不良につき取替を推奨する。 (H21.4.6月次点検報告書)

しかしながら、北吸江排水機場の遮断器は、平成18年12月の月次点検で、米田川排水機場の開閉器は、平成20年9月の月次点検で指摘されているが、当年度の年次点検報告において、なお改修・取替勧告が行われているのは適切でない。

自家用電気工作物の安全、適切な維持管理のために委託経費(保守点検)をかけていることから、点検報告結果については適時適切な改修等を行う必要がある。

## (3) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

河川水路課では当該自家用電気工作物保安管理業務については「委託料の一括前払割引活用により、4月に年度の委託料を前払いしているため、支払時には検査ができないことによる」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

### 検収手続きの実際について

実際の業務が行われているかの検査は毎月の報告書をもって代えており支払いにあたっては契約規則第53条3項の規定に準じ請求書に検査済の旨と及びその年月日を記入し、押印して手続きをおこなっている。

## 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。委託料の前払いと当該サービス(電気設備の点検業務)の完了確認による検査調書の作成とは目的・趣旨が異なる。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

### (4) 委託業務の効果の評価について

#### 委託業務の効果の認識について

河川水路課では当該業務委託について、「効果測定手法が不明のため」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では 人件費の削減 専門知識・技術・人材に対する効果的対応といったプラスの効果があったと委託の効果を確認している。(質問票 -5)

#### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

### (5) 再委託禁止条項について

本件契約については委託先の契約書式によっているため契約書上に再委託禁止条項が盛り込まれていない。他の自治体においては、例え(財)四国電気保安協会との契約であっても再委託禁止条項が置かれている場合もある。再委託禁止について必要があると認められる場合は契約書に明記すべきである。

## 35. 技術管理課 高知県新土木積算システムの運用管理業務委託

35-1	委託業務名	高知県新土木積算システムの運用管理業務委託	
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	4,907,532円

契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	(社)高知県建設技術公社				
委託先団体区分	(2)高知市の出資・出捐団体			再委託禁止条項	無
委託分類	(1) 情報システム関連業務	担当部署	技術管理課		
主な委託業務	土木工事の設計積算を行い、予定価格等の算出のため使用する「高知県新土木積算システム」の維持管理ネットワーク機器保守業務				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略
備考					

35-2	委託業務名	高知県下水道積算資材単価調査及び管理委託業務			
契約期間	平成22年2月1日～平成22年3月31日	契約金額	1,097,250円		
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	(社)高知県建設技術公社				
委託先団体区分	(2)高知市の出資・出捐団体			再委託禁止条項	無
委託分類	(1) 情報システム関連業務	担当部署	下水道建設課		
主な委託業務	下水道工事の設計積算にかかる下水道資材単価の調査を行い、現在運用している高知県土木設計積算システムへの登録及び下水道にかかる積算システムの使用許可業務(端末管理)委託				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略
備考					

#### (1) 高知県新土木積算システムの運用委託の概要

高知県新土木積算システムは社団法人高知県建設技術公社が高知県内の各市町村と契約し、ソフトウェア経費及び維持管理業務についてのサービス業務を提供しているものである。

高知市においても、同システムを利用しており技術管理課が契約事務を担当し、以下の各課が委託料を負担している。

また、下水道積算資材単価調査及び管理委託業務は、同システム上にある下水道にかかる積算システムの資材単価のメンテナンス及びシステムの使用許可であり平成22年度からは双方の業務を一括した業務として委託契約している。

なお、高知県新土木積算システムは、高知県内の公共事業の積算業務においては必要不可欠なものであるが、社団法人高知県建設技術公社が独占的に提供している負担金的性格の強い委託料である。

導入課名	台数	維持管理業務		ネットワーク機器保守業務	合計
		維持管理経費	地域IP網接続料		
道路建設課	5	763,560	62,748	20,160	846,468
道路維持課(鏡庁舎)	1	152,712	62,748	10,080	225,540
道路維持課(土佐山庁舎)	1	152,712	62,748	10,080	225,540
道路維持課(春野庁舎)	2	305,424	62,748	20,160	388,332
下水道建設課	8	1,509,564	62,748	20,160	1,592,472
みどり課	1	152,712	62,748	20,160	235,620
弥右衛門都市整備課	1	152,712	62,748	10,080	225,540
潮江西部都市整備課	1	152,712	62,748	20,160	236,620
高知駅周辺都市整備課	1	152,712	62,748	20,160	235,620
河川水路課	1	152,712	62,748	20,160	235,620
下水道保全課	1	152,712	62,748	10,080	225,540
住宅課	1	152,712	62,748	20,160	235,620
合計	24	3,952,956	752,976	201,600	4,907,532

(注)維持管理経費は1台目295,680円/年2~3台目225,162円/年4台目以降152,712円/年、地域IP網接続料5,229円/月であり、1から3台目の委託料は下水道建設課に賦課している。

## (2) 予定価格調書の作成について

### 予定価格調書の作成の省略について

技術管理課では当該業務委託については「積算等により算出できず、契約先は一人に限られ、見積金額がそのまま契約額になっている」として契約規則第30条の3に規定する予定価格調書を作成していない。

### 問題点

契約規則では予定価格調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。契約規則に従って予定価格調書を作成すべきであり、このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

## (3) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

技術管理課では当該委託業務については「業務の完了後、支払書類の検収欄

に検収印を押印している」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

しかし、検査調書の作成が省略できるのは、契約金額が 50 万円を超えない契約で、その場合請求書に押印することとなっているが、当該契約は 50 万円を超えることから適正でない。

#### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### (4) 委託業務の効果の評価について

##### 委託業務の効果の認識について

技術管理課では当該業務委託について、「本業務は土木工事の設計積算を行うためのシステムの維持管理であり、効果を測定するまでもなく、業務の効率化に貢献していると考えるため」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では「正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減」といったプラスの効果があったと委託の効果を認識している。(質問票 -5)

##### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### 36. 下水道建設課 高知市公共下水道事業計画変更認可申請図書作成委託業務

36	委託業務名	高知市公共下水道事業計画変更認可申請図書作成委託業務		
契約期間	平成21年12月18日～平成22年3月15日	契約金額	5,040,000円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	著しく有利な価格で契約できる	
委託契約先	(株)日水コン 高知事務所			
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有	



委託分類	(1) 調査・測量、設計・管理等の工事関連業務	担当部署	下水道建設課
主な委託業務	北江ノ口及び隣接した小高坂排水分区を対象として、より効果的かつ経済的である新たな浸水対策計画を策定し、下水道法第4条に規定する事業計画変更図書を作成する。		
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため		
主な再委託業務	再委託無し		
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施している
効果測定の反映			記載無し
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減 専門化によるサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応		
マイナス効果	マイナスの効果は特になし		
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件
検査調書			作成
備考	高知市土木設計委託業務評定要綱に基づき効果測定を行っている。		

(1) 予定価格調書の綴り方について

委託料質問票の回答では「予定価格調書の作成省略」と記載していたが、予定価格調書は契約課で管理しており別綴じになっていた。

昔は、予定価格調書は非公開であったので、契約課で予定価格調書を一括して管理することとしていた。現状では、別綴じにする理由は乏しいので、契約に関する一連の書類に綴じるよう変更されてはどうか。

37. まちづくり推進課 高知市ふれあいセンター管理運営業務委託料

37	委託業務名	高知市ふれあいセンター管理運営業務委託料(高知市朝倉ふれあいセンター)		
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	2,569,980円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない	
委託契約先	高知市朝倉ふれあいセンター運営委員会			
委託先団体区分	(9)その他任意団体	再委託禁止条項	有	
委託分類	(4) 公の施設の管理運営業務	担当部署	まちづくり推進課	
主な委託業務	朝倉ふれあいセンター施設の貸館事務、同センターの開閉・総合案内・受付・代表電話の対応、その他センターの施設管理業務			
主な委託理由	その他(ふれあいセンターは地域住民の自主的なコミュニティ活動や生涯教育活動の拠点施設であり、住民の意思を反映し、地域に密着した運営が求められるものである。このことから、行政が主体となる形ではなく、地域団体等が主体となって運営を行う方が施設の設置目的を達成できると考えられるため)			
主な再委託業務	再委託無し			
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	
効果測定の反映			記載無し	
プラス効果	意識的に評価したことはない			
マイナス効果	意識的に評価したことはない			
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書
備考			省略	

## (1) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

まちづくり推進課では当該委託業務については「事業報告書による確認で足る」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

### 検査職員について

契約規則は第 50 条で監督職員と検査職員の兼職禁止について「法第 234 条の 2 第 1 項の規定により監督を行う職員(以下「監督職員」という。)又は検査を行う職員(以下「検査職員」という。)は、監督の職務及び検査の職務を兼ねることができない」と規定している。しかしふれあいセンターでは高知市職員は非常勤特別職 1 名(=センター長)であり、事実上双方の業務を兼務せざるを得ない状態になっている。

検査方法について改善する必要がある。

### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

## (2) 委託業務の効果の評価について

### 委託の効果の認識について

まちづくり推進課では当該業務委託について、契約等に委託効果測定条項はなく、「仕様書等の内容を確実に履行していることが報告書等により確認できるため」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。また、委託の効果については非公式にも評価していない。

### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由(目的)があり、その目的が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。業務委託は物品等の購入に比較し多くの部分で仕様発注的発想から性能発注的発想に転換する必要がある。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

38. まちづくり推進課 朝倉ふれあいセンター他 8 施設機械警備ほか委託料

38	委託業務名	朝倉ふれあいセンター他 8 施設機械警備ほか委託料				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	3,969,000円			
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	競争入札が不利			
委託契約先	総合警備保障㈱高知支社					
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有			
委託分類	(4) 警備、清掃等業務	担当部署	まちづくり推進課			
主な委託業務	朝倉・高須・長浜・秦・一宮・介良・初月・浦戸・五台山の 9 ふれあいセンターについて警報装置を設置して行なう機械警備業務。その他業務として覚書によって各センターの消防設備保守点検業務も行っている。					
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	意識的に評価したことはない					
マイナス効果	意識的に評価したことはない					
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考						

(1) 特命随意契約による契約方式について

当該警備業務委託契約は、朝倉ふれあいセンター他 8 ふれあいセンターに警報装置を設置して、火災・盗難及び不良行為の拡大防止等業務を行うもので、いわゆる「機械警備」と云われる警備委託である。

委託契約に当っては、「この装置は、業者間での互換性がないことから、業務者を変更すると機械の取替え工事をしなければならず、この間機械警備ができず、また工事経費についても高知市が負担しなければならないことから、結果的に本市にとって不利になる。」として特命随意契約を行っている。しかし、機械の設置費用をどの程度要し、当該施設が警備機械導入後何年経過しているかの記載もなく、ヒアリングにおいて資料の提示もなかった。

しかしながら、この特命随意契約理由をみると、今後ともこの警備会社と機械警備を委託することが必然であり、この警備会社が存続する限り未来永劫に委託契約を約束していることを意味している。これは、正当な競争性を阻害することとなり、適正でない。

機械警備中心の警備会社が少ないなど制約はあるが、自動警報装置等機械設備には償却年限(耐用年数)があることから、償却年限等を一定期間(5年～7年)で区切り、一定期間が経過するごとに競争入札を行い、また、長期継続契約を適用して複数年(5年～7年)の契約とすべきである。

## (2) 警備業務委託契約に付随する覚書について

当該警備委託契約書に付随して、別途、各ふれあいセンターの消防用設備等の定期点検について覚書を作成している。即ち、消防設備等の機能保全のため点検業務を行うとして、技術員を派遣し消防設備等の機器点検と総合点検を各1回行うものとし、その点検月は9月、3月に行うものとしている。また、点検料金は、警備委託料に含むものとしている。

各ふれあいセンターは、地域住民が集まる公共の場所であるため、常時、消防設備等が機能するよう点検整備することは重要なことである。このような重要な業務を契約書に付随する「覚書」で行っているのは、業務内容が曖昧になることから適切でない。消防設備等についても契約書本文あるいは別契約をもって、消防署への報告義務等業務内容を明確にして行う必要がある。

なお、平成22年度においては消防用設備等の定期点検について別途契約しているが、契約締結(H22.11.1:契約額109,200円)が遅れ、2回の点検が近接している。

## (3) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

まちづくり推進課では当該委託業務については「警備状況報告書による内容確認で足る」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

## (4) 委託業務の効果の評価について

### 委託の効果の認識について

まちづくり推進課では当該業務委託について、契約等に委託効果測定条項はなく、「仕様書等の内容を確実に履行していることが報告書等により確認できるため」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。また、委託の効果については非公式にも評価していない。

### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由(目的)があり、その目的が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。業務委託は物品等の購入に比較し多くの部分で仕様発注的発想から性能発注的発想に転換する必要がある。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

### 39. まちづくり推進課 平成 21 年度朝倉ふれあいセンター清掃業務委託

39	委託業務名	平成21年度朝倉ふれあいセンター清掃業務委託				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日			契約金額	969,000円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	(社)高知市労働事業協会					
委託先団体区分	(4)その他の公益法人			再委託禁止条項	有	
委託分類	(4)警備、清掃等業務		担当部署	まちづくり推進課		
主な委託業務	朝倉ふれあいセンターの床・階段・廊下・便所等の日常清掃、ガラス洗いやガラスふき等ガラス清掃及び床・階段のワックス清掃業務					
主な委託理由	業務の効率化を図るため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない		効果測定の反映	記載無し
プラス効果	意識的に評価したことはない					
マイナス効果	意識的に評価したことはない					
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考						

#### (1) 特命随意契約の早期解消について

当該契約は特命随意契約で行っており、随意契約理由は、令第167条の2第1項第2号を適用している。

当該特命随意契約における随意契約理由書によると、概略、次のとおりである。

高知市が就労対策を目的として締結している特命随意契約(令第167条の2第1項第2号)について、高知地方裁判所から「法令の解釈上、疑義がある。」と指摘され、この指摘を踏まえ、該当する特命随意契約について可及的速やかに廃止することで、平成20年7月和解に至っている(H19.4 提訴:就労対策を目的とした政策的随意契約に関する訴訟)。当該清掃委託契約は、政策的随意契約に該当し、可及的速やかに廃止の対象となるものである。

ところで、市は、業務に従事する住民の多くが差別や偏見による地域で生活してきたことから、今なお脆弱な経済的基盤しかもちえていない状況にあり、直ちに随意契約を撤廃した場合は生活に困窮することは明白であるとして経過措置をとっており、遅くとも平成 23 年度末までに段階的に解消するものとしている。

しかし、可及的速やかに廃止と和解しながら、一定の期間とはいえ、政策的随意契約として経過措置を設け、契約を続けることは、信義に反し、公平性ととも競争性も損なわれることから妥当でない。速やかな廃止につとめるべきである。

## (2) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

まちづくり推進課では当該委託業務については「清掃業務報告書による内容確認で足る」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

## (3) 委託業務の効果の評価について

### 委託の効果の認識について

まちづくり推進課では当該業務委託について、契約等に委託効果測定条項はなく、「仕様書等の内容を確実に履行していることが報告書等により確認できるため」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。また、委託の効果については非公式にも評価していない。

### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由(目的)があり、その目的が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。業務委託は物品等の購入に比較し多くの部分で仕様発注的発想から性能発注的発想に転換する必要がある。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

40. まちづくり推進課 高知市朝倉他6ふれあいセンターにおける浄化槽設備維持管理業務

40	委託業務名	高知市朝倉他6ふれあいセンターにおける浄化槽設備維持管理業務				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	889,630円			
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	(財)高知市環境事業公社					
委託先団体区分	(1)高知市の外郭団体	再委託禁止条項	有			
委託分類	(4) 庁舎等の維持・管理業務	担当部署	まちづくり推進課			
主な委託業務	朝倉・鴨田・布師田・三里・浦戸・五台山・御豊瀬の7ふれあいセンター設置の浄化槽について定期点検、清掃、水質検査を行う維持管理業務					
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	意識的に評価したことはない					
マイナス効果	意識的に評価したことはない					
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考						

(1) 特命随意契約について改善すべきもの

朝倉ふれあいセンター他6ふれあいセンターにおける浄化槽維持業務委託契約を特命によって(財)高知市環境事業公社に委託している。

(財)高知市環境事業公社に対する随意契約理由の概要は以下のとおりである。

現在の同公社の運営は、高知市及び高知市議会に認知された再建計画及び経営方針に基づき判断された当該委託事業を受託し、経営の再建を図っているものである。また、当該委託事業が受託できない場合、同公社の運営に直接的な影響を与えることになり、最終的には出資者である市の財政負担につながることになる。従って、令第167条の2第1項第2号を適用するとしている。

当該随意契約の理由の妥当性については個別的指摘事項の「20.東部環境センター 高知市菖蒲谷プラスチック減容工場運転管理業務委託」で、詳細に検証したところである。

さらに教育委員会においては別項指摘のとおり、小学校等35施設の浄化槽維持業務委託契約について指名競争入札を行っており、浄化槽維持業務委託契約について令第167条の2第1項第2号を適用する余地はないと認められる。

なお、この指摘は当該業務を特命随意契約で委託することの可能性まで否定するものではない。繰り返しになるが、特命随意契約部局審査調書に記載された理由にまったく合理性が認められない旨指摘しているのである。

(2) 検査調書の作成について

検査調書の作成の省略について

まちづくり推進課では当該委託業務については「点検報告書による内容確認で  
足る」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしてお  
り、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略すること  
ができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

(3) 委託業務の効果の評価について

委託の効果の認識について

まちづくり推進課では当該業務委託について、契約等に委託効果測定条項はなく、  
「仕様書等の内容を確実に履行していることが報告書等により確認できるため」として  
制度的に効果測定作業はおこなっていない。また、委託の効果については非公式にも  
評価していない。

委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由(目的)があり、その目的が実現できたか評価すること  
は業務執行上当然のことである。業務委託は物品等の購入に比較し多くの部分で  
仕様発注的発想から性能発注的発想に転換する必要がある。委託業務の効果の  
評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度として  
の評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触  
れている。

41. 秘書広報課 広報紙配布業務委託

41	委託業務名	広報紙配布業務委託		
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	43,231,624円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない	
委託契約先	旭地区社会福祉協議会他20団体及び北小津町内会他7団体(ただし、契約は団体ごとに締結する。)			
委託先団体区分	(3)高知市の財政支援団体	再委託禁止条項	無	



委託分類	(2) 郵便物等の受付、発送、広報誌等の配布	担当部署	秘書広報課		
主な委託業務	高知市広報紙「あかるいまち」(広報すいどう、市議会だよりを含む。)及び県政だより「さんSUN高知」(以下「広報紙」という。)を各戸にそれぞれ配布をする業務				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため コスト削減効果を活用するため 一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため				
主な再委託業務	地域で活動する公共的団体が、地域の実情に詳しい配布人に配布手数料を支払い配布している。				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	業務量の変動に対する弾力的対応 正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	省略	検査調書	省略
備考	単価:配布1戸当り22円1銭				

### (1) 業務の概要

本件委託業務は、高知市広報紙「あかるいまち」(広報すいどう、市議会だよりを含む。)及び県政だより「さんSUN高知」(以下「広報紙」という。)を市内全域の各戸に7日間を目処に配布する業務であり、旭地区社会福祉協議会他 28 団体と各々特命随意契約により委託契約を締結している。

なお、随意契約理由は以下のとおりである。

業務の委託にあたっては、配布先住所リストによることなく期間内に全戸にもれなく配布することが必要で、そのためには、配布区域内の個人住宅、集合住宅、店舗兼住宅等の移動状況など、地域の状況に通じていることが必要である。委託団体は、社会福祉等の活動を通じて日頃から地域に密着した活動をおこなっており、確実な全戸配布に対応することができる。

### (2) 単価契約の単価の算定根拠について

高知市は、配布単価の決定方法等について質問票の回答で「配布単価は、毎年、年間の配布枚数の変動等を考慮して決定している。配布単価統一のために市側から金額を提示しているため、見積書は徴収していない。」としている。またヒアリングに際し、以下の単価についての資料を提示された。

「広報紙配布委託料単価の変遷」

年度	単 価	変更理由
5	12.36 円	配布期限を 10 日から 7 日に変更
7	18.54 円	さんSUN高知の配布開始(+ 6.18 円)
8	21.49 円	さんSUN高知紙質改良により単価増(+ 2.50 円)

		消防あんしん配布開始(+0.45円)
9	21.90円	消費税5%改正によりあかるいまち単価増(+0.24円) 消費税5%改正によりさんSUN高知単価増(+0.17円)
12	22.40円	防災マップ、テレホンガイド分増(+0.50円)
15	25.40円	あかるいまち16ページ 20ページ(+3.0円)
17	19.10円	あかるいまち20ページ 16ページ さんSUN高知隔月発行のため年間104ページ 48ページ(-6.3円)
18	22.28円	さんSUN高知毎月発行のため年間48ページ 96ページ(+3.18円)
21	22.01円	防災あんしん配布廃止のため(-0.27円)

上記「広報紙配布委託料単価の変遷」をみると、肝心の平成4年以前の単価の積算根拠はまったく明らかにされていないまま、平成5年度の単価に単にページ数、広報紙の一部廃止あるいは消費税等の増減による単価改定を行うなど過去の踏襲単価に加除訂正を行っているのみである。

ヒアリングの過程においても平成4年以前の単価がどのような根拠に基づいて積算されたか示されなかった。社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会等に対し高知市の側から単価を提示し、特命による随意契約を締結している現状を考慮するとき、配布能力・配布経費等について民間業者等と比較検討を行うとともに配布単価の積算根拠を明確にすべきである。

### (3) 予定価格調書の作成について

#### 予定価格調書の作成の省略について

秘書広報課では当該広報紙配布業務委託については「起案紙に各団体毎の執行予定額を明記している。」として契約規則第30条の3に規定する予定価格調書を作成していない。

#### 予定価格調書の意味について

予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものである。契約の前提となる予定価格を決定しその調書を作成すること、契約締結のための起案書に執行予定額を記載しその決裁をすることはまったく性格の異なる手続きである。

#### 問題点

契約規則では予定価格調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略するこ

とができるものではない。契約規則に従って予定価格調書を作成すべきであり、このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### (4) 検査調書の作成について

##### 検査調書の作成の省略について

秘書広報課では当該広報紙配布業務委託については「地域の実情に詳しい委託団体でも住民の移動状況を完全に把握することは難しく、配布漏れがあるかどうか検査することが困難な状況にある」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

##### 検収手続きの実際について

実際の検収は、各委託先から提出される「広報紙配布実績報告書」によりおこなっている。現実的にすべての世帯にもれなく広報紙が配布されたかを確認することは不可能に近いことでありそのような作業は必要ないとするが、不配達の苦情等についてはこれをとりまとめして一定のデータ化しておくことは必要である。秘書広報課では「あかるいまち配布に関する意見等処理簿」により苦情等を取りまとめている。

##### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、配布状況の検査が困難である場合には検査調書の作成は省略できるとは規定されていない。規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### 42. 選挙管理委員会 選挙公報等配布業務

42	委託業務名	選挙公報等配布業務		
契約期間	平成21年4月20日～平成22年3月31日	契約金額	7,246,943円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない	
委託契約先	旭地区社会福祉協議会他12団体、朝倉地区民生児童委員協議会他9団体、鏡地区・土佐山地区区長会・春野地区町内会連合会及びその他町内会等3団体(ただし、契約は団体ごとに締結する。)			
委託先団体区分	(5)社会福祉法人	再委託禁止条項	有	
委託分類	(2)郵便物等の受付、発送、広報誌等の配布	担当部署	選挙管理委員会	
主な委託業務	衆議院議員総選挙の選挙公報等一式(小選挙区選挙と比例代表選挙の各選挙公報及び最高裁判所裁判官国民審査の審査公報)を全戸にもれなく配布する業務			
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため			

	一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 人件費以外の業務処理コストの削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
マイナス効果	経費の節減が進まない				
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	省略	検査調書	省略
備考	選挙公報一式配布につき44円10銭				

### (1) 業務の概要

本件委託業務は、公職選挙法の規定により衆議院総選挙の選挙公報等一式を市内全域の各戸に公示又は告示日以降の日から選挙期日の2日前までに確実に配布をすることを要する業務であり、旭地区社会福祉協議会他28団体と各々特命随意契約により委託契約を締結している。

なお、随意契約理由は広報誌の配布業務と同一であり記載を省略する。

### (2) 単価契約の単価の算定根拠について

本件委託契約についてヒアリングの対象とした理由は広報誌の配布単価が22.01円/部であるのに対し選挙公報の配布単価が44.1円/部と、同様の業務内容に見えるにもかかわらず単価が著しく異なっていたことによる。選挙管理委員会にヒアリングした結果、その単価については高知市の広報紙配布に関する単価を参考に配布枚数を考慮して決定しているとの説明であり過去の選挙公報の配布単価は示されたが、肝心の当該単価の積算根拠について説明及び関係書類の提出はなかった。

「選挙公報配布単価」

選挙	配布単価	選挙	配布単価	選挙	配布単価
衆議院	44.1円	参議院	31.5円	県議	18.9円
市議	23.1円	知事	16.8円	市長	16.8円

秘書広報課と同様、社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会等に対し高知市の側から単価を提示し、特命による随意契約を締結している現状を考慮するとき、配布能力・配布経費等について民間業者等と比較検討を行うとともに配布単価の積算根拠を明確にすべきである。

### (3) 予定価格調書の作成について

#### 予定価格調書の作成の省略について

選挙管理委員会は当該選挙公報配布業務委託については「各団体への送致数の予定と単価をもとに選挙公報委託金額(予定)を作成したため」として契約規則第30条の3に規定する予定価格調書を作成していない。

#### 予定価格調書の意味について

予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものである。選挙公報委託金(予定)総額を示すことと予定価格調書を作成することとはその性格・趣旨が異なる手続きである。

#### 問題点

契約規則では予定価格調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。契約規則に従って予定価格調書を作成すべきであり、このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

### (4) 検査調書の作成について

#### 検査調書の作成の省略について

選挙管理委員会では当該委託業務については「配布実数報告書の提出により検査しているため」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

#### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

### (5) 配布実績の報告について

選挙公報等配布業務委託契約は、仕様書等詳細な指示はなく、注意事項を除き配布等に関する事項等全て本文において約定されている。当該契約は単価(44円10銭)による契約であり、予定数量はあくまで推定であって契約金額の総額は未確定のものである。したがって、その契約の実際の契約総額を確定するうえで選挙公報等の配

布実績の報告は必須の書類である。

しかしながら、当該契約書をみると、(調査等)第8条「...、若しくは必要な報告を求め、...ができるものとする。」の規定しかなく、単価契約の性格からみて不十分であり、適切でない。

検査調書の作成省略の項でみるとおり、実際には、配布実績報告書は提出されてはいるが、単価契約には必須の書類であることから配布実績報告の提出時期等を含めて具体的に報告義務を本文中に規定すべきである。

#### 43. 選挙管理委員会 投票人名簿システム構築業務

43	委託業務名	投票人名簿システム構築業務				
契約期間	平成21年10月13日～平成22年3月31日			契約金額	9,712,500円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	富士通㈱高知支店					
委託先団体区分	(8)営利法人			再委託禁止条項	有	
委託分類	(1) 情報システム関連業務		担当部署	選挙管理委員会		
主な委託業務	平成22年5月施行の「憲法改正に係る国民投票」に使用する投票人名簿の調製に係るシステムの構築					
主な委託理由	業務の効率化を図るため 一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため 法律や制度の制約に対応するため					
主な再委託業務	プロジェクト管理支援及び投票人名簿システム構築業務の各作業					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない		効果測定の反映	記載無し
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減					
マイナス効果	マイナスの効果は特になし					
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考	随意契約理由 ホストコンピュータ上で作動する上記業務システムの開発業者であり、業務システムの運用支援についても委託していることから、ハード面及びソフト面の一体的な管理が可能であるため、本件契約先が委託可能な唯一の業者である					

##### (1) 検査調書の作成について

###### 検査調書の作成の省略について

選挙管理委員会では当該投票人名簿システム構築業務については「パソコンの動作テストにより確認できるため」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

###### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することがで

きるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### 44. 男女共同参画課 平成 21 年度こうち男女共同参画センター推進事業委託

44	委託業務名	平成21年度こうち男女共同参画センター推進事業委託料				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日			契約金額	5,893,000円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	(財)こうち男女共同参画社会づくり財団					
委託先団体区分	(1)高知市の外郭団体			再委託禁止条項	有	
委託分類	(1) その他の専門的業務		担当部署	男女共同参画課		
主な委託業務	男女共同参画や女性問題に関する情報及び資料の収集・提供、調査研究、広報・啓発、各種講演会・研修会の開催、人材の育成・発掘、総合相談、男女共同参画を推進する団体相互の交流促進及び活動支援を行う業務。					
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため					
主な再委託業務	情報システム保守管理、データ入力、専門相談業務					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	意識的に評価したことはない					
マイナス効果	意識的に評価したことはない					
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考						

##### (1) こうち男女共同参画センターの概要

###### こうち男女共同参画センターの概要

こうち男女共同参画センター(以下「センター」という。)は、多くの女性たちの熱心な活動のもとに高知県の所有する土地の上に高知県と高知市が共同で設置した施設である。「高知県男女共同参画社会づくり条例」及び「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」に基づき、女性と男性が互いにその人権を尊重し、ともに支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会を実現するため、活動の拠点(核)施設として位置づけられている。

このセンターは、高知県と高知市とが共同で設置した施設であるが、県は、県の「公の施設」として平成 18 年度からセンターに指定管理者制度を導入し、財団を指定管理者とし、現在、引続き 2 期目(H21.4.1～H24.3.31)も指定管理者となっている。

###### こうち男女共同参画センターに関する協定の概要

こうち男女共同参画センターに関する協定書から一部を抜粋したものは以下のと

おりである。

(センターの性格)

第1条 センターは、甲及び乙が共同で設置した施設とする。ただし、甲が整備主体として整備したことに伴い、甲の設置にかかる公の施設(法第244条第1項の公の施設をいう。)とする。

(業務内容)

第3条 センターの業務は、こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成10年高知県条例第44号。以下「条例」という。)に規定する業務とする。

(管理運営経費の負担)

第5条 甲及び乙は、代行業務実施の対価として財団に支払われる管理代行料から次の経費を除いた額の2分の1を、それぞれが負担するものとする。

(1)甲又は乙が単独事業として実施するもの

(2)甲が代行させる男女共同参画推進事業として実施するもの

(3)財団に派遣した職員(以下「派遣職員」という。)に係る人件費(それに伴う消費税及び地方消費税の負担額を含む。)

2 甲又は乙は、前項第1号に定める単独事業を実施する場合は、その経費を負担するものとする。

3 甲及び乙は、それぞれの派遣した職員に係る前項第3号に定める人件費を負担するものとする。

4 乙は、甲が代行させる男女共同参画推進事業として実施する額と同額を、別途財団に委託料として支払うものとする。

「こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例」

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供

(2) 男女共同参画の推進に関する調査研究

(3) 男女共同参画の推進に対する県民の理解を深めるための広報及び啓発

(4) 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催

(5) 男女共同参画を推進する人材の育成

(6) 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談

(7) 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進及び自主的活動への支援

(8) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務

## (2) こうち男女共同参画センターに関する契約関係の概要

### 管理運営経費(負担金)について

センターの管理運営に関する県と市との「こうち男女共同参画センターに関する協定書」(H18.4.1)によれば、県と市は、代行業務実施の対価として支払われる管理代行料から、それぞれの単独事業、それぞれの派遣職員に係る人件費及び県が代行させる男女共同参画推進事業として実施するものの経費を除いた額の2分の1を



それぞれ負担するものとする(第5条第1項)としている。市は、平成21年度センターの管理運営費として30,675千円(派遣職員人件費を含む。)を県へ負担金として支出している。

#### 男女共同参画推進事業(委託料)について

高知市は、こうち男女共同参画推進センター(以下「センター」という。)における推進事業について(財)こうち男女共同参画社会づくり財団(以下「財団」という。)と委託契約を締結している。

一方、当該委託契約は、「市は、県が代行させる男女共同参画推進事業として実施する額と同額を、別途財団に委託料として支払うものとする。」(第5条第4項)に基づき締結しているものである。この契約により、市は、財団へ5,893千円を委託料として支払っている。

### (3) 男女共同参画センター推進事業の委託について

#### 委託業務の内容

委託の内容は委託契約書によれば「男女共同参画や女性問題に関する情報及び資料の収集・提供、調査研究、広報・啓発、各種講演会・研修会の開催、人材の育成・発掘、総合相談、男女共同参画を推進する団体相互の交流促進及び活動支援を行う業務。」となっている。

#### センターの業務内容

一方、センターの業務は県のセンター設置・管理条例第2条によれば「男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供、調査研究、県民の理解を深めるための広報及び啓発、講演会、講習会、研修会等の開催、人材の育成、女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談、男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進及び自主的活動への支援(以上監査人による要約)」となっている。

#### 推進事業の県と市の取り扱い

この男女共同参画センター推進事業については、県は指定管理者の代行業務とし、市は別途委託契約することとしている。しかし、同一の事業について一方は指定管理とし他方は委託契約とすることは、指定管理と委託契約は法的性格を異にすることから妥当な取扱とは認めがたい。

この男女共同参画センター推進事業を県と市とが別々な支出方法によって実施す

ることについては、ある程度センターの設立の経緯等にあると推測されるが、高知市があえて指定管理者の代行業務から分割し、法的性格の異なる業務委託契約で、直接、財団に支払う理由は全くない。「こうち男女共同参画センターに関する協定書」について、県と市とで見直しを行い、この男女共同参画推進事業についてもその他の運営管理費と同様負担金で支出するよう改善検討すべきである。

なお、平成 21 年度事業実施報告書が検査調書の添付資料として提出されているが、業務内容が分割できないことから指定管理者の平成 21 年度事業報告書と同じで委託契約の報告書とはなっていない点も合わせて指摘しておく。

#### (4) 予定価格調書、検査調書の保管場所について

男女共同参画課では質問票に予定価格調書、検査調書ともに作成していないとして解答しており、それを以てヒアリングの対象としたのであるが監査の途中で両者とも提示された。理由は組織変更に伴う課の合併等により書類の保管場所が異動し発見できなかったためであるが書類の保管場所等については十分に把握しておくべきである。

### 45. 同和人権啓発課 人権週間事業 講演会講師招聘業務委託

45	委託業務名	人権週間事業(県民文化ホールグリーンホール)12/8 講演会講師招聘業務委託				
契約期間	平成21年9月28日～平成21年12月8日	契約金額	574,100円			
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	(株)メディア21					
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有			
委託分類	(3) イベント、シンポジウム関連業務	担当部署	同和人権啓発課			
主な委託業務	平成21年度人権週間事業の講師招聘に係る全ての業務					
主な委託理由	業務の効率化を図るため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	講演来場者にアンケート調査実施	効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	意識的に評価したことはない					
マイナス効果	意識的に評価したことはない					
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考						

#### (1) 検査調書の作成について

##### 検査調書の作成の省略について

同和人権啓発課では「当該人権週間事業 講演会講師招聘業務委託について

は契約において報告を求めている」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

#### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### (2) 委託業務の効果の評価について

##### 委託の効果の認識について

同和人権啓発課では当該業務委託について、制度的に効果測定作業はおこなっていない。また、委託の効果については非公式にも評価していない。

##### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### 46. 潮江西部都市整備課 潮江西部土地地区画整理事業清算金台帳作成委託業務

46	委託業務名	潮江西部土地地区画整理事業清算金台帳作成委託業務		
契約期間	平成 22 年 1 月 20 日～平成 22 年 3 月 31 日		契約金額	2,205,000 円
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	競争入札が不利	
委託契約先	昭和(株) 高知営業所			
委託先団体区分	(8)営利法人		再委託禁止条項	有
委託分類	(1) その他の専門的業務		担当部署	潮江西部都市整備課
主な委託業務	潮江西部土地地区画整理事業の清算金台帳の作成業務			
主な委託理由	高度な専門的な知識 技能、設備等を活用するため 一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため			
主な再委託業務	再委託無し			
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映 記載無し
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上			
マイナス効果	マイナスの効果は特にない			

予定価格調書	省略	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成
備考					

#### (1) 予定価格調書の作成について

##### 予定価格調書の作成の省略について

潮江西部都市整備課では当該潮江西部土地区画整理事業清算金台帳作成委託については「見積金額と契約額と同じ」として契約規則第30条の3に規定する予定価格調書を作成していない。

##### 予定価格調書の意味について

予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものである。契約の前提となる予定価格を決定しその調書を作成すること、契約締結のための見積書の徴収とはまったく性格の異なる手続きである。

##### 問題点

契約規則では予定価格調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。契約規則に従って予定価格調書を作成すべきであり、このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### 47. 高知駅周辺都市整備課 土地区画整理法第95条第6項の分筆委託業務

47	委託業務名	土地区画整理法第95条第6項の分筆委託業務				
契約期間	平成20年7月1日～平成21年6月30日		契約金額	1,366,410円		
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	(社)高知県公共嘱託登記士地家屋調査士協会					
委託先団体区分	(4)その他の公益法人		再委託禁止条項	有		
委託分類	(1) 用地買収・登記関連業務		担当部署	高知駅周辺都市整備課		
主な委託業務	高知駅周辺土地区画整理事業の施行に伴って、従前の宅地に存する公共施設に代わる新たな公共施設が設置されるにあたり、従前地の宅地部分と公共施設部分の分筆その他嘱託登記に関する一切の業務					
主な委託理由	業務の効率化を図るため 法律や制度の制約に対応するため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない		効果測定の反映	記載無し
プラス効果	意識的に評価したことはない					
マイナス効果	意識的に評価したことはない					
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成	
備考	・H20.12.31 契約変更(期間延長):H21.3.31・H21.3.31 契約変更(期間延長):H21.6.30					

(1) 予定価格調書の作成について

予定価格調書の作成の省略について

高知駅周辺都市整備課では当該土地区画整理法第95条第6項の分筆委託業務委託については「見積金額と契約額と同じ」として契約規則第30条の3に規定する予定価格調書を作成していない。

予定価格調書の意味について

予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものである。契約の前提となる予定価格を決定しその調書を作成することと、契約締結のための見積書の徴収とはまったく性格の異なる手続きである。

問題点

契約規則では予定価格調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。契約規則に従って予定価格調書を作成すべきであり、このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

(2) 契約の競争性確保について

高知市は、土地区画整理法第95条6項の分筆業務委託について(社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と特命による随意契約を締結している。

その特命理由として「業務の特殊性から、相当な技術や専門性を持ち合わせ、かつ公平・公正な業務遂行ができる業者」とし、「同調査士協会は、…公益法人である。また、同調査士協会は、平成6年から、区画整理境界確定測量及び一部地権者の土地の測量等に携わっており、今回委託する地区内の土地の状況にも精通している」ことを挙げている。

しかしながら、これは、法人である(社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会のみが有するものではなく、個々の土地家屋調査士も有しなければならない業務遂行能力である。すなわち、土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行わなければならない(土地家屋調査士法第2条)、とされている。

また、業務経験、地区内の土地の状況に精通していることは、契約の時点で、必ずしも必要なものではなく、自ずと備わるものである。

同調査士協会と特命随意契約できる場合は、業務量が大量である場合、緊急性又

は特殊事情等により専門的な能力を結合して適正かつ迅速に行う組織力が必要な場合のみに限定すべきであって、当該契約の場合は、業務量的にも緊急性においても組織力が必要とは認められない。

当該委託業務契約は、金額的にみて業務量的には多くないことから、特命随意契約等によることなく個々の土地家屋調査士あるいは複数の土地家屋調査士(グループ)等による競争入札によって行うべきである。

#### 48. 高知駅周辺都市整備課 高知駅周辺土地区画整理事業記録撮影編集委託業務

48	委託業務名	高知駅周辺土地区画整理事業記録撮影編集委託業務				
契約期間	平成21年5月11日～平成22年3月25日			契約金額	1,793,085円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	競争入札が不利			
委託契約先	(株)テレビ高知映像					
委託先団体区分	(8)営利法人			再委託禁止条項	有	
委託分類	(1) その他の専門的業務		担当部署	高知駅周辺都市整備課		
主な委託業務	今後の事業進捗に伴って移り行く「まちの情景」を撮影し、市民への説明資料として活用し、事業の円滑な推進を図るための記録ビデオ作成及び編集業務					
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない		効果測定の反映	記載無し
プラス効果	意識的に評価したことはない					
マイナス効果	意識的に評価したことはない					
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成	
備考						

#### (1) 事業自体の必要性について

##### 事業の概要

本件委託業務は高知駅周辺土地区画整理事業の記録ビデオの撮影編集業務の委託である。土地区画整理事業が始まった平成8年度から今後の事業進捗に伴って移り行く「まちの情景」を撮影し、市民への説明資料として活用し、事業の円滑な推進を図るための記録ビデオを作成したものである。業務自体平成8年度から開始し撮影業務は平成21年度まで継続して発注されている。平成22年度に総編集業務を委託し最終的には32分43秒のDVDが納品されている。

なお、ほぼ同時に進行していた弥右衛門地区及び潮江西部の土地区画整理事業については同様の記録ビデオは作成されていない。

## 平成 21 年度の委託業務内容について

平成 21 年度の当該委託業務は仕様書によれば(1)企画構成、(2)演出撮影、(3)撮影記録の編集、(4)記録ビデオ作成、(5)平成 19 年度から平成 21 年度までに委託した高知駅周辺土地区画整理事業の記録ビデオの編集業務となっている。なお、仕様書によれば撮影回数は 8 回、その内容は以下のとおりである。また、撮影構成にあたり、高知県の発注している高知駅周辺連続立体交差事業記録撮影委託業務との整合性を図り行うこと。との記載がある。

(1)21 年度工事箇所の状況	施工状況 3 回
(2)記念式典	JR 高知駅南口広場の完成に伴う記念式典状況 1 回
(3)供用開始状況	高架側道 1・2 号線供用開始状況 1 回
(4)区画整理審議会	審議会状況 1 回
(5)区画整理評価委員会	委員会状況 1 回
(6)換地処分縦覧	換地処分に向けた縦覧状況 1 回
以上撮影回数 8 回(8 日間)	

## 委託料の総額

本件業務委託の平成 8 年度の撮影開始から平成 22 年度の総編集完了までの費用は以下のとおりである。

(単位:円)

年度	金額	年度	金額	年度	金額	年度	金額
H8	2,084,720	H13	1,425,900	H18	1,425,900	H21	1,276,800
H9	995,400	H14	1,425,900		516,285		516,285
H10	832,125	H15	1,425,900	H19	1,575,000	H22	1,126,650
H11	1,559,775	H16	1,425,900		516,285	-	-
H12	1,276,800	H17	1,425,900	H20	1,575,000	合計	22,406,525

## 事業自体の必要性について

この記録に要した費用は総額で 22,406,525 円になっている。この業務に要した費用が高いのか安いのかについては個人的感覚の問題もあり評価は難しいところである。しかし、この費用は少なくとも土地区画整理事業に必要な不可欠のものとは認められない。

そのような作業にこのような金額をつぎ込むことは業務に直接かかわらなかった者にとってなかなか理解できるものではない。

確たる利用目的のないビデオ撮影はまさに税金の無駄使いである。必要ならば職員が撮影し最後の編集作業を委託してもことは足りる。

事業の必要性を十分に吟味し無駄な支出は極力避けるように努める必要がある。

(2) 随意契約理由の合理性について

本件業務委託は特命随意契約によっているのであるがその理由は特命随意契約部局審査会調書の記載によれば以下のとおりである。

上記業者は鉄道高架事業を施行している高知県と平成 7 年度から継続して委託業務の契約を結んでおり、業者を選定するにあたっては、当該区画整理事業と連動して取り組んでいる鉄道高架事業と一体的に撮影し、また撮影が継続して出来る業者でなければならぬため、上記業者を契約の相手方とするものである。

さらに、編集作業にあたり上記の株式会社テレビ高知映像は、撮影内容及び事業の経過も十分に熟知しているものです。

として令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号(競争入札に伏すことが不利と認められるとき)にもとづき特命随意契約により契約している。

随契ガイドラインによれば令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号によることができる場合の基準として以下の項目を掲げている。

- (1)現に履行中の契約に直接関連する契約で、当該履行中の者と契約することが、著しく有利となることが明らかなもの。
- (2)契約の履行にあたり、ノウハウ、データ等の取得、業務への習熟、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとする場合で、既に必要な知識、能力等を有している特定の者があり、この者以外と契約を締結しようとする場合は、知識等の取得に相当の期間が必要となるなど、履行期間や体制等で本市にとって不利になることが明らかであるとき。
- (3)継続的な履行を求める契約において、競争入札により新たな契約を締結するまでの間、緊急に契約しなければ業務等に著しい支障が生じるもの。
- (4)急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならぬこととなるおそれがあるとき。

上記の随意契約の理由を整理すると 鉄道高架事業と一体的に撮影し、撮影が継続してできる業者でなければならぬ 撮影内容及び事業の経過も十分に熟知している。という 3 点にまとめられる。しかし については業務を継続的に委託し続けていることから当然のことであり、平成 8 年度の契約当初にはこのような優位性は有していなかったと思われ随意契約の理由には該当しない。また はほぼすべての業者が備えて



いる要件であり本件業者のみ有している特性ではない。さらに の県の事業と一体的に撮影した場合に高知市にどのようなメリットがあるのか明確にはされておらず特命随意契約の理由になるとは理解できないところである。

本件対象業務は、競争入札によった場合でも何ら不利になるところがあるとは認められず適切な契約方法であったとは認められない。

### (3) 予定価格調書の作成について

#### 予定価格調書の作成の省略について

高知駅周辺都市整備課では当該高知駅周辺土地区画整理事業記録撮影編集委託業務については「見積金額と契約額と同じ」として契約規則第30条の3に規定する予定価格調書を作成していない。

#### 予定価格調書の意味について

予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものである。契約の前提となる予定価格を決定しその調書を作成すること、契約締結のための見積書の徴収とはまったく性格の異なる手続きである。

#### 問題点

契約規則では予定価格調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。契約規則に従って予定価格調書を作成すべきであり、このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

### (4) 委託業務の効果の評価について

#### 委託の効果の認識について

高知駅周辺都市整備課では当該業務委託について、契約等に委託効果測定条項はなく、「該当していない」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。また、委託の効果については非公式にも評価していない。

#### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れて

いる。

#### 49. 情報政策課 入力媒体作成業務委託

49	委託業務名 入力媒体作成業務委託				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日			契約金額	14,009,514円
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	(株)高知電子計算センター				
委託先団体区分	(8)営利法人			再委託禁止条項	有
委託分類	(2) データ入力、台帳整備等の単純事務作業	担当部署	情報政策課		
主な委託業務	年間を通じて発生する多種・大量の紙情報を、ホストコンピュータで処理可能な形式の電子媒体に入力する業務				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため 一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
マイナス効果	緊急時・イレギュラー時の対応が迅速にできない				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略
備考					

#### (1) 検査調書の作成について

##### 検査調書作成の省略について

情報政策課では当該入力媒体作成業務委託については「特に契約書の中でも検査調書の作成は義務づけておらず、業務の内容的にも検査調書は必要ないと思われるため。」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

##### 検収手続きの実際について

実際の検収は、情報政策課において入力原票の引渡し時及び納品時に、入力媒体作成依頼票及び結果確認票をもってホストコンピュータの正常処理件数と業者から提出された納品書の件数と突合している。

##### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

(2) 委託の効果測定について

委託の効果の認識について

委託の効果については契約等に委託効果測定条項はなく、「現在のところ制度として確立されていないため、具体的方法ができていないため」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては質問では 正規の職員が本来業務に専念できる 専門知識・技術・人材に対する効果的対応といったプラスの効果があり、逆に 緊急時・イレギュラー時の対応が迅速にできにくいというマイナスの効果があったと委託の効果の認識している。(質問票 -5)

委託の効果測定の必要性について

委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託の効果測定は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託の効果測定の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

50. 危機管理室 水防対策支援サービス提供業務委託

50	委託業務名	水防対策支援サービス提供業務委託				
契約期間	平成21年5月1日～平成22年3月31日	契約金額	924,000円			
契約方法	随意契約	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	(株)ダブリュエックス24					
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有			
委託分類	(1) その他の専門的業務	担当部署	危機管理室			
主な委託業務	高知市の過去の災害履歴を含めた多種の情報の分析による災害危険度の予想を市域に特化した形である「意志決定指標」として、雨量計の実況値や雨量の短時間予報等と共に携帯メールや専用ウェブサイト等により即時に情報提供を受けるもの					
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うため 緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門化によるサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応					
マイナス効果	マイナスの効果は特になし					
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考	3者による競争見積の結果2者辞退					

(1) 検査調書の作成について

検査調書作成の省略について

危機管理室では当該水防対策支援サービス提供業務委託については「当該委託業務の内容は、日々メールサービス等の提供を受けているものであり、工事関係で使用される検査調書の様式では当該業務内容の検収調書としてなじまない。」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。質問票の回答は「必要がないため」としているが、ヒアリング時には本来作成すべきであったと回答を受けた。

問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

(2) 委託の効果測定について

委託の効果の認識について

委託の効果については契約等に委託効果測定条項はなく、制度的にも効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては質問では 正規の職員が本来業務に専念できる 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上 専門化によるサービスの向上 専門知識・技術・人材に対する効果的対応 といったプラスの委託の効果を認識している。(質問票 -5)

委託の効果測定の必要性について

委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託の効果測定は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託の効果測定の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

51. 学校教育課 社会科副読本「高知のくらし」編集に関する業務委託

51	委託業務名	社会科副読本「高知のくらし」編集に関する業務委託		
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	846,970円	

契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	高知市社会科教育研究会「高知のくらし」編集委員会					
委託先団体区分	(9)その他任意団体				再委託禁止条項	有
委託分類	(1) その他の専門的業務		担当部署	学校教育課		
主な委託業務	小学校中学年の社会科教育課程に沿った副教材「高知のくらし」編集業務及び印刷製本するまでの校正業務					
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない		効果測定の反映	備考参照
プラス効果	専門知識・技術・人材に対する効果的対応					
マイナス効果	マイナスの効果は特になし					
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考	効果測定の事業への反映について、「より分かりやすい副読本にするために反映している」と記載あり					

### (1) 委託業務契約の問題点

#### 委託業務の概要

平成 20 年度に社会科の「学習指導要領」が大幅に変わったため、高知市で使用している副読本についても新しい教育課程の内容に対応するため、内容の大幅な見直し、新しい教育内容に準拠したものを作成する必要が生じた。

このため高知市教育委員会では高知市社会科教育研究会に編集を委託している。その委託業務の内容は、小学校中学年の社会科教育課程に沿った副教材「高知のくらし」編集業務及びそれを同教育委員会が印刷製本するまでの校正業務である。

#### 委託契約の概要

高知市教育委員会は高知市社会科教育研究会との間で、上記業務の委託契約を以下のように締結している。なお、両契約は契約期間が異なるのみで、その文面は完全に同一のものとなっている。

)契約期間平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日、契約金額 846,970 円

)契約期間平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日、契約金額 806,180 円

上記契約の主たる内容は編集、校正業務であるため印刷製本業務について別途以下の契約を締結している。

契約期間平成 22 年 10 月 12 日～平成 23 年 3 月 31 日、契約金額 4,611,600 円

以上から本件業務は当初から 2 年計画で副読本を完成する業務であったと思われる。初年度は調査・資料収集し、次年度は編集・原稿作成及び別途契約する「印刷製本」の印刷過程での校正を行い、年度末に印刷物の納入を予定していたもの

と推測される。

#### 契約締結上の問題点

初年度の委託料の請求に際し同社会科教育研究会から提出された委託業務完了報告書(H22.4.5)をみると、原稿執筆確認等の報告はあっても成果品(原稿)の引渡しはなく、印刷製本するまでの校正業務の報告は、印刷製本業務がおこなわれていないため当然に欠落している。

当該社会科副読本編集業務契約は、その内容からみると当年度中に印刷製本の契約はないため校正等業務完了とはならないことから、契約締結に当っては契約内容、契約方法等について十分吟味をして行うべきである。

#### (2) 検査調書の作成について

##### 検査調書の作成の省略について

学校教育課では当該業務委託については「平成 21 年度は副読本を作成するに至らず、平成 22 年度も引続き編集業務を委託しているため」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

##### 検査調書に記載すべき事項について

本件契約が委託業務の実態と乖離した内容である旨は先に指摘した。一方契約規則では第 53 条第 1 項後段に以下の記載がある。「この場合において、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載するものとする。」

すなわち、本件契約に関する検査調書には、契約書の記載内容と契約による給付を厳密に比較することにより「その給付が当該契約の内容に適合しないものである旨」記載すべきである。

#### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

また、平成 21 年度において副読本を作成するに至らず、即ち、当該契約の内容に適合しないものであるにもかかわらずその旨が記載された検査調書が作成されていないことは、検査手続きが形骸化していることに他ならない。

なお、このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

52. 教育委員会総務課 高知市立旭小学校合併処理浄化槽維持管理業務

52	委託業務名	高知市立旭小学校合併処理浄化槽維持管理業務					
契約期間	平成21年5月1日～平成22年4月31日				契約金額	867,286円	
契約方法	指名競争入札	委託契約先	(株)四国清掃工業				
指名理由	一般競争入札に適さない		指名業者数	14	応札業者数	12	
委託先団体区分	(8)営利法人				再委託禁止条項	有	
委託分類	(4) 庁舎等の維持・管理業務			担当部署	教育委員会総務課		
主な委託業務	浄化槽の保守点検、修理、部品交換等、水質検査及び汚泥の引出しその他清掃業務						
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため 緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため						
主な再委託業務	再委託無し						
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない		効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	業務量の変動に対する弾力的対応 正規の職員が本来業務に専念できる 専門知識・技術・人材に対する効果的対応						
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				検査調書	省略	
備考							

(1) 幼稚園・小学校・中学校・養護学校の合併処理槽維持管理契約について

指名競争入札の方法について

本件対象契約は、高知市教育委員会総務課が実施している旭小学校を含む 35 の幼稚園・小学校・中学校・養護学校等の合併処理槽管理業務の委託契約のうち の 1 件である。

具体的な契約の方法は、旭小学校他 34 の幼稚園・小学校・養護学校等を 3 グループ、19 ブロックに分けてそれぞれ指名競争入札を実施している。

A グループは処理水再利用施設で浄化槽の保守点検を行うものであり、1 校単位 で 1 ブロックを構成している。なお、A グループの対象は 4 校(4 ブロック)であり 26 社 が指名され都合 4 回の入札がおこなわれている。

B グループはその他処理水を再利用していない浄化槽で保守点検・清掃を行うも ので基本的には複数校で 1 ブロックを構成している。なお、B グループの対象は 28 校(13 ブロック)であり 14 社が指名され都合 13 回の入札がおこなわれている。

C グループは旧春野町内の学校を対象にしている。なお、C グループの対象は 3 校(2 ブロック)であり 2 社が指名され 2 回の入札がおこなわれている。

この入札は、A 1 から A 4 まで、B-1 から B-13 までに分けて順番に行われ、更に 翌日 C-1 と C-2 が行われている。それぞれの入札に当り、各ブロックの落札者は次 のブロックの入札には参加できない方式(「引抜方式」という。)で入札を行っている。

この委託契約に係る指名競争入札については予定価格 50 万円を超えない場合にも指名競争入札を行っており、それぞれのブロック毎に最低制限価格が設けられている。なお、19 ブロックに分けられた浄化槽維持管理業務委託契約の総額は 15,647,100 円であった。

#### 平成 21 年度ブロック別入札状況

平成 21 年度浄化槽維持管理契約ブロック別入札状況は、下表のとおりである。なお、「引抜方式」をとっているため最後は少数の入札参加者で競争することとなり、最終の B-13 のブロックの場合は 2 社で競争している。

実際の作業では予定価格、落札率等について詳細に分析しているが、高知市においては工事契約以外の予定価格は非公開のため、ここではその記載を削除した。

#### 平成 21 年度浄化槽維持管理契約ブロック別入札状況

グループ・ ブロック	落札額 B (税抜き)	契約額 (B × 1.05)	入札 参加者数	契約の相手
A-1	160,000	168,000	26	日本化工(株)
A-2	225,000	236,250	25	マルナカ興業(有)
A-3	200,000	210,000	24	(株)ダイキアクシス
A-4	180,000	189,000	23	(有)グリーン社
B-1	955,000	1,002,750	14	マルナカ興業(株)
B-2	800,000	840,000	13	(有)四国浄管
B-3	1,000,000	1,050,000	12	(株)四国清掃工業
B-4	888,000	932,400	11	(有)グリーン社
B-5	963,000	1,011,150	10	(有)大和興業
B-6	1,005,000	1,055,250	9	(有)高坂設備清掃
B-7	920,000	966,000	8	(株)高知清掃センター
B-8	1,089,000	1,143,450	7	(有)西部企業
B-9	1,050,000	1,102,500	6	(有)浄研高知
B-10	1,050,000	1,102,500	5	(株)寿サービス工業
B-11	1,130,000	1,186,500	4	(株)タイヘイ
B-12	1,370,000	1,438,500	3	(有)紘伸浄化
B-13	1,150,000	1,207,500	2	(有)パイプクリーナー
C-1	380,000	399,000	2	西分衛生
C-2	387,000	406,350	2	(有)春野衛生
	14,902,000	15,647,100		

(注1) A、Bグループは、H21.4.22 に入札を実施し、Cグループ H21.4.23 に入札を実施している。

(注2) Aグループのうち A-1、A-2、A-3 については最低制限価格による失格 1 社、辞退 1 社があり、A-4 は辞退 1 社である。



## 競争入札の方法について

平成 21 年の入札結果について予定価格と落札状況の関係についてみると入札の順番が後になるに従って落札率が次第に高率となる傾向にあり、多数の指名業者を一堂に集め、委託内容が同じものをほぼ同じメンバーで他数回に亘り入札に付すことは必ずしも公平とは言い難い。

入札の回数を重ねる度に予定価格についてある程度の予測が可能となり、また、入札者同士で接触する機会も増えることから、19ブロックをある程度集約して一斉に実施するなど競争入札の方法を改善・検討すべきである。

## (2) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

教育委員会総務課では当該業務委託業務については「業務完了報告書で代用できるため」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

なお、当該旭小学校に係る委託契約の他にブロック別にそれぞれの委託契約があり、その中には契約額 50 万円を越えない契約があり、これについては、同規則どおり簡易な方法によることができるものである。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

## (3) 委託の効果測定について

### 委託の効果の認識について

委託の効果については契約等に委託効果測定条項はなく、「制度がない。」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては質問では 業務量の変動に対する弾力的対応 正規の職員が本来業務に専念できる 専門知識・技術・人材に対する効果的対応 といったプラスの効果があったと委託の効果を認識している。(質問票 -5)

### 委託の効果測定の必要性について

委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当

然のことである。委託の効果測定は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託の効果測定の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

### 53. 教育委員会総務課 高知市立小学校自家用電気工作物保安管理業務

53	委託業務名	高知市立小学校自家用電気工作物保安管理業務(長浜小学校他41校)				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	6,986,498円			
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	(財)四国電気保安協会					
委託先団体区分	(4)その他の公益法人	再委託禁止条項	有			
委託分類	(4)庁舎等の維持・管理業務	担当部署	教育委員会総務課			
主な委託業務	電気事業法第43条第1項に定める高知市(42の市立小学校)が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務					
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するため 一時的に大量に発生する事務 緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	業務量の変動に対する弾力的対応 正規の職員が本来業務に専念できる 専門化によるサービスの向上					
マイナス効果	マイナスの効果は特になし					
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考	(H21.10.10:増額変更6,990,160円)					

#### (1) 委託業者の選定方法について

##### 随意契約理由について

本件委託契約について教育委員会総務課では以下の理由により(財)四国電気保安協会との間で特命随意契約を締結している。

##### 特命随意契約理由

主任技術者を選任する方法は、人員配置や財政の面で採用していない。

要件を備えた個人に委託する方法は、事故・災害等緊急時に備えての24時間体制の確保や、技術力、責任・賠償能力の確認が難しいなどの問題点が考えられる。として要件を備えた法人に委託することとしているが、(財)四国電気保安協会は現在電気事業法施行規則第52第2項に規定する要件をみたし契約締結を行い、そのうえで中国四国産業保安監督部長の承認をうけている高知県内に事業所を有する唯一の法人であり、組織の体制等も整っており安全・確実と思われる。また、上記業者は営利を目的としない公益法人であり多数口契約及び一括前払い等による割引制度や、電気設備保証保険に加入しているなど、経済的にも有利であると考えられる。

しかし、ヒアリングにより「唯一である」という結論の検証事跡の提示を求めると、対応可能な事業者の把握すらおこなわれておらず、実際には唯一であるかどうかについての調査はおこなわれていなかった。

このことは本件随意契約に限ったことではなく、他の契約においても「唯一である」という表現を使いながらその検証事跡の提示を求めると、実際には検討していないものが大多数あり、個別指摘事項でその都度指摘している。

#### 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託に対する契約課の方針

契約課では平成 22 年 1 月 25 日付けで「業務委託等の契約事務について(通知)」を出しており、そのなかで「自家用電気工作物の保守点検については四国電気保安協会との随意契約の必要性を検証し、22 年度より試行的に担当課と協議した一部の施設を見積競争とします。」としている。

また、試行にあたっての見積競争時の業者として(財)四国電気保安協会の他法人 1 社と 8 個人事業者(四国電気技術者協会高知支部会員名簿)を提示している。

#### 競争性の確保について

契約は本来一般競争入札により競争性を確保することが大原則になっている。委託契約の競争性について十分検討し、初めから“この業者ありき”で他社を排除して契約するのではなく、委託契約に必要な条件を十分にクリアする業者がないということを具体的に調査確認等で立証する必要がある。

#### (2) 電気工作物の点検結果に対する対応について

高知市教育委員会は、42 市立小学校における自家用電気工作物について(財)四国電気保安協会と自家用電気工作物保安管理契約を締結している。定期点検には、月次点検と年次点検とがあり、月次点検は外観点検を主としている。点検結果については点検報告書、年次点検報告書によってその都度報告されている。年次点検報告書では併せて「電気設備の改修について」の要請が行われている。これらを中心に抽出すると下表のとおりである。

これら改修等要請事項については高圧ケーブル、電灯変圧器及び高圧開閉器等経年劣化により、改修・取替要請のものが多いが、青柳小学校、五台山小学校及び城北中学校のように平成 19 年度及び平成 20 年度から指摘され、電気設備について改修要請をされているものもある。

しかしながら、年次報告によってこれら電気設備の改修要請が行われて以降、平成

21 年度中の月次報告等で改善済みとして確認されているものはほとんどない。何れも受電設備等点検項目欄に点検結果〔否〕(指摘年月日)として記載され続けている。

自家用電気工作物の安全、適正な維持管理のために委託経費(保守点検費)をかけていることから、点検結果報告により改修の必要のあるものについては長期間放置することなく適時適切な改修等を行うべきである。

学 校 名	電気設備改修要請事項
五台山小学校	<p>高圧ケーブルは製造後約 30 年以上経過している。古い高圧ケーブルの事故が多発している。停電防止のため取替えが望まれる。</p> <p>電灯変圧器内部が劣化し過熱しており、焼損事故防止のため変圧器の取替えが必要である。(H21.8.27 年次報告)</p>
第四小学校	<p>高圧開閉器が老朽化(製造後 16 年経過)し、停電事故のおそれがある。事故防止のため開閉器を取替える必要がある。</p> <p>高圧ケーブルは製造後 16 年経過し、古いケーブルの事故が多発している。停電防止のため取替えが望まれる。</p> <p>動力変圧器内の絶縁油が経年劣化し汚濁している。絶縁油又は変圧器を取替える必要がある。(H21.8.17 年次報告)</p>
旭小学校	<p>高圧コンデンサ・動力変圧器(1974 年)及び電灯変圧器・高圧 PC・LBS(1979 年)が経年劣化等により停電事故等が発生するおそれがあるので改修の必要がある。</p> <p>高圧ケーブル(1993 年)が経年劣化により停電事故等が発生するおそれがあるので改修計画が必要である。</p> <p>区分用開閉器(1993 年)が経年劣化により停電事故等が発生するおそれがあるので改修計画が必要である。(H22.1.16)</p>
浦戸小学校	<p>コンセントの金属管配線部分の配管が破損している。要改修。</p> <p>防雨形コンセントが破損している。要改修。(H21.9.4 月次報告)</p>
西部中学校	<p>高圧区分開閉器が老朽化(同型で事故も多発している。)により取替えが必要である。(H21.7.22 年次報告)</p>
朝倉中学校	<p>高圧区分開閉器が 15 年以上経過している。同型での開閉不能等不良も発生している。要改修。(H21.10.8)</p>
城北中学校	<p>高圧母線の絶縁強化のため高圧絶縁電線に取替えが望まれる。</p> <p>高圧受電設備(1973 年～1993 年製造)の老朽化により、高圧回路の停電事故が発生するおそれがあるので改修が必要である。(H21.8.7 年次報告)</p>
南海中学校	<p>スイッチ用カバー破損、開閉器が破損している。要修理・取替え</p> <p>天井扇(4 個)用ビニールコードが劣化している。電線が劣化している。要修理・取替え。</p> <p>汚水処理盤の自動微細目スクリーン回路の絶縁抵抗 0.025M、動力回路が絶縁不良で漏電の危険がある。感電防止のため、絶縁抵抗値を 0.2M 以上に改修する必要がある。(H21.7.29 年次報告)</p>
青柳中学校	<p>高圧引込ケーブル本体は 1979 年製で 30 年使用している。経年劣化しているので交換する必要がある</p>

	<p>ある。</p> <p>電灯変圧器(50KVA)が過負荷ぎみである。70KVA の変圧器に取替える必要がある。</p> <p>引込施設の引込柱本体に細いひび割れがある。破損のおそれがあるので交換する必要がある。</p> <p>(H21.5.29 年次報告)</p>
--	--

(3) 検査調書の作成について

検査調書の作成の省略について

教育委員会総務課では当該業務委託業務については「業務完了報告書で代用できるため」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

(4) 委託の効果測定について

委託の効果の認識について

委託の効果については契約等に委託効果測定条項はなく、「制度がない。」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては質問では 業務量の変動に対する弾力的対応 正規の職員が本来業務に専念できる 専門化によるサービスの向上 といったプラスの効果があったと委託の効果を認識している。(質問票 -5)

委託の効果測定の必要性について

委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託の効果測定は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託の効果測定の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

54. 住宅課 平成 21 年度高知市木造住宅耐震診断士派遣事業にかかる派遣等業務

54	委託業務名	平成 21 年度高知市木造住宅耐震診断士派遣事業にかかる派遣等業務		
契約期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日	契約金額	18,753,000 円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない	

委託契約先	(社)高知県建築士事務所協会				
委託先団体区分	(4)その他の公益法人			再委託禁止条項	有
委託分類	(1) 職業専門家が行う調査、分析、相談等	担当部署	住宅課		
主な委託業務	高知市木造住宅耐震診断士派遣事業により派遣する診断士の選定・診断実施・診断結果報告書の評定等の業務委託				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 法律や制度の制約に対応するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	省略	検査調書	省略
備考					

### (1) 予定価格調書の作成について

#### 予定価格調書の作成の省略について

住宅課では当該木造住宅耐震診断士派遣事業にかかる派遣等業務委託については「戸建住宅1棟あたり33,000円共同住宅1棟あたり63,000円の単価契約であるため」として契約規則第30条の3に規定する予定価格調書を作成していない。ただし平成22年度からは予定価格調書は作成することとした。

#### 問題点

契約規則では予定価格調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

契約規則に従って予定価格調書を作成すべきであり、このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

### (2) 検査調書の作成について

#### 検査調書の作成の省略について

住宅課では当該高知市木造住宅耐震診断士派遣事業にかかる派遣等業務については「耐震結果報告書の内容確認により検査し、決裁を受ける方が効率的なため」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

#### 検収手続きの実際について

実際の検収は、建築士事務所協会から月末締めでまとめた申請者からの受領書を付けた住宅課分の耐震診断結果報告書を受領し確認している。なお、書類上の

手続きとしては50万円未満の検査方法(請求書に押印)によっている。

#### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### (3) 委託の効果測定について

##### 委託の効果の認識について

委託の効果については契約等に委託効果測定条項はなく、「効果測定の客観的評価方法を構築していないため」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては質問では 専門知識・技術・人材に対する効果的対応 効果があったと委託の効果を認識している。(質問票 -5)

##### 委託の効果測定の必要性について

委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託の効果測定は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託の効果測定の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### 55. 学事課 平成21年度高知市立潮江東小学校給食調理業務委託料

55	委託業務名	平成21年度高知市立潮江東小学校給食調理業務委託料			
契約期間	平成21年1月8日～平成23年3月31日	契約金額	32,686,500円		
契約方法	随意契約	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	(株)メフォス				
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有		
委託分類	(1) その他の専門的業務	担当部署	学事課		
主な委託業務	給食調理業務				
主な委託理由	コスト削減効果を活用するため 民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	有	制度的委託効果測定	実施している	効果測定の反映	記載有り
プラス効果	業務量の変動に対する弾力的対応 正規の職員が本来業務に専念できる				

	人件費の削減 専門化によるサービスの向上				
マイナス効果	マイナスの効果は特はない				
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	4件	検査調書	省略
備考					

#### (1) 契約業者の選定方法及び効果測定について

本件委託業務は、高知市がアウトソーシング推進計画の対象事業として学校給食調理業務を外部に委託するに際して平成 21 年度と平成 22 年度の試行導入したものの平成 21 年度における契約である。業者の選定方法や委託の評価について以下に紹介する。

##### 委託業者の選定方法について

契約は随意契約によっているが、その理由は以下のとおりである。

本業務の委託にあたっては、学校給食の意義や目的を十分に理解し、安全衛生管理についての確な能力を有する事業者を選定することを目的として「高知市学校給食調理業務民間委託業者選定委員会」を設置し、審査は公募型企画提案方式(プロポーザル方式)を採用し、高知市学校給食調理業務民間委託業者選定基準に基づき、見積書、提案書等、及び会社概要等による書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施した。平成 20 年 11 月 25 日(火)の第 3 回委員会において、最高得点を獲得した業者が最優秀提案者に選定されたため、契約の相手方として最も適していると考えられるものである。

したがって、その性質目的が競争入札に適しない契約であり、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、最も適した契約の相手方として、プロポーザル方式により業者を選定したものであることから、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を行った。

##### 委託の評価について

民間委託を試行している学校給食調理業務の検証(高知市立潮江東小学校)を実施することを目的として、高知市学校給食調理業務民間委託試行検証委員会を設置。履行状況及び具体的な課題等について調査・検証をし、効果測定を実施している。

この検証委員会の検証結果の答申をもとに、高知市教育委員会にて、高知市の学校給食調理業務委託の本格実施導入を決定している。この結果給食調理業務委託は平成 23 年度より本格実施し、現時点では毎年 2 校ずつ全 17 校を対象に実施し残り 26 校は直営のままとする予定となっている。



## (2) 予定価格調書の作成について

### 予定価格調書の作成の省略について

学事課では当該業務委託については「債務負担行為において限度額を設定しているため」として契約規則第 30 条の 3 に規定する予定価格調書を作成していない。

さらに、ヒアリングに際して「予定価格調書の作成は契約規則第 30 条の 3 の新設により平成 21 年度から必要になったと認識していた。」との説明を受けた。

### 契約規則の認識について

予定価格調書の作成省略については債務負担行為であっても必要であり、この点については明らかな認識不足といわざるを得ない。また規定についても従前から同様の規定が契約規則第 30 条の 2 に置かれており、規定を整理しただけで、予定価格調書の作成については何ら変更されたものではない。

### 問題点

契約規則では予定価格調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。契約規則に従って予定価格調書を作成すべきであり、このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

## (3) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

学事課では当該委託業務については「別様式にて業務内容を確認している。」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

### 検収手続きの実際について

実際の検収は、月ごとの委託業務が完了した際には、「業務完了報告書他、いくつかの添付資料の提出により、業務内容を確認している。」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。実際には 50 万円未満の方法と同様請求書に押印して手続きをおこなっている。

### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することがで

きるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

#### 56. 学事課 高知地裁 平成 21 年(ワ)第 334 号

56	委託業務名	高知地裁 平成21年(ワ)第334号				
契約期間	平成21年7月16日～			契約金額	1,260,000円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	松岡 章雄					
委託先団体区分	(10)個人			再委託禁止条項	無	
委託分類	(1) 職業専門家が行う調査、分析、相談等	担当部署	学事課			
主な委託業務	国家賠償請求事件に係る訴訟代理人					
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない		効果測定の反映	記載無し
プラス効果	意識的に評価したことはない					
マイナス効果	意識的に評価したことはない					
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	省略	検査調書	省略	
備考						

#### (1) 予定価格調書の作成について

##### 予定価格調書の作成の省略について

学事課では当該業務委託については「契約規則第 30 条の 4 第 1 号該当(契約規則第 31 条ただし書により見積書を徴することが適当でないものについては予定価格調書の作成を省略することができる)」として契約規則第 30 条の 3 に規定する予定価格調書を作成していない。

##### 弁護士費用の見積書の徴収について

契約規則第 31 条のただし書きは、「...その価格が法令の規定により定められているもの又は見積書を徴することが適当でないものにあつては、見積書を省略することができる。」とされているが、弁護士報酬はこの条項には該当しない。

すなわち、まず以て弁護士報酬は「価格が法令の規定により定められているもの」には該当しない。

また、弁護士法の改正(H16.4.1)に伴い、日本弁護士連合会の報酬等基準規程は廃止され、個々の弁護士が報酬基準を作成することになり、同連合会としての統一的な報酬基準はない。同連合会は、新たに「弁護士の報酬に関する規程」を制定し、「弁護士は報酬基準を作成し、事務所に備え置かなければならない(第 3

条)。」、「弁護士は、...その法律事務の内容に応じた報酬見積書の作成及び交付に努める(第4条)」としている。また、同連合会は、弁護士倫理規程に代えて弁護士職務基本規程を制定し、「...、適正かつ妥当な弁護士報酬を提示しなければならない。」としている。さらに、同連合会は、弁護士報酬の市民ガイドラインを発行している。

したがって、これら状況から、十分に弁護士報酬の目安は付けられ、また複数の弁護士から見積書を徴することも可能である。

#### 問題点

契約規則では予定価格調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。契約規則に従って予定価格調書を作成すべきであり、このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

### (2) 検査調書の作成について

#### 検査調書の作成の省略について

学事課では当該業務委託については「訴訟行為を行う手数料であるため」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

#### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。「訴訟行為を行う手数料であるため」として検査調書を作成していないが、この手数料は法令による手数料ではなく、契約である以上例外とはならず検査調書の作成を省略する理由とはならない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

### (3) 委託の効果測定について

#### 委託の効果の認識について

委託の効果については契約等に委託効果測定条項はなく、「実施に関する全庁的なガイドラインが定められておらず、効果的な手法が不明なため。」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。また、委託の効果については非公式にも評価していない。

## 委託の効果測定の必要性について

委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の専門性が高くても委託した側にはその効果を可能な限り客観的に評価し、評価結果を業務に反映させる必要がある。

委託の効果測定は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託の効果測定の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

### 57. 契約課 高知市新清掃工場本体整備工事に関する三菱重工業株式会社に対する損害賠償請求事件の処理

57	委託業務名	高知市新清掃工場本体整備工事に関する三菱重工業株式会社に対する損害賠償請求事件の処理				
契約期間	平成20年1月28日～平成21年7月27日	契約金額	18,900,000円			
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	三多摩法律事務所					
委託先団体区分	(10)個人	再委託禁止条項	無			
委託分類	(1) 職業専門家が行う調査、分析、相談等	担当部署	契約課			
主な委託業務	高知市新清掃工場本体整備工事に関し、高知市を原告、三菱重工業株式会社を被告として行う損害賠償請求訴訟事件の処理					
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	専門知識・技術・人材に対する効果的対応					
マイナス効果	マイナスの効果は特になし					
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	省略	検査調書	省略	
備考						

#### (1) 予定価格調書の作成について

##### 予定価格調書の作成の省略について

契約課では当該業務委託については「契約規則第30条の4第1号該当(契約規則第31条ただし書により見積書を徴することが適当でないものについては予定価格調書の作成を省略することができる)」として契約規則第30条の3に規定する予定価格調書を作成していない。

なお、予定価格調書は作成していないが、補正予算の見積資料として他の住民訴訟における弁護士費用請求裁判の事例を参考に本市の弁護士費用の妥当性を検証した資料を作成している。

## 弁護士費用の見積書の徴収について

契約規則第 31 条のただし書きは、「...その価格が法令の規定により定められているもの又は見積書を徴することが適当でないものにあつては、見積書を省略することができる。」とされているが、弁護士報酬はこの条項には該当しない。

すなわち、まず以て弁護士報酬は「価格が法令の規定により定められているもの」には該当しない。

また、弁護士法の改正(H16.4.1)に伴い、日本弁護士連合会の報酬等基準規程は廃止され、個々の弁護士が報酬基準を作成することになり、同連合会としての統一的な報酬基準はない。同連合会は、新たに「弁護士の報酬に関する規程」を制定し、「弁護士は報酬基準を作成し、事務所に備え置かなければならない(第 3 条)」、「弁護士は、...その法律事務の内容に応じた報酬見積書の作成及び交付に努める(第 4 条)」としている。また、同連合会は、弁護士倫理規程に代えて弁護士職務基本規程を制定し、「...、適正かつ妥当な弁護士報酬を提示しなければならない。」としている。さらに、同連合会は、弁護士報酬の市民ガイドラインを発行している。

したがって、これら状況から、十分に弁護士報酬の目安は付けられ、また複数の弁護士から見積書を徴することも可能である。

## 問題点

契約規則では予定価格調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。契約規則に従って予定価格調書を作成すべきであり、このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

## (2) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

契約課では当該委託業務については「契約内容から検査調書としてではなく、別の手続により業務の履行を確認したうえで契約を締結し、支払処理を行ったもの」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

支払い事務に関しては、訴訟関係書類(和解調書正本)により原契約の目的完遂の確認を以て報酬金の額と支払い手続きをおこなったとしている。

## 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

### (3) 委託の効果測定について

#### 委託の効果の認識について

委託の効果については契約等に委託効果測定条項はなく、「効果測定の手法が不明」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。また、委託の効果については非公式にも評価していない。

#### 委託の効果測定の必要性について

委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の専門性が高くても委託した側にはその効果を可能な限り客観的に評価し、評価結果を業務に反映させる必要がある。

委託の効果測定は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託の効果測定の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

## 58. 道路管理課 二項道路整備事業に伴う嘱託登記事務業務委託料

58-1	委託業務名	二項道路整備事業に伴う嘱託登記事務業務委託料			
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	6,200,428円		
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	(社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 (社)高知県公共嘱託登記司法書士協会				
委託先団体区分	(4)その他の公益法人	再委託禁止条項	有		
委託分類	(1) 用地買収、登記関連業務	担当部署	道路管理課		
主な委託業務	二項道路整備事業に伴う嘱託登記事務処理業務				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため 一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	意識的に評価したことはない				
マイナス効果	意識的に評価したことはない				
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成

備考					
58-2	委託業務名	狭あい道路整備等促進事業に伴う嘱託登記事務業務委託料			
契約期間	平成21年12月9日～平成22年3月31日	契約金額	1,041,432円		
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	(社)高知県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 (社)高知県公共嘱託登記司法書士協会				
委託先団体区分	(4)その他の公益法人	再委託禁止条項	有		
委託分類	(1) 用地買収、登記関連業務	担当部署	道路管理課		
主な委託業務	狭あい道路整備等促進事業に伴う二項道路(建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路 - 主に幅員4m未満の道路を指す。)についての嘱託登記事務処理業務				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため 一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	意識的に評価したことはない				
マイナス効果	意識的に評価したことはない				
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	1件	検査調書	作成
備考	業務の概要は前契約参照				

#### (1) 事業の概要

二項道路とは幅員が1.8m以上4m未満の道路のうち、建築基準法施行前から使われていた既存道路で、建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路である。

二項道路は建築基準上道路とみなされているものであり、二項道路に接している敷地に建築する場合は、原則として道路の中心から2mの線まで後退(セットバック)することが建築基準法に規定されている。

本件委託業務は二項道路整備事業で後退した用地について所有者が高知市に対して寄附した土地につき、嘱託登記手続業務を委託するものである。

#### (2) 予定価格調書の作成について(58-1、58-2 共通)

予定価格調書の作成の省略について

道路管理課では当該嘱託登記事務の業務委託については「業務ごとの単価契約であるため」として契約規則第30条の3に規定する予定価格調書を作成していない。単に契約規則に対する認識不足によるもので、同規則には、複数単価の場合に省略できる規定はなく、省略する理由とはならない。

#### 問題点

契約規則では予定価格調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかに

しており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができないものではない。契約規則に従って予定価格調書を作成すべきであり、このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

(3) 競争性のある契約方法を検討すべきもの(58-1、58-2 共通)

高知市は、二項道路整備事業業務委託及び狭あい道路整備等促進事業業務委託について、各々社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び社団法人高知県公共嘱託登記司法書士協会と特命による随意契約を締結している。

その特命理由として、まず「二つの協会が公益法人である」とし、次いで「本市における二項道路整備事業では毎年大量の分筆、所有権移転登記等を処理しなければならず、立会いから登記処理まで迅速かつ円滑に一括処理を行う必要がある。」、さらに「これら所期の目的を達成しうるのは、個々の調査士、司法書士には困難であり、本協会をおいて他にない。」ことを挙げている。

しかしながら、毎年大量に分筆、所有権移転登記等を処理するとしながら、過年度実績及び当年度の予定数量は契約書あるいは起案文書には見当たらず、具体的に何を以って大量業務であるか不明である。また、単価契約とは言え、予算統制もあり、予定数量を把握して初めて個々の適正な単価が決定されることから、予定数量が契約書(仕様書を含む。)に示されていないのは適切でない。

また、業務量が大量である場合、緊急性又は特殊事情等により専門的な能力を結合して適正かつ迅速に行う組織力が必要な場合には、これら二つの協会と特命随意契約をすることも、やむを得ないものと認められる。一方、当該契約の場合、予定数量が示されていないことから、業務量の多少は不詳であり、必ずしも、個々の土地家屋調査士及び司法書士には、所期の目的を達成するのは困難であるとは言い難い。

単価契約に当っては、予定業務量を十分把握して、安易に特命随意契約によることなく、契約対象を個々の土地家屋調査士あるいは複数の土地家屋調査士(グループ)等にも広げ、より競争性のある契約方法を検討すべきである。

59. 道路建設課 平成 21 年度用地境界確定及び墓地区画確定業務

59	委託業務名	平成21年度用地境界確定及び墓地区画確定業務		
契約期間	平成21年9月29日～平成22年3月31日	契約金額	1,996,593円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない	
委託契約先	(社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会			
委託先団体区分	(4)その他の公益法人	再委託禁止条項	有	
委託分類	(1) 用地買収、登記関連業務	担当部署	道路建設課	



主な委託業務	都市計画道路3・5・70号旭町福井線(第3工区)事業の用地取得のための用地境界確定及び墓地区画確定業務				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため 法律や制度の制約に対応するため				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	意識的に評価したことはない				
マイナス効果	意識的に評価したことはない				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略
備考	平成22年3月24日 契約変更 1,799,824円				

### (1) 業務の概要

都市計画道路事業 3・5・70号旭町福井線(第3工区)は、平成17年3月22日に事業認可を受け、測量会社に委託し現地の測量を実施しているものであるが、業務予定地の一部において、山地部では墓地が多数存在し、民間業者の切り下げ工事に伴い従前の現況地形が確認できない状態となり、境界について未確定の状況となっている。当該業務は、この未確定となっている用地境界及び墓地区画確定を行う業務である。

### (2) 競争入札を検討すべきもの

道路建設課は、特命随意契約を下記の理由により行っている。

当該業務の委託に当たり、特命随意契約を行おうとする業者である(社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署による不動産の表示に関する登記に必要な調査、測量又は登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として法務大臣の許可により設立された団体であって、かつ、土地家屋調査士法第63条及び第64条の主旨に基づき、官公署からの業務依頼の受付窓口については、同協会に一元化されている。

道路建設課による特命随意契約理由では、官公署が登記関係事務を委託するには(社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会しか業務を行うことができないかのような内容となっている。

このことについて、契約課では、平成22年1月25日付で「業務委託等の契約事務について(通知)」を出し、その中で、(社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会への委託について、「登記用務等の委託については、法令により官公庁の登記業務等が上記協会に一元化されているということはなく上記協会と特命随意契約することができる場合は、業務量が大量である場合や緊急性又は特殊事情等により専門的な能力を結合して適正かつ迅速に行う組織力が必要な場合のみとなります。そのため、可能

なものは見積りや入札による契約を検討してください。」として、同協会しか業務を行うことができないという判断は誤りであるとの見解を明らかにしている。

道路建設課に当該業務委託の業務量について確認したところ、業務量を人役として把握はしていないが、時間をかければ個人の土地家屋調査士事務所でも可能であると思われるとの回答であり、当該委託業務は、業務量から見て協会でなくては受託できない内容ではなく、個人の土地家屋調査士で十分受託可能な内容であると思われることから、入札によって行うべきである。

### (3) 検査調書の作成について

#### 検査調書の作成の省略について

道路建設課では当該用地境界確定及び墓地区画確定業務については「今まで委託した業務成果が良好なため」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

#### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

## 60. 道路管理課 道路網再編成事業に伴う嘱託登記事務委託料

60	委託業務名 道路網再編成事業に伴う嘱託登記事務委託料			
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日		契約金額	29,859,843円
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない	
委託契約先	(社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 (社)高知県公共嘱託登記司法書士協会			
委託先団体区分	(4)その他の公益法人		再委託禁止条項	有
委託分類	(1) 用地買収、登記関連業務	担当部署	道路管理課	
主な委託業務	本委託業務は、未登記処理及び私道等の高知市道編入事業に伴う嘱託登記事務処理を行うものである。			
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため 一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため			
主な再委託業務	再委託無し			
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映 記載無し
プラス効果	意識的に評価したことはない			
マイナス効果	意識的に評価したことはない			
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	1件	検査調書 作成

備	考
---	---

(1) 予定価格調書の作成について

予定価格調書の作成の省略について

道路管理課では当該嘱託登記事務の業務委託については「業務ごとの単価契約であるため」として契約規則第30条の3に規定する予定価格調書を作成していない。単に契約規則に対する認識不足によるもので、同規則には、複数単価の場合に省略できる規定はなく、省略する理由とはならない。

問題点

契約規則では予定価格調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。契約規則に従って予定価格調書を作成すべきであり、このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

61. 自由民権記念館 自由民権記念館内受付等業務委託

61	委託業務名	自由民権記念館内受付等業務委託					
契約期間	平成19年5月1日～平成22年3月31日			契約金額	23,602,320円		
契約方法	指名競争入札	委託契約先	イコテツケーターサービス(株)高知営業所				
指名理由	一般競争入札に適さない		指名業者数	7	応札業者数	7	
委託先団体区分	(8)営利法人				再委託禁止条項	有	
委託分類	(2) その他の定型的業務			担当部署	自由民権記念館		
主な委託業務	自由民権記念館の窓口受付、常設展示等の解説、収蔵資料・図書資料の保存整理・データ化・画像化作業、関連団体の会計事務等その他業務						
主な委託理由	業務の効率化を図るため コスト削減効果を活用するため						
主な再委託業務	再委託無し						
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない		効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減						
マイナス効果	緊急時・イレギュラー時の対応が迅速にできない				検査調書	作成	
備考	22,946,700円(契約変更H22.3.1)						

(1) 契約における委託業務内容の明確化について

自由民権記念館内受付等業務委託契約における業務内容は、別紙仕様書のとおり、とされている。その仕様書をみると、業務内容は、窓口受付、常設展示等の解説、収蔵資料及び図書資料の保存整理、データ化、画像化作業など、関連団体の会計事務等、その他の業務である。

しかしながら、関連団体の会計事務等とされる業務についてはどの団体を指すか、具体的に示されていないのは適切でない。また、受付カウンター日報をみると、受付において有料観覧者に対してチケットを売却し、現金を取扱っているが、観覧料・その他使用料に関する事項は全く記載されていないのは適正でない。契約書における委託の業務内容を明確にすべきである。

## (2) 年度を跨ぐ委託契約期間について

自由民権記念館内受付等業務委託契約は、平成 19 年 5 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日の契約期間で契約されている。この契約締結に当っては、平成 20 年度から平成 22 年度について債務負担行為が設定され、指名競争入札による長期契約としている。

ところで、自由民権記念館は、平成 22 年 4 月 1 日から指定管理制度を導入するためとして、当該契約第 16 条の規定に基づき契約金額を 22,946,700 円に、契約期限を平成 22 年 3 月 31 日にそれぞれ変更している。これは、競争入札の場合における高知市の“年度跨ぎ”の契約慣行が、指定管理者制度と合致しなかったことによるものと推測される。この年度跨ぎの契約慣行は、現在、当市の長期継続契約に関する条例においても認知されている。

しかしながら、指名競争入札においては契約期間及び契約金額は重要な要素であり、契約当初から何ら変更事由に該当する合理的な事由がないまま、高知市教育委員会の都合のみによって契約変更をすることは妥当でない。即ち、これは、単に平成 22 年度分(4 月分)を契約額からカット(削除)したに過ぎない。

長期継続契約に関する条例に規定があるとはいえ、“年度跨ぎ”契約の慣行は、年度内に全期間の契約が可能でありながら、あえて 1 か月間年度を越えさせて契約するもので、元来、単年度の会計制度と相容れないものである。なお、この契約慣行は、競争入札のみであって随意契約では行われていない。今後、このような事態が生じることがないように“年度跨ぎ”契約を改善・検討する必要がある。

## (3) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

自由民権記念館では当該委託業務については「日常業務であるため検査調書はなじまない」として契約規則第 53 条第 1 項に規定する検査調書を作成していない。

## 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

検査調書の作成の省略した代替手続として日報及び勤務表等で確認したとしているが、これら確認行為と検査調書の作成とは目的・趣旨が異なるものである。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

### (4) 委託業務の効果の評価について

#### 委託業務の効果の認識について

自由民権記念館では当該業務委託について、制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では 正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 といったプラスの効果があり、逆に 緊急時・イレギュラー時の対応が迅速にできにくいというマイナスの効果があったと委託の効果認識している。(質問票 -5)

#### 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことであり、発見されたマイナスの効果には適切な対応が要求される。

委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

## 62. 自由民権記念館 自由民権記念館調査・研究等事業関連業務委託

62	委託業務名	自由民権記念館調査・研究等事業関連業務委託		
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	542,700円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない	
委託契約先	公文豪			
委託先団体区分	(10)個人	再委託禁止条項	有	
委託分類	(1) その他の専門的業務	担当部署	自由民権記念館	
主な委託業務	自由民権記念館が収蔵する歴史資料の継続的な調査整理業務(山本憲関係資料等の収蔵資料の解説及びその付帯業務 その他資料整理に関する業務)			
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため			

主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 専門知識・技術・人材に対する効果的対応				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略
備考					

#### (1) 契約における委託業務内容の明確化について

自由民権記念館収蔵資料調査整理業務委託契約をみると、受託者は、別紙仕様書に従い、本委託業務を完了しなければならない(第1条)、としている。その仕様書において1 業務内容 資料の解読及びそれに付帯する業務 その他、資料整理に関する業務 2 対象資料、自由民権記念館が所蔵する資料等、山本憲関係資料、山崎百次郎関係資料、その他と記載されているのみであり、記載内容として不十分である。

しかしながら、このように具体的な対象資料を示してはいるものの、これらの資料についてどの程度(質・量)の解読及び資料整理をもって本委託業務が完了というのか、具体的に示されていないのは適切でない。当該委託業務は、平成16年度から始まっている継続的な委託業務であり、当然、年次計画に従って進行管理されているものと推測される。

当該業務は、特定資料の解読及び整理業務であって、いわゆる“白紙委任”したのではないことから年次計画に沿った当年度における業務内容を仕様書等で明確にしておく必要がある。

#### (2) 検査調書の作成について

##### 検査調書の作成の省略について

自由民権記念館では当該委託業務については「日常業務であるため検査調書はなじまない」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

##### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

(3) 委託業務の効果の評価について

委託業務の効果の認識について

自由民権記念館では当該業務委託について、制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では 正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 専門知識・技術・人材に対する効果的対応 といったプラスの効果があったと委託の効果を認識している。(質問票 -5)

委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

63. 自由民権記念館 自由民権記念館収蔵資料等整理事業に関する業務

63	委託業務名	自由民権記念館収蔵資料等整理事業(システムデータ入力等)に関する業務				
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	2,585,885円			
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない			
委託契約先	(株)高知電子計算センター					
委託先団体区分	(8)営利法人	再委託禁止条項	有			
委託分類	(1) 情報システム関連業務	担当部署	自由民権記念館			
主な委託業務	細川家資料データ入力作業(収蔵品管理システム登録分のデータ校正等継続作業)、一時的整理作業(カード化整理を終了した収蔵資料の収蔵品管理システムへのデータ入力作業)、展示事業(主にポスター・チラシ・展示パネルに係る画像処理・デザイン、データ入出力処理等)、その他学芸係に関連する事務の補助的作業					
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため					
主な再委託業務	再委託無し					
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し	
プラス効果	正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 専門知識・技術・人材に対する効果的対応					
マイナス効果	マイナスの効果は特になし					
予定価格調書	作成	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略	
備考						

(1) 契約形態について

自由民権記念館収蔵資料等整備事業業務委託契約は、平成16年度から始まって

いる事業で、仕様書で業務内容として、上表のとおり、細川家資料データ入力作業他4項目を挙げている。

当該委託該契約に当り、その随意契約理由をみると、「...、学芸員に準じて博物館施設における実物資料(古文書、書画等)の取扱い方法、当館収蔵品管理システムへの入力操作、デジタル画像処理など専門性を有する作業手順を十分熟知していることが契約の相手方に求められる。」とし、更に「...、改めて博物館資料の取扱い方法...作業工程の再確認など...専門的研修等を実施する必要がないと考える。」として(株)高知電算センターを相手に随意契約している。

また、同計算センターから提出された見積書をみると、「データ入力の日額単価×248日(月平均21日)、社会保険12ヶ月、交通費12ヶ月」と記載され、即ち、1人当たりの人件費そのもの見積りであり、業務量に対する積算は行われていない。

しかしながら、その随意契約理由の記載のとおり学芸員に準じた専門性を有する契約相手、専門的研修の必要のない人であり、また、提出の見積書の内容からすると、この契約は、内容的には人の派遣契約であって業務委託契約とは言い難い。

このような契約形態は、巷間、いわゆる“偽装委託”あるいは“偽装請負”といわれ、一般的には雇用として認識されているところである。

このような契約形態を継続することは適正でないことから短期雇用制度など適切な方法によって改善検討する必要がある。

## (2) 検査調書の作成について

### 検査調書の作成の省略について

自由民権記念館では当該委託業務については「検査の基準設定が不明」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

### 代替手続きの実際について

代替手続として完了報告書による確認を行ったとしているが、検査の基準設定が不明であれば契約統括課に確認するなど適切な方法をとるべきであり、独善的・恣意的に流れているのは適正でない。

### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。



(3) 委託業務の効果の評価について

委託業務の効果の認識について

自由民権記念館では当該業務委託について、制度的に効果測定作業はおこなっていない。(質問票 -6)

しかし委託の効果についての別の質問項目に対しては回答では 正規の職員が本来業務に専念できる 人件費の削減 専門知識・技術・人材に対する効果的対応 といったプラスの効果があったと委託の効果を認識している。(質問票 -5)

委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

64. 保育課 かがみ保育園給食業務委託

64	委託業務名	かがみ保育園給食業務委託			
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	1,970,555円		
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	小畑 正子				
委託先団体区分	(10)個人	再委託禁止条項	有		
委託分類	(1) その他の専門的業務	担当部署	保育課		
主な委託業務	かがみ保育園の給食調理業務委託(かがみ保育園の調理施設において保育園児の昼食・おやつ・離乳食や職員の昼食の調理及びその食材料の調達とそれに係る事務)				
主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため 業務の効率化を図るため その他(合併前より引き継いだ業務であり主に人員配置の面で直営に切り替えられない)				
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	意識的に評価したことはない				
マイナス効果	意識的に評価したことはない				
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	1件	検査調書	省略
備考	1日単価8,245円の単価契約				

## (1) 契約形態について

### 委託の経緯

本件委託業務は、かがみ保育園の調理施設において、保育園児の昼食・おやつ・離乳食や職員の昼食の調理及び食材料の調達とそれにかかる事務を行うことである。かがみ保育園は、高知市と鏡村の合併により高知市に編入された保育園であるが、合併前より個人委託で給食を実施してきた業務であり、本園は0歳から2歳までの園児が対象であり食数も少なく、主に人員配置の面で直営に切り換えることができないため「業務委託」の形態をとっている。

### 委託料の日額単価の積算方法

委託料は、高知市における調理臨時職員の日額賃金と勤務日数から算定した年間賃金と年2回の一時金の合計に、食材購入の交通費を加算したのから日額単価(8,245円)を積算している。あくまで日額単価であって業務委託としての業務量を根拠に積算されてはならない。また、高知市からの委託料の支払いは「人的委託料」(細節)として支出され、給与所得による源泉徴収が行われている(H21年分 38,100円)。

このような実態からみると、当該委託契約は実質的には雇用契約と認識すべきであり、委託契約としていることには疑問がある。契約形態について改善を検討すべきである。

## (2) 委託料からの源泉徴収について

当該業務は個人に対して給食業務を委託しているのであるが、先に触れたとおり報酬額 1,970,555円(年額)から 34,650円(年額)の所得税を源泉徴収していた。

### 源泉徴収について

月々の源泉徴収は給与所得の源泉徴収税額表の甲欄で行っている。また、年末には支払金額の総額と源泉徴収税額が記載された「給与所得の源泉徴収票」を税務署に提出している。

### 所得税の源泉徴収の根拠について

保育課では設計事務所等に対する報酬を支払う場合に行う源泉徴収と同じ解釈で源泉徴収を行ったとしている。しかし、所得税の源泉徴収が必要とされる報酬・料金は所得税法第204条に列挙されているものに限定されており、当該給食業務委託は、源泉徴収が必要な報酬・料金には該当しない。

なお、個人への業務委託で同様の取扱を行っているものが他部課にもあることが

ら、このことについては総括的指摘事項の中でまとめて触れている。

## 65. 環境政策課 容器包装に係る分別基準適合物再商品化業務委託

65	委託業務名	容器包装に係る分別基準適合物再商品化業務委託			
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	1,658,506円		
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない		
委託契約先	(財)日本容器包装リサイクル協会				
委託先団体区分	(4)その他の公益法人	再委託禁止条項	無		
委託分類	(5) 廃棄物の収集・運搬・処理・埋め立て等	担当部署	環境政策課		
主な委託業務	「容器包装に係る分別収集及び再商品化に関する法律」に基づき、高知市が分別収集したビン及びプラスチック(ペットボトルを除く)の容器包装廃棄物(=分別基準適合物)の再商品化を委託する。				
主な委託理由	法律や制度の制約に対応するため				
主な再委託業務	委託先が、分別基準適合物の再商品化を実施する事業者と、入札を経て委託契約を締結し再商品化を実施している。				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施している	効果測定の反映	記載有り
プラス効果	業務量の変動に対する弾力的対応 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上				
マイナス効果	マイナスの効果は特になし				
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	省略	検査調書	省略
備考	(効果測定の概要)分別基準適合物を収集・保管している事業者(高知市再生資源処理協同組合)から、委託先への引渡(再商品化量)について報告を受け、集計している。 (効果測定の事業への反映)毎年4～6月の引渡の実績から、翌年の引渡見込量を算出している。				

### (1) 検査調書の作成について

#### 検査調書の作成の省略について

環境政策課では当該業務委託については「容器包装リサイクル法に基づき、国の指定法人が処理単価等を定めており、また、処理量は、市及び委託先から再商品化を委託されている事業所から報告された実績に基づき定められているため」として契約規則第53条第1項に規定する検査調書を作成していない。

#### 問題点

契約規則では検査調書の作成を省略できる場合を明文の規則で明らかにしており、規則で省略できるとされている場合を除いて任意にその作成を省略することができるものではない。

事業所から報告された実績に基づき定められた処理量の確認と検査調書の作成とは目的・趣旨が異なることから適正でない。

このことについては総括的指摘事項で詳しく触れている。

(2) 委託業務の効果の評価について

委託業務の効果の認識について

環境政策課では当該業務委託について、制度としての委託効果測定として「分別基準適合物を収集・保管している事業者から、委託先への引渡量について報告を受け、集計している」とし、効果測定の事業への反映として「毎年 4～6 月の引渡実績から、翌年の引き渡し見込み量を算出している」と回答している。(質問票 -6)

なお、委託の効果測定とは一般的には業務を委託することによりどのような効果があったかを経済的側面や、業務の質の向上といった側面から測定するものであり、質問票の回答は委託の効果測定ということの認識に若干の食い違いがある。

一方委託の効果についての別の質問項目に対する回答では 業務量の変動に対する弾力的対応 人件費の削減 人件費以外の業務処理コストの削減 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上といったプラスの効果があったと委託の効果の認識している。(質問票 -5)

委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

66. 生涯学習課 財団法人高知市文化振興事業団委託金(派遣職員に係る手当等)

66	委託業務名	財団法人高知市文化振興事業団委託金(派遣職員に係る手当等)		
契約期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	契約金額	11,757,000円	
契約方法	覚書による	随意契約理由	-	
委託契約先	財団法人高知市文化振興事業団	担当部署	生涯学習課	
委託先団体区分	(1)高知市の外郭団体	再委託禁止条項	-	
主な委託業務	財団法人高知市文化振興事業団と締結した中央公民館等運営業務委託契約など各契約に基づくとし、「覚書」を締結し、市からの派遣職員の給与(給料、扶養手当、住居手当、期末手当)以外の旅費・超勤等を支給するもの。			

(1) 財団法人高知市文化振興事業団委託金(派遣職員に係る手当等)の概要

高知市は(財)高知市文化振興事業団に対し平成21年度に「財団法人高知市文化

振興事業団委託金(派遣職員に係る手当等)」として 10,556,243 円(確定額)の委託料を支払っている。

高知市教育委員会は、従来、高知市から(財)高知市文化振興事業団への職員の派遣は「出向」として取り扱っていたため、出向職員に対して給与、手当及び共済長期給付等事業主負担分相当分を市が直接支払っていた。

平成 14 年度の「公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律」(H14.4.1 施行)及びそれに関連する条例・規則の制定によって職員派遣について一定の制限が加えられたため、以後(財)高知市文化振興事業団が直接負担すべき手当等について委託料として支出しているものである。

#### 支出の根拠となる協定等

##### ) 職員派遣の取扱いに関する協定(H18.4.1)

高知市教育委員会(甲)と(財)高知市文化振興事業団(乙)との間で締結された「職員派遣の取扱いに関する協定」の第 4 条に給与に関する規定また第 10 条では共済費の負担について第 12 条第 4 項で災害補償負担金の負担についての規定が置かれている。

第 4 条 派遣職員の給与(給料、扶養手当、住居手当、期末手当)は、甲がその関係規程に基づいて支給する。

2 前項に掲げる給与を除く手当については、乙がその関係規程に基づいて直接支給する。

第 10 条、第 12 条省略

##### ) 業務委託契約書

平成 21 年 4 月 1 日付けの高知市文化祭事業委託契約書、横山隆一記念まんが館事業委託契約書、高知市立中央公民館事業委託契約書、高知市立中央公民館等運營業務委託契約書のそれぞれ第 5 条には派遣職員の手当等について以下の条項が置かれている。

(派遣職員の手当等)

第 5 条 第 3 条第 1 項に規定する委託料のほか、甲は乙との間において平成 18 年 4 月 1 日付けで締結した職員派遣の取扱いに関する協定書第 4 条第 2 項、第 10 条及び第 12 条第 4 項の規定に基づき乙が支出する手当及び法定福利費等に充当する経費に係る委託料として、別に甲乙協議して定める費用を乙に支払う。

) 覚書

上記各業務委託契約書の第5条の協議内容について平成21年4月1日付けで高知市教育委員会(甲)と(財)高知市文化振興事業団(乙)は覚書を取り交わしており、費用の額に関する第3条の記載は以下のとおりである。

(費用の額)
第3条 第1条第2項各号に掲げる費用は、総額金 11,757,000 円(うち消費税及び地方消費税の額 559,857 円)以内とし、現に甲の派遣職員に対して第1条第2項に基づき乙が派遣職員に直接支給する額を限度とする。

公社が負担すべき手当等を委託料として支払うことについて

上記 )の「職員派遣の取扱いに関する協定書」は「公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律」(H14.4.1 施行)及びそれに関連する条例・規則に従って締結されたものである。その協定第4条第2項では明らかに「前項に掲げる給与を除く手当については、乙がその関係規程に基づいて直接支給する。」と規定されている。

ところが上記 )各業務委託契約及び )「覚書」は協定により公社が負担することとされている手当等を委託料名目で高知市が負担していることに他ならない内容となっている。

法律及び条例に従って同教育委員会と同文化振興事業団との間で締結された協定に対し上記 )各業務委託契約及び )「覚書」でその協定内容を否定して支払うこととしているのは、法律・条例違反であり適正でない。

派遣職員の人件費に充てるために支出した補助金は違法であるとの判決が大阪高裁において下されていることから早急に検討し必要な改善をすべきである。

なお、高知市における同様の派遣職員の給与の支払いについては、委託料以外に補助金・負担金による場合もあり、その全容は総括的指摘事項に記載してある。

67. 農業水産課 平成21年度外国人漁業研修生陸上研修委託料

67	委託業務名	平成21年度外国人漁業研修生陸上研修委託料		
契約期間	平成21年12月2日～平成22年2月28日	契約金額	789,122円	
契約方法	随意契約(特命)	随意契約理由	性質・目的が適さない	
委託契約先	高知県外国人漁業研修センター			
委託先団体区分	(11)高知県の政支援団体	再委託禁止条項	有	
委託分類	(5) その他業務	担当部署	農業水産課	
主な委託業務	外国人漁業研修生受入事業に係る陸上研修業務			

主な委託理由	高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため		コスト削減効果を活用するため		
主な再委託業務	再委託無し				
効果測定条項	無	制度的委託効果測定	実施していない	効果測定の反映	記載無し
プラス効果	意識的に評価したことはない				
マイナス効果	意識的に評価したことはない				
予定価格調書	省略	見積書の徴収先	省略	検査調書	省略
備考					

#### (1) 事業の概要

外国人漁業研修生たちに対し海上に出る前に約 3 ヶ月にわたり日本語習得や漁労・航海等の基礎研修を高知県外国人漁業研修センターに委託して行うものである。外国人研修生はこの研修後、高知県下各地区の漁協に所属する船主のもとで海上研修を受ける。

#### (2) 予定価格調書の作成省略理由

事前に法務局へ提出する入国申請書類のうち、外国人漁業研修生受入事業予算確約書に金額が明示されている。(報償費の中の食料費月額 3 万円 + 委託料が当該委託契約分)また、国の研修制度において一部金額が定められているものがあるため、見積書を省略しており、見積書を省略することができる場合、予定価格調書を省略できるため作成していない。

#### (3) 検査調書の作成について

農業水産課では、毎月提出される出席簿・研修及び生活状況日報により研修生の出欠の有無、研修態度等受講科目毎に毎日の研修生の状況を把握できるということを以て検査調書は作成していない。

しかし、契約規則によれば検査調書の作成を省略できる場合は契約金額が 50 万円(工事の請負にあつては、130 万円)を超えない契約に限定されている。

契約規則に従って検査調書を作成すべきである。

#### (4) 委託業務の効果の評価について

##### 委託業務の効果の認識について

農業水産課では当該業務委託について、「委託業務の成果を検収及び生活状況日報等により確認しているが、そこから生まれる効果を測定するまでは至っていない」として制度的に効果測定作業はおこなっていない。また、委託の効果については非公式にも評価していない。

## 委託業務の効果の評価の必要性について

業務の委託には相当の理由がありその理由が実現できたか評価することは業務執行上当然のことである。委託業務の効果の評価は行政にとっては比較的新しいテーマでもあるが一定の尺度を作り制度としての評価に取り組む必要がある。

なお、委託業務の効果の評価の必要性については総括的指摘事項で詳しく触れている。

## 68. 施設管理の委託契約について

随意契約によっているものは、それぞれ各種の理由により競争入札によることができないという結論を出している。ところで、施設管理業務について契約方法を比較したところ同一の種類で委託業務で競争入札によっている契約と随意契約によっている契約があり、随意契約理由の合理性に疑義が生じる事態が発見された。そのため施設管理業務に限定して契約方法を比較し、追加の質問とヒアリングを実施した。

### (1) エレベータの保守点検業務

調査の対象とした 1,292 件の契約の中からエレベータの保守点検業務委託契約を原則として全件抽出する方針で、手作業で抽出作業を行った。その結果 34 件のエレベータの保守点検業務委託契約(支出負担額合計 74,480 千円)が抽出された。それらについて契約方法を確認したところ 30 件の契約で随意契約によっていたが、2 件の契約は指名競争入札により契約をおこなっていた。

随意契約理由を検討した結果リモートメンテナンスシステム、直接通話システム等の制約が主な随意契約の理由となっていた。

競争入札によったエレベータのうち、清掃工場のエレベータは清掃工場には技術者が配置されていること、リモートメンテナンスシステム、直接通話システムは装備していないことなどから競争入札が可能となったものである。

しかしもう一件の健康づくり課の保健福祉センターのエレベータについてはまったく事情が異なり、他のエレベータの保守点検業務委託契約の随意契約理由に大きな疑問を投げかけるものである。

### 随意契約理由の例

以下は、随意契約理由の実際の例である。

1. 市営住宅に設置されている日本オーチスエレベータ(株)製エレベータの例
---------------------------------------



本業務は、市営住宅に設置されているエレベータの保守業務を行うものであり、保守業務には、主に現場作業（点検・給油・調整・清掃等）を実施する定期点検のほか、遠隔システムによる点検・診断・監視及び閉じ込め故障時の直接通話システムがある。

上記保守業務のうち、遠隔システムによる点検・診断・監視は、常時エレベータの運行データを収集することで、運行に支障をきたす故障等が発生することを未然に防止し、また、万一、故障等が発生した場合でも、遠隔システムから発報することにより、直ちに技術者を現場に派遣し、蓄積したデータを解析することで復旧に要する時間も大幅に短縮することができる。また、直接通話システムは、閉じ込め故障時に直接専門の職員から適切な指示を受けられることから、利用する入居者等にとって大きな安心感が生まれる。上記の遠隔システム・直接通話システムとも、エレベータを利用する者が主に身体障害者・高齢者等であり、また、昼夜を問わず 24 時間稼働していることから、エレベータが故障停止の状態になれば、直ちに生活に重大な支障が生じるため、エレベータ保守業務に必要な不可欠なシステムである。

これらのシステムは、当該エレベータを製造したメーカー又はメーカー直系の保守専門業者が、メーカーの保有する運行データに基づき開発・製造・設置したものである。仮に保守点検業者の変更がある場合は、受託することとなる業者が新たにこれらのシステムを設置しなければならない。しかしながら、メーカー及びメーカー直系以外の他業者では、メーカーの保有するエレベータの運行データの入手や、システム開発等の面から同等の保守業務を行うことが困難である。

当該エレベータは、製造したメーカーが直接保守点検業務を実施している。よって、適正な保守点検業務を遂行していくためには、メーカーである上記業者を契約の相手方とすることが最も適当であると考えられる。

#### 競争入札によった保健福祉センターのエレベータの契約等の内容

保健福祉センターのエレベータは上記随意契約理由の例と同じ日本オーチスエレベータ(株)製エレベータである。

保守点検の内容はフルメンテナンス契約である。リモートメンテナンス及び直接通話システムは装備されている。すなわち住宅課の市営住宅に設置されている日本オーチスエレベータ(株)製エレベータと同等の保守委託業務内容である。

保健福祉センターにおいて競争入札による契約が可能であるということは、その他の同種類のエレベータの保守点検業務委託の随意契約の理由がほとんど成り立たないことになる。

#### 保健福祉センターの契約金額の変遷

保健福祉センターでは、住宅課の特命随意契約理由と同様の理由により平成 18 年 6 月までは日本オーチスエレベータ(株)との間で随意契約によりエレベータの保守点検業務委託契約を締結していた。

競争入札に移行したのは平成 17 年の契約時に契約課から随意契約から入札に移行するように指導されたためである。仕様書は当時の担当者が独自に調査し契約課と協議した結果作成したものであり、メーカーにたいし技術指導は依頼していな

い。

この契約により平成 17 年度は年間 1,864 千円であった委託料が平成 21 年度には 868 千円となっている。

瑕疵担保責任期間中であることを随意契約理由としている契約について

上記の随意契約とは別に消防局(東消防署)、まちづくり推進課(ふれあいセンター)に関する 2 件の契約と元氣いきがい課(西部健康福祉センター)の 4 件の契約は瑕疵担保責任期間中であることを随意契約理由としていた。

なお、消防局及びまちづくり推進課の特命随意契約部局審査会調書に記載された随意契約理由にはその旨も記載されていたが、元氣いきがい課の同調書に記載された随意契約理由には上記と同様の理由が記載されていたが、再ヒアリングに際し理由の一つとして示されたものである。

「瑕疵担保責任の責任の明確化」を随意契約の理由とする場合令第 167 条の 2 第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」を適用するのであるがその際の留意事項として「継続して行うことにより一体の成果物(完成して初めて委託業務の目的を果たすものに限る。)の完成を目的とし、業者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるもの。」とされ、「密接不可分な関係」を具体的に説明できることが必要とされている。

消防局の上記調書には「責任の所在が不明確になるおそれがあるため」の記載があるのみであり、「密接不可分な関係」は具体的に説明されていない。また元氣いきがい課の説明は「全面的な保障をメーカー側に請求できない場合がある等責任の所在が不明確となってしまう。」とされこれまた「密接不可分な関係」は具体的に説明されていない。

他業者で保守点検業務を対応した場合の瑕疵担保責任についての影響度合いを慎重に確認し、施設の建築契約とエレベータの保守点検業務が「密接不可分な関係」にあることを立証する必要がある。

## (2) 自家用電気工作物保安管理

調査の対象とした 1,292 件の契約の中から自家用電気工作物保安管理業務委託契約を原則として全件抽出する方針で、手作業で抽出作業を行った。その結果 14 件の自家用電気工作物保安管理業務委託契約(支出負担額合計 35,932 千円)が抽出された。これらの契約はすべて特命随意契約により財団法人四国電気保安協会を契約相手として契約されている。このうちの 2 件がヒアリングの対象となっていたが、その内容は個別的指摘事項の 34 と 53 に記載してある。

### 特命随意契約の理由

特命随意契約の理由は契約課から示された雛形によっており以下のとおりであった。

本委託業務は、電機事業法第 38 条第 4 項に定める自家用電気工作物の保安管理を行うものである。

本施設の自家用電気工作物の保安管理を行うためには、次の 3 種類の方法がある。

- (1)主任技術者を選任するか(電気事業法第 43 条第 1 項)
- (2)要件を備えた個人に委託するか(電気事業法施行規則第 52 条第 2 項)
- (3)要件を備えた法人に委託するか(電気事業法施行規則第 52 条第 2 項)

このうち、

- (1)の方法については、本市では人員配置や財政の面で採用していない。
- (2)の方法については、事故・災害等緊急時に備えての 24 時間体制の確保や、技術力、責任・賠償能力の確認が難しいなどの問題点が考えられる。
- (3)の方法の中で、

上記業者は現在電気事業法施行規則第 52 条の 2 に規定する要件をみたし契約締結を行い、そのうえで中国四国産業保安監督部長の承認を受けている高知県内に事業所を有する法人のひとつで、事業場の受託にあたり換算係数制限を受ける保安業務従事者について、受託可能な人員を有する唯一の法人である。また、上記業者は営利を目的としていない公益法人であり多数口契約及び一括前払い等による割引制度や、電気設備保証保険に加入しているなど、経済的にも有利であると考えられる。

以上のような理由により、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、上記業者と随意契約しようとするものである。

### 随意契約の理由の検証

ヒアリングにより「唯一である」という結論の検証事跡の提示を求めると、対応可能な事業者の把握すらおこなわれておらず、実際には唯一であるかどうかについての調査はおこなわれていなかった。

契約課は自家用電気工作物の保安管理に、平成 22 年度より試行的に見積競争を導入する方針を出し業務対応可能と思われる業者を複数把握している。特命随意契約の「唯一である」という理由は実証性及び合理性を欠いたものと言わざるを得ない。

契約は本来一般競争入札により競争性を確保することが大原則になっている。委託契約の競争性について十分検討し、初めから“この業者ありき”で他社を排除して契約するのではなく、委託契約に必要な条件を十分にクリアする業者がないということを具体的に調査確認等で立証する必要がある。

### (3) 機械警備

調査の対象とした 1,292 件の契約の中から警報装置を設置して、火災・盗難及び不良行為の拡大防止等業務を行うもので、いわゆる「機械警備」と云われる警備委託に関する委託契約を原則として全件抽出する方針で、手作業で抽出作業を行った。その結果 22 件の機械警備業務委託契約(支出負担額合計 55,193 千円)が抽出された。これらの契約はすべて特命随意契約によっていた。このうちの 1 件がヒアリングの対象となっていたが、その内容は個別的指摘事項の 38 に記載してある。

#### 随意契約の理由

特命随意契約部局審査会調書に記載された随意契約理由や、再ヒアリングにより聴取した随意契約の理由はほぼ同様でありおおむね「機械警備について業者変更をした場合、旧業者の機器回線の撤去、新たな業者の機器回線の新設を要するため当分の期間機械警備に空白が生じ、空白期間は人的警備委託が必要となり、別途費用が発生する。入札差額を考慮しても、これらの別途に要する新設・撤去の費用、人的委託の費用負担を解消できる効果は見込めないため」というものであった。

#### 随意契約理由の検討

特命随意契約部局審査会調書の記載内容には機械の設置費用をどの程度要し、当該施設が警備機械導入後何年経過しているかの記載もなく、ヒアリングにおいてそれらに関する資料の提示もなかった。

#### 競争性を実現するために

機械警備中心の警備会社が少ないなど制約はあるが、自動警報装置等機械設備には償却年限(耐用年数)があることから、償却年限等を一定期間(5年～7年)で区切り、一定期間が経過するごとに競争入札を行い、また、長期継続契約を適用して複数年(5年～7年)の契約とすることで可能な限り契約の競争性を高める必要がある。

### (4) 浄化槽維持管理業務委託

調査の対象とした 1,292 件の契約の中から浄化槽維持管理業務委託契約を原則として全件抽出する方針で、手作業で抽出作業を行った。その結果 19 件の浄化槽維持管理業務委託契約(支出負担額合計 14,237 千円)が抽出された。それらについて契約方法を確認したところ 17 件の学校の浄化槽についてはすべて入札となっているにもかかわらず、ふれあいセンター浄化槽維持管理(まちづくり推進課)、保育園単独浄化

槽(保育課)の2件の契約は随意契約により契約をおこなっていた。

なお、ヒアリングの対象となっていた2件の内容は個別的指摘事項の40と52に記載してある。

#### 随意契約によるものの理由

ふれあいセンター浄化槽維持管理(まちづくり推進課)、保育園単独浄化槽(保育課)の2件の浄化槽維持業務委託契約は特命随意契約によって(財)高知市環境事業公社に委託している。

(財)高知市環境事業公社に対する随意契約理由の概要は以下のとおりである。

現在の同公社の運営は、高知市及び高知市議会に認知された再建計画及び経営方針に基づき判断された当該委託事業を受託し、経営の再建を図っているものである。また、当該委託事業が受託できない場合、同公社の運営に直接的な影響を与えることになり、最終的には出資者である市の財政負担につながることになる。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用している。

#### 随意契約理由の妥当性について

##### )委託料で補助することについて

同環境公社の本来業務であるし尿収集業務は、下水道の進展及び浄化槽の普及によって著しい減少がみられることは当然のことである。公社によるし尿収集業務の維持に合理性があるのであれば特命随意契約による委託料によるのではなく、補助金等で明確に対応すべきである。

当該業務を特命で随意契約をすることで問題が解決するものではない。公社の経営としては環境の変化に適応して一定の経営方針の転換が求められるとともに、市としては支出の透明性が求められるところである。

##### )委託することで市の財政負担はさけられるのか

また、最終的に市の財政負担につながるとしているが、その根拠となる委託を継続することで市の財政負担が減少することが明らかにされていない。負担が軽減される額や時期が明確にされない限り、現在の公社の経営状況では単に問題の先送りではない。

高知市の外郭団体見直し方針においても目標として掲げられているように、時代の変遷に伴い社会経済環境に適合しなくなった公社等団体に対しては整理統合等抜本的な対策が求められる。

)随意契約理由の妥当性について

以上からすると、公社の経営あるいは公社の市における位置付け等個別に解決し結論を出すべき問題であり、委託により解決するものではない。本来、問題点を詳細に分析しその問題点に対し最適な方法で対応するのが問題解決の基本的な姿勢である。

令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定は「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であり、当該浄化槽維持管理業務が「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは言い難い。

さらに教育委員会においては別項指摘のとおり、小学校等 35 施設の浄化槽維持業務委託契約について指名競争入札を行っており、浄化槽維持業務委託契約について令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用する余地はないと認められる。

なお、この指摘は当該業務を特命随意契約で委託することの可能性まで否定するものではない。特命随意契約部局審査会調書に記載された理由にまったく合理性が認められない旨指摘しているのである。

## 包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

### 1. 基本的な業務プロセスが整備されていないことについて

本報告書中では一般的なPDCAサイクルとの比較において高知市における評価 (check) と改善 (act) のプロセスの欠如を指摘した。行政はもともと予算と執行という業務プロセスで完結してしまっていたため、長い間の習慣で「評価 (check)」以下のプロセスが身に付かなかった可能性は否定できない。しかし、総括的指摘事項においてアウトソーシングの目的や委託の効果の評価について10ページも費やしてくどく指摘している理由は、基本的な業務プロセスが全くと言っていいほど整備されていないという印象を受けたからである。ただし、結果報告書では可能な限り客観的に表現しようと試みたため、その問題点のニュアンスが十分伝わるものとなっていない可能性がありここで再びこの問題を取り上げている。

監査人の印象では、業務プロセスという観点で質問票の回答を分析した結果は、外部監査の結果報告書に記載した以上に深い問題を含んだものであった。幼稚とさえ言われかねない内容すら存在している。なぜ問題点に対しこのような強い表現をしているかというと、多くの回答を読み込んだ結果としてデータでは表現できない問題が存在しているということ認識してほしいからである。

PDサイクルとPDCAサイクルの違いを具体的に表現すれば、「掃除」を委託し仕様書どおりの方法で「掃除」が済んでいけばいいというのがPDサイクルである。一方「掃除」をなぜ委託するのか、どのような効果を期待するのかの検討に始まり、実際の「掃除」の実施を受けて、期待どおりの効果があったのか、目標は達成されたのか評価し、次の委託に反映していくというのがPDCAサイクルである。

両者の違いを、なぜこのように説明しているかということ、このように表現しなければ理解してもらえない可能性があるという感想を持たざるを得ない質問票の回答の状況であったということであり、さらにそのことから問題の深さを理解してほしいのである。

### 2. 基本的な業務がおろそかにされている

今年度の外部監査の結果報告書においては、非常に単純な検査調書の作成という業務が全庁的に横断的に適切に実施されていないことについて膨大なページを費やして指摘している。

この指摘にこだわる理由は一見些細に見える単純な思いこみによる手続きの瑕疵ではすまされない重大な問題、高知市のほとんどの業務の遂行の底流に流れる非常に大きな問題点を表象している事象であるという印象を持ったためである。

この問題は、単に検査調書を作成すれば解決する問題ではない。

法令、規則等に従っていなくても何ら疑問を感じないことの問題点

悪しき前例であってもそれを踏襲する「無批判な前例踏襲」の持つ問題点

守られていない規則が放置されていることの問題点

それらの循環による悪習の定着という問題点

などの解決が求められているのである。

事実を再確認しておくとして1,292件の契約の実に三分の二を超える873件、67.6%に上る契約で検査調書が作成されていなかったのである。高知市はこの指摘を針小棒大な指摘として片づけることは出来ないはずである。

繰り返すが、この問題は単に検査調書を作成すれば解決する問題ではない。覚醒した意識を持って悪習の連鎖を断ち切ることの必要性を強調しているのである。それが出来なければどのような規則を作っても、どのようなガイドラインを作っても、どのような検討委員会の答申を求めても何も変わらないというような基礎的なことを求めているのである。

### 3. 実際に機能しているか疑問な「方針」等について

外郭団体に対する委託に関しては「外郭団体見直し方針」「指定管理者対応方針」そして実務の整合性のなさについて総括的3において指摘している。高知市はこのように策定しては見たものの実際に活用されず、実態に合わせて見直しもされていない「方針」等の存在を認めざるを得ないと思うのであるが、このような「方針」等は作成する労力も無駄であり、遵法意識の低下も招くものであり問題が多い。

ここでもPDCAサイクルを持ち出すつもりはないが、「方針」等は「作る」だけでは十分に機能しない場合が多い。見直しをして「メンテナンス」することでより有効に機能させることが出来るものである。

作るだけで見直しもされず廃止もされない「方針」は無駄であり有害でさえあると認識する必要がある。

### 4. 外部委託の効果について

外部委託の効果について「職員が何人減り、費用をいくら削減できた」という表現が使われることがある。外部委託の効果の定量的な基準による評価は一見説得力があるが、その基準を個別に検討していくと無条件で認めることが出来ないものが出てくる。例えば費用の削減は、民間企業の安い人件費単価の利用という側面があることは否定できない。このことをさらに突き詰めていくと民間と比較した公務員人件費の適正単価という問題に突き当たる可能性も含んでいる。今年度の外部監査ではそのことは直接のテーマでないためこれ以上言及することは避けるが、条件や立場の違いにより定量的な評価の前提すら簡単に合意に至らないものが存在するということを示しているのである。



一方、定性的な評価はややもすると感想の域を出ずに、評価基準の客観性を追求すると、これまたその設定には困難さがつきまとう。

しかし、本文中でも指摘しているが、「委託の効果測定」はできあがった基準に従って機械的に可能なほどには熟成していない分野でもある。評価手法や評価基準が確立されていないことを理由に制度的「委託の効果測定」の導入を先延ばしすることなく早急に取り組むべき課題と位置づけるべきである。

#### 5. 随意契約の理由の合理性について

エレベータの点検保守契約の随意契約理由の一部はもはや成り立たない。公共下水道台帳作成委託業務の随意契約理由のヒアリングに際しての説明には大きな誤りすら存在する。これらの随意契約はじめ多くの随意契約では、どうしたら原則どおりに業務を執行できるかに知恵を出すのではなく、できない理由を探すのに一所懸命な印象すらある。

高知市の職員はもう一度「高知市随意契約ガイドライン」を読み直す必要がある。このガイドラインは解釈によらなければならない部分の少ない非常に丁寧に書かれたものである。

さらに、このガイドラインは平成 21 年 1 月 14 日に適用になっているものである。しかし、このガイドラインがどれだけ尊重されて随意契約が締結されているか甚だ疑問な状況である。従われることのないガイドラインの持つ問題点を重ねて指摘しておく。

#### 6. 地方自治法の再確認

「包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」の最後でもう一度地方自治法の規定を確認しておく。

地方自治法第 1 編第 2 条第 14 項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。

以 上

## 参考資料

### 1. 質問票要旨

#### 委託費質問票

質問事項	
I. 平成21年度委託費について	
1. 内容	
2. 債権者氏名	(1) 債権者氏名 (2) 債権者番号
3. 科目(記入省略可)	(1) 予算区分 (2) 会計 (3) 款 (4) 項 (5) 目 (6) 細目 (7) 事業 (8) 節 (9) 細節
4. 支出負担行為	(1) 支出負担行為番号 (2) 支出負担行為作成日 (3) 支出負担行為金額 (4) 同一契約による支出負担行為 (5) 同一契約による債務負担行為がある場合当該契約の総額 (6) 契約の種類 ① 単価契約 ② 措置委託 ③ 上記以外
5. 委託開始年度	(1) 平成 年度開始 (2) 昭和 年度開始 (3) 不明
6. 過去5年以内(平成17年度以降)の債権者(契約受託者)の異動について	(1) 過去5年以内(平成17年度以降)に債権者(契約受託者)の異動があった場合はその事跡を記載してください。
7. 担当部署	(1) 平成21年度担当部署 (2) 平成22年度担当部署 ① 課 ① 課 ② 担当者 ③ 内線電話
8. 長期継続契約に該当する場合	(1) 契約期間 年 月 ~ 年 月 (2) 参考事項
II. 契約事務について	
上記の支出負担行為に係る起案紙をコピーしてください。なお、随契理由が別紙の場合その部分もコピーしてください。	
1. 契約書及び請書について	(1) 契約書の作成の有無 ① 有 ② 無 無の場合その理由 (2) 請書 ① 有 ② 無 無の場合その理由 (3) 再委託制限条項の有無 ① 有 ② 無 (4) 再委託制限条項の記載書類 ① 契約書 ② 請書 ③ その他 (5) 制限がある場合その内容
2. 随意契約の場合	(1) 随意契約の理由(地方自治法施行令第167条の2第1項の各号) ① 少額な契約 ⑥ 競争入札が不利 ② 性質・目的が適さない ⑦ 著しく有利な価格で契約できる ③ 障害者自立支援法関連 ⑧ 入札者や落札者がいない ④ 新商品生産関連 ⑨ 落札者が契約を締結しない ⑤ 緊急により競争入札ができない (2) 随意契約の理由 (3) 予定価格調書 ① 作成 ② 省略 作成の場合その金額 円 省略の場合その理由 (4) 見積書 ① 徴収 ② 省略 徴収の場合その件数及び金額 円 省略の場合その理由 徴収件数 件 i) 契約者 円 ii) 契約者以外1 円 iii) 契約者以外2 円 3者以上の場合は別紙に記載してください。 (5) 1者随意契約の場合その理由
3. 指名競争入札の場合	(1) 指名競争入札の理由 ① 一般競争入札に適さない ② 入札参加者が少数 ③ 一般競争入札が不利 (2) 指名業者数 (4) 予定価格 (3) 応札業者数 (5) 落札価格
4. 一般競争入札の場合	(1) 応札業者数 (2) 予定価格 (3) 落札価格
5. 契約保証金の授受	(1) 契約保証金の授受 ① 有 ② 無 (2) 有の場合その金額 円 (3) 無の場合その理由
6. 検査調書の作成	(1) 検査調書の作成 ① 作成 ② 省略 (2) 作成している場合その作成部署 (3) 省略の場合その理由 (4) 省略した場合の代替手続き

Ⅲ. 委託内容について	
1. 委託理由	
(1) 委託理由(複数選択可)	
① 高度な専門的な知識、技能、設備等を活用するため	⑤ 民間的な経営感覚を活かしたサービス提供を行うため
② 業務の効率化を図るため	⑥ 緊急時、時間外、休日等に対応することを可能とするため
③ コスト削減効果を活用するため	⑦ 法律や制度の制約に対応するため
④ 一時的に大量に発生する事務や業務の処理に対応するため	⑧ 上記の①から⑦以外
(2) ⑧についてその具体的理由	
2. 委託契約類型分類について	
(1) 専門的業務	
① 情報システム関連業務	⑤ 免許、資格試験関連業務
② 調査・測量、設計・管理等の工事関連業務	⑥ 熟練を要する技能作業業務
③ 用地買収、登記関連業務	⑦ その他の専門的業務
④ 職業専門家(弁護士、公認会計士等)が行う調査、分析、相談等の業務	
(2) 定型的業務	
① データ入力、データ集計、台帳整備等の単純事務作業	③ その他の定型的業務
② 郵便物等の受付、発送、広報誌等の配布業務	
(3) 企画運営業務	
① 広報関連業務(広報誌の編集を含み配布業務は含まない。)	④ シンクタンク、コンサルティング関連業務
② イベント、シンポジウム関連業務	⑤ その他の企画運営業務
③ 技術指導、能力開発関連業務	
(4) 施設管理業務	
① 公の施設の管理運営業務	③ 整備、清掃等業務
② 庁舎等の維持・管理(機械類保守点検を含む)業務	④ その他施設(公園等を含む)の管理運営業務
(5) その他業務	
① 廃棄物の収集・運搬・処理・埋め立て等業務	③ 福祉・厚生・各種検診関連業務
② 保険医療関連業務	④ その他業務
(6) 分類不能の業務	
3. 委託先について	
(1) 高知市の外郭団体	(7) 上記以外の非営利団体
(2) (1)以外の出資・出捐団体	(8) 営利法人
(3) (1)(2)以外の財政支援団体	(9) 上記以外の任意団体
(4) その他の公益法人	(10) 個人
(5) 社会福祉法人	(11) その他(具体的に)
(6) NPO法人	
4. 委託業務の再委託について	
(1) 再委託の有無	① 有                      ② 無                      ③ 不明
(2) 有の場合の具体的内容	(3) 不明の場合の確認方法
5. 委託の効果について	
(1) 委託の効果についての認識について	
① 委託の効果について意識的に評価したことはない。	② 委託の効果については意識的に評価している。
(2) プラスの効果(複数選択可)	
① 業務量の変動に対する弾力的対応	⑥ 専門化によるサービスの向上
② 正規の職員が本来業務に専念できる	⑦ 専門知識・技術・人材に対する効果的対応
③ 人件費の削減	⑧ プラスの効果はない
④ 人件費以外の業務処理コストの削減	⑨ その他(具体的に記載してください。)
⑤ 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上	
(3) マイナスの効果(複数選択可)	
① 業務の質が確保が困難である	④ マイナスの効果は特にない
② 緊急時・イレギュラー時の対応が迅速にできない	⑤ その他(具体的に記載してください。)
③ 経費の節減が進まない	
6. 委託の効果測定制度について	
(1) 契約等における効果測定条項の有無及び内容	
(2) 担当部署等における効果測定作業の実施の有無	
① 制度として実施している	② 制度としては実施していない
(3) 実施していない場合その理由	
(4) 効果測定の時期及び具体的方法の概要	
(5) 効果測定の事業への反映	
7. アウトソーシング推進計画における位置付け	









質問票回答内容部課別件数詳細④

Table with columns: 課, 評価の有無, プラスの効果 (1-9), マイナスの効果 (1-5), 測定作業 (有, 無), 実施していない理由 (1-6). Rows list various departments like 秘書広報課, 総合政策課, etc., with numerical data for each category.

質問票の項目の説明事項
2 プラスの効果(複数選択可)
① 業務量の増加に対する弾力的対応
② 正規の職員が本来業務に専念できる
③ 人件費の削減
④ 人件費以外の業務処理コストの削減
⑤ 業務の迅速化・対応の柔軟化等のサービスの向上
⑥ 専門化によるサービスの向上
⑦ 専門知識・技術・人材に対する効果的対応
⑧ プラスの効果はない
⑨ その他
① 業務の質が確保が困難である
② 緊急時・イレギュラー一時の対応が迅速にできない
③ 経費の削減が進まない
④ マイナスの効果は特になし
⑤ その他
4 効果測定になじまない
5 論理的にみて理由になっていない
6 特になし又は記載無し











質問票回答内容部課別金額詳細⑤

課	委託契約類型分類																	
	2					3					4				5			
	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	6			
秘書広報課	0	1,545,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
総合政策課	0	0	884,850	0	3,000,000	1,942,500	0	0	0	0	0	0	0	1,058,000	0			
行政改革推進課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
情報政策課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
出納課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
総務課	10,644,480	0	0	0	0	0	0	22,014,767	14,848,820	0	0	0	0	0	0			
管財課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
人事課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,254,026	0	0			
契約課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
危機管理室	0	0	2,593,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,940,000	0			
市民税課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資産税課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
税務管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
定額給付金室	12,414,784	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
中央窓口センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
同和・人権啓発課	0	0	0	0	0	0	8,973,000	0	19,195,500	0	0	0	0	26,464,871	0			
男女共同参画課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
まちづくり推進課	0	0	0	0	0	0	68,255,482	5,674,021	14,099,982	0	0	0	0	0	0			
寄場	0	0	0	0	0	0	0	3,921,741	21,810,467	0	2,205,000	0	0	0	0			
交通安全課	14,143,500	0	0	0	0	0	9,648,569	525,000	0	0	0	0	0	19,995,374	0			
介護保険課	700,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71,385,038	10,916,504	0			
保険医療課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62,570,300	49,893,543	1,350,000	0	0			
健康福祉総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92,355,000	0	0	0	0			
総合あんしんセンター建設課	0	0	0	0	0	0	0	0	1,297,500	0	0	0	0	0	0			
元気いきがい課	0	0	0	0	13,448,674	118,803,990	6,996,890	4,104,840	0	2,358,125	0	146,154,306	23,813,101	0	0			
生活福祉課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
誠和園	0	0	0	0	0	0	0	500,500	0	1,201,200	0	0	0	0	0			
子育て支援課	0	0	0	0	4,110,000	0	0	0	0	0	37,159,412	88,613,269	0	0	0			
保育課	0	0	0	0	0	0	0	3,142,832	9,883,188	0	7,805,280	0	0	0	0			
地域保健課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
生活食品課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	669,060	0	0	0			
健康づくり課	0	0	0	0	0	0	5,827,105	2,094,400	6,653,976	0	0	689,479,260	0	0	0			
観光課	0	2,513,790	0	0	0	381,851,240	1,979,250	15,522,080	2,675,750	1,386,000	0	0	1,500,000	0	0			
産業政策課	0	0	5,649,000	5,250,000	1,695,435	9,493,000	0	2,427,939	0	0	0	0	0	0	0			
公営事業課	4,704,941	3,249,200	0	0	1,140,300	34,220,440	0	18,968,036	0	0	0	1,431,849	540,351,856	0	0			
道路維持課	0	0	0	0	0	1,606,878	0	17,167,500	0	0	0	0	0	0	0			
道路建設課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
道路管理課	0	0	0	0	0	0	2,821,819	0	0	0	0	0	0	0	0			
下水道保全課	0	0	0	0	0	0	80,876,406	13,188,000	0	9,805,815	0	130,676,905	0	0	0			
下水道建設課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
河川水路課	0	0	0	0	0	613,833	31,915,304	0	0	8,916,250	0	15,101,100	0	0	0			
下水処理場管理課	0	0	0	0	0	0	279,626,725	0	0	0	0	57,733,400	0	0	0			
都市計画課	0	0	0	0	5,460,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
都市整備総務課	0	0	0	0	0	172,173,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
瀬江西部都市整備課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
高知駅周辺都市整備課	0	608,227	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
弥右衛門都市整備課	0	0	0	0	0	4,680,000	0	1,155,000	0	23,780,117	0	0	0	0	0			
みどり課	0	0	0	0	0	26,904,000	0	1,407,082	360,770,649	2,923,620	0	0	0	0	0			
住宅課	0	0	0	0	0	4,907,329	31,819,830	6,628,650	0	0	0	0	0	0	0			
地籍調査課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
環境政策課	0	0	0	0	0	0	0	13,753,995	0	1,658,506	0	0	0	0	0			
環境業務課	0	0	0	0	0	0	1,496,250	2,723,385	0	205,089,672	0	0	0	0	0			
清掃工場	0	0	0	0	0	6,885,000	51,669,660	3,051,125	13,099,952	216,217,608	0	0	0	0	0			
東部環境センター	0	0	0	0	0	84,294,000	0	6,400,864	0	9,869,638	0	0	0	0	0			
環境保全課	0	0	0	0	0	0	525,000	2,903,724	0	0	0	0	0	0	0			
廃棄物対策課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
春野環境センター	2,063,710	0	0	0	0	0	0	0	0	43,478,902	0	0	0	0	0			
消防局	0	0	0	0	0	0	28,956,202	6,015,070	4,683,367	2,310,000	0	6,152,153	0	0	0			
教委総務課	0	0	0	0	0	0	26,432,575	27,376,020	0	0	1,936,807	3,462,735	0	0	0			
学校教育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	670,770	0	0	0			
学事課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,633,600	0	13,374,245	0	0	0			
生涯学習課	0	84,376,000	0	0	0	239,069,729	7,782,993	4,837,790	0	0	0	11,757,000	0	0	0			
スポーツ振興課	0	0	0	0	0	531,510,000	0	2,705,600	0	0	0	0	0	0	0			
人権教育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
少年補導センター	0	0	0	0	0	0	0	717,912	0	0	0	0	0	0	0			
市民図書館	3,428,040	0	0	0	0	75,129,995	1,424,400	3,561,250	0	2,117,500	0	900,000	0	0	0			
青少年課	0	1,995,000	0	0	0	26,827,978	0	974,522	0	0	17,013,952	12,985,000	0	0	0			
商業高等学校	0	0	0	0	0	0	0	3,243,625	0	0	0	0	0	0	0			
教育研究所	0	0	0	0	0	0	5,992,843	0	0	0	0	0	0	0	0			
自由民権記念館	7,867,440	0	0	0	0	0	1,264,200	2,387,700	0	0	0	0	0	0	0			
市議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
選挙管理委員会	1,625,400	0	0	0	0	0	0	1,996,890	0	0	0	0	0	0	0			
農業水産課	0	0	0	0	0	0	0	0	601,965	0	0	4,289,122	0	0	0			
森林政策課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
中山間振興課	0	0	0	0	0	7,500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
耕地課	0	0	0	0	0	0	39,275,982	1,071,987	0	5,261,730	0	0	0	0	0			
市場課	0	0	0	0	0	0	7,925,589	77,077,040	0	2,734,198	0	0	0	0	0			
春野地域振興課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
総合計	52,887,354	6,250,541	96,220,567	5,649,000	8,250,000	27,796,909	1,819,174,568	646,655,179	329,157,059	381,831,683	552,752,761	192,084,712	1,088,357,508	865,965,738	0			







質問票回答内容部課別金額詳細⑧

課	委託の効果についての非公式な評価作業			委託の効果測定制度について								
	マイナスの効果			測定作業		実施していない理由						
	3	4	5	有	無	1	2	3	4	5	6	
秘書広報課	561,750	46,559,544	0	0	47,121,294	0	47,121,294	0	0	0	0	0
総合政策課	2,551,500	13,915,350	0	0	17,524,850	0	11,836,350	0	2,688,000	1,058,000	1,942,500	0
行政改革推進課	0	0	11,000,000	0	11,000,000	0	0	0	0	0	0	11,000,000
情報政策課	183,737,978	43,335,237	163,714,740	0	239,778,215	0	0	239,778,215	0	0	0	0
出納課	0	0	0	0	3,332,903	3,332,903	0	0	0	0	0	0
総務課	0	34,914,647	13,018,566	0	60,526,633	0	0	0	0	52,269,607	8,257,026	0
管財課	0	10,501,039	0	0	16,105,561	0	0	0	0	1,817,200	14,288,361	0
人事課	0	7,882,866	0	0	7,882,866	2,254,026	0	0	0	5,628,840	0	0
契約課	0	75,600,000	0	0	75,600,000	0	0	75,600,000	0	0	0	0
危機管理室	0	23,705,350	0	0	23,705,350	0	0	0	0	0	0	23,705,350
市民税課	0	36,465,030	0	0	36,465,030	0	0	0	36,465,030	0	0	0
資産税課	0	81,522,000	0	0	90,702,000	62,779,500	1,890,000	0	16,852,500	9,180,000	0	0
税務管理課	0	0	0	0	2,289,000	0	0	0	0	0	0	2,289,000
定額給付金室	0	22,982,154	0	0	22,982,154	0	22,982,154	0	0	0	0	0
中央窓口センター	14,566,967	546,210	0	0	15,113,177	0	0	15,113,177	0	0	0	0
同和・人権啓発課	0	0	0	574,100	54,633,371	26,464,871	0	0	28,168,500	0	0	0
男女共同参画課	0	0	0	0	5,893,000	0	0	0	5,893,000	0	0	0
まちづくり推進課	0	21,192,981	0	32,521,191	55,508,294	0	0	0	0	54,932,303	575,991	0
斎場	0	0	0	0	40,653,758	0	0	0	0	0	0	40,653,758
交通安全課	0	47,861,443	0	0	47,861,443	0	0	0	0	47,861,443	0	0
介護保険課	0	0	0	0	209,579,872	0	0	107,966,878	0	0	0	101,612,994
保険医療課	0	176,725,811	0	0	176,725,811	0	176,725,811	0	0	0	0	0
健康福祉総務課	0	92,355,000	0	58,699,000	33,656,000	33,656,000	0	0	0	0	0	0
総合あんしんセンター建設課	0	0	0	0	60,904,867	0	0	0	0	60,904,867	0	0
元気いきがい課	0	0	0	106,691,200	368,154,454	0	0	368,154,454	0	0	0	0
生活福祉課	0	41,065,500	0	0	46,147,500	0	0	0	0	0	0	46,147,500
誠和園	0	39,257,300	0	37,555,600	1,701,700	0	0	0	0	1,701,700	0	0
子育て支援課	19,332,000	121,145,181	0	0	140,477,181	69,115,882	10,346,749	0	0	0	0	61,014,550
保育課	0	665,280	0	0	35,809,045	0	0	0	0	1,970,555	665,280	0
地域保健課	0	0	0	0	12,853,495	0	1,590,480	0	0	0	0	11,263,015
生活食品課	0	8,589,000	0	0	17,897,341	0	0	0	0	9,308,341	8,589,000	0
健康づくり課	0	693,109,936	0	0	704,054,741	688,119,260	0	15,935,481	0	0	0	0
観光課	0	409,970,110	2,942,300	370,178,000	42,734,410	766,080	0	0	0	39,026,030	2,942,300	0
産業政策課	544,320	32,267,064	0	9,493,000	25,116,323	5,649,000	0	0	0	0	0	19,467,323
公営事業課	9,128,167	47,036,030	0	0	941,283,640	171,184,872	0	762,040,768	0	8,058,000	0	0
道路維持課	0	18,112,878	0	0	26,855,650	0	0	0	0	9,026,650	17,829,000	0
道路建設課	0	0	0	0	9,611,193	0	0	0	0	9,611,193	0	0
道路管理課	0	0	0	0	132,344,616	0	0	0	0	132,344,616	0	0
下水道保全課	196,349,380	50,424,061	0	0	289,954,576	0	39,900,000	3,866,400	0	118,109,415	128,078,761	0
下水道建設課	0	80,751,972	0	78,501,150	2,250,822	0	0	0	0	2,250,822	0	0
河川水路課	0	38,567,706	0	0	72,623,492	0	0	72,623,492	0	0	0	0
下水処理場管理課	7,857,680	0	0	0	343,487,509	0	0	0	0	335,629,829	7,857,680	0
都市計画課	0	10,951,500	0	0	37,957,500	0	0	0	0	37,957,500	0	0
都市整備総務課	0	17,600,000	0	172,173,000	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬江西部都市整備課	0	32,941,676	0	0	32,941,676	0	0	0	0	32,941,676	0	0
高知駅周辺都市整備課	0	0	0	0	96,346,222	0	0	0	0	96,346,222	0	0
弥右衛門都市整備課	0	63,559,774	0	4,680,000	96,688,941	0	0	0	0	96,688,941	0	0
みどり課	2,923,620	389,081,731	0	26,904,000	365,101,351	0	0	0	0	0	0	365,101,351
住宅課	0	33,217,800	0	0	69,381,109	0	0	69,381,109	0	0	0	0
地籍調査課	0	90,240,000	0	0	90,240,000	0	0	0	0	90,240,000	0	0
環境政策課	0	1,658,506	0	0	15,412,501	0	0	0	0	0	0	15,412,501
環境業務課	7,581,751	61,171,556	135,000,000	0	209,309,307	0	0	0	0	0	0	209,309,307
清掃工場	219,787,608	49,930,625	0	6,885,000	285,014,845	0	0	0	0	0	0	285,014,845
東部環境センター	900,000	201,053,426	0	0	201,953,426	0	0	0	0	201,953,426	0	0
環境保全課	924,000	0	9,282,000	0	34,047,921	0	23,768,421	0	0	10,279,500	0	0
廃棄物対策課	0	1,092,000	0	0	1,092,000	1,092,000	0	0	0	0	0	0
春野環境センター	0	45,542,612	0	0	45,542,612	0	0	0	0	0	0	45,542,612
消防局	8,255,100	1,906,863	0	0	202,699,298	4,245,290	0	0	0	198,454,008	0	0
教委総務課	0	220,290,232	0	0	222,227,039	0	0	220,290,232	0	1,936,807	0	0
学校教育課	0	45,364,240	0	0	45,364,240	39,553,500	0	0	0	5,810,740	0	0
学事課	0	66,072,485	0	16,327,500	80,481,629	13,374,245	0	57,756,594	0	0	0	9,350,790
生涯学習課	0	336,066,512	0	175,000,000	172,823,512	0	0	8,305,620	0	152,760,892	11,757,000	0
ホップ振興課	533,699,000	516,600	0	531,510,000	7,745,600	0	0	7,745,600	0	0	0	0
人権教育課	0	2,935,140	0	0	2,935,140	0	0	2,935,140	0	0	0	0
少年補導センター	0	0	0	0	717,912	0	0	0	0	0	0	717,912
市民図書館	0	5,137,934	0	0	134,338,555	0	0	0	0	0	0	134,338,555
青少年課	0	60,510,452	0	26,827,978	33,682,474	0	29,998,952	1,995,000	0	1,688,522	0	0
商業高等学校	7,749,000	6,072,150	0	0	17,606,575	0	0	0	0	17,606,575	0	0
教育研究所	0	5,992,843	0	0	5,992,843	0	0	0	0	0	0	5,992,843
自由民権記念館	0	15,715,625	0	0	15,715,625	0	0	0	0	0	0	15,715,625
市議会	0	4,624,000	0	0	8,152,460	0	0	0	0	8,152,460	0	0
選挙管理委員会	3,643,539	13,333,950	0	0	28,611,279	0	0	9,885,789	0	18,725,490	0	0
農業水産課	3,500,000	601,965	0	0	5,710,087	0	0	819,000	0	4,891,087	0	0
森林政策課	0	8,773,918	0	0	8,773,918	0	0	0	0	8,773,918	0	0
中山間振興課	0	10,840,000	0	7,500,000	3,340,000	0	0	3,340,000	0	0	0	0
耕地課	0	72,998,949	0	0	72,998,949	0	0	72,998,949	0	0	0	0
市場課	0	91,393,977	0	0	91,393,977	0	0	0	0	0	0	91,393,977
春野地域振興課	0	668,850	0	0	668,850	0	0	0	0	0	0	668,850
総合計	1,223,593,360	4,284,884,571	334,957,606	1,662,020,719	7,311,912,510	1,121,587,429	399,333,421	2,116,531,898	90,067,030	1,885,897,175	1,698,495,557	0